

令和4年（2022年）版
中野区健康福祉部事業概要

中 野 区

なかのくけんこうふくしとしせんげん
中野区健康福祉都市宣言

えがお
笑顔があふれるまち

こえ たが て さ の
声かけ互いに手を差し伸べあうまち

みずか けんこう まも
自ら健康を守るまち

く
みんながいきいきと暮らせるまち

ひとり たいせつ
一人ひとりを大切にするまち

きぼう ほこ も い
希望と誇りを持って生きられるまち

わたし なかのくみん
私たち中野区民はつくります

ひと わ たが げんき ささ あ
人の和で互いの元気を支え合うまち

す
住みつづけたいまち

けんこうふくしとし
「健康福祉都市なかの」

な か の く
中 野 区

ねん がつ にち
2004年3月28日

凡 例

- 1 この概要は、本文中に注記がない限り、事業実績は令和3年度または令和4年3月31日現在のものを、事業内容は令和4年9月現在のものを記載している。
- 2 年度とは、会計年度間（4月から翌年3月までの1年間）を示す。
- 3 表中の表章記号は、次のとおりである。
 - － ……………計数のない場合
 - … ……………計数が不明の場合
 - ・ ……………計数があり得ない場合
 - 0.0 ……………表章単位に満たない場合
 - △ ……………減少をあらわす場合
- 4 表中の割合を表す数値は、小数点以下について四捨五入しているため、合計が100にならないことがある。

目 次

第1部 健康福祉部の概要

第1章 組織のあらまし

第1 組織機構

1 部の沿革	2
2 区の組織図	5
3 部の組織及び所管事業	6
(1) 福祉推進課<福祉事務所>	6
(2) スポーツ振興課	6
(3) 障害福祉課<福祉事務所>	7
(4) 生活援護課<福祉事務所>	8
(5) 保健企画課<保健所>	8
(6) 保健予防課<保健所>	9
(7) 生活衛生課<保健所>	9
4 部の職員配置	10

第2 健康福祉部が所管する附属機関・補助機関

1 附属機関	11
2 補助機関	12

第2部 健康福祉施策

第1章 地域福祉計画などの着実な推進（福祉推進課）

第1 保健・福祉・医療の効果的な連携を運営管理

1 苦情調整	14
(1) 福祉サービス苦情調整委員（福祉オンブズマン）	14
(2) 民間福祉サービス紛争調整事業	15
(3) 区民葬儀	15

第2 健康・福祉を推進する企画運営

1 健康・福祉計画	16
(1) 計画調整	16

第3 地域で安心して暮らす高齢者

1 高齢者専門相談	17
(1) 高齢者困難事例等専門相談	17
(2) 緊急一時宿泊事業	19

(3) 高齢者施設措置	19
-------------	----

第4 区民の尊厳を守り支援する地域の福祉

1 地域福祉活動推進	20
(1) 地域福祉活動支援	20
(2) 社会福祉会館管理	20
(3) 公衆浴場助成事業等	21
(4) 戦没者、引揚者の援護	22
2 権利擁護推進	23
(1) 権利擁護事業支援	23
(2) 成年後見制度推進事業（中野区成年後見支援センター）	23
3 犯罪被害者等支援	23
(1) 犯罪被害者等相談支援	23

第5 法令を遵守した適正な福祉サービスが利用できる区民

1 社会福祉法人指導	25
(1) 社会福祉法人指導	25

第2章 スポーツ活動を推進し、誰もがいきいきと暮らす地域社会（スポーツ振興課）

第1 主体的にスポーツ活動を行う区民

1 スポーツ活動	26
(1) スポーツ・健康づくり推進計画	26
(2) スポーツ団体援助	26
(3) スポーツ事業	29
(4) 小中学校施設開放	29
(5) スポーツ推進委員	32

第2 区民の主体的な活動を支えるスポーツ環境の整備

1 スポーツ環境整備	34
(1) スポーツ施設調整	34

第3 東京2020オリンピック・パラリンピックを契機とした政策の推進

1 オリンピック・パラリンピック推進	42
(1) オリンピック・パラリンピック推進	42

第3章 障害者が安心して暮らせる地域社会（障害福祉課）

第1 個性と多様性が尊重され、社会で生き生きと活躍する障害者

1 障害者施策推進	43
(1) 障害福祉計画	43
(2) 障害者差別の解消	43
(3) ヘルプカード・ヘルプマーク啓発事業	43

(4) 障害者福祉のしおり	43
(5) 中野区障害者福祉事業団運営助成	44
(6) 区民ふれあい運動会	44
(7) 障害者社会活動センター	44
(8) 交通機関の割引等	44
2 障害者就労支援	44
(1) 障害者の就労・雇用促進	44
(2) 中小企業障害者雇用奨励金	45
(3) 障害者就労施設の受注機会の拡大	45
(4) 障害者就労施設に係る共同受注促進事業	45
第2 在宅で暮らし続けられる障害者	
1 障害者手当等	46
(1) 手当	46
(2) 年金	47
(3) 心身障害者医療費助成	47
(4) 原爆被爆者見舞金	47
2 地域生活支援	48
(1) 日常生活支援サービス	48
(2) 地域生活支援サービス	51
(3) 意思疎通支援	54
第3 障害者の自立を支えるサービスを適正に給付するしくみ	
1 自立支援給付	56
(1) 障害福祉サービスの制度概要	56
(2) 介護給付・訓練等給付	58
(3) 補装具給付	60
(4) 高額障害福祉サービス等給付費	61
(5) 自立支援医療制度（更生医療）	61
(6) 障害者（児）居宅介護従業者養成研修事業助成	61
(7) 障害者グループホーム家賃助成	61
(8) 障害福祉サービス支給決定	62
(9) 障害支援区分認定事務	62
第4 障害者相談を活用し、必要なサービスを利用する障害者	
1 障害者相談	63
(1) 障害者相談	63
(2) 精神障害者等の相談	64
(3) 身体障害者・知的障害者・精神障害者手帳の所持者	64
(4) 放送受信料の減免	66
(5) 自立支援医療制度（精神通院医療）	66
第5 適切なケアマネジメントにより支えられる障害者	
1 障害者支援	68
(1) ケースワーカーによる障害者支援	68

(2) 障害者相談支援事業所	68
(3) 障害者地域自立生活支援センター事業	68
(4) 成年後見制度	68
(5) 障害者自立支援協議会	68
(6) 障害者虐待防止センター	69
(7) 基幹相談支援センター	69
(8) 精神障害者地域生活支援拠点	69

第6 さまざまな障害者施設によって支えられる障害者の自立

1 障害者施設基盤整備	70
(1) 障害者施設整備	70
(2) 自立支援事業所経営支援	70
(3) 自立支援事業所事業支援	71
(4) 重度障害者通所施設運営支援	71
(5) 民間団体事業支援	72
(6) 障害者福祉施設管理	72
2 障害者施設運営	73
(1) 障害者福祉会館	73
(2) かみさぎこぶし園	75
(3) 精神障害者施設運営	76
(4) 弥生福祉作業所	78
(5) 生活寮	78
3 障害者等歯科医療	79

第7 障害や発達に課題のある子どもへの支援

1 子ども発達支援調整	80
(1)ペアレントメンター養成事業	80
(2) 障害児通所支援施設第三者評価受審費補助	80
(3) 重症心身障害児通所支援事業所医療的ケア事業補助	80
(4) 障害児相談支援事業運営費補助	80
(5) 重度・重複障害児等特別支援学校登下校支援事業	80
2 障害児通所給付	80
(1) 障害児通所給付の制度概要	80
(2) 障害児通所支援等	81
(3) 高額障害児通所給付費	82
3 障害児支援施設運営	82
(1) 療育センターアポロ園	82
(2) 重度・重複障害児通所支援施設 (子ども発達センターたんぼぼ)	84
(3) 知的・発達等障害児通所支援施設 (放課後デイサービスセンターみずいろ)	85
(4) 南部障害児通所支援施設 (療育センターゆめなりあ)	85

第4章 困窮から守られる暮らし（生活援護課）

第1 困窮から守られる暮らし

1 生活保護	88
（1）生活保護の目的	88
（2）保護の適用	88
（3）保護の種類	88
（4）世帯類型別にみた被保護世帯	88
（5）世帯類型別被保護世帯数の推移（各年度月平均）	90
（6）受給者の年代別人数の推移（各年1月の受給者数）	90
（7）保護の開始・廃止世帯数の推移	91
（8）保護の推移	92
（9）保護の基準	92
（10）保護施設の利用状況	93

第2 自立生活を援護する相談

1 生活援護推進	94
（1）保護費の状況	94
（2）中国残留邦人等支援	95
2 生活相談	95
（1）生活相談	95
（2）女性・婦人相談	96
（3）ホームレス対策等	97

第3 支援を受けて自立する困窮者等

1 自立支援	98
（1）被保護者自立支援	98
（2）生活困窮者自立支援制度	99
（3）資金貸付	99
（4）新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金事業	100

第5章 健康を維持推進する暮らし（保健企画課）

第1 生涯を通じた健康づくり

1 保健企画	101
（1）生活習慣病予防対策	101
（2）健康づくり支援	101

第2 健康の自己管理を行う区民

1 がん等健診	104
（1）がん等健診	104
（2）成人歯科健診	109
（3）後期高齢者健康診査	109

第3 国保データヘルス計画に基づく保健事業	
1 特定健診・保健指導	110
(1) 特定健診・保健指導	110
2 国保保健事業	111
(1) 国保保健事業	111

第4 安心できる地域医療体制の整備	
1 地域医療	112
(1) 地域医療機関誘致	112
(2) 救急医療体制支援	112
(3) 新型コロナウイルス感染症対策に伴う医療機関支援	114

第6章 健康不安のない地域社会（保健予防課）

第1 健康危機から守られる地域社会	
1 予防対策	116
(1) 定期予防接種	116
(2) 任意予防接種費用助成	120
(3) 臨時予防接種	121
(4) 予防接種による健康被害の救済措置	122
(5) 国民健康・栄養調査	123
(6) 骨髄移植ドナー支援事業	123
(7) 原子爆弾被爆者助成	123
(8) 小児精神障害者入院医療費助成	123
(9) 特定疾患等に係る医療費助成	123
(10) 給食施設等適正指導	128
2 大気汚染医療費助成	129
(1) 大気汚染医療費助成	129

第2 結核の早期発見・拡大防止・患者支援	
1 結核予防	130
(1) 予防接種及び健康診断	130
(2) 結核対策推進事業	131
(3) 患者管理	131
(4) 結核患者服薬支援事業（DOTS事業）	134
(5) 管理健診	135
(6) 接触者への対応	135
(7) 医療費公費負担	135
(8) 結核指定医療機関	136
2 感染予防	137
(1) 感染症発生動向	138
(2) 緊急時防疫対応	140
(3) エイズ等性感染症対策	140

(4) 肝炎対策（肝炎ウイルス検査）	142
(5) 新型コロナウイルス感染症対応	142

第3 地域でその人らしく生きるための精神保健支援・自殺対策

1 精神保健支援	145
(1) 自殺対策の推進	145
(2) 精神保健に係る申請等	146
(3) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進・支援事業	146

第7章 衛生的で環境にやさしい暮らしの推進（生活衛生課）

第1 衛生的で安心な生活環境が守られるまち

1 生活衛生・環境	148
(1) 防除指導	148
(2) あき地の除草対策	148
(3) カラス危害対策等	149
2 ペットとの共生推進	149
(1) 狂犬病の予防・畜犬登録	149
(2) ペットの適正飼養	150

第2 食品衛生に不安のない暮らし

1 食品衛生	151
(1) 食品衛生監視	151
(2) 安全確保	160

第3 安全・快適・清潔な暮らし

1 医薬環境衛生	161
(1) 医務薬事	161
(2) 環境衛生	164
2 試験検査	169
(1) 衛生検査	169

第3部 社会福祉法人、福祉団体

第1章 中野区社会福祉協議会

1 目的	174
2 事業所	174
3 組織	174
4 事業の内容	175

第2章 中野区障害者福祉事業団

【一般財団法人 中野区障害者福祉事業団】

1 目的	185
2 事業所	185
3 組織	185
4 利用登録	186
5 事業の内容	186

第4部 資料及び統計

1 予算と決算	192
(1) 令和4(2022)年度と令和3(2021)年度当初予算額	192
(2) 令和3(2021)年度決算額と令和4(2022)年度当初予算額	194
2 保健福祉のあゆみ	197
3 世帯と人口	209
4 衛生統計	211
(1) 人口動態統計	211
(2) 出生統計	214
(3) 死亡統計	216
5 スポーツ施設概要	222
(1) 総合体育館(キリンレモンスポーツセンター)	222
(2) 上高田運動施設	223
(3) 哲学堂運動施設	223
(4) 妙正寺川公園運動広場	224
(5) 中部スポーツ・コミュニティプラザ	225
(6) 南部スポーツ・コミュニティプラザ	225
(7) 鷺宮スポーツ・コミュニティプラザ	226



第1部 健康福祉部の概要



第1章 組織のあらまし

第1 組織機構

1 部の沿革

昭和40年4月、地方自治法一部改正に伴い、東京都から保健所業務の一部（定期予防接種、結核住民検診、母子健康手帳の交付など）及び、福祉事務所が区に移管された。また、区で初の部制を実施し、保健所業務を所管するため区民部区民課保健係を、福祉事務所業務などを所管するため福祉部の前身、厚生部を新設した。さらに、昭和50年4月の地方自治法一部改正に伴い、東京都から中野保健所・中野北保健所が区に移管されたことに伴い、保健衛生部を新設した。

いく度かの機構改革を経て、平成13年4月には、区民の身近な地域で総合的な保健福祉サービスを提供できるよう保健衛生部と福祉部を統合し、保健福祉部を新設した。

平成16年4月の組織改正では、目標と成果による区政運営の考え方のもと、部（分野・施策・事務事業）の目標を明らかにした体系を定め、その目標達成に向けた組織に改編した。

平成23年4月の組織改正では、新しい中野をつくる10か年計画（第2次）の効率的、効果的な実現、大規模プロジェクトの推進、ワンストップサービスへの取組などを展開していくとの考え方のもと、区の組織を大幅に改編した。

保健福祉部の保険医療分野及び介護保険分野を区民サービス管理部に移管し、中部すこやか福祉センター、各保健福祉センター及び福祉推進分野の一部事務（民生児童委員、地域支えあいネットワーク推進など）を地域支えあい推進室に移管、また、保健所の生活衛生分野を環境部に移管した。保健福祉部を改編した健康福祉部では、子ども家庭部から食育関係事業、教育委員会事務局から生涯学習関係施策の移管を受けるとともに、部経営分野と福祉推進分野を統合し、新たな福祉推進分野としたうえ、介護保険分野から介護基盤整備事業の移管を受けた。

平成31年4月の組織改正では、部の事務を分野に区分し、分野ごとに仕事を進める考え方を改め、「部」に「課」を、「課」に「係」を設置した。

文化振興・生涯学習施策を区民部に、高齢者サービス施策及び高齢者支援基盤整備施策を地域支えあい推進部に移管した。健康福祉部では、旧政策室からオリンピック・パラリンピック推進施策、区民部から保健事業施策、環境部から衛生環境施策、食品衛生施策及び医薬環境衛生施策の移管を受けた。

これまでの組織改正の主な経過は次のとおりである。

- 昭和40年4月 ・東京都から保健所業務の一部及び福祉事務所が区に移管。
・区民部区民課保健係、厚生部を新設。厚生部は、管理課、福祉課、国民健康保険課、国民年金課、福祉事務所の4課1所。
- 昭和43年10月 ・中野区役所改築。保健係を区民部区民課から区民部管理課へ。
・厚生部国民健康保険課と国民年金課を統合し、保険年金課を新設。
- 昭和45年4月 ・保育所業務の増大に対応するため、厚生部保育課を新設。
- 昭和48年5月 ・区民部区民課「保健係」を「防除指導係」に改め、そ族・昆虫駆除の事務を担当し、それ以外の事務については福祉部管理課の事務とする。
・厚生部を福祉部と児童部に分割。福祉部は、管理課、福祉課、保険年金課、福祉事務所の3課1事務所。児童部（児童課、保育課）で保育園措置を含む児童福祉関係を担当。
- 昭和50年4月 ・東京都から中野保健所、中野北保健所が区に移管。
・福祉部の保健衛生部門を新設の保健衛生部に統合。

- 昭和50年7月 ・老人福祉の一層の充実を図るため福祉部老人福祉課を新設。
- 昭和53年5月 ・大福祉事務所制に基づく福祉部の機構改革を実施。福祉部は福祉事務所との複合組織として、保護課、老人福祉課、福祉課、保険年金課の4課構成となる。
- 昭和54年10月 ・障害者福祉会館を開設。
- 昭和55年1月 ・鷺宮保健相談所を開設。
- 昭和55年3月 ・障害者福祉作業所、授産場が東京都から移管される。
- 昭和56年4月 ・国際障害者年を契機に、障害のある人への福祉の一層の充実を図るため、福祉部障害福祉課を新設。
- 昭和57年8月 ・衛生試験所を開設。
- 昭和57年12月 ・保健衛生部に「老人保健担当副主幹」を配置。
- 昭和58年4月 ・南部保健相談所を開設。
- 昭和58年6月 ・保健衛生部「健康課」を「保健衛生課」に改め、「庶務係」「保健計画係」「防除指導係」を置くとともに、「健康課」を新たに新設し、「成人保健係」「母子保健係」「訪問指導係」を置く（訪問指導係は福祉部老人福祉課から移す）。
- 昭和60年4月 ・保健所「総務課」と「衛生課」を統合し、「総務衛生課」を置く。
- 昭和61年4月 ・児童青少年部の廃止などの全庁的な組織改正の一環として、福祉部福祉課から保健衛生部健康課に「医療助成係」を移す。
・児童青少年部保育課を福祉部の所管として、保険年金課を福祉部から区民部へ移す。これにより、福祉部は福祉六法にかかわる事務をほぼすべて所掌することとなった。また、中野福祉作業所を障害福祉課の所管とした。
- 平成3年4月 ・福祉部「老人福祉課」を「高齢福祉課」に名称変更。
- 平成4年4月 ・保健衛生部「保健衛生課」を「保健計画課」に改める。
- 平成5年4月 ・保健衛生部に「保健施設整備担当副参事」を配置。
- 平成7年2月 ・精神障害者社会復帰センターを開設。
- 平成9年4月 ・保健衛生部に「地域保健推進担当課長」を設置。
・福祉部の組織再編。福祉計画課、生活援護課、福祉事業課、保健福祉課、保育課、障害者福祉会館の5課1館と福祉サービス事業団担当課長、中部保健福祉センター開設準備担当課長、保健指導担当課長を配置。
- 平成9年9月 ・中部保健福祉センターを開設。
- 平成10年1月 ・介護保険導入に向け、介護保険準備担当課長を配置。
- 平成10年4月 ・「中野・中野北両保健所」を合併し「中野区保健所」を設置。「保健衛生部＝中野区保健所」を統合。
「中野・中野北両保健所の総務衛生課」を合併し、「生活衛生課」を設置するとともに、「中野保健所予防課」を総括機能を有する「予防一課」、「中野北保健所予防課」を「予防二課」とする。「衛生試験所」を「保健計画課」に組み入れる。
・福祉部に北部保健福祉センター開設準備担当課長を配置。
- 平成10年7月 ・保健衛生部次長を廃止。
- 平成10年9月 ・北部保健福祉センターを開設。
- 平成11年4月 ・福祉部に介護保険準備課を新設。
- 平成12年4月 ・介護保険制度開始に伴い福祉部に介護保険担当部長を配置し、介護支援課、介護保険課を新設、中部・北部保健福祉センターを保健福祉センターに統合。
- 平成13年4月 ・保健衛生部と福祉部を統合し、「保健福祉部」を新たに設置。
部の構成は、保健福祉課、生活援護課、福祉事業課、介護保険課、介護支援課、障害者福祉会館、健康推進課（保健計画課と健康課を統合）、生活衛生課、保健予防課（予防一課と予防二課を統合）、保健福祉センター、北部保健福祉相談所（予

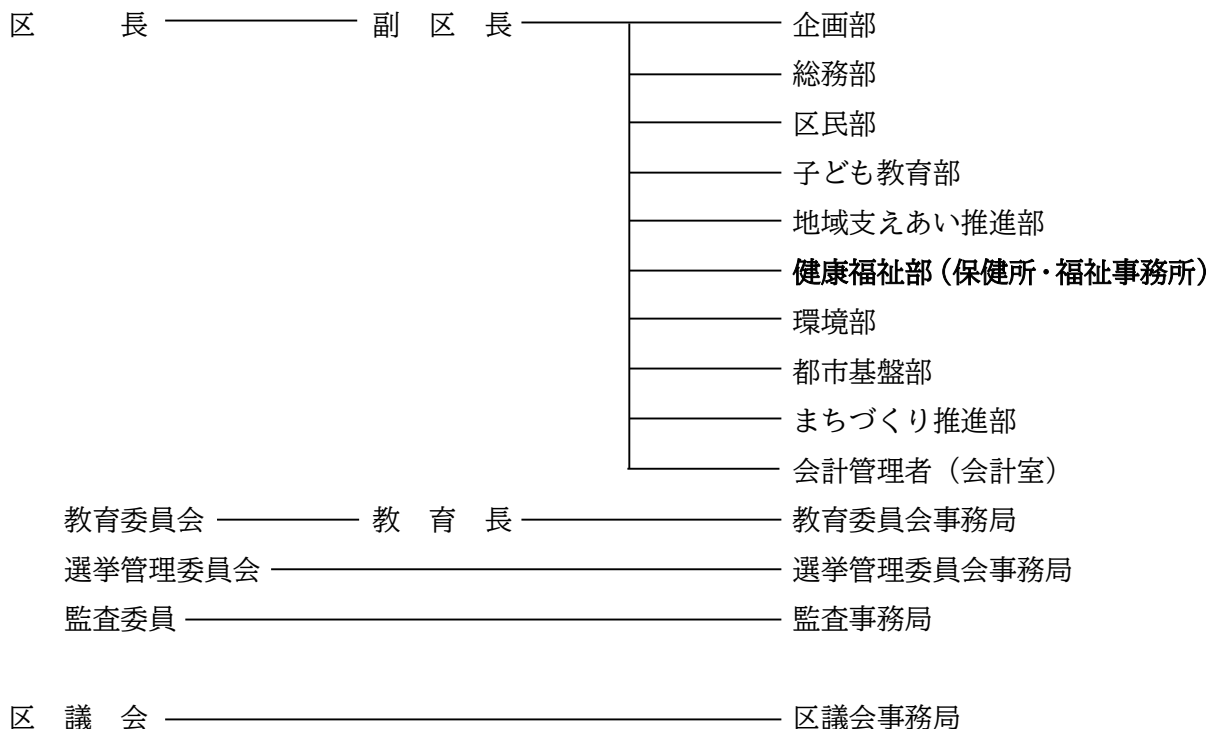
防二課を改める)、南部保健福祉相談所(南部保健相談所を改める)、鷺宮保健福祉相談所(鷺宮保健相談所を改める)とする。

なお、保育課は、地域センター一部所管とする。

- 平成15年4月
 - ・福祉事業課と介護支援課を廃止し、新たに高齢福祉課と障害福祉課を設置。
 - ・保健福祉センターを中部保健福祉センターに、北部保健福祉相談所を北部保健福祉センターに、南部保健福祉相談所を南部保健福祉センターに、鷺宮保健福祉相談所を鷺宮保健福祉センターに改めるとともに、健康推進課とあわせ、保健所組織から除く。
- 平成16年4月
 - ・目標と成果による区政運営の考え方のもと部の事務分掌を分野に区分し、課制を廃止。
 - ・母子保健などの子ども関係事務を新設の子ども家庭部に移管するとともに、新たに国民健康保険関係事務及び公害関係事務の移管を受ける。
- 平成17年4月
 - ・公害関係事務を区民生活部に移管する。
 - ・かみさぎこぶし園に指定管理者制度を導入。
- 平成18年4月
 - ・健康づくり分野と高齢福祉分野を統合し、新たに健康・高齢分野を設置するとともに、高齢者会館等の所管を各保健福祉センターとする。また、保健福祉分野を地域ケア分野に改編するとともに、保健福祉センターに配置していた高齢者及び障害者担当のケースワーカーを地域ケア分野及び障害福祉分野の所属とする。
 - ・生活寮に指定管理者制度を導入。
- 平成19年4月
 - ・後期高齢者医療制度の創設などに対応するため、保険医療分野に、新たに医療制度改革担当を設置する。
- 平成20年4月
 - ・健康・高齢分野と地域ケア分野を再編し、新たに健康推進分野と福祉推進分野を設置する。
 - ・子ども家庭部から大気汚染医療費助成関係事務の移管を受ける。
- 平成21年4月
 - ・障害者福祉会館に指定管理者制度を導入。
- 平成22年7月
 - ・中部保健福祉センターを廃止し、その機能も含めた中部すこやか福祉センターを仲町小学校跡に開設。
- 平成23年4月
 - ・保健福祉部を改編し、「健康福祉部」を新たに設置。
 - 部の構成は、福祉推進分野、保健予防分野、健康推進分野、障害福祉分野、生活援護分野、学習スポーツ分野の6分野とする。
 - なお、健康推進分野を保健所組織とする。
 - ・仲町就労支援事業所を指定管理者制度により開設。
- 平成24年4月
 - ・中野福祉作業所に指定管理者制度を導入。
- 平成25年4月
 - ・生活援護分野に生活保護施策を担当する副参事(執行責任者)を新設。
- 平成26年4月
 - ・健康推進分野と学習スポーツ分野を統合し、新たに健康・スポーツ分野とする(部の構成は5分野)。
 - 健康推進分野の区民健診等業務は保健予防分野へ移管する。
 - ・福祉推進分野に臨時福祉給付金等を担当する副参事(執行責任者)を新設。
 - ・弥生福祉作業所に指定管理者制度を導入。
- 平成29年4月
 - ・健康・スポーツ分野を健康推進分野と文化・スポーツ分野とし、部の構成は、福祉推進分野、健康推進分野、保健予防分野、文化・スポーツ分野、障害福祉分野、生活援護分野の6分野とする。
 - ・保健予防分野の区民健診等業務は健康推進分野に移管する。
- 平成30年4月
 - ・臨時福祉給付金給付担当を廃止。
 - ・中野福祉作業所を廃止。

- 平成 31 年 4 月
 - ・部の事務を分野に区分し、分野ごとに仕事を進める考え方を改め、「部」に「課」を、「課」に「係」を設置する。
 - ・文化振興・生涯学習施策を区民部に、高齢者サービス施策及び高齢者支援基盤整備施策を地域支えあい推進部に移管するとともに、新たにオリンピック・パラリンピック推進施策、保健事業施策、衛生環境施策、食品衛生施策及び医薬環境衛生施策の移管を受ける。
 - ・部の構成は、福祉推進課、スポーツ振興課、障害福祉課、生活援護課、保健企画課、保健予防課、生活衛生課の 7 課とする。
 - ・健康推進分野は保健企画課に名称変更し、保健所に移転。
保健所は、保健企画課、保健予防課、生活衛生課の 3 課体制とする。
 - ・保健事業施策を保健企画課に移管。
 - ・生活援護課に生活保護担当課長を、保健企画課に地域医療連携担当課長を新設。
- 令和 3 年 1 月
 - ・保健予防課に新型コロナウイルスワクチン接種担当を新設。
- 令和 3 年 4 月
 - ・保健所に保健所次長を新設。
- 令和 3 年 6 月
 - ・生活援護課に生活自立支援金給付担当を新設。
- 令和 4 年 4 月
 - ・スポーツ振興課のオリンピック・パラリンピック推進施策を廃止。
 - ・子ども教育部より子ども発達支援施策の移管を受け、障害福祉課に障害福祉サービス担当課長を新設。
- 令和 4 年 7 月
 - ・障害福祉課に基幹相談支援係を新設。

2 区の組織図



3 部の組織及び所管事業
 (1) 福祉推進課<福祉事務所>

福祉推進	
1 庶務	
1 管理事務	部の管理事務
2 高齢・障害福祉システム管理	高齢・障害福祉システム管理
3 苦情調整	福祉サービス苦情調整委員 民間福祉サービス紛争調整事業 障害者差別解消法相談窓口
2 健康福祉企画	
1 健康・福祉計画	計画調整
3 高齢者専門相談	
1 高齢者専門相談	高齢者困難事例等専門相談 緊急一時宿泊事業 高齢者施設措置
4 地域福祉推進	
1 地域福祉活動推進	地域福祉活動支援 社会福社会館管理 公衆浴場助成事業等
2 権利擁護推進	権利擁護事業支援 成年後見制度推進事業
3 犯罪被害者等支援	犯罪被害者等相談支援
5 社会福祉法人指導	
1 社会福祉法人指導	社会福祉法人指導 社会福祉連携推進法人指導

(2) スポーツ振興課

スポーツ振興	
1 スポーツ活動	
1 スポーツ活動	スポーツ・健康づくり推進計画 スポーツ団体援助 スポーツ事業 小中学校施設開放 スポーツ推進委員
2 スポーツ環境整備	
1 スポーツ環境整備	スポーツ施設調整

(3) 障害福祉課<福祉事務所>

障害福祉	
1 障害者施策推進	
1 障害者施策推進	障害者施策推進
2 障害者就労支援	障害者の就労・雇用促進
2 在宅福祉	
1 障害者手当等	障害者手当等
2 地域生活支援	日常生活支援サービス 地域生活支援サービス 意思疎通支援
3 認定給付	
1 自立支援給付	介護給付・訓練等給付 補装具給付 更生医療給付等 自立支援給付等調整
4 障害者相談	
1 障害者相談	障害者相談
5 障害者支援	
1 障害者支援	障害者支援
6 基幹相談支援	
1 基幹相談支援	基幹相談支援
7 障害者施設	
1 障害者施設基盤整備	障害者施設整備等支援
2 障害者施設運営	障害者福祉会館運営 かみさぎこぶし園 精神障害者施設運営 弥生福祉作業所 生活寮
3 障害者等歯科医療	障害者等歯科医療
8 子ども発達支援	
1 子ども発達支援	子ども発達支援調整 障害児通所給付 障害児支援施設運営

(4) 生活援護課<福祉事務所>

生活援護		
1 生活保護	1 生活保護	生活保護 高齢者保護 医療・介護
2 生活援護推進	1 生活援護推進	生活援護推進 生活援護調整
3 生活相談	1 生活相談	生活相談・女性相談 ホームレス対策等
4 自立支援	1 自立支援	就労等自立支援 資金貸付 生活困窮者自立支援金

(5) 保健企画課<保健所>

保健企画		
1 保健企画	1 保健企画	生活習慣病予防対策 健康づくり支援
2 区民健診	1 がん等健診	がん等健診
3 保健事業	1 特定健診・保健指導	特定健診・保健指導
	2 国保保健事業	国保保健事業
4 医療連携	1 地域医療	地域医療支援 救急医療体制支援

(6) 保健予防課<保健所>

保健予防	
1 保健予防	
1 予防対策	健康危機管理 衛生統計・研修等 予防接種 給食施設等適正指導
2 大気汚染医療費助成	大気汚染医療費助成
2 結核・感染症予防	
1 結核予防	結核医療
2 感染予防	感染症対策 新型コロナウイルス感染症
3 精神保健支援	
1 精神保健支援	精神保健支援

(7) 生活衛生課<保健所>

生活衛生	
1 衛生環境	
1 衛生環境	生活衛生・環境推進 防除指導・カラス危害対策等
2 愛護動物との共生推進	狂犬病の予防・蓄犬登録 ペットの適正飼養
2 食品衛生	
1 食品衛生監視	食品衛生監視
2 食品の安全確保	食品の安全確保対策の推進
3 医薬環境衛生	
1 医務薬事監視	医務薬事監視
2 環境衛生監視	環境衛生監視
3 試験検査	衛生検査

4 部の職員配置

令和4年4月1日現在現員

	総数 (短時間再任用除く)	職 務																短時間再任用			
		医師	一般事務	福祉	衛生	診療放射線	歯科衛生士	作業療法士	検査技術	栄養士	保健師	看護師	介護指導	家庭奉仕	調理	用務	社会教育		学芸員	事務業務	
健康福祉部長	1		1																		
保健所長	1	1																			
保健所次長	1		1																		
福祉推進課	23		18	4				1													1
スポーツ振興課	11		11																		1
障害福祉課	54		35	16							3										1
生活援護課	108		78	29					1												4
保健企画課	13		12								1										
保健予防課	31	2	14		1	2				2	10										
生活衛生課	33		7		24				2												
計	276	3	177	49	25	2	0	1	3	2	14	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7

※衛生は、食品衛生監視・保健衛生監視

◎管理職 12人 (医師2人、事務7人、福祉1人、検査技術1人、保健師1人)

○一般職 264人 (常勤再任用含む)

第2 健康福祉部が所管する附属機関・補助機関

1 附属機関

(1) 中野区健康福祉審議会【所管：福祉推進課】

所掌事項・・・区長の諮問に応じ、保健医療、社会福祉及び健康増進に係る重要な計画や施策の連携・総合化のための基本指針、介護保険事業の充実・改善、健康増進に資するスポーツ活動の推進に関することを調査審議する。

また、諮問に対する答申のほか、保健医療、社会福祉及び健康増進に関して、区長に意見を述べる。

組 織・・・学識経験者、保健医療関係者、社会福祉関係者、スポーツ団体関係者、区民のうちから区長が委嘱する委員32人以内。

任 期・・・3年

(2) 中野区福祉サービス苦情調整委員【所管：福祉推進課】

所掌事項・・・福祉サービスの適用に係る区民の苦情の申立てを受け、その申立て事項について調査、審査するとともに、是正を求める意見の表明などを行う。

組 織・・・人格が高潔で、福祉、法律等に関して優れた識見を有する者のうちから区長が委嘱する委員4人以内。

任 期・・・2年

(3) 中野区民間福祉サービス紛争調停委員【所管：福祉推進課】

所掌事項・・・民間福祉サービスに係る民間事業者と利用者との間の紛争について、調停を行うとともに、場合により区長による勧告を求める。

組 織・・・人格が高潔で、福祉及び法律に関し優れた識見を有する者のうちから区長が委嘱する委員3人以内。

任 期・・・2年

(4) 中野区感染症診査協議会【所管：保健予防課】

所掌事項・・・区長の諮問に応じ、感染症法に基づく就業制限の通知、入院の勧告、入院の期間の延長及び結核患者の医療費公費負担に関し必要な事項を審議する。

組 織・・・感染症指定医療機関の医師1人以上。感染症の患者の医療に関し学識経験を有する者（感染症指定医療機関の医師を除く）1人以上。法律に関し学識経験を有する者1人以上。医療及び法律以外の学識経験を有する者1人以上。4人以上12人以下の委員。

任 期・・・2年

(5) 中野区大気汚染障害者認定審査会【所管：保健予防課】

所掌事項・・・区長の諮問に応じ、大気汚染障害者の認定にかかる必要な調査審議を行い、区長に意見を述べる。

組 織・・・医学に関し学識経験のある者のうちから区長が委嘱する委員10人以内。

任 期・・・2年

(6) 中野区自殺対策審議会【所管：保健予防課】

所掌事項・・・区長の諮問に応じ、自殺対策計画の策定及び変更に関する事項、その他自殺対策に係る施策の推進に関し、必要な事項について審議し、答申する。

組 織・・・学識経験者、保健医療関係者、社会福祉関係者、関係行政機関の職員、その他区長が必要と認める者のうちから区長が委嘱する委員20人以内。

任 期・・・3年

(7) 中野区障害者の障害支援区分に係る審査及び判定等に関する審査会【所管：障害福祉課】

所掌事項・・・障害支援区分の審査及び判定等の業務を行う。

組 織・・・障害のある人等の保健または福祉に関する学識経験を有する者のうちから区長が委嘱する委員30人以内。

任 期・・・2年

(8) 中野区障害者差別解消審議会【所管：障害福祉課】

所掌事項・・・区長の諮問に応じ、障害を理由とする不当な差別的取扱い及び社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮に係る区の方針、障害を理由とする差別の解消に係る啓発活動、その他障害を理由とする差別の解消に関する取組に必要な事項について審議し、意見を述べる。

組 織・・・学識経験者、関係団体が推薦する者、その他区長が必要と認める者のうちから区長が委嘱する委員5人以内。

任 期・・・3年

(9) 中野区食品安全委員会【所管：生活衛生課】

所掌事項・・・区長の諮問に応じ、食品の安全確保に関する重要な事項について調査審議し食品の安全確保を推進するために必要な事項について区長に意見を述べる。

組 織・・・学識経験者、営業者団体が推薦する者、消費者団体が推薦する者、公募による区民のうちから区長が委嘱する委員15人以内。

任 期・・・2年

(10) 中野区災害弔慰金等支給審査委員会【所管：生活援護課】

所掌事項・・・区長の諮問に応じ、弔慰金及び見舞金の支給に関する事項を調査審議し、答申する。

組 織・・・医師、弁護士、その他区長が必要と認める者のうちから区長が委嘱する委員5人以内。

任 期・・・2年

2 補助機関

中野区の福祉施策のあり方について調査研究するため、地方自治法第174条の規定に基づく「中野区福祉問題専門委員」の設置規定を設けている（中野区専門委員の設置等に関する規則）。



第2部 健康福祉施策



第1章 地域福祉計画などの着実な推進（福祉推進課）

第1 保健・福祉・医療の効果的な連携を運営管理

1 苦情調整

(1) 福祉サービス苦情調整委員（福祉オンブズマン）

①目的

区が提供する福祉サービスの適用に係る区民の苦情を、公平な第三者機関である福祉サービス苦情調整委員（通称：福祉オンブズマン）を通して処理することにより、区民の権利及び利益を擁護し、もって公正で信頼される区政の推進に資することを目的とし、平成2年10月から実施している（中野区福祉サービスの適用に係る苦情の処理に関する条例）。

②福祉オンブズマン

区長の附属機関として条例で設置し、区長が委嘱する。人数は4人以内、任期は2年。再任も可能である。職務内容は、(a)区民から福祉サービスに関する申立てを受け付けること、(b)苦情の申立てに関する調査・審査をし、その結果を申立人に通知すること、(c)必要があると認めるときは是正を求める意見、または制度の改善を求める意見を表明すること、(d)申立ての処理状況について、毎年度区長に報告することなどである。

申立てを受け付けたときは、実施機関（区長等）に対して関係書類の提出及び事情の説明を求めるなどの調査を行うことができる調査権が付与されている。

③制度のしくみ

ア 申立ての手続き

苦情を申し立てることができる事項は、区が行う福祉サービスの個別の適用に関する苦情で、その事実があつてから2年以内のものであること。

申立てができるのは、(a)現に区の福祉サービスを利用している者や取り消された者またはその申請を却下された者、(b)その家族、(c)区内の民生委員等であること。

申立てには事前予約が必要（随時受付）。電話、電子メール、ファクシミリ、手紙等で住所、氏名、電話番号、苦情の要旨を事務局に伝え、相談する。申立日は、毎週火曜日（第5週を除く）。

イ 申立ての処理

福祉オンブズマンは、申立ての内容の適否について調査・審査をし、その結果を申立人に通知する。申立てに理由があると認めるときは、実施機関に対し、福祉サービスの適用について是正を求める意見を表明するとともに、その旨を申立人に通知しなければならない。

また、申立てに係る苦情の原因が福祉サービスの制度に起因し、その改善が必要と判断したときは、合議により、当該制度の改善を求める意見を表明することができる。

実施機関は、福祉オンブズマンから意見の表明を受けたときは、これを尊重し、誠実に対応しなければならない。

区長は、本制度の運営状況について、毎年度公表しなければならない。

④苦情申立て状況

○苦情申立件数 2件

(2) 民間福祉サービス紛争調整事業

①目的

民間福祉サービスに係る民間事業者と利用者との間の紛争について、調停の制度を設けると等により、その迅速かつ適正な解決を図り、もって区民の権利及び利益を擁護するとともに、民間福祉サービスの質の向上を図ることを目的に、平成19年10月から実施している（中野区民間福祉サービスに係る紛争の解決の促進に関する条例）。

②紛争調停委員

区長の附属機関として条例で設置し、区長が委嘱する。人数は3人以内、任期は2年。再任も可能である。職務内容は、区長が受け付けた調停の申請のうち紛争調停委員の調停に付された紛争について、(a)調停案を作成し、当事者に受諾の勧告をすること、(b)必要があると認めるときは、当事者に説明を求め、調査を行うこと、(c)当事者が正当な理由なく調停案を受諾しないときは、調停案を受諾すべき旨の勧告を区長に求めること、(d)調停に付された紛争に係る民間福祉サービスが違法または不当なものであると認められるときは、当該民間福祉サービスに関し必要な措置をとるべき旨の勧告を区長に求めること、(e)調停の処理状況について、毎年度区長に報告することなどである。

③制度のしくみ

ア 調停の申請手続き

調停を申請することができる事項は、民間事業者が中野区の区域内において有償で提供する福祉サービスの利用に関する紛争で、その事実があつてから1年以内のものである。

申請ができるのは、利用者（現に民間福祉サービスを利用している者、利用しようとする者及び利用していた者で、区内に住所を有するもの）または民間事業者である。

事前に電話、電子メール、ファクシミリ、手紙等で住所、氏名、電話番号及び紛争の概要を事務局に伝え相談の上、文書により調停の申請をする。

イ 申請の処理

区長が受け付けた調停の申請を紛争調停委員の調停に付すと、紛争調停委員は、必要に応じて当事者から説明を受けるなどして調査を行う。その結果、調停案を作成し当事者に受諾の勧告をする。当事者双方が調停案を受諾すると調停が成立するが、受諾しない場合は調停が打ち切られる。なお、当事者が正当な理由なく調停案を受諾しないときは、調停案を受諾すべき旨の勧告を区長に求める。区長は当事者が正当な理由なく当該勧告に従わないときはその旨を公表することができる。

区長は、本制度の運営状況について、毎年度公表しなければならない。

④処理状況

○調停申請件数 0件

(3) 区民葬儀

葬祭費の軽減を図るため、「特別区区民葬儀運営協議会」の実施要領に基づき昭和40年4月から実施している。

○区民葬儀券交付件数 428件

第2 健康・福祉を推進する企画運営

1 健康・福祉計画

(1) 計画調整

①健康福祉審議会

中野区の保健医療、社会福祉及び健康増進に関する重要な事項について、総合的に検討し、区民の生涯にわたる健康で文化的な生活の確保及び活力に満ちた長寿社会の実現を目的とした施策の推進を図るために、区長の附属機関として中野区健康福祉審議会を設置している（中野区健康福祉審議会条例、中野区健康福祉審議会条例施行規則）。

令和2年4月、中野区健康福祉総合推進計画の改定および第8期介護保険事業計画、第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画の策定に向け、第9期中野区健康福祉審議会を設置した（委員32人、任期3年）。

中野区健康福祉審議会の答申を踏まえ、令和3年3月に「中野区高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画」「中野区障害者計画・第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画」を策定し、令和3年度は、「中野区基本計画」の策定に合わせ、令和3年10月に「中野区地域福祉計画、中野区成年後見制度利用促進計画、中野区スポーツ・健康づくり推進計画」を策定した。

令和6年3月の「中野区地域福祉計画、中野区成年後見制度利用促進計画、中野区スポーツ・健康づくり推進計画」の改定に向け、令和5年4月に第10期中野区健康福祉審議会の設置を予定している。

②健康福祉に関する意識調査

中野区地域福祉計画等の健康福祉関連計画策定の検討に資することを目的として、健康福祉施策等に係る区民等の関心や意見を把握するため、3年に1度アンケート調査を実施する。令和4年度は、9月に実施予定である。

調査対象・・・満18歳以上の区民（民法改正による成年年齢引き下げに伴い、令和4年度からは20歳以上の区民から18歳以上の区民に改める。）

調査地域・・・中野区全域

標本抽出数・・・3,000人

抽出方法・・・無作為抽出

回収状況

年 度	30	31	2	3
有効回収数	1,046	1,028	1,379	-
回収率	34.9%	34.3%	46.0%	-

※令和2年度までは毎年実施

③福祉のまちづくり

区内の建築物その他の施設について建築確認申請時に事前協議を行い、建築主等施設の設置管理者の協力を得て、障害のある人や高齢者を含めたすべての人が容易に利用できるよう、その構造及び設備の整備・改善を進めている（福祉のまちづくりのための環境整備要綱）。

なお、福祉のまちづくりのための環境整備に関する事前協議等の事務は、都市基盤部建築課が所管している。

福祉のまちづくり協議成立件数

単位：件

年 度	29	30	31	2	3
都条例	32	38	38	22	36
区要綱	2	2	2	2	2

第3 地域で安心して暮らす高齢者

1 高齢者専門相談

(1) 高齢者困難事例等専門相談

①高齢者虐待防止

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（高齢者虐待防止法）が、平成18年4月1日に施行され、区市町村の役割や高齢者虐待発見者の通報義務（努力義務を含む）等が定められた。これを受けて、区では、平成20年4月、「高齢者虐待防止に向けて～中野区高齢者虐待対応マニュアル～」を作成し、令和2年3月に改訂版を発行している。また、「知って防ごう高齢者虐待」のリーフレットを各相談窓口に配布し啓発を行っている。

○高齢者虐待の通報・届出件数

高齢者虐待通報・届出

年度	29	30	31	2	3
件数	34	47	71	75	107

ア 中野区高齢者・障害者虐待対応連絡会

高齢者虐待の防止、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護及び養護者に対する支援に関して、区、関係機関及び関係団体との連携協力体制を整備するため、「中野区高齢者虐待対応連絡会」を平成18年11月24日に設置し、年1回程度実施している。平成24年度から障害者への虐待防止等のために障害福祉関係機関を加え「中野区高齢者・障害者虐待対応連絡会」に改組した（中野区高齢者・障害者虐待対応連絡会設置要綱）。

○開催実績 1回

イ 高齢者支援専門ケース会議

高齢者専門相談係や地域包括支援センター等が支援している高齢者の中で、虐待や認知症等の理由で特に支援が困難なケースについて、弁護士及び精神科医を招いて専門ケース会議を開催し、専門的立場からの助言を得て適切な支援方法を検討している。

○開催実績 5回

②成年後見制度

認知症や知的障害、精神障害等により、判断能力が不十分な人々の権利や財産を守ることを目的として、平成12年4月から始まった民法で規定された制度である。区では、関係機関と連携を図りながら、同制度の区民への普及・定着を目指している。

ア 制度創設の背景

高齢社会が進み、加齢に伴い心身の機能が衰えた高齢者が単身や夫婦だけの生活を続けることが増えている。また、知的障害や精神障害のある人も住み慣れた地域で生活し続けたいというニーズがある。こうした人々が持てる力を活かし自己決定の原則が尊重されながら、地域で生活できる社会を実現することがノーマライゼーションの理念が目指しているところである。

認知症や障害などで判断能力が不十分な人々にとって、本人の意思や本人の利益を最大限に尊重しながら、契約など日常の諸手続を代理する仕組みが必要とされていた。かつて、措置として行われていた高齢者サービスから、本人と事業者との契約に基づきサービスを受ける介護保険制度が平成12年4月に導入されることに併せて民法が改正され、成年後見制度が創設された。

イ 法定後見制度と任意後見制度

同制度には、「法定」と「任意」の二つの仕組みが設けられている。

法定後見制度は、現に判断能力の不十分な状態にある人について、主として本人や家族（配偶者または四親等内の親族）の申立てにより、家庭裁判所が適任と認める者を成年後見人等に選任する制度である。援助者としての後見人等は、本人（対象者）の判断能力の程度により、「補助人」「保佐人」「後見人」（※）に分かれており、それぞれの援助者に付与された権限に従って、財産の管理や保健福祉サービス等の契約などの法律行為を行う。

後見人等には、配偶者等の親族のほか、弁護士や司法書士などの法律家や社会福祉士など、事情を考慮した上でふさわしい人が選任される（複数の人や法人もなることができる）。また、後見人等を監督する監督人が選任されることもある。

これに対し、任意後見制度は、本人が十分な判断能力を持っている間に、将来に備えて、自らが選んだ代理人（任意後見人）を事前の契約によって決めておく制度であり、自己決定の尊重の理念が反映されている。

なお、法定後見制度では、民法等で認める申立権者の他に、本人に身寄りがないなどの特別な場合には、区長による申立てを認めている（老人福祉法第32条、知的障害者福祉法第28条、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第51条の11の2）。

※「補助人」… 判断能力が不十分な方

「保佐人」… 判断能力が著しく不十分な方

「後見人」… 判断能力が欠けているのが通常の状態の方

ウ 区の取組

（ア）区長申立て実績（老人福祉法によるもの）

区長申立て件数

年度	29	30	31	2	3
件数	35	34	13	34	39

※知的障害または精神障害のある人の区長申立て件数は68ページ参照

区長申立て内訳

単位：人

性別	年 齢			類 型			
	65歳未満	65～74歳	75歳以上	後見	保佐	補助	
男	14	0	3	11	12	2	0
女	25	0	2	23	17	7	1
計	39	0	5	34	29	9	1

（イ）普及活動

関係する相談窓口チラシ等を置き、区民への啓発に努めている。

（ウ）利用支援（介護保険地域支援事業）

平成18年度から身近な総合相談支援・権利擁護の窓口として、地域包括支援センターが区内8か所に設置され、福祉推進課の高齢者専門相談係や成年後見支援センター（中野区社会福祉協議会）と連携をとりながら、成年後見制度利用支援の役割を担っている。

(2) 緊急一時宿泊事業

平成16年度から、区内の特別養護老人ホーム等を利用し、家庭の事情や災害、介護者の急病などにより、在宅での生活が困難な概ね65歳以上の高齢者に対し、原則として14日以内で利用できる緊急時の一時宿泊（ショートステイ）事業を実施している。家族や関係者及び関係機関と連携し、必要なサービスの調整を行っている。

- 利用相談窓口 各地域包括支援センター
- 自己負担 ①利用料…要介護認定の有無や住民税の課税状況に応じた負担あり
②施設で定める食費、滞在費、雑費
- 利用実績 利用日数 延330日、利用者数 実人員40人

(3) 高齢者施設措置

養護老人ホームは、概ね65歳以上で、家庭環境上及び経済上の理由により家庭で生活することが困難な方のための施設で、本人及び世帯の生計中心者が、区民税所得割非課税の方及び生活保護受給世帯、または災害等により生活の状態が困窮していると認められる人を対象としている。

特別養護老人ホームは、契約による入所が困難である等、やむを得ない事由がある場合に限り、措置による入所を行う（老人福祉法第10条の4、第11条）。

①老人ホーム入所判定委員会

老人ホーム入所措置等の適正な実施を図るため、入所判定委員会（委員任期は1年度）を昭和61年10月から設置している（中野区老人ホーム入所判定委員会設置要綱）。

- 開催回数 3回

②年度別・施設別ホーム入所状況（措置によるもののみ）

養護老人ホーム入所実績

単位：人

年度	29	30	31	2	3
延入所者数	895	900	848	857	810

養護老人ホーム施設別入所者数

単位：人

施設名	所在地	入所者数	施設名	所在地	入所者数
さくらコート青葉町	東村山市	1	万世敬老園	昭島市	1
浴風園	杉並区	6	偕生園	昭島市	9
櫓の里	八王子市	5	新浅川園	八王子市	1
竹の里	八王子市	3	聖家族ホーム	清瀬市	5
美山苑	八王子市	4	松楓園	あきる野市	3
浅川ホーム	八王子市	2	高幡台老人ホーム	日野市	2
信愛寮	府中市	1	弘寿園	三鷹市	1
安立園	府中市	4	ひとみ園	埼玉県	2
吉祥寺老人ホーム	武蔵野市	6	あすらや荘	広島県	1
愛仁ホーム	青梅市	2	敬愛の園	神奈川県	1
聖明園曙荘	青梅市	3			
合計（21施設）					63

特別養護老人ホーム入所実績（やむを得ない事由による入所）

単位：人

年 度	29	30	31	2	3
延入所者数	0	7	1	3	2

施設別の入所数は、面会制限等があるため公表しない。

第4 区民の尊厳を守り支援する地域の福祉

1 地域福祉活動推進

(1) 地域福祉活動支援

①中野区社会福祉協議会

区民の社会福祉活動への参加を援助し、地域福祉の推進を目的として運営する社会福祉協議会を支援するため事務局人件費や在宅福祉活動、地域福祉権利擁護事業等への補助を行った。

○社会福祉協議会の運営内容については、174ページを参照。

運営助成状況

単位：千円

年 度	29	30	31	2	3
運営助成額	137,154	142,523	146,169	146,719	143,694

②福祉有償運送運営協議会

障害のある人や要介護者等の移動制約者の交通手段の量の確保と質の向上を目指すため、NPO法人等による福祉有償運送の必要性や安全の確保、旅客の利便の確保等に関して協議することを目的として、福祉有償運送運営協議会を設置している。

○協議会委員：利用者代表、学識経験者、関係交通機関代表等10人

○実績：令和3年度実施なし

③移送サービス

中野区福祉有償運送事業助成要綱に基づき、障害のある人や要介護者等の移動制約者の自立した在宅生活の充実を図ることを目的とし、NPO法人等が実施する福祉有償運送事業に助成金を交付する。なお、交付対象事業は、中野区福祉有償運送運営協議会の協議を経たNPO法人等が実施する事業とする。

令和4年7月現在、助成金の交付を受けている団体はない。

(2) 社会福祉会館管理

社会福祉会館（スマイルなかの）は、社会福祉に関する区民の自主的活動を支援するとともに、障害のある人の福祉の向上を図ることを目的に設置した複合施設である。また、地域の活性化に先導的な役割を果たすよう配慮している（中野区社会福祉会館条例）。平成18年度から、中野区社会福祉協議会が指定管理者として管理している。

①施設の内容

○平成7年2月16日開館

○鉄筋コンクリート・鉄骨造 地上7階・地下2階（延床面積 4,310.06㎡）

②3階会議室利用状況

○延利用件数 1,121件

○延利用人数 8,942人

社会福祉会館（スマイルなかの）

スマイル歯科診療所	7階	障害のある人や要介護高齢者等、一人ひとりにあった歯の治療を行うとともに、歯科に関する相談にも応じている。
精神障害者地域生活支援センター（せせらぎ）	6階	精神障害のある人に日常生活の支援や相談、地域交流事業のほか通所事業を行っている。（77ページ参照）
障害者社会活動センター 障害者地域自立生活支援センター（つむぎ） 中野区福祉団体連合会	5階	障害者社会活動センターに多目的室、会議室、和室、聴覚・視覚研修室等がある。障害者地域自立生活支援センターでは身体・知的障害のある人の相談・ピアカウンセリング・セミナー等の事業を行う他、高次脳機能障害、発達障害についての専門相談も実施している。（68ページ参照） 中野区福祉団体連合会は障害者の自立活動を支援する会で、10の障害者団体から成立している。
中野区社会福祉協議会	4階	社会福祉協議会経営管理課、アシストなかの、成年後見支援センター、点訳パソコンを備えたボランティア活動室などがあり、権利擁護の相談や生活福祉資金貸付事業などを行っている。
中野区社会福祉協議会 会議室	3階	社会福祉自主活動等に利用できる会議室4室（1室は社会福祉協議会各事業の相談室として暫定利用）やボランティアセンターなどがあり、ボランティア活動の相談、福祉何でも相談、ほほえみサービス事業、中野区ファミリー・サポート事業などを行っている。
なかの芸能小劇場	2階	伝統芸能等の公演や地域の文化活動の発表等に適したホール。 客席は110席。舞台は間口6.0m、奥行4.5m、高さ3.5m

（3）公衆浴場助成事業等

①いきいき入浴・はつらつ事業

昭和56年度から特別開放のみ実施する「公衆浴場無料開放」を開始。平成6年度に「入浴券の交付」事業を廃止し、それに代わる定期開放を平成7年度から開始した。

平成14年度から「いきいき入浴」として、利用する浴場への登録制とした。定期開放日を毎月第2・4日曜日に統一し、併せて健康維持・増進を目的として保健師による健康教室の開催や健康・保健に関する情報提供を行った。平成16年度から入浴1回につき50円の費用負担を導入するとともに練馬区の浴場1軒も対象浴場とした。

平成17年度から保健師による健康教室を「はつらつ体操」に変更した。また、はつらつ体操実施のため、施設をバリアフリー化改修した浴場に補助金を交付している。

平成18年度から、毎月の定期開放日を浴場ごとの第2・4の指定曜日とし、同時に「はつらつ体操」を拡充し、「はつらつ事業」としてすべての定期開放日に区内の全浴場で実施した。

平成22年度から、一般入浴者との均衡を考慮して費用負担を100円とした。

利用対象者は区内在住の65歳以上の方（中野区いきいき入浴事業実施要綱、中野区はつらつ事業実施要綱、中野区はつらつ事業施設改修費補助金交付要綱）。

いきいき入浴実施状況

名称	実施年月日	利用者数
七夕湯	令和3年7月7日	864人
敬老湯	令和3年9月20日	908人
ひな祭り湯	令和4年3月3日	927人
定期開放	毎月第2・4の指定曜日	延28,180人
利用者合計		30,879人

はつらつ事業

浴場数	回数	利用者数
20	延257回	延674人
はつらつ事業施設改修費補助金交付実績		
補助件数	補助金額	
0件	0円	

②公衆浴場設備資金助成事業

公衆浴場の設備改善に必要な経費の一部を助成することにより区内公衆浴場の経営の安定を図り、もって区民の公衆浴場の利用の機会の確保と公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的として実施している（平成22年8月から所管を産業・都市振興分野から福祉推進分野（現：福祉推進課）へ移行）。

助成額は設備の改善に要する経費の総額の3分の2以下とし、一公衆浴場の上限は200万円としている（中野区公衆浴場設備改善資金助成要綱）。

○助成実績 13公衆浴場、18,844,665円

③公衆浴場活性化支援事業

公衆浴場業の振興及び公衆浴場の利用促進のため、公衆浴場が実施する季節ごとの特色を持たせた入浴事業やその他のイベント等の事業に対して補助金を交付し、もって来場者の増加を図ることを目的として、平成25年度から実施している。

補助金額は入浴事業やその他のイベント等の事業経費の総額とし、70,000円に補助事業を実施する公衆浴場数を乗じた額を限度としている（中野区公衆浴場活性化支援補助金交付要綱）。

○補助実績 浴場組合、1,400,000円

④公衆浴場燃料費助成事業

公衆浴場経営における主要経費である燃料費に対し助成することにより、経営の安定を図り、もって区民の公衆浴場の利用機会の確保と公衆衛生向上及び健康増進に寄与することを目的として、平成26年度から実施している。

助成額は公衆浴場が負担する燃料費相当額とし、1公衆浴場当たり月額10,000円（ガス、電気、太陽熱等のクリーンエネルギーを使用する場合にあっては、月額20,000円を限度として加算）を限度としている（中野区公衆浴場燃料費助成金交付要綱）。

○助成実績 20公衆浴場、6,040,000円

⑤健康増進型公衆浴場改築等助成事業

区民の公衆浴場の利用の機会の確保並びに公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的として平成28年度から実施している（中野区健康増進型公衆浴場改築等助成金交付要綱）。

助成額は、改築の場合は30,000,000円を限度として対象となる工事の費用の4分の1以下の額とし、改修の場合は20,000,000円を限度として対象となる工事の費用の4分の1以下の額としている。

○助成実績 改修2件、40,000,000円

⑥公衆浴場自動体外式除細動器（AED）助成金

AEDの設置を促進し、中野区民の安全及び安心の確保を図るとともに、救命率の向上に寄与することを目的として令和3年度から実施している。（中野区公衆浴場自動体外式除細動器（AED）設置助成金交付要綱）

助成額は、公衆浴場1箇所につきAED1台の購入費で、300,000円を限度としている。

○助成実績 20公衆浴場、4,884,000円

（4）戦没者、引揚者の援護

①叙位叙勲

第2次大戦に従軍し、戦没した軍人、軍属及び生存者の叙勲の伝達、調査を行っている。

○取扱件数 伝達事務 0件、調査事務 0件

②旧軍人等世話関係

旧軍人の戦没者の遺族等に対する、給付金、弔慰金等の請求受付及び旧軍人恩給等請求書、平和祈念事業特別基金等に関する各種請求書の配付を行っている。

○取扱件数 特別弔慰金の交付 68件、特別給付金の交付 2件

2 権利擁護推進

(1) 権利擁護事業支援

中野区社会福祉協議会が設置するアシストなかの（権利擁護センター）に対し、人件費等の補助を行っている。

○アシストなかの（権利擁護センター）の運営内容については、182ページを参照。

(2) 成年後見制度推進事業（中野区成年後見支援センター）

①中野区成年後見支援センター

認知症や知的障害、精神障害等により判断能力が不十分な区民の権利と財産を守る成年後見制度の、より一層の普及・利用促進を図るため、東京都成年後見活用あんしん生活創造事業を活用し、中野区成年後見制度推進機関として平成20年10月1日に中野区成年後見支援センターを開設した。事業運営は、中野区社会福祉協議会に委託している。令和4年度からは、区とともに成年後見制度利用促進の中心的な役割を果たす中核機関を担っている。（中野区成年後見制度利用促進に係る中核機関事業運営要綱）。

○中野区成年後見支援センターの事業内容については、183ページを参照。

②成年後見制度の利用促進

区における成年後見制度を中心とした権利擁護支援を総合的かつ計画的に推進していくため、令和3年10月に「中野区成年後見制度利用促進計画」を策定。当該計画に基づき、令和4年度に、成年後見制度利用促進の中核機関及び関係機関・団体等により成年後見制度利用促進に係る課題の共有、情報交換及び連携等についての協議を行う成年後見制度連携推進協議会を設置するなど、成年後見制度の利用促進を図っている。

③法人後見・法人後見監督事業

中野区社会福祉協議会が行っている法人後見・法人後見監督事業に対し、人件費等の補助を行っている。

○法人後見・法人後見監督事業については、183ページを参照。

3 犯罪被害者等支援

(1) 犯罪被害者等相談支援

①経過

平成17年4月に施行された犯罪被害者等基本法には、犯罪被害者等の支援が社会全体の責務であると明記されている。区はこれを受けて犯罪被害者等が必要とする施策を総合的に推進し、犯罪被害者等の権利利益の保護を図るため、相談・支援窓口を平成20年4月に開設した。

平成23年6月から、具体的な支援メニューとして、犯罪被害者等に家事援助などを無料で提供する「犯罪被害者等緊急生活サポート事業」を開始し、被害のために日常生活が困難となっている被害者への支援を実施している。令和2年度からは、犯罪被害者等支援に対する区の基本理念を明らかにし、区の出組をさらに充実するために「中野区犯罪被害者等支援条例」を制

第5 法令を遵守した適正な福祉サービスが利用できる区民

1 社会福祉法人指導

(1) 社会福祉法人指導

社会福祉法（昭和26年法律第45号）の一部改正により、平成25年4月1日から、中野区内のみで事業を実施する社会福祉法人の所轄庁が、東京都知事から中野区長となった。これに伴い、該当する社会福祉法人の監督や認可等の権限が区に移譲された。

区は、福祉サービスの重要な担い手である社会福祉法人の適正な運営及び社会福祉事業の円滑な経営の確保を図るため、社会福祉法人検査等専門相談員や福祉サービス会計専門員を設置し、所轄庁が区長である社会福祉法人に対し、法令等に基づき指導監査や認可等を実施している。

また、同じく社会福祉法の一部改正により、令和4年4月1日から、社会福祉連携推進法人制度が施行され、中野区内のみで事業を実施する社会福祉連携推進法人の認定所轄庁が中野区長と定められた。社会福祉法人と同様に、令和4年度より認定所轄庁が区長である社会福祉連携推進法人に対し、法令等に基づき指導監査及び認定等を実施する。

（中野区社会福祉法人指導監査実施要綱、中野区社会福祉法人設立認可審査委員会設置要綱、中野区社会福祉法人検査等専門相談員設置要綱、中野区福祉サービス会計専門員設置要綱）

- 所轄庁が区長である社会福祉法人 6 法人
- 社会福祉法人指導監査件数 4 件
- 社会福祉法人認可等件数 2 件

第2章 スポーツ活動を推進し、誰もがいきいきと暮らす地域社会（スポーツ振興課）

第1 主体的にスポーツ活動を行う区民

1 スポーツ活動

(1) スポーツ・健康づくり推進計画

区は、平成28年3月に「中野区スポーツ推進条例」を制定し、同年7月に「中野区スポーツ・健康づくり推進計画」を策定した。この計画は、区民が生涯を通じてスポーツや健康づくり活動を行う中で、自分に適したライフスタイルに気づき、日常生活を改善していくことを目指しており、スポーツ基本法に基づく地方スポーツ推進計画である。計画期間を策定から5年間とし、これまでスポーツを通じた健康づくりの推進に関する各種施策を実施してきたところである。

令和3年10月に同計画を改定した。今後、更なる少子高齢化が進んでいく中で、生涯を通じ、健康で豊かな生活ができる社会の実現を目指し、区民の健康寿命の延伸や、地域コミュニティの活性化などを推進していく。

(2) スポーツ団体援助

①各種区民スポーツ事業

区内の社会体育団体が区民を対象として体育大会等を開催するにあたり、審判員の報償費等の必要な経費の一部を補助するものである。

（スポーツ基本法、中野区社会体育事業補助金交付要綱）

区民スポーツ事業

事業名	日時	会場	参加者数
障害者水泳教室	4/11～3/27	中野中学校プール	49
ラジオ体操、みんなの体操	—	—	—
春季軟式野球大会	4/18～8/29	上高田野球場	1,440
春季サッカー大会	—	—	—
春季テニス大会	4/3～4/4	哲学堂庭球場	109
太極拳表演交流大会	—	—	—
春季空手道大会	—	—	—
春季パドルテニス大会	4/18	総合体育館	50
春季ソフトボール大会	4/4・11	上高田野球場	464
春季ソフトテニス大会	4/4・11・18	上高田庭球場	248
フォークダンス大会	—	—	—
ダンススポーツ大会	—	—	—
春季卓球大会	—	—	—
合気道演武大会	—	—	—
春季柔道大会	—	—	—
春季バレーボール大会	—	—	—
スポーツ少年団体力テスト	—	—	—
春季剣道大会	—	—	—
夏季ゲートボール大会	6/3	妙正寺川公園運動広場	46
中野スポーツ祭典	9/5～11/28	総合体育館	614
夏季軟式野球大会	7/25～11/21	上高田野球場	1,360
夏季弓道大会	—	—	—
区民水泳大会	—	—	—
秋季卓球大会	9/26	総合体育館	250
秋季ソフトテニス大会	9/5・12・19	上高田庭球場	144
中野少年野球秋季大会	8/30～11/28	平和の森公園多目的運動広場他	279
秋季剣道大会	—	—	—
秋季バレーボール大会	—	—	—
クレイ射撃大会	9/26	東松山吉見百穴射場	13
秋季サッカー大会	—	—	—

秋季弓道大会	—	—	—
秋季パドルテニス大会	10/17	総合体育館	80
秋季ソフトボール大会	10/3、11/3	上高田野球場	444
区民スポーツフェスティバル	10/10	総合体育館他	677
ライフル射撃大会	10/17	中央区総合スポーツセンター	10
秋季空手道大会	—	—	—
秋季ダブルステニス大会	10/16・31	哲学堂庭球場	116
ボウリング大会	10/28	中野サンプラザボウリング場	25
少林寺拳法中野区大会	—	—	—
トリムの集い	—	—	—
秋季バスケットボール大会	11/3・21・23	総合体育館	1,000
秋季少年サッカー大会	11/3～1/14	白鷺せせらぎグラウンド他	1,067
秋季柔道大会	—	—	—
躰道演武会	—	—	—
区民スキー教室	—	—	—
区民スキー大会	—	—	—
新春バドミントン大会	—	—	—
区民バスケットボール大会	—	—	—

②都民体育大会等代表選手派遣

公益財団法人東京都体育協会及び東京都が主催する各種競技大会に、区の代表選手を派遣することにより、競技力の向上とスポーツ愛好者の交流を図る。(スポーツ基本法)

ア 都民体育大会

【主催】公益財団法人東京都体育協会、東京都

【要項】都民体育大会実施要項

【概要】広く都民の間にスポーツを普及し、都民の健康増進と体力向上を図り、都民生活を明るく豊かにしようとするものである。

都民体育大会総合成績

回数・年度	男子成績	女子成績	主な種目別成績
第73回 31夏・冬、2春	—	—	【男子】 水泳14位、ゴルフ15位 【女子】 ゴルフ28位
第74回 2夏・冬、3春	—	—	【男子】 — 【女子】 —
第75回 3夏・冬、4春	24位	10位	【男子】 卓球3位、弓道9位、ライフル19位 【女子】 少林寺拳法1位、バレーボール1位、なぎなた2位

※前年度の夏季、冬季大会と当該年度の春季大会の得点で総合成績が決定。

※第73回は開催競技数が半数以下のため総合成績なし。

※第74回都民体育大会は新型コロナウイルス感染症の影響により中止。

春季大会（陸上競技等）

回数・年度	開催日	会場	派遣人数			成績	
			監督・選手	役員	合計	男子	女子
第73回・2	—	—	—	—	—	総合成績の表中 「主な種目別成績」参照	
第74回・3	—	—	—	—	—		
第75回・4	5/1～6/5	駒沢陸上競技場等	231	5	236		

※第73、74回大会は新型コロナウイルス感染症の影響により中止。

夏季大会（水泳競技・ゴルフ競技）

回数・年度	開催日	会場	派遣人数			成績	
			監督・選手	役員	合計	男子	女子
第73回・31	7/28	東京辰巳国際水泳場	12	0	12	14位	—
	10/16・17	立川国際カントリー倶楽部	9	0	9	15位	28位
第74回・2	—	—	—	—	—	—	—
	—	—	—	—	—	—	—
第75回・3	—	—	—	—	—	—	—
	10/13・14	立川国際カントリー倶楽部	0	0	0	—	—

※第74回大会は新型コロナウイルス感染症の影響により中止。

※第75回大会（水泳競技）は会場が東京2020大会、公式練習会場のため中止

冬季大会（スキー競技・駅伝競走）

※第73、74、75回大会は、新型コロナウイルス感染症の影響により中止。

イ 都民生涯スポーツ大会

【主催】公益財団法人東京都体育協会、東京都

【要項】都民生涯スポーツ大会実施要項

【概要】都民のスポーツ愛好者の中で、中・高年者を対象としたスポーツ大会であり、参加者がお互いに競い合いながらスポーツに親しむことにより、生涯にわたるスポーツ活動のより一層の普及・振興に資することを旨とする。

都民生涯スポーツ大会

年度	開催日	種目数	派遣人数
31	8/11～9/29	13	163
2	8/16～10/18	3	43
3	8/21～10/23	3	45

※2、3年度大会は、新型コロナウイルス感染症の影響により、一部競技中止。

ウ 都民スポレクふれあい大会

【主催】一般社団法人東京都レクリエーション協会、東京都

【要項】都民スポレクふれあい大会実施要項

【概要】広く都民の間にスポーツ・レクリエーション活動を実践する場を提供し、都民一人ひとりのスポーツ・レクリエーション活動への参加意欲を喚起するとともに、子どもから高齢者までが、家族とともに参加することにより、世代を超えたふれあいと、健康・体力づくり、生きがいづくりに資することを目的として開催する。

都民スポレクふれあい大会

年度	開催日	種目数	派遣人数
31	9/7～10/6	3	54
2	—	—	—
3	—	—	—

※2、3年度大会は、新型コロナウイルス感染症の影響により中止。

(3) スポーツ事業

①スポーツ事業

「障害者スポーツ教室（わくわくスポーツクラブ）」は、知的障害のある人にスポーツの機会を提供し、健康及び体力づくりの一助とすることを目的に、委託事業として実施している。「夏季障害児水泳教室」は、知的障害のある小・中学生が水に親しみ、基本技術を習得することを目的として、実施している。

また、平成30年度より、知的障害のある人を対象に、地域で健康に暮らしていくための支援を行うことを目的とし、運動・音楽・コミュニケーション活動の機会を提供する「知的障害者文化スポーツ事業」を開始した。

その他、障害のある人を対象とした、「みんなで楽しむスポーツ教室」、「たのしい水泳教室」、「障害者水泳教室」、「障害者初心者水泳教室」は、令和3年度からはスポーツ・コミュニティプラザにて「障害者スポーツ普及啓発事業」等として実施している。

知的障害者向けスポーツ教室（区主催事業）

事業名	年度	31	2	3
	会場	回数/参加人数	回数/参加人数	回数/参加人数
障害者スポーツ教室 (わくわくスポーツクラブ)	都立 中野特別支援学校	5回/132人	—	1回/18人
夏季障害児水泳教室	第二中学校 温水プール	5回/79人	—	—
知的障害者文化スポーツ事業	中部スポーツ・ コミュニティプラザ等	28回/317人	18回/81人	22回/101人
	南部スポーツ・ コミュニティプラザ等	27回/203人	18回/30人	22回/77人
	鷺宮スポーツ・ コミュニティプラザ	26回/140人	17回/97人	22回/143人
	中野区立総合体育館	—	12回/41人	16回/79人

※2年度以降、新型コロナウイルス感染症の影響による事業中止等あり。

②大学連携事業

東京工芸大学との連携事業として、中野区立総合体育館の利用案内冊子を作成した。

中野区・東洋大学連携事業「少年・少女野球教室」は、令和3年度からは哲学堂運動施設のイベント事業として実施している。

(4) 小中学校施設開放

①区立小学校開放

ア 校庭球技開放

小学校の校庭について、日曜、祝日、第1・第3・第4土曜日の主に午前9時から午後1時30分まで、区内在住または在学の小学生10人以上で構成され、区に登録したスポーツ団体を対象とし、軟式野球・サッカー等の球技開放を実施している。

イ 体育館自主運営開放

小学校の体育館（未開放校を除く）について、平日は午後6時30分から午後9時30分まで、日曜、祝日は午前9時から午後9時30分まで、区内在住・在勤者または区内在学の小・中学生10人以上で、各校の体育館開放運営委員会（利用者等で構成）に登録したスポーツ団体に開放している。利用については3か月毎に各校の体育館開放運営委員会を開催して利用調整を行う。

小学校校庭、体育館開放状況

小学校名	校庭球技開放		体育館自主運営開放		
	開放日数	延利用団体数	開放日数	延利用人数	延利用団体数
桃園第二	55	97	170	2,120	117
塔山	27	61	56	1,190	71
谷戸	60	106	132	4,268	388
中野本郷	62	95	138	2,269	191
江古田	60	138	116	1,823	156
鷺宮	53	146	127	2,261	168
啓明	45	71		—	
北原	54	93		—	
江原	51	69	176	2,231	213
武蔵台	25	46	35	639	29
西中野	61	145	70	1,498	131
上鷺宮	67	181		—	
桃花	62	130	167	2,777	244
白桜	59	147	108	1,422	130
平和の森	57	97	149	2,814	159
緑野	64	171	118	2,200	196
南台	30	42	131	3,358	201
みなみの	59	152	131	3,312	183
美鳩	61	117	100	2,211	157
中野第一	8	15	148	3,379	213
令和	30	0	77	1,452	113
合計	1,050	2,119	2,149	41,224	3,060

※啓明、北原、上鷺宮小学校は体育館未開放。

※新型コロナウイルス感染症の影響による開放休止期間等あり。

②区立中学校開放

区内在住・在勤者を対象に、校庭及び体育館を団体または個人利用にて開放している。

団体利用は、区内在住・在勤者(15歳以上)並びに区内中学校の在学者10人以上の区に登録したスポーツ団体が利用でき、施設予約システムにより受付を行っている。

個人利用は、直接開放校へ行き利用することができる。

ア 校庭休日開放

校庭またはテニスコートを、主に日曜、祝日の午前9時から午後5時まで、団体または個人利用として開放している。

中学校校庭開放状況

中学校名	利用形態	利用種目	開放日数	延利用人数
第二	個人	硬式テニス、ソフトテニス	—	—
第七	団体	硬式テニス、ソフトテニス	30	223
緑野	団体	軟式野球、サッカー、ソフトボール、ソフトテニス	37	313
南中野	個人	硬式テニス	—	—
中野東	団体	サッカー、フットサル、ソフトテニス	—	—
明和	個人	ソフトテニス	—	—
合計			67	536

※新型コロナウイルス感染症の影響による開放休止等あり。

イ 体育館休日開放

体育館及び小体育館を、主に休日の午前9時から午後5時まで、団体または個人利用として開放している。

ウ 体育館夜間開放

体育館及び小体育館を、主に午後6時30分から午後9時30分まで、団体または個人利用として開放している。

エ 体育館平日開放

第二中学校（火、木：午後3時30分～午後6時30分、土：午後0時30分～午後6時30分）、緑野中学校（月、水：午後1時～午後2時45分、土：午前9時45分～午後0時45分）の小体育館を、団体利用として開放している。

中学校体育館開放状況

中学校名	区分	利用形態	開放曜日（個人利用種目）	開放日数	延利用人数
第二	休日	団体	日曜、祝日	—	—
		団体(小体育館)	日曜、祝日		
	夜間	団体	日、月、火、水、金、土、祝日	90	1,328
		個人	木(バドミントン)		
		団体(小体育館)	日、月、水、金、土		
	平日	団体(小体育館)	火(卓球)、木(剣道)	19	182
第五	夜間	団体	火、水、木、金	103	952
		個人	月(バドミントン)		
北中野	夜間	団体	月、火、木	89	550
		個人	水(卓球)、金(バドミントン)		
緑野	夜間	団体	月、水、木、金	113	905
		個人	火、土(バドミントン)		
		団体(小体育館)	月、水、木、金		
	平日	団体(小体育館)	火、土(卓球)	57	562
南中野	夜間	団体	日、月、火、水、木、金、土、祝日	174	1,340
中野	夜間	団体	日、月、火、水、木、金、土、祝日	161	1,556
中野東	夜間	団体	日、月、火、水、木、金、土、祝日	116	1,201
小計			休日	—	—
			夜間	846	7,832
			平日	76	744
合計				922	8,576

※新型コロナウイルス感染症の影響による開放休止等あり。

オ 温水プール開放

第二中学校及び中野中学校を、フリータイム制（開放時間中はいつでも入場可）により開放している。※両校のプールとも障害者用スロープを設置あり。

【第二中学校】 25m×15m（7コース）、水深1.2～1.3m 定員160人

【中野中学校】 25m×13m（6コース）、水深1.2～1.3m 定員120人

温水プール開放状況

区分	利用人数					開放日数
	大人 (高校生以上)	小、中学生	使用料免除者	団体利用	合計	
第二中学校	2,296	211	124	294	2,925	90
中野中学校	5,558	565	207	3,856	10,186	170

※新型コロナウイルス感染症の影響による開放休止期間等あり。

※第二中学校は、工事の影響により10月～1月中旬まで開放休止。

③都立中野特別支援学校

ア 校庭開放

休日の校庭を、午前9時から正午まで、在校生のほか地域の中中学生以下を対象に、自由遊びの場として開放している。

イ 体育館開放

休日と夜間の体育館を、休日は午前9時から午後5時まで、月・火・木・金曜日は午後7時から午後9時まで、区内に在住・在勤または在学する者を対象に開放している。

都立中野特別支援学校開放状況

事業名	開放日数	延利用人数
校庭遊び場開放	0	—
体育館休日開放	0	0
体育館夜間開放	5	33

※新型コロナウイルス感染症の影響による開放休止等あり。

(5) スポーツ推進委員

スポーツ推進委員は、平成23年8月に施行されたスポーツ基本法に基づき、2年の任期で委嘱される非常勤公務員である。その役割は、地域におけるスポーツの普及・振興を図るための実技指導やスポーツに関する指導助言、スポーツ推進のための事業実施に係るコーディネーター（調整役）としてスポーツ振興に寄与することとされた。

スポーツ推進委員会主催の事業のほか、「中野区民ふれあい運動会」や教育委員会主催の「中野区立学校フラッグフットボール大会」などの事業への協力なども行っている。

(スポーツ基本法、中野区スポーツ推進委員に関する規則)

スポコミDAY事業

会場	中部スポーツ・ コミュニティプラザ	南部スポーツ・ コミュニティプラザ	鷺宮スポーツ・ コミュニティプラザ
実施回数	3	1	6
延参加人数	58	15	142

あるこう会

実施日	11/13
行き先	お台場海浜公園
対象	小学生以上の区内在住、在勤、在学者（小学生は保護者同伴）
参加人数	29名

※新型コロナウイルス感染症の影響により2回実施予定のうち1回中止。

ポッチャフェスティバル

実施日	—
会場	総合体育館
対象	小学生以上の区内在住、在勤、在学者
参加人数	—

※新型コロナウイルス感染症の影響により中止。

第2 区民の主体的な活動を支えるスポーツ環境の整備

1 スポーツ環境整備

(1) スポーツ施設調整

①総合体育館、運動施設等の管理運営

総合体育館、平和の森公園多目的運動広場、上高田運動施設、哲学堂運動施設、妙正寺川公園運動広場、鷲宮運動広場の6施設を指定管理者が管理運営している。

スポーツ（フロア）教室

対象／内容	教室数	会場	参加者数
幼児対象（幼児体操ほか）	9	総合体育館	2,542
小学生対象（小学生体操ほか）	14		5,629
成人対象（リラックスヨガほか）	44		18,670
合計			26,841

その他スポーツ教室

事業名	回数	会場	参加者数
スポーツ吹矢体験教室	11	哲学堂弓道場	78
健康体操教室	21	哲学堂弓道場	180
ママフィット	19	哲学堂弓道場	89
ジャイアンツメソッド中野ベースボールアカデミー	39	哲学堂野球場	2,478
レクリエーションスポーツ教室（知的）	10	総合体育館	86
レクリエーションスポーツ教室（身体）	10	総合体育館	74
障害者テニス教室	10	総合体育館	39
合計	120		3,024

中野区健康づくり月間イベント

イベント名	実施日	会場	参加者数
姿勢メンテナンス	1/17	総合体育館	13
ステップエクササイズ	1/18	総合体育館	9
モーニングヨガ	1/19	総合体育館	16
エアロビクス初級	1/19	総合体育館	21
b-iベルヴィス	1/19	総合体育館	8
ボディシェイプ	1/19	総合体育館	9
健康体操	1/20	総合体育館	19
ステップエクササイズ	1/20	総合体育館	10
ニコニコ元気体操	1/21	総合体育館	21
ZUMBA	1/21	総合体育館	35
骨盤改善ストレッチ	1/21	総合体育館	16
大人のサッカースクール	1/20	平和の森公園多目的運動広場	5
合計			182

イベント事業

イベント名	実施日	会場	参加者数
フィットネスヨガ（全20回）	4/12～3/7	上高田会議室	82
ノルディックウォーキング教室（全12回）	4/14～3/9	哲学堂野球場、公園	151
中野区・東洋大学連携事業「少年・少女野球教室」	11/28	哲学堂野球場	47
ノルディックウォーキング教室	6/25、10/15	平和の森公園	24
サウンドテーブルテニス体験会	11/28、1/30、2/27	総合体育館	61
クリスマスイベント	12/25	総合体育館	45
知的障害者サッカー教室	3/21	総合体育館	1
合計			411

②スポーツ・コミュニティプラザの管理運営

地域スポーツクラブの活動拠点として、中部・南部・鷺宮スポーツ・コミュニティプラザを指定管理者が管理運営している。また、指定管理者が地域スポーツクラブの事務局として事業等の活動を支援している。

地域スポーツクラブ会員数

年度	31	2	3
個人	9,805 人	6,933 人	9,913 人
団体	278 団体	313 団体	348 団体

③地域スポーツクラブを主体とする地域スポーツクラブ事業の実施

スポーツ・運動を通じた健康づくりに関する施策を効果的に推進するとともに、スポーツ・健康づくりを通じた地域住民の交流を図るための拠点としてスポーツ・コミュニティプラザを設置しており、区民で構成された地域スポーツクラブが主体となって「区民の健康づくり・体力づくり」「地域住民の交流」「学校部活動の支援」「障害者スポーツの普及推進」「スポーツ指導者の人材育成、競技力の向上」等の視点で様々な事業を行っている。

教室事業（中部）

事業名	回数	会場	参加者数	
成人バドミントン	43	中部スポーツ・ コミュニティプラザ	289	
小学生バドミントン	46		666	
小学生卓球	42		536	
小学生体育	46		692	
新体操教室（初級）	43		393	
親子体操	46		256	
器械体操	27		187	
幼児体育	44		524	
ヨガ教室	46		457	
パルクール教室	26		295	
パワーヨガ	44		528	
ピラティス	45		540	
筋トレ&ストレッチ	89		837	
社交ダンス初心者	42		125	
キッズダンス	46		345	
キッズバレエ	46		682	
ジュニアバレエ	46		495	
幼児新体操	45		536	
こどもキックボクシング	46		229	
ストレッチ&体幹トレーニング	42		434	
ボクシング教室	43		209	
小学生フットサル	51		695	
幼児サッカー	102		2,020	
屋外テニス 低学年	24		340	
合計	1,120			12,310

教室事業（南部）

事業名	回数	会場	参加者数	
親子体操	86	南部スポーツ・ コミュニティプラザ	622	
小学生体操	43		773	
幼児体操	87		789	
小学生パルクール	1		10	
バドミントン	44		1,035	
フットサル	42		790	
スポーツウェルネス吹矢	43		603	
成人卓球	41		291	
キッズダンス	43		621	
リズム体操	86		740	
キッズバレエ	43		466	
ジュニアバレエ	43		508	
エアロビクス	24		266	
初めてピラティス	86		860	
筋トレ&ストレッチ	84		1,238	
ヨガ	42		622	
フラダンス	43		570	
太極拳	42		622	
幼児水泳（水慣れほか）	290		南部スポーツ・ コミュニティプラザ 温水プール	3,498
小学生水泳（クロールほか）	378			5,490
成人水泳（水慣れほか）	126	905		
シニア水中運動	85	624		
アクアビクス	41	603		
合計	1,843		22,546	

教室事業（鷺宮）

事業名	回数	会場	参加者数
乳幼児対象（幼児体操ほか）	291	鷺宮スポーツ・ コミュニティプラザ	3,403
小学生対象（キッズダンスほか）	418		4,611
成人対象（50歳からの貯筋体操ほか）	827		8,468
成人対象（特別教室ほか）	838		6,244
乳幼児対象（親子水中運動ほか）	287	鷺宮スポーツ・ コミュニティプラザ 温水プール	4,888
小学生対象	238		7,540
小学生～中学生対象（ジュニアアドバンス）	83		202
成人対象（成人水泳ほか）	354		3,390
成人対象（特別教室ほか）	472		4,438
合計	3,808		43,184

個人開故事業（中部）

種目	回数	会場	参加者数
子ども運動広場	71	体育館	120
卓球	45	体育館	118
合計	116		238

個人開故事業（南部）

種目	回数	会場	参加者数
バスケットボール	42	体育館	708
パドルテニス	44	体育館	616
バドミントン	42	体育館	422
卓球	42	体育館	422
合計	170		2,168

個人開放事業（鷺宮）

種目	回数	会場	参加者数
卓球&バドミントン	36	体育館	1,028
卓球	81	体育館	2,450
バレーボール	156	体育館	3,164
バドミントン	165	体育館	2,336
バスケットボール	138	体育館	3,243
パドルテニス	24	体育館	396
合計	600		12,617

障害者スポーツ普及啓発事業（中部）

事業名	実施日	会場	参加者数
ボッチャ体験会	4/18、6/20、1/16	体育館	78
ふわふわトランポリン運動広場（全8回）	8/22～3/27	体育館	31
シッティングバレーボール教室	1/16	体育館	8
合計			117

障害者スポーツ普及啓発事業（南部）

事業名	実施日	会場	参加者数
ボッチャ体験会	1/16	体育館	15
シッティングバレーボール教室	1/16	体育館	8
ボッチャ大会	1/23	体育館	100
障害者水泳教室（全9回）	11/14～3/27	温水プール	54
合計			177

障害者スポーツ普及啓発事業（鷺宮）

事業名	実施日	会場	参加者数
みんなで楽しむスポーツ教室 （知的・身体障害者）（全9回）	4/24～3/26	体育館	12
ボッチャ&ふうせんバレー体験会（全5回）	6/6～1/10	体育館	114
たのしい水泳教室 （知的・身体障害者）（全7回）	4/17～12/18	温水プール	104
障害者水泳教室（全15回）	6/3～3/17	温水プール	42
障害者初心者水泳教室（全12回）	10/6～3/16	温水プール	34
合計			306

イベント事業（中部）

イベント名	実施日	会場	参加者数
子ども運動広場&ポッチャ体験	4/18、3/21	体育館	43
座ったままウォーキング体験	4/18、10/17	多目的ルーム	5
小学生卓球体験	4/18	体育館	12
ジュニアサッカーゲーム力向上	5/4・5	屋外運動広場	28
幼児サッカーゲーム力向上	5/4・5	屋外運動広場	33
母の日似顔絵コンテスト	5/9	屋外運動広場前	15
池谷直樹さんのとび箱教室	6/12	体育館	9
子ども運動広場開放	6/20、9/20	体育館	53
父の日似顔絵コンテスト	6/20	屋外運動広場前	10
屋外硬式テニス体験	7/18	屋外運動広場	20
夏期 サッカー1対1強化	7/21・22・ 28・29	屋外運動広場	33
夏期 ヨガ	7/21・28、 8/4・11・18・ 25	多目的ルーム	16
夏期 エンジョイキッズサッカー	7/21・28、 8/4・11・18・ 25	屋外運動広場	43
夏期 ピラティス	7/27、8/3・10・ 17・24・31	多目的ルーム	15
夏期 幼児てつぼう教室	7/26・27	体育館	35
夏期 小学生てつぼう教室	7/26・27	体育館	36
夏期 幼児体操	7/30、8/6・13・ 20・27	体育館	52
夏期 池谷先生のとび箱教室	8/3・4	体育館	50
夏期 ジュニアサッカー基礎向上	8/4・11・18	屋外運動広場	31
夏期 小学生屋外体育・体力向上	8/5・12・19	屋外運動広場	29
夏期 小学生体操	8/10・17・ 24・31	体育館	22
夏期 硬式テニス	8/6	屋外運動広場	18
はじめての自転車教室	8/24～26	屋外運動広場	24
トレーニングルーム無料開放	10/17	トレーニングルーム	57
自転車教室	11/14	屋外運動広場	9
はじめてテニス	11/21	屋外運動広場	18
冬期 ジュニアサッカー基礎向上	1/4～6	屋外運動広場	27
冬期 幼児てつぼう教室	1/4・5	体育館	30
子ども運動広場特別開放	1/16	体育館	49
走り方教室	2/20	屋外運動広場	19
春期 てつぼう教室	3/27・28	体育館	12
ジュニアサッカー基礎向上	3/29・30	屋外運動広場	6
合計			859

イベント事業（南部）

イベント名	実施日	会場	参加者数
ワクワク水中ウォーキング	6/13	温水プール	10
らくらく背泳ぎ	6/13	温水プール	7
コアトレーニング	6/13、9/12	多目的ルーム	15
ボディコンディショニング	6/13	多目的ルーム	7
かけっこ特訓	6/13、9/12	多目的ルーム	17
なわとび特訓	6/13、9/12	多目的ルーム	19
ほぐしとはじめてのピラティス	8/8	多目的ルーム	17
格闘技エクササイズ	9/12、11/14	多目的ルーム	18
親子運動広場	9/12	体育館	40
アクアジム	10/10	温水プール	82
はじめての太極拳	10/10	多目的ルーム	10
トレーニングルーム無料開放	11/14	トレーニングルーム	106
温水プール無料開放	11/14	温水プール	169
AGEs測定会	11/14	多目的ルーム	41
ダンスワークショップ	12/5	多目的ルーム	14
ボールでかんたん筋力アップ	12/5	多目的ルーム	9
らくらく呼吸ピラティス	12/5	多目的ルーム	10
スポコミ合同体力測定会	1/16	体育館	30
合計			621

イベント事業（鷺宮）

イベント名	実施日	会場	参加者数
泳法祭り第2弾「スタート&ターン」	5/4、6/19	温水プール	8
泳法祭り第2弾「スピードアップクロール」	6/20・27	温水プール	7
泳法祭り第2弾「苦手克服背泳ぎ」	6/20・27	温水プール	9
泳法祭り第2弾「スキルアップ平泳ぎ」	6/20・27	温水プール	12
泳法祭り第2弾「初めてバタフライ」	6/20・27	温水プール	11
着衣水泳体験会	7/4	温水プール	10
ゆるふわ体操	7/17、9/23	体育館	40
朝のストレッチ	7/17、8/22	多目的ルーム	12
はじめての太極拳	7/24、8/22	多目的ルーム	26
ふわトラチャレンジ	7/24	体育館	20
パワーアップ&スキルスイム	8/1	温水プール	10
ドライランドトレーニング（水泳トレーニング）	8/1	第1会議室	8
ウォーキングフットボール	9/23	体育館	17
ザ・縁日	9/23	多目的ルーム	180
水中撮影会	9/23	温水プール	6
アクアジム（3回）	9/23	温水プール	110
トップアスリート招聘イベント 卓球クリニック	10/3	体育館	24
子ども運動広場	10/10、12/5	体育館	119
温水プール無料開放	10/10	温水プール	310
グラウンドゴルフ体験会	11/3	鷺宮運動広場	15
ふわふわトランポリン体験会	11/3	体育館	20
親子体操体験会	11/23	体育館	10
水泳記録会	11/23	温水プール	6
ロングスイム	12/5	温水プール	8
クリスマス親子体操	12/25	体育館	12
クリスマス親子水中運動	12/25	温水プール	19
クリスマスエアロビクス	12/25	体育館	16
クリスマスアクアビクス	12/25	温水プール	11
煩惱払いスイム	12/25	温水プール	16
昔伝承遊び	1/4	体育館	114
新春初泳ぎ 成人水泳教室（クロール・平泳ぎ）	1/10	温水プール	16
新春初泳ぎ 幼児水泳教室（水慣れ・クロール）	1/10	温水プール	15
新春初泳ぎ 成人水泳教室（クロール・背泳ぎ）	1/10	温水プール	8
Nakatchジュニアバレーボール交流大会	2/11	体育館	150
たのしい水中運動	2/11	温水プール	8
筋力アップ体操	2/23	体育館	12
キッズ親子水泳教室	2/23	温水プール	14
苦手克服成人水泳	3/6	温水プール	5
Spring アクア	3/6	温水プール	10
バレトン	3/6	体育館	14
ヨガフロー	3/6	体育館	7
春の3Days特別教室 小学生体操	3/29～31	多目的ルーム	24
春の2Days特別教室	3/30・31	温水プール	35
合計			1,504

公認クラブ主催イベント（中部）

イベント名	実施日	会場	参加者数
第3回なかつちミニサッカー大会 U-12	6/20	屋外運動広場	72
第5回Nakatch杯体操競技大会	8/15、12/19	体育館	165
第7回Nakatch杯タンブリング競技大会	9/20、3/21	体育館	99
第3回なかつちミニサッカー大会 U-8	10/17	屋外運動広場	30
なかつち卓球の広場体験	11/21	体育館	9
第3回なかつちミニサッカー1v1大会U-9・12	1/16	屋外運動広場	14
クリーンウォーク	2/20	屋外運動広場	18
合計			407

公認クラブ主催イベント（南部）

イベント名	実施日	会場	参加者数
南部スポコミバスケットボール1DAY大会	4/11、8/8	体育館	190
バスケットボールクリニック&1DAY大会	6/13、10/10、 12/5、2/13	体育館	460
清水和也フットサルクリニック	7/11	体育館	80
ダンスワークショップ	8/8	多目的ルーム	29
バスケットボールクリニック	11/14	体育館	42
バスケットボール練習会	11/14	体育館	24
フリースタイルフットボールクリニック	3/13	体育館	45
合計			870

公認クラブ主催イベント（鷺宮）

イベント名	実施日	会場	参加者数
清水誠也ジュニアフットサルクリニック	3/27	体育館	31
合計			31

指導者養成講座（中部、南部、鷺宮）

講座数	修了者数
6	36

健脚度測定

会場	回数	参加者数
中部	11	21
南部	14	1
鷺宮	12	66
合計	37	88

④施設予約システムの運用

総合体育館等のスポーツ施設の拡充に対応するとともに、施設の新設に応じて随時増設が可能な施設予約システムを平成30年3月8日から運用している。

第3 東京2020オリンピック・パラリンピックを契機とした政策の推進

1 オリンピック・パラリンピック推進

(1) オリンピック・パラリンピック推進

区内のスポーツ気運を高め、区民の自主的なスポーツ活動を推進するため、東京都及び東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会との連携のもと、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の聖火リレーに関する事業の他、オリンピック等トップアスリートを招聘した事業のオンライン開催等、新型コロナウイルス感染症拡大防止のための対策を講じながら実施した。

オリンピック・パラリンピック推進事業実施状況

事業名	実施日	概要	参加人員	動画視聴回数
東京2020パラリンピック（中野区の火） 採火式	8/20	採火式	延 20 人	—
東北復興応援展 震災復興祈念展 （東京2020オリンピック・パラリンピック 関連コーナー）	11/20・21	ボッチャ体験、 聖火リレートーチフォト スポット	600 人	—
中学校競技力向上事業	1/15	オンライントークショー	無観客	229 回
中野区オリンピック・パラリンピック推進 事業 （パラリンピックスポーツ普及啓発事業）	1/29	車椅子バスケットボール エキシビジョンマッチ、 パラリンピック競技体験	延 854 人	—

第3章 障害者が安心して暮らせる地域社会（障害福祉課）

第1 個性と多様性が尊重され、社会で生き生きと活躍する障害者

1 障害者施策推進

(1) 障害福祉計画

令和3年3月に「中野区障害者計画」、「第6期障害福祉計画」及び「第2期障害児福祉計画」（計画期間：いずれも2021年度から2023年度まで）を策定した。

「中野区障害者計画」は、障害のある人のための施策に関する基本的な計画を定めており（障害者基本法第11条）、特に、障害者の権利擁護、地域生活の継続の支援、入所施設等からの地域移行促進と定着支援、就労の支援、障害や発達に課題のある子どもへの支援を推進することを目的としている。

「第6期障害福祉計画」は、障害のある人が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業を計画的に提供するため、これらのサービス提供見込量や提供方法等を定めている（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律〈障害者総合支援法〉第88条）。

「第2期障害児福祉計画」は、すべての人が地域において安心して生活を送ることができるよう、障害児への日常生活及び社会生活に必要な障害児通所支援、障害児相談支援等のサービス提供見込量や提供方法等を定めている（児童福祉法第33条）。

(2) 障害者差別の解消

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）が平成28年4月1日に施行された。これに伴い、平成29年3月に「中野区における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」を策定し、相談窓口を福祉推進分野（現：福祉推進課）に設置するとともに相談事案を検証する「中野区障害者差別解消検証会議」を設置し、障害者差別解消に関する相談体制を整備した。また、平成29年9月に、第三者機関である「中野区障害者差別解消審議会」を設置（中野区障害者差別解消審議会条例）した他、職員研修や、区民への啓発事業を行うことにより障害者差別解消への理解を進めている。

また、令和2年4月に「中野区手話言語条例」および「中野区障害者の多様な意思疎通の促進に関する条例」を施行し、手話が言語であることへの理解を促進するとともに、障害者の多様な意思疎通手段の普及を推進している。

(3) ヘルプカード・ヘルプマーク啓発事業

障害のある人が、災害発生時や緊急時などにおいて、障害種別や特性に応じた支援を得られるよう、ヘルプカードとヘルプマークについて、配布及び普及啓発を行っている。

ヘルプカードは、緊急時の連絡先や、配慮してほしいことなどを記載するようになっており、支援を必要とする人が携帯することで、いざというときに支援をする人に必要な支援内容をわかりやすく伝えることを目的としている。

ヘルプマークは、なんらかの配慮を必要としていることが外見からは分からない方が身につけることにより、日常生活や災害時において様々な支援を得やすくなることを目的としている。

(4) 障害者福祉のしおり

障害のある人が必要なサービス等を選択して活用できるように、障害者福祉に関する情報等をきめこまかに提供することを目的として、昭和58年から発行している。なお、平成21年度からは隔年で発行している。

（5）中野区障害者福祉事業団運営助成

障害のある人の雇用促進と、福祉活動の向上に寄与することを目的とする一般財団法人中野区障害者福祉事業団に対し、人件費等を補助している（一般財団法人中野区障害者福祉事業団に対する補助金の交付に関する規則）。※運営内容については185ページ参照。

運営助成状況 単位：千円

年 度	29	30	31	2	3
運営助成額	32,446	33,702	32,891	31,422	33,336

（6）区民ふれあい運動会

障害のある人の運動とレクリエーションの機会をつくり、健康増進と親睦を図り、併せて障害のある人となない人の相互理解を深めるために、区と実行委員会との共催事業として昭和56年度から実施している。令和2年度から4年度については、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、開催中止。

（7）障害者社会活動センター

障害のある人及びその家族等を主たる構成員とする団体に、障害のある人の社会的交流の促進と自主的活動の援助を目的として、会議室等の場の提供をしている。

所在地 中野五丁目68番7号 スマイルなかの5階
 事業開始 平成7年3月1日
 利用登録数 55団体
 延利用件数 3,792件
 延利用人数 17,582人

（8）交通機関の割引等

経済的負担を軽減して社会参加を促進するため、各種交通の割引証などの交付等を行っている。

内容	対象者	取扱件数
都営交通無料乗車券	3年券 身体障害者手帳所持者、愛の手帳所持者、 戦傷病者手帳所持者のうち特定の方、及び 被爆者手帳所持者で健康管理手当の受給者	1,196 件
	1年券 生活保護受給世帯員又は児童扶養手当受給世帯員 (世帯1枚)、中国残留邦人等、及び被救護者	1,740 件
民営バス乗車割引証(介護人付)	第1種身体障害者手帳又は第1種・第2種愛の手帳所持者	273 件
有料道路通行料金割引	① 本人運転の場合…身体障害者手帳所持者 ② 本人以外が運転の場合…第1種身体障害者手帳又は 第1種愛の手帳所持者（障害者本人が乗車し、介護者が 運転する場合）	607 件

2 障害者就労支援

（1）障害者の就労・雇用促進

障害のある人が、仕事を探し、就職し、就職後も安心して就労継続ができるよう支援を行う。企業に向けては、国や東京都の障害者雇用に関する制度の紹介や障害に関する情報提供を行っている。

障害のある人が就職し、就労を継続していくためには、区内の障害者就労施設や特別支援学校、保健・医療機関等さまざまな関係機関との連携が欠かせない。区は、これらの調整や仕組づくり等の支

援を行っている（中野区障害者雇用促進事業実施要綱）。

※障害者の就労支援にかかる事業実績等については186ページ参照。

（2）中小企業障害者雇用奨励金

障害のある人の民間企業への一般就労を促進するために、新たに障害のある人を雇用する中小企業の事業主に対し、平成22年度から奨励金を支給している。

支給の要件は、一般財団法人中野区障害者福祉事業団の利用登録を受けた中野区民の障害のある人を新たに雇い入れること、労働時間が週8時間以上の雇用契約を締結すること、地域別最低賃金以上の賃金を支払うこと、原則として3か月以上雇用すること、常用雇用労働者数が201人未満であること等がある。

奨励金の額は、労働時間が週30時間以上の場合には1人につき月額2万円、労働時間が週8時間以上30時間未満の場合には1人につき月額1万円（中野区中小企業障害者雇用奨励金支給要綱）。

奨励金

労働時間による区分	月額（1人）	支給実績
週8時間以上30時間未満	10,000円	0人
週30時間以上	20,000円	0人

（3）障害者就労施設の受注機会の拡大

区内の障害者就労施設の受注機会を拡大するために、区における封入封かん、シール貼付、折込み等の障害者就労施設が受注可能な役務等について、障害者就労施設に優先的に発注する制度を平成22年度から実施している（中野区障害者就労施設等役務等調達促進要綱）。

（4）障害者就労施設に係る共同受注促進事業

障害者就労施設が安定的に仕事を確保し、障害者就労施設で働く障害のある人の工賃向上を目指して、受注開拓員が企業に営業活動を行い、受注・分配から納品まで、障害者就労施設に対して支援を行う。

○受注件数 272件、受注額 11,172,530円

第2 在宅で暮らし続けられる障害者

1 障害者手当等

(1) 手当

名 称	対象者の障害程度	支給の制限 (不支給の主な事由)	給付額	対象者数 延支給件数	実施日
障害児 福祉手当 (国制度)	① 身障手帳1級及び2級の一部 ② 愛の手帳1度及び2度の一部 ③ 精神障害及び病状が①②と同程度と認められる者(日常生活で常時介護が必要な者)	・所得制限 ・施設入所 ・障害を理由とする公的年金受給者 ・20歳以上	月額14,880円	76人 833件	昭和61年 4月1日
特別障害者 手当 (国制度)	次の要件のいずれかの障害に該当し常時特別の介助を必要とする者 ① 障害基礎年金1級相当の障害で ・障害が重複する者 ・障害基礎年金相当の障害が重複する者 ・日常生活動作能力が低い者 ② 常時安静または就床する疾病日常生活がほとんどできていない精神障害等	・所得制限 ・施設入所 ・3か月を超える入院 ・20歳未満	月額27,350円	261人 2,951件	昭和61年 4月1日
経過的福祉 手当 (国制度)	昭和61年3月末日現在の旧制度福祉手当受給者で、昭和61年4月以降も障害を理由とする公的年金を受給できない者	・所得制限 ・施設入所 ・障害を理由とする公的年金受給者	月額14,880円	6人 72件	昭和61年 4月1日
障害者福祉 手当 (第1種 手当)	① 身障手帳1・2級 ② 愛の手帳1～3度 ③ 脳性麻痺、進行性筋萎縮症 ※ 20歳以上が対象(20歳未満は児童育成手当[障害手当]または第2種手当)	・所得制限 ・施設入所 ・難病患者福祉手当、児童育成手当(障害手当)の受給者 ・65歳以上の新規申請	月額15,500円	2,602人 29,898件	昭和49年 10月1日
障害者福祉 手当 (第2種 手当)	① 身障手帳3級 ② 愛の手帳4度 ③ 精神障害者保健福祉手帳1級 ④ 20歳未満の第1種手当対象者	・所得制限 ・施設入所 ・難病患者福祉手当、児童育成手当(障害手当)の受給者 ・65歳以上の新規申請	月額5,000円	1,120人 13,029件	昭和49年 10月1日
障害者福祉 手当 (第2種 手当 (65歳以上))	① 身障手帳3級 ② 愛の手帳4度 ③ 精神障害者保健福祉手帳1級 ④ 第2種手当受給者で、毎年基準日(8月1日)時点の年齢が65歳以上	・所得制限 ・施設入所 ・難病患者福祉手当、児童育成手当(障害手当)の受給者 ・65歳以上の新規申請	月額2,500円	311人 3,405件	平成25年 8月1日
難病患者 福祉手当	難病医療費助成制度の対象疾病等に罹患している者で、医療費助成の認定を受けている者等	・所得制限 ・障害者福祉手当、児童育成手当(障害手当)の受給者 ・65歳以上の新規申請	月額10,000円	1,438人 15,862件	昭和51年 4月1日
東京都重度 心身障害者 手当	① 重度知的障害で、常時複雑な介護を必要とする、程度の著しい精神症状を有する者 ② 重度知的障害で、かつ、重度の身体障害を合併している者 ③ 重度の四肢機能障害で座っていることが困難な者	・所得制限 ・施設入所 ・3か月を超える入院 ・65歳以上の新規申請	月額60,000円	受給161人	昭和48年 10月1日

(2) 年金

名称	対象者	給付額	受給者数	実施日
東京都心身障害者扶養年金	○ 制度廃止時(平成19年3月1日)に年金を受給していた者は引き続き受給	月額 30,000円 (特約付きの場合は月額 40,000円)	105人	昭和44年 4月1日

名称	対象者	給付額	加入者数	実施日
東京都心身障害者扶養共済制度	① 知的障害のある人 ② 身体障害者手帳1～3級 ③ 精神または身体に永続的障害があり、その程度が①②と同程度 ※ 加入時に65歳未満で保険契約の対象となる健康状態の者	1口あたり 月額 20,000円 (加入は1人2口まで)	23人	平成20年 4月1日

※受給者数は令和4年3月1日現在

(3) 心身障害者医療費助成

障害のある人の保健の向上と福祉の増進を図ることを目的とし、東京都心身障害者の医療費の助成に関する条例により、重度の障害のある人を対象に医療費の一部を助成している。

《事業の概要》

事業開始	昭和49年7月1日														
対 象 者	1 都内に住所を有している者 2 身体障害者手帳1・2級（内部障害は3級まで）または愛の手帳1・2度及び精神障害者保健福祉手帳1級の該当する者 3 医療保険の被保険者及び被扶養者 4 所得制限以下であること ○20歳以上の場合は、本人の前年の所得額が次の所得制限以下であること ○20歳未満の場合は、国民健康保険の世帯主または社会保険の被保険者本人の前年の所得額が次の所得制限以下であること														
	単位：千円														
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>扶養親族数</th> <th>0人</th> <th>1人</th> <th>2人</th> <th>3人</th> <th>4人</th> <th>5人</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>所得額</td> <td>3,604</td> <td>3,984</td> <td>4,364</td> <td>4,744</td> <td>5,124</td> <td>5,504</td> </tr> </tbody> </table> 令和4年9月1日現在（対象者の令和3年分の所得額）	扶養親族数	0人	1人	2人	3人	4人	5人	所得額	3,604	3,984	4,364	4,744	5,124	5,504
扶養親族数	0人	1人	2人	3人	4人	5人									
所得額	3,604	3,984	4,364	4,744	5,124	5,504									
	※対象とならない者 ○65歳以上で新規に障害認定を受けた者 ○生活保護を受けている者 ○後期高齢者医療制度の被保険者である住民税課税者														

助成の範囲	住民税課税者については、医療保険の自己負担額から「高齢者の医療の確保に関する法律」に準じた一部負担金等相当額を控除した額を助成する。 住民税非課税者については、医療保険の自己負担額を助成する（入院時の食事負担金、生活療養標準負担額を除く）。
-------	---

医療費助成受給者数及び医療費助成支給状況

単位：人、円

年 度	29	30	31	2	3
身体障害による受給者	2,121	2,154	2,142	2,120	2,083
知的障害による受給者	256	264	266	267	270
精神障害による受給者	—	—	76	74	67
助成件数	1,895	1,676	1,797	1,421	1,913
助成金額	15,007,254	11,743,240	13,611,951	11,185,688	16,978,419

※助成件数・金額は、区が直接本人へ支給したもののみ。医療機関からの請求分は、区及び本人を経由せず東京都が支払うことで助成する。

(4) 原爆被爆者見舞金

広島、長崎で被爆された原爆被爆者に対し、その負担を少しでも軽くするため、昭和47年度から見舞金を支給している（中野区原子爆弾被爆者に対する見舞金支給要綱）。

- 支給額 年10,000円
- 支給人員 101人

2 地域生活支援

(1) 日常生活支援サービス

①介護人への支援及び介護人の派遣

ア 重度脳性麻ひ者介護

在宅の重度脳性麻ひ者の生活圏の拡大を図るため、障害のある人が推薦した介護人により、外出介助、その他必要な介護を行うことを目的として、昭和52年10月から実施している（中野区重度脳性麻ひ者介護事業実施要綱）。

○対象者 区内に在住する20歳以上の重度の脳性麻ひ者で、単独の屋外活動が困難な、身体障害者手帳1級の者。令和4年3月31日現在5人。

○介護日数 1か月に12日以内。介護人に対して1日あたり6,560円の手当を支払う。令和3年度の延介護日数501日。

イ 在宅障害者（児）緊急一時保護

在宅の障害のある人の家族等が、病気や休養等のため、障害のある人を一時的に介護できなくなったとき、また、ひとり暮らしの障害のある人が一時的な病気等により日常生活が困難になったときなどに、区に登録された介護人により保護することを目的として、昭和52年10月から実施している（中野区在宅障害者等介護人派遣緊急一時保護事業実施要綱）。

○対象者 (ア) 常時介護を受ける身体障害者手帳1・2級の者。
 (イ) 常時介護を受ける愛の手帳1～3度の者、もしくは常時介護を受ける愛の手帳4度で区長が特に必要と認める者。
 (ウ) 常時介護を受ける脳性麻ひまたは進行性筋委縮症を有する者。
 (エ) 小学生以下の児童で、療育センターアポロ園等で療育指導等を受けているか、身体障害者手帳または愛の手帳を交付されている者。
 (オ) 身体障害者手帳または愛の手帳を交付されている18歳以上のひとり暮らしの障害のある人で、家族の介護が受けられない者。
 (カ) 難病患者等

○派遣回数 1か月に5日以内。介護人に対して手当を支払う。

介護人派遣手当額及び派遣回数

	半日	1日	宿泊
介護人手当	2,750 円	5,500 円	8,250 円
派遣回数	62 回	49 回	97 回

②住宅改善給付（中規模改修等）

重度の障害のある人に対して住宅の改善費を給付することにより、日常生活を容易なものとするを目的として、昭和44年4月から実施している（中野区重度障害者（児）住宅改善事業実施要綱）。

平成12年4月からの介護保険制度の開始に伴い、介護保険の支給種目については介護保険優先となるため、65歳以上の設備改善給付は対象外となった。平成15年度以降は浴室、便所、玄関、台所、居室の改善が小規模改修及び中規模改修に統合された。平成18年10月の障害者自立支援法の施行により、重度障害者（児）日常生活用具の給付事業は同法の地域生活支援事業に移行したため、住宅改善のみの事業となった。また、小規模住宅改修は平成19年度に地域生活支援事業に移行した。

支給状況

単位：件

年 度	29	30	31	2	3
中規模住宅改修	1	3	2	1	2
屋内移動設備（器具）	1	1	1	1	0
屋内移動設備（設置）	1	0	1	1	0

③障害者福祉電話

外出困難な身体に重度の障害のある人に対して、負担を軽減するため、家庭用電話の基本料金等を助成することを昭和59年4月から実施している（中野区障害者電話基本料金等助成事業実施要綱）。

- 対象者 区内に居住する18歳以上の者で、次のア～ウの要件をすべて備えている者。
ア. 外出困難な者で、下肢、体幹、内部、視覚障害のいずれかが身体障害者手帳2級以上、または聴覚障害が身体障害者手帳2級の者。
イ. 障害のある人のみの世帯、またはこれに準ずる世帯。
ウ. 生活保護受給世帯、または住民税非課税もしくは所得税42,000円以下の世帯。
- 利用人数 13人（貸与5人、自己保有8人）。

④訪問理美容サービス

在宅の常時介護を要する重度障害のある人に対して、区が理容組合等に委託し出張理髪サービスを行う。昭和53年10月から在宅の常時介護を要する高齢者に対する訪問理容サービスとして開始したが、昭和61年度から重度障害のある人も対象に加えた。

平成16年度からは美容師の訪問も開始し、訪問理美容サービスとした。

サービス内容は調髪及び洗髪を基本とする。年間1人あたり4枚の利用券を交付しており、平成31年度から費用負担は1回1,500円である（中野区重度障害者（児）訪問理美容サービス事業実施要綱）。

なお、平成23年度から、65歳以上の高齢者は介護保険特別給付事業でサービスを提供。

利用状況

年 度	29	30	31	2	3
利用人数	3	7	13	12	15
延利用回数	8	14	31	27	28

⑤重度障害者寝具乾燥サービス

在宅の常時介護を要するひとり暮らし高齢者等及び重度障害のある人の寝具の乾燥、消毒、脱臭、水洗いのサービスを行うことによって、その生活環境を快適にすることを目的として、昭和50年11月から実施している（中野区重度障害者（児）寝具乾燥サービス事業実施要綱）。

対象者は、身体障害者手帳1・2級または愛の手帳1・2度のうち常時失禁状態にある者。

1年間に水洗い3回、乾燥9回のサービスを行っている。

平成19年度から、住民税課税者は1回のサービスにつき実費の1割の費用負担がある。

なお、平成23年度から、65歳以上の高齢者は介護保険特別給付事業でサービスを提供。

利用状況

年 度	29	30	31	2	3
登録人数	11	11	11	11	9
延利用回数	106	99	105	101	79

⑥重症心身障害児（者）等在宅レスパイトサービス

在宅の重症心身障害児（者）等に対し、訪問看護師が自宅に出向いて一定時間ケアを代替し、重症心身障害児（者）等を介護する家族の休養（レスパイト）を図る目的により、平成28年10月から事業を開始した（中野区重症心身障害児（者）等在宅レスパイト事業実施要綱）。平成29年7月からは、医療的ケアの必要な18歳未満の方も対象とし、利用時間の単位や1月の上限回数等の内容についてさらに拡充し実施した。

また、令和4年度からは1月の上限回数を撤廃し、事業を実施している。

○対象者 中野区内に住所を有する者のうち、18歳に達するまでに下記ア～エの状態になった者。

ア. 次の(ア)・(イ)のいずれかに該当する者

(ア) 愛の手帳1度または2度程度の知的障害を有し、かつ、身体障害者手帳1級または2級程度の身体障害(自ら歩くことができない程度の肢体不自由に限る。)を有するに至った者

(イ) 18歳未満で、東京都の定める医療的ケア(人工呼吸器管理・酸素吸入・経管栄養等)が必要である者

イ. 在宅で家族等による介護を受けて生活している者

ウ. 訪問看護により医療的なケアを受けている者

エ. 医師の指示書による医療的なケアを必要とする者

○利用実績 登録 39人 利用 20人 利用回数 274回

⑦就職奨励金

訓練等給付費の支給決定を受けた人のうち、就労移行支援または就労継続支援の訓練を行う施設において、訓練を終了し就職(自営業を含む)により自立する場合に必要な生活用品の購入費を支給する。平成17年4月から実施していた就職支度金を平成27年4月に就職奨励金へと名称を変更した(中野区障害者施設利用者就職奨励金支給要綱)。

○実人員 37人

⑧移動手段の確保

ア 福祉タクシー・福祉ガソリン事業

区内に住所を有する車いす等を使用する歩行困難な肢体不自由者等(特別養護老人ホーム入所者を除く)に、福祉タクシー及びリフト付福祉タクシーまたは福祉ガソリンを供給することにより社会生活の利便を図ることを目的として、福祉タクシー利用券の交付を昭和51年5月から、リフト付福祉タクシー利用券の交付を昭和55年8月から実施している。また、平成28年度から福祉ガソリン券との選択制を導入した(中野区福祉タクシー・福祉ガソリン事業実施要綱、中野区リフト付福祉タクシー事業実施要綱)。

○対象者 前年の所得(1月から7月までの申請については前々年の所得)が所得制限基準額を超えない者で、次のいずれかの障害に該当する者

下肢・体幹・移動機能障害1～3級、視覚・内部障害1・2級、上肢機能障害1級、知的障害1・2度

(ア) 福祉タクシー利用券

タクシー運賃として利用できる福祉タクシー利用券を交付。

○福祉タクシー利用券月額 3,600円(300円券 10枚、100円券 6枚)

○交付件数 3,827件

○利用枚数 300円券 289,133枚、100円券 160,499枚

(イ) リフト付福祉タクシー利用券

リフト付福祉タクシーを利用するときの予約料金・迎車料金などが無料となる「車いす券」(1人月8枚)、「ストレッチャー券」(1人月2枚)を交付。なお、車いす券、ストレッチャー券は月単位でどちらか一方の交付となる。

○交付件数 車いす券 624件、ストレッチャー券 85件

○利用枚数 車いす券 8,510枚、ストレッチャー券 129枚

(ウ) 福祉ガソリン券

ガソリン、軽油の給油に利用できる福祉ガソリン券を交付。

- 福祉ガソリン券月額 3,000円
- 交付件数 450件
- 利用枚数 1,000円券 10,947枚

イ 自動車運転教習費の助成

区内に住所を有する18歳以上の障害のある人が、自動車運転免許を取得する際に、その費用の一部を助成することにより日常生活の利便及び生活圏の拡大を図ることを目的として、昭和52年10月から実施している。助成限度額は申請時の住民税額により164,800円または82,400円（中野区障害者自動車運転教習費助成事業実施要綱）。

- 対象者 身体障害者手帳1～3級（ただし、下肢・体幹機能は1～5級、内部障害は1～4級）または愛の手帳1～4度が交付されている者
- 助成実績 助成件数 3件

ウ 身体障害者用自動車改造費の助成

区内に住所を有する身体に重度の障害のある人が、就労等のために自動車を取得する際に、その障害用に自動車を改造する費用を助成することにより、社会参加の促進を図ることを目的として、昭和52年1月から実施している。助成限度額は133,900円以内の実費額（中野区身体障害者用自動車改造費助成事業実施要綱）。

- 対象者 身体障害者手帳（上肢・下肢・体幹機能1～2級）が交付されている者で、本人、配偶者または扶養義務者の所得が制限額以下の者
- 助成実績 助成件数 1件

⑨その他の在宅福祉サービス [所管：地域支えあい推進部 介護・高齢者支援課]

- 三療サービス
- 緊急通報システム
- おむつサービス

(2) 地域生活支援サービス

①移動支援

ア 移動支援

屋外での移動が困難な障害のある人に対して、外出のための支援を行う。平成18年10月から障害福祉サービスの外出介護が地域生活支援事業に移行し、移動支援となった。

利用者は区が委託契約を締結した事業者からサービスを受ける（中野区移動支援サービス事業実施要綱）。

- 利用実績 延利用人員 4,432人、延利用時間数 68,189時間

イ 通学等支援

自宅・学校・学童クラブ・特別支援学校のバスポイント間の移動介助を行う。平成30年4月から対象者を高校生まで拡大した。

- 対象者 区内に居住する小・中・高校生で、障害者手帳（身体・知的・精神）を有する者、及びこれに準ずる障害のある者
- 利用実績 延利用人員 648人、延利用時間数 7,327時間

ウ 車いすガイドヘルパー派遣

ひとり暮らし、その他の理由により介護者を得られない車いすの利用者に、日常生活の利便と地域社会の積極的な交流を図ることを目的として、平成2年4月から実施している。平成18年10月から障害者自立支援法の施行により、同法の地域生活支援事業の移動支援事業に移行した（中野区車いすガイドヘルプサービス事業実施要綱）。

- 対象者 在宅の身体障害者手帳の交付を受けている車いす利用者
- 利用時間 1回8時間まで
- 派遣回数 月3回、年間36回以内
- 利用登録者 8人
- 派遣実績 延派遣回数 131回、延派遣時間数 630.5時間

②重度障害者（児）日常生活用具

重度の障害のある人に対して、日常生活用具並びに設備の改善費を給付することにより、日常生活を容易なものとするを目的として、昭和44年4月から実施している。平成12年4月から介護保険制度の開始に伴い、介護保険の支給種目については介護保険優先となった。

また、設備改善給付については、65歳以上は対象外となった。平成18年10月、障害者自立支援法の施行により、重度障害者（児）日常生活用具の給付事業は同法の地域生活支援事業に移行した。平成25年4月の障害者総合支援法の施行に伴い、日常生活支援サービスの難病患者等日常生活用具等給付事業と統合した（中野区重度障害者（児）等日常生活用具給付事業実施要綱）。

給付状況

単位：件

種 目	29年度	30年度	31年度	2年度	3年度
特殊寝台	13	12	14	9	7
特殊マット	10	9	8	7	6
特殊尿器	0	0	0	0	0
入浴担架	2	0	1	0	1
体位変換器	1	4	1	1	0
移動用リフト	1	6	2	3	2
訓練いす	0	0	0	0	0
移動用リフトスリングシート	0	3	0	5	1
浴槽（湯沸器含む）	0	0	0	0	0
浴槽（浴槽のみ）	0	3	0	1	0
入浴補助用具	12	11	22	12	13
便器	1	0	2	1	0
T字状・棒状つえ	17	11	11	8	7
移動・移乗支援用具	19	16	20	12	16
頭部保護帽	0	3	8	4	10
特殊便器	3	1	2	2	2
火災警報器	2	2	2	2	3
火災警報器（聴覚障害者用）	0	0	0	0	0
火災警報器（単独）	0	0	0	0	0
専用通報器	0	0	0	0	0
自動消火装置	0	0	0	0	0
電磁調理器	1	3	0	1	2
ガス漏れ警報器	0	0	0	0	0
屋内信号装置	6	5	2	4	2
音響案内装置	1	0	2	1	1
空気清浄器	0	0	0	0	0
エアコンディショナー	0	1	1	2	0
移動トイレット	0	2	0	1	0
補聴器対応電話	1	0	0	0	0
フラッシュベル	1	1	0	0	0
透析液加温器	2	2	3	5	2
ネブライザー（吸入器）	10	7	12	11	10
電気式たん吸引器	20	18	16	18	16
パルスオキシメーター ※1	3	2	2	0	2
盲人用体温計	2	4	4	9	4
盲人用体重計	1	4	5	1	3
盲人用血圧計	2	4	2	2	2
地デジラジオ	0	0	1	0	0
携帯用会話補助装置	3	3	1	0	2
情報・通信支援用具	4	3	5	3	7
点字ディスプレイ	1	2	0	3	0
点字器	0	0	1	0	0
点字タイプライター	0	0	0	1	0
ポータブルレコーダー	7	9	13	6	4
視覚障害者用活字文書読み上げ装置	1	3	0	0	1
視覚障害者用拡大読書器	9	6	9	6	13
盲人用時計	4	4	4	6	3
聴覚障害者用通信装置	6	2	3	5	0
聴覚障害者用情報受信装置	0	0	0	0	1
人工喉頭	7	3	3	4	5
会議用拡聴器	0	1	0	0	1
携帯用信号装置	1	0	0	0	0
視覚障害者用図書	10	7	11	7	0
ストーマ装具	3,795	3,928	4,073	4,069	4,157
紙おむつ等	895	967	1,041	1,121	1,163
収尿器	0	0	0	0	0
居宅生活動作補助用具	5	8	6	6	5
給付件数の合計	4,879	5,080	5,313	5,359	5,474

※1 平成25年度に難病患者日常生活用具と統合し、難病患者のみ給付対象物品として移行

③人工肛門用装具等購入費助成

人工肛門及び人工膀胱用装具の購入費の一部を助成することにより人工肛門装着者等の経済的負担を軽減し、福祉の増進を図ることを目的として、昭和58年4月から実施している。平成18年10月に施行された障害者自立支援法に基づき地域生活支援事業に移行した（中野区人工肛門・人工膀胱用装具購入費助成事業実施要綱）。

- 対象者 区内に居住する人工肛門、人工膀胱受術者。
ただし生活保護受給者は除く。令和3年度年間助成実人員46人
- 助成件数 人工肛門 延69件、人工膀胱 延30件、人工肛門+人工膀胱 延0件

④訪問入浴サービス

障害の程度により一般の浴槽では入浴が困難な者に対して、昭和54年から訪問入浴サービスを提供している。訪問入浴サービスは、週1回を限度に、受託業者が自宅まで浴槽を持ち込んで介助入浴を実施する（中野区障害者訪問入浴事業実施要綱）。施設入浴サービスについては75ページを参照。

- 利用実人員 26人
- 利用回数 1,089回

⑤精神障害回復者社会生活適応訓練＝デイケア〔所管：地域支えあい推進部 すこやか福祉センター〕

すこやか福祉センターで、精神障害回復者のためにレクリエーションや創作活動、料理、話し合い、スポーツ、戸外活動等をとおして、参加者の自主性を尊重しつつ社会生活適応訓練を民間委託により行っている。

なお、参加者の社会復帰を一層促進するため、専門医師による助言を取り入れている。

(3) 意思疎通支援

①手話講習会等

ア 手話講習会

聴覚障害及び言語機能障害のある人の福祉の向上に資するため、手話のできる中野区民の養成を目的として一般区民を対象に昭和48年度から実施している（中野区手話通訳者等養成事業実施要綱）。令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、手話通訳者養成クラス以外は中止。

手話講習会実施状況

年 度	31		2		3	
	回数	参加者数	回数	参加者数	回数	参加者数
入 門 （ 昼 ）	30	44	—	—	25	16
入 門 （ 夜 ）	30	48	—	—	25	18
基 礎 （ 昼 ）	37	41	—	—	30	18
基 礎 （ 夜 ）	37	33	—	—	30	18
応 用 （ 昼 ）	37	18	—	—	30	18
応 用 （ 夜 ）	37	17	—	—	30	18
手話通訳者養成	40	11	30	9	33	3
合 計	248	212	30	9	203	109

イ やさしい手話教室

区民の手話に対する理解を深め、手話を使用する全ての人に対して社会的障壁がない地域社会の実現をめざし、区民が手話を身近に感じる機会として令和2年度から実施している。

- 実施回数 10回、実参加者数 25人

ウ コミュニケーション教室

聴覚障害及び言語機能障害のある人のコミュニケーション意欲の向上を図り、人間関係を豊かにするため、昭和59年10月から実施している。

○実施回数 10回、延参加者数 177人

エ 聴覚障害者向け情報配信事業

区内在住の聴覚障害のある人が健聴者と同様の理解を得られるように、平成15年5月から「なかの区報」やその他の聴覚障害のある人に必要と思われる情報を、簡潔にまとめた内容を電子メールまたはファクシミリにて配信している。

○配信回数 22回、実人員 60人

②手話通訳者等派遣

ア 手話通訳者派遣（中野区手話通訳者派遣事業実施要綱）

（ア）区登録手話通訳者派遣

聴覚障害及び言語機能障害のある人の社会的活動を促進するため、聴覚障害及び言語機能障害のある個人または団体に対して、区に登録された手話通訳者を昭和59年4月から派遣している。

○手話通訳者登録人数 35人

○手話通訳者派遣（区登録） 274回、延派遣人数 290人

（イ）手話通訳者派遣（委託）

平成19年4月から区登録派遣に加え、社会福祉法人東京聴覚障害者福祉事業協会東京手話通訳等派遣センターに業務委託し、手話通訳者の派遣を実施している。

○手話通訳者派遣（委託） 派遣回数 59回、延派遣人数 59人

イ 要約筆記者派遣（中野区要約筆記者派遣事業実施要綱）

聴覚障害及び言語機能障害のある人の社会的活動を促進するため、手話通訳者等ではコミュニケーションが難しい聴覚障害及び言語機能障害のある個人または団体に対して、平成19年4月から要約筆記者を派遣している。

なお、本事業は社会福祉法人東京聴覚障害者福祉事業協会東京手話通訳等派遣センターに業務委託をしている。

○派遣回数 71回、延派遣人数 216人

ウ 代筆・代読支援者派遣（中野区視覚障害者代筆・代読支援事業実施要綱）

視覚障害のある人が社会生活を送る上で必要な情報を入手することや、各種手続きを行うことを支援するため、視覚障害のある個人に対して、令和4年3月から代筆・代読支援者を派遣している。

なお、本事業は区内の障害福祉サービス事業所に業務委託をしている。

○派遣回数 4回、実利用人数 3人

第3 障害者の自立を支えるサービスを適正に給付するしくみ

1 自立支援給付

(1) 障害福祉サービスの制度概要

①サービスの種類等

平成15年4月に施行された支援費制度に代わり、障害者自立支援法が平成18年4月から施行され、障害の種別（身体障害・知的障害・精神障害）にかかわらず、必要とするサービスを利用できる仕組みとなった。

平成24年4月にサービスの支給決定プロセスへ計画相談支援（ケアプラン作成）が導入された。

平成25年4月には、障害者自立支援法が障害者総合支援法へと改正され、障害者の定義に新たに難病等が追加された。

平成26年4月には、①障害程度区分を障害支援区分への見直し、②重度訪問介護の対象拡大（重度の肢体不自由者に加え重度の知的障害者及び精神障害者への拡大）、③ケアホームのグループホームへの一元化が行われた。

平成30年4月には、地域生活の支援として、就労定着支援、自立生活援助が新設された。

サービスには、居宅介護などを提供する「介護給付」、自立訓練や就労支援などを提供する「訓練等給付」、地域移行支援や地域定着支援を提供する「相談支援事業」がある。

障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスは、次のとおり（障害者総合支援法第5条）。

障害福祉サービスの種類

介護給付	居宅系サービス	居宅介護（身体介護・家事援助・通院等介助・乗降介助）、 重度訪問介護、行動援護、同行援護、重度障害者等包括支援
	施設系サービス	療養介護、生活介護、短期入所、施設入所支援
訓練等給付		自立訓練（機能訓練・生活訓練）、共同生活援助（グループホーム）、 就労移行支援、就労継続支援（A型・B型）、就労定着支援、自立生活援助

②負担上限月額

障害福祉サービス及び障害児通所支援の利用者負担は原則1割とされているが、所得の状況に応じて次の区分の負担上限月額が設けられている。

区 分				訪問系サービス ・通所サービスの 負担上限月額	入所施設 ・グループホームの 負担上限月額
生活保護世帯				0円	0円
区民税非課税世帯（低所得）				0円	0円
区民税課税世帯 （一般）	一般1	障害者	区民税所得割額 16万円未満	9,300円	37,200円
		障害児（20歳未満 の入所者を含む）	区民税所得割額 28万円未満	4,600円	9,300円
	一般2	障害者	区民税所得割額 16万円以上	37,200円	37,200円
		障害児（20歳未満 の入所者を含む）	区民税所得割額 28万円以上		

※世帯の範囲

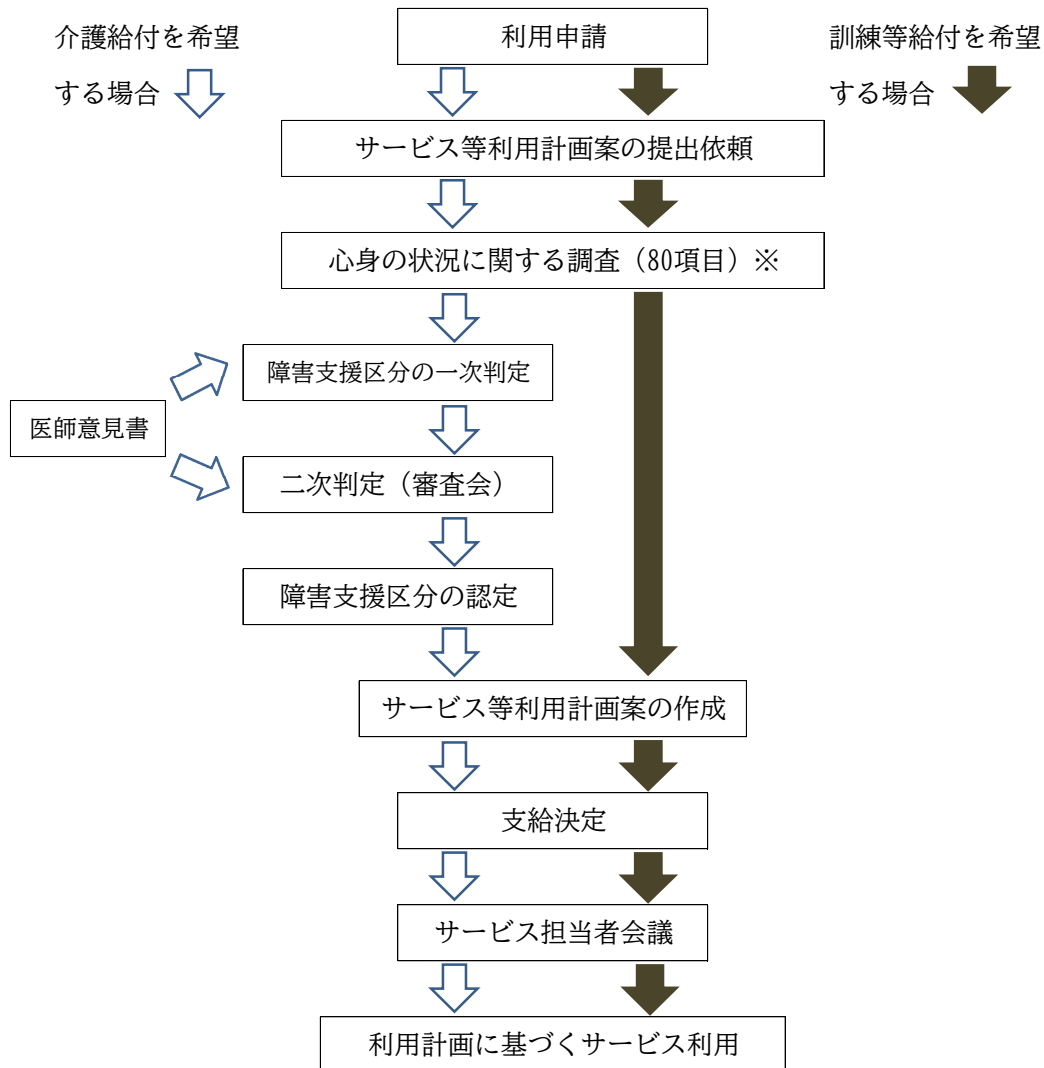
○障害者が18歳以上（18・19歳の施設入所者を除く）の場合

本人とその配偶者（ただし、生活保護受給世帯については、住民基本台帳での世帯）

○18歳未満の障害児と18・19歳の施設入所者の場合

保護者の属する住民票に記載されている人全員

障害福祉サービス利用の手続き（介護給付と訓練等給付では支給決定までの過程が異なる）



※心身の状況に関する調査（80項目）

移動や動作等に関連する項目（12項目）

寝返り・起き上がり、座位保持・立位保持、衣類の着脱など

身の回りの世話や日常生活等に関連する項目（16項目）

食事、入浴、排尿・排便、健康・栄養・薬の管理、金銭管理、家事、交通手段の利用など
意思疎通等に関連する項目（6項目）

視力、聴力、コミュニケーション、読み書きなど

行動障害に関連する項目（34項目）

昼夜逆転、暴言暴行、支援の拒否、こだわり、自己の過大評価、過食・多飲など

特別な医療に関連する項目（12項目）

点滴の管理、ストーマの処置、酸素療法、経管栄養、カテーテルなど

(2) 介護給付・訓練等給付

障害者総合支援法第5条に定められた事業で、主なサービス内容は次のとおりである。

①居宅介護等

障害のある人の家庭などにホームヘルパーを派遣して、入浴時の介護や調理・清掃などの家事援助のほか、通院時の介助を行う。重度の肢体不自由または重度の知的障害者もしくは精神障害により常に介護を必要とする人には、重度訪問介護として自宅での生活の介護及び外出時における移動中の介護を総合的に行う。

また、知的障害または精神障害により常時介護が必要な人が行動する際に、危険を回避するために必要な援護や介護を行う事業として行動援護があり、視覚障害により移動に著しい困難を有する人に外出時に同行し、移動に必要な情報の提供や移動の援護等を行う同行援護がある。

利用実績

年 度	31		2		3	
	延人員	利用時間	延人員	利用時間	延人員	利用時間
身 体 介 護	1,850	41,984.5	1,759	40,779.5	1,764	42,887.0
家 事 援 助	4,201	32,000.8	4,099	30,629.6	4,132	30,614.5
通 院 等 介 助	752	3,998.5	701	3,627.0	756	3,986.5
重 度 訪 問 介 護	650	160,098.5	606	168,592.5	592	160,015.0
行 動 援 護	75	3,234.5	93	4,411.0	82	3,895.5
同 行 援 護	975	30,353.5	915	25,662.5	983	28,337.5
合 計	8,503	271,670.3	8,173	273,702.1	8,309	269,736.0

②生活介護

常時介護が必要な障害のある人に、主に日中、施設において日常生活の介護や生産活動などの機会を提供する事業。

利用実績

年 度	31	2	3
延人員	5,065	5,029	5,141
延日数	96,518	96,050	97,462

③短期入所

自宅で障害のある人を介護する保護者等が疾病などの場合に、短期間、施設に入所させて介護サービスを提供する事業。

利用実績

年 度	31	2	3
延人員	1,374	770	812
延日数	5,954	3,813	4,707

④自立訓練

自立した生活を営むことができるように、一定期間、身体機能または生活能力の向上に必要な訓練等を行う事業。

利用実績

年 度		31	2	3
機能訓練	延人員	173	166	116
	延日数	1,528	1,376	1,052
生活訓練	延人員	366	281	414
	延日数	5,949	4,695	6,172

⑤共同生活援助

地域の中にある障害者グループホームでの生活を希望する障害のある人に対して、日常生活における援助などを行うことにより、自立生活を助長することを目的とする事業。

利用実績

年 度		31	2	3
共同生活援助 (グループホーム)	延人員	2,403	2,643	2,887
	延日数	67,289	74,190	80,804

⑥就労移行支援

就労を希望する障害のある人に、一定期間、生産活動、職場体験その他の活動の機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練等を行う事業。

利用実績

年 度	31	2	3
延人員	1,407	1,351	1,322
延日数	21,343	21,693	22,102

⑦施設入所支援

施設に入所している障害のある人に、主に夜間、食事や入浴、排せつなどの介助を行う事業。

利用実績

年 度	31	2	3
延人員	2,143	2,118	2,109
延日数	63,723	63,641	63,136

⑧就労継続支援

就労が困難な障害のある人に、就労の機会を提供するとともに、生産活動や作業等を行うことにより、知識及び能力の向上に必要な訓練等を行う事業。

利用実績

年 度		31	2	3
A 型	延人員	429	475	446
	延日数	7,534	8,724	7,981
B 型	延人員	5,070	5,157	5,384
	延日数	75,500	76,835	80,482

⑨療養介護

医療と常時介護を必要とする障害のある人に、主に日中、病院等で機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活の世話をを行う事業。

利用実績

年 度	31	2	3
延人員	370	374	363
延日数	11,272	11,322	10,999

⑩就労定着支援

就労移行支援等の利用を経て新たに雇用された障害のある人が、雇用事業所において就労を継続するために必要な連絡調整や課題解決への支援を行う事業。平成30年度新設。

利用実績

年 度	31	2	3
延人員	333	463	573

⑪自立生活援助

一人暮らしの知的及び精神障害のある人等が、居宅において自立した日常生活を営む上での様々な問題について、定期的な訪問または随時の相談に応じ、必要な情報提供や助言等を行う事業。平成30年度新設。

利用実績

年 度	31	2	3
延人員	58	72	71

⑫計画相談支援

障害福祉サービスの支給決定の過程で、サービスの申請や変更の申請の際に、心身の状況や置かれている環境、サービスの利用に関する意向等を勘案してサービス等利用計画を作成し、サービス利用者を支援する事業。

利用実績

年 度	31	2	3
延人員	3,780	4,101	4,538

⑬地域移行支援

障害者支援施設等に入所している障害のある人や精神科病院に入院している精神障害のある人、その他地域における生活に移行するために重点的な支援を必要とする人に、住居の確保や地域における生活に移行するための活動に関する相談等を行う事業。

利用実績

年 度	31	2	3
延人員	41	25	30

⑭地域定着支援

居宅において単身等で生活する障害のある人について、常時の連絡体制を確保し、緊急の事態等に相談支援を行う事業。

利用実績

年 度	31	2	3
延人員	204	124	184

(3) 補装具給付

身体に障害のある人の身体機能を補うため、補装具費支給対象障害者等に対して補装具費を支給する（障害者総合支援法第76条）。

車いす、補聴器、義手、義足、下肢装具、体幹装具、歩行器、盲人安全つえなどの購入費用、修理費用が対象。また、平成30年度から借受け（義肢装具、座位保持装置、重度障害者意思伝達装置、歩行器、座位保持椅子等の一部に限る）の費用も対象となる。

年 度	31	2	3
購 入	369	342	354
修 理	287	238	235
貸 与	0	0	0
合 計	656	580	589

(4) 高額障害福祉サービス等給付費

同一利用者が障害福祉サービス、介護保険サービス、補装具の支給等を利用したり、同一世帯の複数の方が障害福祉サービス、補装具の支給等を利用した際に、世帯の負担を軽減する観点から、一定の額を超えた負担額を償還払い方式により給付する。

また、平成30年度から、65歳になるまでに5年以上介護保険に相当する障害福祉サービス（居宅介護、重度訪問介護、生活介護、短期入所）を利用した人が、一定の要件を満たす場合に、介護保険移行後に利用したサービス（訪問介護、通所介護、短期入所生活介護、地域密着型通所介護、小規模多機能型居宅介護）の利用者負担額を償還払い方式により給付する（障害者総合支援法第76条の2）。

給付実績

年 度	31	2	3
延人員	273	293	545

(5) 自立支援医療制度（更生医療）

身体に障害のある人の日常生活能力や職業生活能力を回復・増進させるために、障害の程度を軽減したり取り除いたりするための医療費を給付する（障害者総合支援法第58条）。対象となる障害は、視覚障害、聴覚障害、言語障害、肢体不自由、内部機能障害（心臓、腎臓、肝臓、小腸、免疫）。

給付実績

単位：件

年 度	31	2	3
腎臓障害（人工透析等）	2,232	2,257	2,322
免 疫 機 能 障 害	6,187	5,820	6,068
肝 臓 機 能 障 害	8	11	8
そ の 他	73	72	18
合 計	8,500	8,160	8,416

(6) 障害者（児）居宅介護従業者養成研修事業助成

視覚障害者移動支援や重度訪問介護などに従事するヘルパー養成研修を実施する事業者に対して、研修開催経費の一部を助成する（中野区障害者居宅介護従業者基礎研修等事業及び障害者（児）移動支援従事者養成研修事業助成要綱）。

助成実績

年 度	31	2	3
助成件数	1	0	1

(7) 障害者グループホーム家賃助成

障害者グループホーム入居者の負担を軽減するため、所得の状況に応じて支払った家賃の一部を助成する（中野区障害者グループホーム利用者家賃助成事業実施要綱）。

助成実績

年 度	31	2	3
助成件数	971	927	1,117

(8) 障害福祉サービス支給決定

障害者総合支援法においては、支給決定手続きの透明化・公平化を図る観点から、区がサービス利用の要否や種類・量などを決定するための判断材料とするために、サービスの利用希望者の心身の状況などについての調査（＝心身の状況に関する80項目のアセスメント）を行うこととしている（障害者総合支援法第20条）。

自立訓練や就労移行支援など訓練等給付のみの利用を希望する場合は、この調査の結果をもとに、地域生活・就労・介護者・居住など勘案すべき事項の調査とサービスの利用意向の聴取を行ったうえで、サービスの支給の決定を行う。

また、居宅介護や施設入所支援などの介護給付の利用を希望する場合は、この調査の結果とともに主治医の意見書等を勘案して障害支援区分の認定を行い、これに基づいてサービスの支給決定を行うこととしている（障害者総合支援法第21条・第22条）。

障害福祉サービス利用の手続きについては、57ページを参照。

決定件数

年 度	31	2	3
サービス支給決定（新規・更新・変更）	3,175	3,220	3,668
制度見直しに伴う利用者負担の改定	494	494	504
合 計	3,669	3,714	4,172

(9) 障害支援区分認定事務

障害者総合支援法に基づく障害支援区分の認定等を中立・公正な立場で専門的な観点から行うため、区長の附属機関として「障害者の障害支援区分に係る審査及び判定等に関する審査会」を設置している。審査会の委員は、定数を30人以内とし、任期は2年としている。

以前の審査会名称は「障害者の障害程度区分に係る審査及び判定等に関する審査会」であったが、平成26年4月の法改正時に「障害者の障害支援区分に係る審査及び判定等に関する審査会」に変更している。

審査会の構成員は、障害のある人等の保健・福祉に関する医師や社会福祉士などの学識経験を有する委員により構成される。障害支援区分の判定及び審査にあたっては、3合議体（1合議体につき委員5人）が順次行っている。

なお、障害支援区分は、障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合を総合的に示すもので、区分1～6の6段階となっている。

審査会運営実績

年 度	31	2	3
合議体開催回数	36	25	36
全体会開催回数	2	0	1
合 計	38	25	37

審査会運営実績

年 度	31	2	3
区分認定件数	424	462	558
意見聴取・報告件数	20	20	45
合 計	444	482	603

第4 障害者相談を活用し、必要なサービスを利用する障害者

1 障害者相談

(1) 障害者相談

区内5か所（すこやか福祉センター4か所及び障害福祉課）で障害のある人の保健と福祉に関する相談を行っている。障害福祉課の相談窓口には、手話通訳者を配置している。

さらに、地域の相談員として身体障害者相談員（9人）や知的障害者相談員（5人）を配置している（身体障害者福祉法、知的障害者福祉法）。

身体障害に関する相談

単位：件

相談内容	障害福祉課	すこやか福祉センター	すこやか障害者相談支援事業所	地域事務所	地域自立生活支援センター	合計
身体障害者手帳	2,216	466	946	—	0	3,628
自立支援医療（更生医療）	1,282	85	186	—	0	1,553
補装具	1,879	41	127	—	0	2,047
職業	5	0	8	—	6	19
在宅（自立支援給付相談等）	2,084	1,267	7,422	—	0	10,773
生活	226	1	5	—	0	232
医療保健	50	0	714	—	36	800
施設	149	0	8	—	0	157
無料乗車券（都営・民営バス）	2,503	300	292	133	0	3,228
福祉タクシー券	297	98	101	0	0	496
有料道路通行料金割引	322	194	181	—	0	697
その他	2,044	190	1,320	—	154	3,708
合計	13,057	2,642	11,310	133	196	27,338

○手話相談件数 851件

※すこやか福祉センターは4所の計

※すこやか障害者相談支援事業所は4所（中部、北部、南部、鷺宮）の計

※地域事務所は5所の計

知的障害に関する相談

単位：件

相談内容	障害福祉課	すこやか福祉センター	すこやか障害者相談支援事業所	地域事務所	地域自立生活支援センター	合計
愛の手帳	290	39	124	0	0	453
職業	27	0	14	—	32	73
在宅（自立支援給付相談等）	2,317	59	3,432	—	0	5,808
生活	578	2	16	—	83	679
医療保健	196	0	290	—	718	1,204
施設	706	0	0	—	0	706
無料乗車券（都営・民営バス）	125	68	65	19	—	277
教育	87	0	0	—	0	87
福祉タクシー券	22	2	2	0	0	26
有料道路通行料金割引	10	17	17	—	—	44
その他	599	14	1,472	1	4,124	6,210
合計	4,957	201	5,432	20	4,957	15,567

※すこやか福祉センターは4所の計

※すこやか障害者相談支援事業所は4所（中部、北部、南部、鷺宮）の計

※地域事務所は5所の計

(2) 精神障害者等の相談 [所管：地域支えあい推進部 すこやか福祉センター]

①精神保健相談

精神障害のある人とその家族及び心の悩みのある方を対象に、専門医師による個別相談を実施している。また、保健師による相談及び家庭訪問を随時実施している。

②嗜癮相談

種々の依存症に悩む区民やその家族に対して、専門医師による相談を行い、健康の回復及び促進を図っている。家族問題・摂食障害等にも対応し、保健師による相談及び家庭訪問を随時実施している。

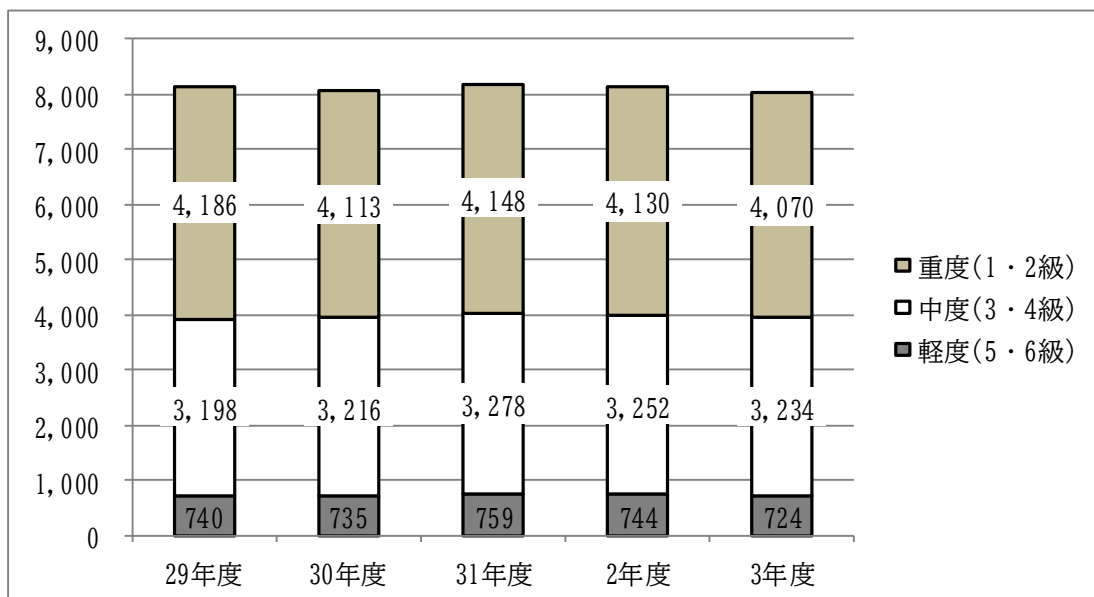
③高齢者精神保健相談

高齢者の認知症等の問題を抱える人やその家族、関係機関を対象に、専門医師による相談を行っている。また、保健師による相談及び家庭訪問を随時実施している。

(3) 身体障害者・知的障害者・精神障害者手帳の所持者

「身体障害者手帳」、「愛の手帳」及び「精神障害者保健福祉手帳」の所持者数は、次のとおりである。

① 身体障害者手帳所持者数の推移（年度別程度別）



身体障害者手帳程度別交付状況

単位：人

年 度	29	30	31	2	3
重度(1・2級)	4,186	4,113	4,148	4,130	4,070 (86)
中度(3・4級)	3,198	3,216	3,278	3,252	3,234 (42)
軽度(5・6級)	740	735	759	744	724 (8)
計	8,124	8,064	8,185	8,126	8,028 (136)

()は18歳未満の再掲

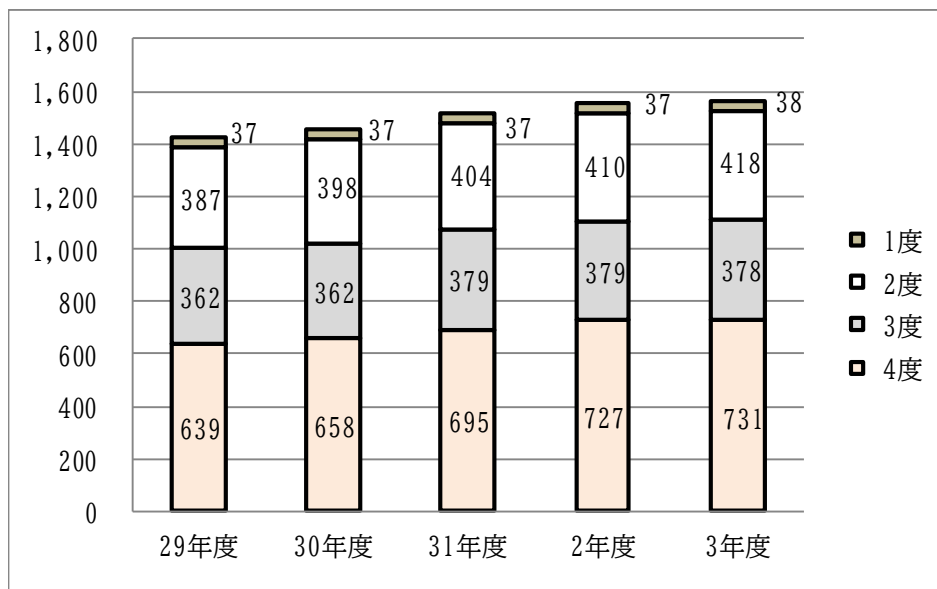
② 部位別身体障害等級件数

単位：人

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	計	
視 覚	131 (3)	194 (1)	48 (0)	59 (3)	122 (1)	45 (0)	－	599 (8)	
聴覚・平衡機能	1 (0)	140 (3)	78 (2)	244 (1)	5 (0)	191 (6)	－	659 (12)	
肢 体 不 自 由	上肢機能	90 (24)	490 (16)	387 (13)	127 (2)	64 (1)	169 (8)	156 (4)	1,483 (68)
	下肢機能	154 (19)	182 (3)	709 (3)	1,121 (9)	196 (0)	123 (1)	101 (3)	2,586 (38)
	体幹機能	183 (35)	248 (21)	158 (4)	0 (0)	90 (1)	0 (0)	－	679 (61)
	脳原性麻痺	49 (4)	24 (0)	14 (1)	9 (0)	3 (1)	4 (0)	2 (0)	105 (6)
	計	476 (82)	944 (40)	1,268 (21)	1,257 (11)	353 (3)	296 (9)	259 (7)	4,853 (173)
内 部 障 害	1,881 (17)	366 (0)	552 (17)	810 (8)	－	－	－	3,609 (42)	
音声・言語機能	－	－	109 (0)	73 (1)	－	－	－	182 (1)	
合 計	2,489 (102)	1,644 (44)	2,055 (40)	2,443 (24)	480 (4)	532 (15)	259 (7)	9,902 (236)	

()は18歳未満の再掲

③ 愛の手帳所持者数の推移



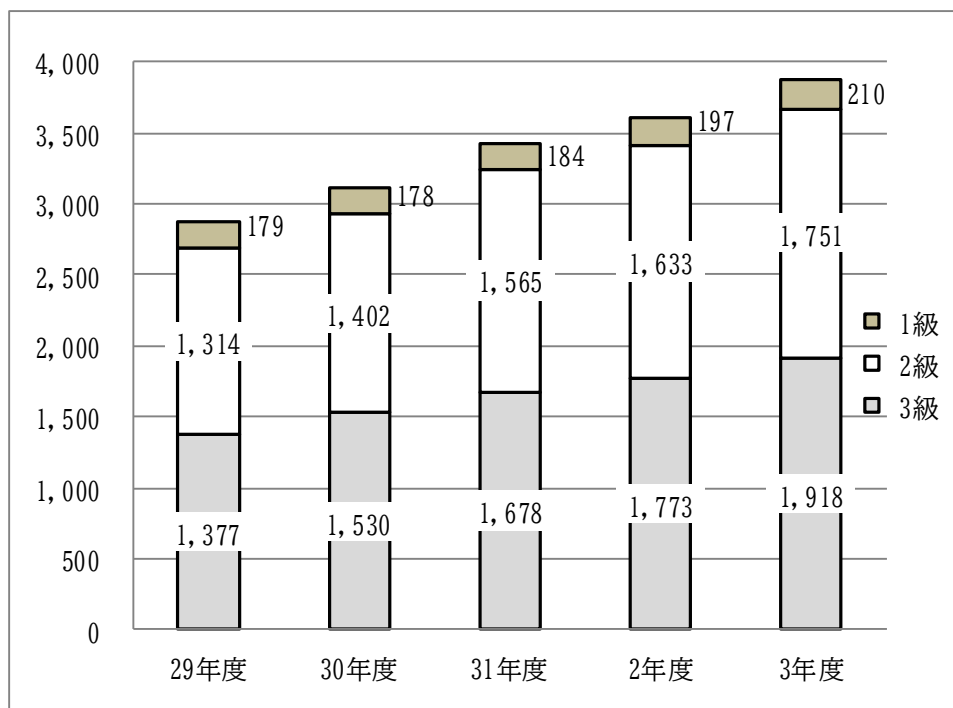
愛の手帳所持者数

単位：人

年度	29	30	31	2	3
1度	37 (4)	37 (4)	37 (4)	37 (5)	38 (3)
2度	387 (68)	398 (67)	404 (68)	410 (60)	418 (64)
3度	362 (73)	362 (76)	379 (87)	379 (88)	378 (89)
4度	639 (148)	658 (161)	695 (160)	727 (162)	731 (160)
合計	1,425 (293)	1,455 (308)	1,515 (319)	1,553 (315)	1,565 (316)

()は18歳未満の再掲

④ 精神障害者保健福祉手帳所持者の推移



精神障害者保健福祉手帳所持者数 単位：人

年度	29	30	31	2	3
1級	179	178	184	197	210
2級	1,314	1,402	1,565	1,633	1,751
3級	1,377	1,530	1,678	1,773	1,918
合計	2,870	3,110	3,427	3,603	3,879

(4) 放送受信料の減免

障害のある人の経済的負担を軽減するために、NHK放送受信料の減免のための証明書を発行する。

○証明書発行件数 229件

(5) 自立支援医療制度（精神通院医療）

平成17年度まで、在宅の精神障害のある人に対する適正な医療を普及するための通院医療費の助成（通院医療費公費負担制度－更新申請は2年毎）を実施していたが、平成18年4月1日から、障害者自立支援法施行により自立支援医療制度（精神通院医療）となった（平成18年度から毎年更新）。

自立支援医療（精神通院医療）の自己負担額は、1割負担を基本とするが、「世帯」の所得状況に応じて6つの区分を設け、各月ごとの自己負担上限額を定めている。

所得区分は、

- (a) 「生活保護」 自己負担なし
- (b) 「低所得1」 区民税非課税世帯で本人の収入が80万円以下の場合には負担上限額が2,500円
- (c) 「低所得2」 区民税非課税世帯で本人の収入が80万円を超える場合は負担上限額が5,000円
- (d) 「中間所得1」 区民税（所得割）が33,000円未満の課税世帯は1割負担。ただし、高額治療継続者の負担上限額は5,000円
- (e) 「中間所得2」 区民税（所得割）33,000円以上235,000円未満の課税世帯は1割負担。ただし、高額治療継続者の負担上限額は10,000円

(f) 「一定以上」区民税（所得割）が235,000円以上の課税世帯は各健康保険等の負担割合。ただし高額治療継続者は1割負担で負担上限額は20,000円と設定された。（令和6年3月末までの経過措置）

自立支援医療利用者

年度	29	30	31	2	3
利用人数	4,893	5,263	5,728	6,101	6,473

利用者の所得状況

区分	生活保護	低所得1	低所得2	中間所得1	中間所得2	一定以上	合計
人数	1,644	1,602	347	643	1,798	439	6,473

利用者の年齢

年齢	0～9歳	10～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～64歳	65歳～	合計
利用人数	0	108	826	1,163	1,548	1,493	451	884	6,473

利用者の疾病状況

分類	F0	F1	F2	F3	F4	F5	F6	F7	F8	F9	G40	合計
人数	540	182	1,309	2,879	538	36	53	55	263	290	328	6,473

《疾病分類》

- F0 症状性を含む器質性精神障害
- F1 精神作用物質使用による精神及び行動の障害
- F2 統合失調症・統合失調型障害及び妄想性障害
- F3 気分（感情）障害
- F4 神経症性障害・ストレス関連障害及び身体表現性障害
- F5 生理的障害及び身体的要因に関連した行動症候群
- F6 成人の人格及び行動の障害
- F7 精神遅滞（知的障害）
- F8 心理的発達障害
- F9 小児期及び青年期に通常発症する行動及び情緒の障害
- G40 てんかん

第5 適切なケアマネジメントにより支えられる障害者

1 障害者支援

(1) ケースワーカーによる障害者支援

地域ごとに担当するケースワーカーを配置して、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法に基づく福祉サービスや障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス及び児童福祉法に基づく障害児通所サービスの利用援助や障害者の総合的な相談支援業務およびケースワーク業務をすこやか障害者相談支援事業所等と連携し行っている。

○相談・支援延人数 延11,856人

(2) 障害者相談支援事業所〔所管：地域支えあい推進部 すこやか福祉センター〕

区内4か所のすこやか福祉センター内に設置し、障害者（児）の総合相談・福祉サービスの申請取次業務のほか、障害者総合支援法に基づく相談支援業務や障害福祉サービス利用支援などのケースワーク業務を行っている。

○対応件数 延49,174件

名称	所在地	開設年月
中部すこやか障害者相談支援事業所	中央三丁目19番1号	平成22年7月
北部すこやか障害者相談支援事業所	江古田四丁目31番10号	平成24年9月
南部すこやか障害者相談支援事業所	弥生町五丁目11番26号	平成28年7月
鷺宮すこやか障害者相談支援事業所	若宮三丁目58番10号	平成27年4月

(3) 障害者地域自立生活支援センター事業

平成15年度から、民間法人に委託し、身体または知的障害のある人及びその家族に対する相談支援業務を24時間体制で実施している。

○自立支援相談 延5,098人

○自立支援セミナー 3回開催、延30人

○理解促進セミナー 3回開催、延12人

(4) 成年後見制度

この制度は、認知症や知的障害、精神障害等によって判断能力が不十分な人々の、権利や財産を守ることを目的とした制度である（詳細は17ページ参照）。

法定後見制度では、本人に身寄りがないなどの特別な場合には区長による申立てを認めている（老人福祉法第32条、知的障害者福祉法第28条、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第51条の11の2）。

区長申立て件数

年度	29	30	31	2	3
件数	1	0	1	2	1

※高齢者の区長申立て件数は18ページ参照。

(5) 障害者自立支援協議会

自立支援協議会は、関係機関等が相互の連絡を図ることにより地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図ることなどを目的として平成22年障害者自立支援法の一部改正において法定化された。中野区においては平成20年2月から中野区障害者自立支援協議会を設置し、活動を実施している。平成30年6月から、課題別部会として相談支援部会、地域生活支援部会、就労支援部会の3部会に加え、新たに差別解消部会を設置した。

協議会は、事業者、雇用、教育、保健等の関係機関等の実務担当者、障害当事者や家族を構成員と

する会議体とし、区は事務局運営を担っている。

○開催状況 協議会全体会 3回、課題別部会（4部会） 34回、個別ケア会議 303回、
事業者連絡会 5回、相談支援機関会議 11回

（6）障害者虐待防止センター

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）が平成24年10月1日に施行され、虐待の防止、早期発見、虐待を受けた障害者に対する保護などの支援を行うことが定められた。中野区では障害福祉課が障害者虐待防止センター機能を果たすこととし、虐待の通報、届出の受理、虐待を受けた障害者の保護を行う他、啓発事業としセミナーの開催、リーフレット配布、虐待防止マニュアルの作成等を実施している。

障害者虐待通報・届出

年度	29	30	31	2	3
件数	16	10	13	11	25

（7）基幹相談支援センター

基幹相談支援センターは、地域の相談拠点として、相談支援事業が適正かつ円滑に実施されるよう専門的な指導・助言、情報収集・提供、人材育成の支援、地域移行に向けた取組を実施するものとして、中野区では障害福祉課障害者支援係がその機能を担っている。

（8）精神障害者地域生活支援拠点

障害者の高齢化、重度化、「親亡き後」も見据え、障害者の地域生活への移行や地域生活の継続を推進し、障害者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう支援を行うことを目的とした拠点施設「ippuku」を平成31年度に設置した。

主な機能

- 地域生活を維持するための相談や地域移行を推進するための相談
- 緊急時の受け入れや対応
- 体験の機会、場の提供
- 専門的人材の確保・養成

第6 さまざまな障害者施設によって支えられる障害者の自立

1 障害者施設基盤整備

(1) 障害者施設整備

①民間法人によるグループホーム等整備支援

ア 障害者グループホーム等整備支援事業

障害者グループホーム等（障害者総合支援法に基づく共同生活援助または短期入所など）を中野区内において整備を進めるにあたり、事業者の積極的な整備を誘致するために、設備または物品に係る経費の一部の補助を行っている（中野区障害者グループホーム等整備支援事業補助金交付要綱）。

イ 障害者グループホーム防火設備整備費補助事業

障害者グループホーム（障害者総合支援法に基づく共同生活援助）において消防法に規定する防火設備の整備を進めるために、事業者にスプリンクラーや自動火災報知設備等の整備に係る経費の補助を行っている（中野区障害者グループホーム防火設備整備費補助金交付要綱）。

②公有地活用による障害者施設の誘導整備

区有地等を活用して民間の活力を導入し、障害者施設の誘導整備を行っている。

○整備事業名 江古田三丁目重度障害者グループホーム等整備事業

用地種別	所在地	サービス種別	整備運営事業者
区有地	江古田三丁目3番	共同生活援助	これまで4回公募を行ったが事業者が決まっていない。現在、第5回目の公募に向けて検討している。
		短期入所	
		地域生活支援拠点機能	

(2) 自立支援事業所経営支援

①障害者日中活動系サービス推進事業

障害者総合支援法に基づく生活介護、自立訓練、就労移行支援または就労継続支援を行う事業所の安定した運営やサービス水準を維持し、利用者の福祉の向上を図るため、運営費の一部の補助を行っている（中野区障害者日中活動系サービス推進事業補助金交付要綱）。

事業所名	事業種別	開所日数	延利用人数
杉の子城山	生活介護、就労継続支援B型	235	8,425
杉の子弥生	生活介護、就労継続支援B型	239	3,406
杉の子大和	生活介護、就労継続支援B型	232	3,303
杉の子丸山	生活介護、就労継続支援B型	238	4,547
コロニー中野	生活介護、就労移行支援、就労継続支援A・B型	241	15,524
コロニーもみじやま支援センター	生活介護、就労移行支援、就労継続支援B型	241	16,309
ふらっとなかの	就労継続支援B型	239	3,089
ふらっとなかの	生活介護	239	4,847
カサ デ オリーバ	就労継続支援B型	244	3,743
すばるカンパニー	就労継続支援B型	264	7,744
ワークセンター翔和	就労移行支援、就労継続支援B型	245	6,514
翔和学園大学部（自立訓練）	自立訓練（生活訓練）	238	6,591
あとリエふぁんとむ	就労継続支援B型	244	3,716
中野区東部福祉作業センター	就労継続支援B型	241	3,882
ワクわーく	就労継続支援A型	291	6,389
ワーカライズ ニコ	就労移行支援、自立訓練（生活訓練）	240	2,192

②障害者通所施設利用者食費負担軽減支援補助（令和5年度まで実施予定）

障害者通所施設を運営する事業者に対して、平成18年度から食事提供に係るコストの削減をするために補助を行っている（中野区障害者通所施設利用者食費負担軽減支援補助金交付要綱）。

③障害者通所施設利用者集団健康診断

障害者通所施設内での利用者の健康保持と感染症対策のため、平成20年度から区内事業所を対象に集団健康診断を実施している。

(3) 自立支援事業所事業支援

①日中一時支援事業【地域生活支援事業】

日中に、在宅の障害のある人を日常的に介護している者が、疾病等の理由により介護することが困難になったとき、もしくは一時的な休息が必要になったときなどに、障害のある人を一時的に見守る等の支援を行っている（中野区在宅障害者日中一時支援事業実施要綱）。

事業実施施設

事業所名	所在地	事業開始日	定員	延利用人数
特別養護老人ホームしらさぎホーム	白鷺二丁目51番5号	平成18年10月1日	2	3
中野江原短期入所	江原町三丁目23番2号	平成21年7月16日	2	144
障害者支援施設 江古田の森	江古田三丁目14番19号	平成24年9月1日	4	0
ショートステイやまゆり	江原町二丁目8番2号	平成27年4月1日	1	0
もみじやま短期入所	中野五丁目3番32号	平成30年5月1日	4	85

②障害者通所施設利用者時間外タイムケア事業

生活介護事業所において、当該施設を利用している障害のある人を対象に、通所時間終了後引き続き実施する見守り等の支援について、事業者はその経費の一部の補助を実施している（中野区障害者通所施設利用者時間外タイムケア事業補助金交付要綱）。

事業実施施設

事業所名	所在地	事業開始日	延利用人数
障害者支援施設 江古田の森	江古田三丁目14番19号	平成23年7月1日	56
コロニーもみじやま支援センター	中野五丁目3番32号	平成30年5月1日	241

(4) 重度障害者通所施設運営支援

重度障害のある人の地域生活を支援し、日中活動の場を確保することにより、社会参画を促進することを目的とする。

①本町五丁目指定障害福祉サービス事業所運営支援

指定障害福祉サービス事業所の運営団体に、利用者の送迎バス運行費用及び重度・重複の障害のある人の処遇充実に要する費用の補助を実施している（中野区本町五丁目指定障害福祉サービス事業所運営事業補助金交付要綱）。

○事業所の種別及び利用定員 生活介護 20人、就労継続支援B型 20人

事業所名	開所日数	延利用人数
ふらっとなかの	239	7,936

②障害者多機能型通所施設（中野五丁目）運営支援

障害者多機能型通所施設の運営団体に、利用者の送迎バス運行費用、重度障害のある人の処遇充実に要する費用及び医療的ケアが必要な人の支援に要する費用の補助を実施している（中野区障害者多機能型通所施設運営事業補助金交付要綱）。

- 事業所の種別及び利用定員 生活介護30人（内、重症心身障害児（者）通所事業定員5人）、
就労移行支援6人、就労継続支援B型64人
短期入所4人、短期緊急支援事業1人

事業所名	開所日数	延利用人数
コロニーもみじやま支援センター	241	16,309
重症心身障害児(者)通所事業(上段内数)	241	291

③障害者短期入所事業所医療的ケア実施態勢の確保に関する支援

短期入所の運営団体に、医療的ケアを実施できる態勢を確保するために、看護職員配置に係る人件費の補助を実施している（中野区障害者短期入所事業所医療的ケア実施態勢の確保に関する補助金交付要綱）。

(5) 民間団体事業支援

障害児（者）通所訓練事業を運営する団体に対して、その経費の一部を補助することにより在宅の障害のある人の自立を促進するとともに、保護者の負担の軽減を図ることを目的として、昭和49年度から補助を実施している（中野区障害児（者）通所訓練事業運営補助金交付要綱）。

団体名	事業実施回数	延利用人数
さくら通所訓練グループ	98	638

(6) 障害者福祉施設管理

就労の機会が限られている障害のある人の自立助長を目的として、障害者福祉作業施設を設置し、社会福祉法人等に提供している（中野区障害者福祉作業施設条例）。

①弥生福祉作業施設（やよい荘併設）

使用団体 社会福祉法人中野あいいく会
事業所名 杉の子弥生
利用定員 20人
所在地 弥生町二丁目5番11号
建物面積 延458.49㎡（うち福祉作業施設部分は156.31㎡、他はやよい荘）
開設 昭和58年3月30日（平成4年8月1日移転新築）

②東部福祉作業施設

使用団体 特定非営利活動法人ハッピースマイル
事業所名 中野区東部福祉作業センター
利用定員 20人
所在地 中央二丁目22番10-101号
建物面積 延602.04㎡
（うち東部福祉作業施設部分は224.37㎡、他は東部シルバーワークプラザ）
開設 昭和59年5月31日

③大和福祉作業施設（やまと荘併設）

使用団体 社会福祉法人中野あいいく会
事業所名 杉の子大和
利用定員 20人
所在地 大和町三丁目18番2号

建物面積 延509.81㎡（うち福祉作業施設部分は290.95㎡、他はやまと荘）
 開設 昭和61年11月1日

④谷戸福祉作業施設

使用団体 社会福祉法人中野あいいく会
 事業所名 杉の子城山
 利用定員 40人
 所在地 中野一丁目6番12号
 建物面積 延620.19㎡
 開設 平成11年4月1日

2 障害者施設運営

(1) 障害者福祉会館

①施設の概要

地域における障害のある人の自立及び社会参加の支援等を目的として、生活介護・自立訓練（機能訓練）・地域活動支援センターの各事業・各種講習会・施設入浴事業などを行い、障害のある人の社会的活動の促進を図るとともに、集会室等の施設提供事業も行っている。

平成21年度から指定管理者制度に移行し、現在は社会福祉法人東京都手をつなぐ育成会が運営している（中野区障害者福祉会館条例）。

平成28年度に館内に給食調理室を整備し、平成29年2月から、施設内での調理による生活介護利用者への食事提供を始めた。

- 開設 昭和54年10月1日
- 所在地 沼袋二丁目40番18号（沼袋区民活動センター及び備蓄倉庫を併設）
- 施設規模 鉄筋コンクリート造（地上3階、地下1階）、
延面積 2,650.79㎡（併設施設を除く）
- 配置職員 館長、事務員、支援員、理学療法士、作業療法士、看護師、言語聴覚士、
管理員、嘱託医

②施設貸出等

ア 施設貸出

障害のある人がグループでリハビリテーションや自主的な活動をするための場を提供する（障害者福祉会館条例施行規則）。

- 提供施設 多目的室、音楽室、調理実習室、スポーツ訓練室

貸出実績

件数	延利用人数
240	1,880

イ 福祉図書・福祉機器

在宅の障害のある人とその家族及び関係者やボランティア等の利用に供するため、福祉図書室（大坪ライブラリー）を設置して図書等の閲覧・貸出を行う。また、視覚障害のある人等への福祉機器の提供を行う。昭和54年から実施している（障害者福祉会館図書室（大坪ライブラリー）運営要綱）。

蔵書数

蔵書分類	福祉専門書	点字図書	テープ図書
冊数等	1,367冊	653冊	1,303巻

○提供福祉機器

視覚障害用パソコン、拡大読書機、点字複写機、点字タイプライターなど。

○貸出・利用

区内在住・在勤・在学者に対し貸し出す。ただし、点字図書及びテープ図書は視覚障害のある人に限る。また、機器の利用は館内利用のみとする。

③生活介護

障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス支給決定を受けている者を対象に、心身の発達促進、日常生活能力の維持・向上に必要な支援を行い、日々の生活を充実させるとともに、社会的自立を図ることを目的として事業を行っている。

昭和54年から事業を開始した後、平成18年10月に障害者自立支援法（現：障害者総合支援法）の生活介護に移行した（障害者総合支援法、中野区生活介護事業運営要綱）。

平成23年度から、生活介護通所時間終了後に引き続き見守り等の支援を行うタイムケア事業を開始した（中野区障害者通所施設利用者時間外タイムケア事業実施要綱）。

○サービス内容 生活支援、作業活動支援、基本機能維持・改善のための個別訓練、その他日常生活・日中活動支援等（給食含む）。

○サービス提供日時 月～金曜日の午前9時30分から午後3時30分まで

○利用定員 32人

事業実績

事業名		実施回数等	延利用人数
生活介護	通所	241日	4,518
	理学療法	82回	697
	作業療法	38回	389
	嘱託医健診・相談・指導	11回	66
	給食	241回	3,933
タイムケア	60日	91	

④自立訓練

ア 自立訓練（機能訓練）

障害のある人が自立した日常生活または社会生活を営むことができるように、一人ひとりの状態に即した機能訓練（個別・集団）を行っている。

昭和54年から事業を開始した後、平成18年10月に障害者自立支援法（現：障害者総合支援法）の自立訓練（機能訓練）に移行した（障害者総合支援法、中野区障害者自立訓練事業運営要綱）。

○運動療法及び作業療法 月～金曜日の毎日、午前9時30分から午後3時30分まで

○言語療法 月・水・金曜日の週3回、午前9時30分から午後3時30分まで

事業実績

事業名		実施回数等	延利用人数
自立訓練	理学療法	410回	795
	作業療法	376回	603
	言語療法	223回	306
	新規チェック	2回	4
	保健指導	239回	2,130
	訪問指導	2回	2
	嘱託医健診・相談・指導	38回	56
新規利用等相談	12件	13	
自助具の貸し出し・相談	4件	4	

イ 地域活動支援【地域生活支援事業】

区内在住の障害のある人が、創作的活動、社会的交流等により、一人ひとりがその能力を十分に発揮し、身近な地域で生き生きとした生活が送れるよう支援する。地域活動支援センター（Ⅱ型）として平成18年10月から実施している（障害者総合支援法、中野区地域活動支援センター事業運営要綱）。

○事業実績 グループ活動回数 440回、延利用人数 1,623人

ウ 講座・講習

障害のある人の社会参画の機会の提供や、ボランティアの育成を目的として、昭和54年から、障害者福祉会館において各種講座・講習会、教養講座等を実施している（中野区障害者福祉会館条例）。

○事業実績 講座開催 延62回、延参加人数 321人

実施講座等

対象者	講座内容
障害のある人	あみもの、書道、料理、体操、座位エクササイズ等
一般区民	点字講習会

エ 施設入浴サービス

障害の程度により一般の浴槽では入浴が困難な者に対して、昭和54年から施設入浴サービスを提供している。施設入浴サービスには、週1回を限度として施設職員の介助による機械浴槽での入浴を行う機械入浴と、週2回を限度として家族などの介助による入浴を行う介助入浴がある（中野区障害者施設入浴事業実施要綱）。

事業実績

入浴種類	実施回数	延利用人数
機械入浴	52	52
介助入浴	15	15

⑤送迎バスの運行【地域生活支援事業】

地域における障害のある人の自立した日常生活及び社会生活を促進するため、障害者福祉会館等の区内の福祉施設を利用するための交通手段として送迎バスを運行する。

運行車両はマイクロバス4台、ワゴン車5台。

時刻表により指定のバス停を一日に2～3回巡回する。

昭和54年度から実施しており、バス運行事業者に委託している（中野区障害者福祉会館送迎バス運営要綱）。

事業実績

延運行台数	延利用人数
2,026	24,295

(2) かみさぎこぶし園

障害のある人の日常生活能力の維持・向上に必要な支援を行い、日々の生活の充実と、社会的自立を図ることを目的として事業を実施している（障害者総合支援法、中野区立かみさぎこぶし園条例）。生活実習所として開設し、平成12年4月に知的障害者通所更生施設に移行した。

平成17年度から指定管理者制度に移行し、現在は社会福祉法人東京都手をつなぐ育成会が運営している。平成21年4月に障害者自立支援法（現：障害者総合支援法）の生活介護に移行した。

平成23年度から、生活介護通所時間終了後に引き続き見守り等の支援を行うタイムケア事業を開始した（中野区障害者通所施設利用者時間外タイムケア事業実施要綱）。

平成28年3月から、既存事業に加え、医療的ケアを必要とする重症心身障害者のために、東京都重症心身障害児（者）通所事業を開始した（中野区重症心身障害児（者）通所事業運営要綱）。

- 開 設 平成6年10月
- 所 在 地 上鷲宮一丁目21番30号
- 施設規模 鉄筋コンクリート造（地上2階）、延1,262.22㎡
- サービス提供日時 月～金曜日の午前9時30分から午後3時30分まで
- 定 員 45人（内、重症心身障害児（者）通所事業定員5人）
- 配置職員 園長、事務員、支援員、看護師、調理員、作業療法士、理学療法士、嘱託医
- 事業内容 5つのグループに分かれての作業活動や課題別活動、機能訓練や健康の維持増進にかかる支援等を実施する。

事業実績

事業名	実施日数等	延利用人数
通所	241日	8,766
重症心身障害児(者)通所事業(通所内数)	241日	656
理学療法	137回	884
作業療法	47回	278
嘱託医健診・相談・指導	33回	301
給食	241回	7,989
タイムケア	82日	191

(3) 精神障害者施設運営

①仲町就労支援事業所

障害者自立支援法（現：障害者総合支援法）の就労移行支援及び就労継続支援B型（多機能型）を実施する事業所として開設した。指定管理者制度により社会福祉法人東京コロニーが運営している（障害者総合支援法、仲町就労支援事業所条例）。

仲町就労支援事業所の事業は、平成23年3月31日に廃止となった精神障害者社会復帰センター（スマイル社会復帰センター）で行われていた事業を引き継ぐものである。

- 開 設 平成23年4月
- 所 在 地 中央三丁目19番1号
- 施設規模 鉄筋コンクリート造 地上3階のうち3階使用 延668.42㎡
- 定 員 就労移行支援 6人、就労継続支援B型 21人
- 開設日時 月～金曜日の午前9時から午後5時まで
- 対 象 者 障害者総合支援法による訓練等給付の支給決定を受けた者
- 事業内容 一般企業等との契約による受注作業及び事業所の自主生産品の製造・販売を行う。なお、毎月の就労工賃を利用者の就労時間等に応じて支払う。企業実習や就労体験をとおして就労支援を行い、就労後は定着支援を行う。

事業実績

	就労移行支援	就労継続支援B型
開 設 日	242日	242日
延 利 用 人 数	0人	3,265人
年 間 総 工 賃	—	4,993,436円
月1人当り平均工賃	—	14,349円
就 労 実 習 延 人 数	—	1人

②精神障害者地域生活支援センター【地域生活支援事業、他】

精神障害のある人の地域における暮らしを支援し、安心してくつろげる場を提供することを目的として、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」(昭和25年法律123号)に基づく精神障害者地域生活支援センターとして開設した。

平成18年10月には、障害者自立支援法(現：障害者総合支援法)の施行に伴い、「地域生活支援事業実施要綱」(平成18年8月1日付障発第0801002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)で定める障害者相談支援事業及び地域活動支援センター(I型)等に移行した(精神障害者地域生活支援センター事業運営要綱)。

施設の愛称は、開設当初から“せせらぎ”を使用しており、移行後は、日常生活についての支援や相談、地域交流事業(オープンスペース、各種講座)などのほか、通所事業(革工芸、木工)を始めた。また、臨床心理士による「心の相談室」も、併せて行っている。

平成20年度からは、民間事業者への事業運営委託に併せ、新たに居住サポート事業、ピアカウンセリングを始めるなど、利用者の状況に応じた事業の展開と、民間事業者の創意と工夫に基づいた運営によるサービスの充実に取り組んでいる。

- 開設 平成13年10月
- 所在地 中野五丁目68番7号 スマイルなかの6階
- 施設規模 鉄筋コンクリート造 地上7階のうち6階使用 延440.42㎡
- 利用対象者 区内に在住する精神障害のある人とその家族など
- 通所事業利用契約者数 24人
- 居住サポート事業利用登録者数 5人

窓口開設時間

開設時間	月曜日	火～木曜日	金曜日	土・日曜日
オープンスペース		11時30分	13時00分	10時00分
電話相談、来所相談	休み	から	から	から
居住サポート		19時30分	20時30分	17時00分

※祝日、1月1日から3日まで及び12月29日から31日までは休み

登録者の状況

単位：人

登録者数		年齢別						
本人	305	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代～
家族	1	0	11	36	78	106	55	20
計	306							

年間利用者数及び相談支援事業実施状況

	年間実施日数	延利用人数
来所利用	297	6,224
来所相談		2,675
電話相談		17,160

定期プログラム・イベント等実施状況

事業区分	実施回数	延参加人数	事業内容
イベント	56	634	麻雀大会、ピア講習会、特別講座など
自主活動	18	123	パドルテニス、インディアカ
定期プログラム等	122	840	女性向けプログラム、単身生活サポート、働く人のおしゃべり会など

(4) 弥生福祉作業所

一般就労が困難な障害のある人に、作業・生活・就労支援等の支援を行い、自立への援助を図ることを目的としている。

平成24年4月に障害者自立支援法（現：障害者総合支援法）の就労継続支援B型と生活介護（多機能型）に移行した（障害者総合支援法、中野区立弥生福祉作業所条例）。

平成26年度から指定管理者制度に移行し、現在は社会福祉法人正夢の会が運営している（中野区立弥生福祉作業所条例）。また、就労継続支援B型と生活介護に加え、就労移行支援、就労定着支援を開始した。

①施設の概要

- 開設 昭和62年10月
- 所在地 弥生町四丁目36番15号
- 施設規模 鉄筋コンクリート造 地下1階地上3階のうち2・3階使用 延1,652㎡
- 定員 就労継続支援B型 45人、就労移行支援 10人、生活介護 20人
- 開設日時 月～金曜日の午前9時から午後5時まで
- 対象者 障害者総合支援法による訓練等給付の支給決定を受けた者（就労移行支援及び就労継続支援B型）または介護給付の支給決定を受けた者（生活介護）
- 事業内容 一般企業等との契約による受注作業及び事業所の自主生産品の製造・販売を行う。なお、毎月の就労工賃を利用者の就労時間等に応じて支払う。中野区障害者福祉事業団や企業における実習を実施するほか就職相談会等に参加するなどの就業支援を行う。

事業実績

	生活介護	就労移行支援	就労継続支援B型
開設日	242日	242日	242日
延利用人数	4,303人	230人	7,190人
年間総工賃	687,370円	210,762円	7,113,430円
月一人当り平均工賃	2,749円	17,564円	16,021円
就労実習延人数	—	31人	5人
就労者数	—	0人	0人
給食数	4,537食	201食	7,507食
所外行事	0回	0回	0回
クラブ活動	—	—	2クラブ

(5) 生活寮

福祉作業所等に通所または就労している知的障害のある人に生活の場を提供することにより、地域社会での自立生活を助長するとともに、在宅障害者（児）の緊急一時保護を行うことを目的として生活寮を設置した。平成18年4月から指定管理者制度に移行し、社会福祉法人東京都手をつなぐ育成会が平成31年3月31日まで運営した（中野区知的障害者生活寮条例、在宅障害者（児）緊急一時保護事業実施要綱）。平成31年度は、民間事業者の事業運営委託により、知的障害者生活寮やまと荘において利用者支援を行った。令和2年度からは、知的障害者生活寮やよい荘及び障害者（児）緊急一時保護事業を民間事業者への事業運営委託により行っている。

①生活寮

ア やまと荘

- 定員 4人
- 所在地 大和町三丁目18番
- 事業開始 昭和61年11月1日
- 使用料 月額 3,000円～36,000円

イ やよい荘

- 定員 4人
- 所在地 弥生町二丁目5番
- 事業開始 平成4年9月1日
- 使用料 月額 3,000円~36,000円

②障害者（児）緊急一時保護

- やまと荘 定員2人（事業開始 平成2年1月16日）
- やよい荘 定員2人（事業開始 平成4年9月1日）

利用実績

事業名	延利用日数	延利用人数
緊急一時保護	377	262

3 障害者等歯科医療

一般の歯科医療機関での診療が困難な障害のある人、要介護高齢者の歯科診療、歯科保健指導、摂食指導及び相談事業を中野区歯科医師会に委託してスマイル歯科診療所で実施している。また、身近な地域で必要な歯科医療を受けられるよう、かかりつけ歯科医との医療連携も行っている。

実施状況

延受診者数	延指導・相談者数
619	619

第7 障害や発達に課題のある子どもへの支援

1 子ども発達支援調整

(1)ペアレントメンター養成事業

子どもの障害や発達に不安や戸惑いを感じる保護者を支援する取組の一つとして、ペアレントメンター養成事業を実施している。

ペアレントメンター活動（親による親支援）は、専門家とは違った立場で同じ親としての共感、理解、情報提供などを行うもので、茶話会、グループ相談、個別相談を実施するほか、ミニ講座・企画講座・公開講座（シンポジウム）を実施している。茶話会や講座に参加した保護者のうち、ペアレントメンター活動への参加希望者がペアレントメンター養成研修を受講し、修了者を中野区ペアレントメンターとして登録している。

区の業務委託提案制度により特定非営利活動法人わかみやクラブに事業を委託して実施していたが、令和4年度に、指定管理者制度により運営している中野区立知的・発達等障害児通所支援施設（放課後デイサービスセンターみずいろ）の事業に移行した。

○事業実績 区民向けシンポジウム 1回 参加者数 実33人
講座等 79回 参加者数 延538人

(2)障害児通所支援施設第三者評価受審費補助

区内の障害児通所支援事業所におけるサービスの質の向上に資することを目的として、事業所が福祉サービス第三者評価を受審した場合に、500,000円を限度としてその経費を補助している。

○事業実績 2事業所

(3)重症心身障害児通所支援事業所医療的ケア事業補助

人工呼吸や痰の吸引などの医療的ケアを必要とする児童が、身近な地域で安心して療育が受けられるよう、福祉の向上に寄与することを目的として、区内の障害児通所支援事業所が看護職員を2名以上配置して医療的ケアを実施する場合に当該事業所に対し、その経費の一部を補助している。

○事業実績 1事業所

(4)障害児相談支援事業運営費補助

障害児支援利用計画の作成を促進し、障害児通所支援を必要とする障害児及び保護者が、適切な相談支援を受けることができる体制を整えることを目的とし、区内障害児相談支援者に対し、障害児相談支援事業の運営費の一部を補助している。

○事業実績 2事業所

(5)重度・重複障害児等特別支援学校登下校支援事業

東京都立特別支援学校に通学する重度の身体障害等のある児童で、通学バスに乗車して登下校をすることができないものに対し、登下校に要した交通費の一部について助成している。（令和3年度を持って事業廃止。）

2 障害児通所給付

(1)障害児通所給付の制度概要

障害や疾病等がある児童で障害児通所給付決定を受けた保護者に対し、障害児通所給付費の支弁を行う。

障害児通所支援の利用者負担は原則1割とされているが、所得の状況に応じて次の区分の負担上限月額が設けられている。

負担上限月額

区分		負担上限月額
生活保護世帯		0円
区民税非課税世帯（低所得）		0円
区民税非課税世帯（一般）	区民税所得割28万円未満（一般1）	4,600円
	区民税所得割28万円以上（一般2）	37,200円

※世帯の範囲は、保護者の属する住民票に記載されている人全員

（2）障害児通所支援等

①児童発達支援

未就学の障害児に、日常生活における基本的動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行う事業。

利用実績

年 度	31	2	3
延人員	5,466	5,473	6,226
延日数	29,895	28,205	31,496

②医療型児童発達支援

肢体不自由があり、医療管理下での支援が必要な障害児に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練を行う事業。

利用実績

年 度	31	2	3
延人員	10	0	0
延日数	80	0	0

③放課後等デイサービス

就学している障害児に、学校の授業の終了後または休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等を行う事業。

利用実績

年 度	31	2	3
延人員	4,945	5,392	5,901
延日数	43,519	44,229	51,800

④居宅訪問型児童発達支援

通所が著しく困難な障害児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行う事業。

利用実績

年 度	31	2	3
延人員	5	32	38
延日数	12	280	261

⑤保育所等訪問支援

保育園、幼稚園等に支援員が訪問し、対象児の集団生活のサポートや、成長、発達を保護者、保育士等と共有し支援する事業。

利用実績

年 度	31	2	3
延人員	2	12	1,263
延日数	17	14	1,307

⑥障害児相談支援

障害児通所支援、障害福祉サービスを適切に利用できるよう、障害や発達に課題のある子どもの状況を勘案し、障害児支援利用計画を作成し、利用に関する連絡調整を行う事業。

利用実績

年 度	31	2	3
延人員	1,362	1,742	2,160

(3) 高額障害児通所給付費

同一利用者が障害児通所支援、障害福祉サービス、補装具の支給等を利用したり、同一世帯の複数の人が障害児通所支援、補装具の支給等を利用した際等に、世帯の負担を軽減する観点から、一定の額を超えた負担額を償還払い方式により給付する。

給付実績

年 度	31	2	3
延人員	188	203	201

3 障害児支援施設運営

(1) 療育センターアポロ園

障害や発達に課題のある未就学児と家族が、もっている力を十分に発揮し、地域の中でともに生活できるよう支援を行うことにより、児童及びその家族の福祉の向上を図ることを目的に昭和62年4月に開設した。平成22年度から業務委託による運営へ移行した後、平成26年度から、指定管理者制度により社会福祉法人全国重症心身障害児（者）を守る会が運営している（児童福祉法、障害児通所支援施設条例）。

- 開 設 昭和62年4月
(障害者福祉会館の旧幼児指導係及び旧江古田分園を統合して開設)
- 所 在 地 中野区江古田四丁目43番25号 (平成22年4月に現住所に移転)
- 施設規模 鉄筋コンクリート造 延999.75㎡

①療育相談

発達に課題のある子どもの子育て、医療、福祉に関する相談に応じ、療育の必要性を判断するなど助言・相談を行っている。

- ア 対象 中野区在住の乳幼児とその保護者
- イ 実施方法 月6日(火・水曜日)午前、午後実施(すこやか福祉センターで相談のうえ予約)
- ウ 令和3年度実績 利用人数 248人

②児童発達支援事業

障害や発達に課題のある子どもに対し、日常生活動作や運動機能の訓練等を通して、生活能力の向上を図るために支援を行う。通園に際し、送迎バスを運行している。

- ア 対象 障害や発達に課題のある未就学児
- イ 実施方法 通園指導(クラス療育)

1歳児	親子で週1日
2歳児	親子で週2日
3～4歳児	親子で週2日、子どものみ週3日

5歳児 子どものみ週5日
個別指導 0～5歳児 月2回程度

ウ 1日定員 40人 平成29年9月まで36人、個別指導法内事業化に伴い平成29年10月から40人
※個別指導を利用する児童は、平成29年10月より児童福祉法に基づく児童発達支援事業に移行。
それ以前は、中野区の療育指導運営要綱に基づく事業として実施。

利用実績（※登録人数の（）内は、医療的ケア実施者）

年 度	31	2	3
登 録 人 数	230 (1) 人	255 (0) 人	325 (0) 人
事 業 実 施 日	277 日	285 日	282 日
利 用 実 績	延7,639 人	延7,516 人	延9,134 人
	27.6 人/日	26.4 人/日	32.4 人/日

③保育所等訪問支援

保護者の依頼に基づいて、対象児が通っている保育園・幼稚園・認定こども園等を支援員が訪問し、保育園や幼稚園と連携して集団生活上の子どもの成長、発達を支援している。令和2年度まで保育園等巡回訪問指導として実施していた事業を、令和3年度に児童福祉法に基づく保育所等訪問支援事業に移行した。

利用実績

訪 問 先	園数 (園)	回数 (回)	対象児 (人)	0歳児 (人)	1歳児 (人)	2歳児 (人)	3歳児 (人)	4歳児 (人)	5歳児 (人)
区 立 保 育 園	6	59	134	4	0	4	23	53	50
私 立 保 育 園	47	190	341	1	11	57	91	96	85
私 立 幼 稚 園	12	58	152	0	0	0	56	35	61
乳 児 院	0	0	0	0	0	0	0	0	0
認 定 こ ど も 園	4	46	109	0	0	4	18	42	45
他区公立保育園	0	0	0	0	0	0	0	0	0
他区私立保育園	1	2	2	0	0	0	0	0	2
他区私立幼稚園	6	25	44	0	0	0	7	14	23
合 計	76	380	782	5	11	65	195	240	266

④障害児相談支援事業（平成30年10月1日から開始。）

障害児通所支援の利用申請があった障害児について、障害児支援利用計画の作成及びモニタリングを行う。

○事業実績 計画 297件 モニタリング 151件

⑤一時保護事業

障害や発達に課題のある子どもの保護者が、疾病等により介護することが困難な場合、日中一時的に保護を行う事業。

○事業実績 延利用人数 229人 利用時間合計 910時間30分

⑥おもちゃライブラリー

障害児及び学齢前の健常児や保護者、教育者等に対し、おもちゃの貸出しを行う事業。
また、子どもの身体・心理・社会面の発達を踏まえたおもちゃと遊びに関する相談・助言・指導も行っている。

○事業実績 令和3年度 延利用人数 195人 おもちゃ貸出数 277個

(2) 重度・重複障害児通所支援施設（子ども発達センターたんぼぼ）

重度・重複障害のある乳幼児から高校生までの児童・生徒の訓練や医療的ケアを通じて、生活能力の向上や放課後等の家族支援を行うことにより、児童及びその家族の福祉の向上を図ることを目的に平成26年10月に開設した。指定管理者制度により社会福祉法人全国重症心身障害児（者）を守る会が運営している（児童福祉法、障害児通所支援施設条例）。

- 開設 平成26年10月
- 所在地 中野区丸山一丁目17番2号
- 施設規模 鉄筋コンクリート造 延612.49㎡

①児童発達支援事業

重度・重複障害のある乳幼児と保護者に対する支援、乳幼児の日常生活動作や運動機能の訓練等を通して生活能力の向上を図るために支援を行っている。通園に際し、送迎バスを運行している。

- ア 対象 重度・重複障害のある未就学児
- イ 実施方法 通園指導 0～2歳児 親子で週1日～2日
3～5歳児 子どものみ週1.5日～3日
- ウ 1日定員 5人

利用実績（※登録人数の（）内は、医療的ケア実施者）

年 度	31	2	3
登 録 人 数 ※	16 (14) 人	14 (12) 人	11 (9) 人
事 業 実 施 日	237 日	240 日	239 日
利 用 実 績	延736 人	延847 人	延848 人
	3.1 人/日	3.5 人/日	3.5 人/日

②放課後等デイサービス事業

授業終了後の放課後や夏休み等の学校休業日に生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等の支援を行っている。通所に際し、送迎バスを運行している。

- ア 対象 小学校1年生～高校3年生
- イ 利用時間 平日 授業終了後～18時
学校休業日 9時～18時
- ウ 1日定員 10人

利用実績（※登録人数の（）内は、医療的ケア実施者）

年 度	31	2	3
登 録 人 数 ※	26 (18) 人	26 (20) 人	28 (25) 人
事 業 実 施 日	289 日	294 日	293 日
利 用 実 績	延2,108 人	延1,778 人	延1,840 人
	7.3 人/日	6.0 人/日	6.3 人/日

③一時保護事業

重度・重複障害のある児童の保護者が、疾病等により介護することが困難な場合、日中一時的に保護を行う事業。

- 令和3年度実績 延利用人数 13人 利用時間合計 53時間30分

④在宅訪問事業

乳幼児等から高校生までの重度・重複障害により通園が困難な児童の家庭を訪問し、訓練や保護者への助言を行う事業。

- 令和3年度実績 延利用人数 18人

(3) 知的・発達等障害児通所支援施設（放課後デイサービスセンターみずいろ）

知的・発達等の障害のある小学生から高校生までの児童・生徒を対象とした、放課後や夏休み等学校休業日の支援を行うことにより、児童及びその家族の福祉の向上を図ることを目的に平成26年10月に開設した。指定管理者制度により特定非営利活動法人わかみやクラブが運営している（児童福祉法、障害児通所支援施設条例）。

- 開設 平成26年10月
- 所在地 中野区丸山一丁目17番2号
- 施設規模 鉄筋コンクリート造 延 447.62 m²

①放課後等デイサービス事業

授業終了後の放課後や夏休み等の学校休業日に生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等の支援を行っている。通所に際し送迎バスを運行している。

- ア 対象 小学校1年生～高校3年生
- イ 利用時間 平日 授業終了後～18時
学校休業日 9時～18時

ウ 1日定員 28人

利用実績

年 度	31	2	3
登 録 人 数	44人	52人	51人
事 業 実 施 日	289日	293日	293日
利 用 実 績	6,385 人/年	6,092 人/年	6,636 人/年
	22.1 人/日	20.8 人/日	22.6 人/日

②一時保護事業

知的・発達等の障害のある児童の保護者が、疾病等により介護することが困難な場合、日中一時的に保護を行っている。

- 事業実績 延利用人数 0人 利用時間合計 0時間0分

(4) 南部障害児通所支援施設（療育センターゆめなりあ）

発達の課題や障害のある子どもに対し、障害の状況に応じて発達を支援することにより、児童及びその家族の福祉の向上を図ることを目的に平成28年9月に開設した。指定管理者制度により社会福祉法人正夢の会が運営している（児童福祉法、障害児通所支援施設条例）。

- 開設 平成28年9月
- 所在地 中野区弥生町五丁目5番2号
- 施設規模 鉄筋コンクリート造 延 1,100.06 m²

①療育相談

障害や発達に課題のある子どもの子育て、医療、福祉に関する相談に応じ、ゆめなりあ各事業で対応するほか、関係機関の紹介及び子どもの遊び観察による助言・相談等を行っている。

- ア 対象 中野区在住の乳幼児及び児童とその保護者
- イ 実施方法 月12日程度（すこやか福祉センターで相談のうえ予約）
- ウ 令和3度実績 利用人数 234人

②児童発達支援事業

障害や発達に課題のある子どもに対し、日常生活動作や運動機能の訓練等を通して生活能力の向上を図るために支援を行っている。通園に際し、送迎バスを運行している。

- ア 対象 障害や発達に課題のある未就学児
- イ 実施方法 ①通園指導（クラス療育） 2歳児 親子で週1～2日
3歳児以上 子どものみ週5日
②専門療育 0～5歳児 月2回程度
- ウ 1日定員 30人

利用実績（※登録人数の（）内は、医療的ケア実施者）

年 度	31	2	3
登 録 人 数 ※	191 (1) 人	185 (0) 人	209 (1) 人
事 業 実 施 日	281 日	282 日	286 日
利 用 実 績	延6,534 人	延5,953 人	延6,195 人
	23.3 人/日	21.1 人/日	21.7 人/日

③保育所等訪問支援

保護者の依頼に基づいて、対象児が通っている保育園・幼稚園・認定こども園等を支援員が訪問し、保育園や幼稚園と連携して集団生活上のお子さんの成長、発達を支援している。

- ア 対象 保育園・幼稚園・認定こども園等に在籍する、障害や発達に課題のある乳幼児
- イ 実施方法 1名につき年3回程度訪問

利用実績

訪 問 先	園数 (園)	回数 (回)	対象児 (人)	0歳児 (人)	1歳児 (人)	2歳児 (人)	3歳児 (人)	4歳児 (人)	5歳児 (人)
区立保育園	5	33	71	0	0	9	13	21	28
私立保育園	47	167	277	5	14	33	72	71	82
私立幼稚園	10	35	85	0	0	0	26	23	36
乳児院	0	0	0	0	0	0	0	0	0
認定こども園	3	21	43	0	0	5	10	9	19
他区公立保育園	0	0	0	0	0	0	0	0	0
他区私立保育園	0	0	0	0	0	0	0	0	0
他区私立幼稚園	10	7	11	0	0	0	2	0	9
合 計	75	263	487	5	14	47	123	124	174

④放課後等デイサービス事業

授業終了後の放課後や夏休み等の学校休業日に生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等の支援を行っている。通所に際し、送迎バスを運行している。

- ア 対象 小学校1年生～高校3年生
- イ 利用時間 平日 授業終了後～17時
学校休業日 9時～17時

ウ 1日定員 20人

利用実績（※登録人数の（）内は、医療的ケア実施者）

年 度	31	2	3
登 録 人 数 ※	82 (1) 人	111 (1) 人	106 (1) 人
事 業 実 施 日	289 日	293 日	293 日
利 用 実 績	延4,008 人	延4,235 人	延4,218 人
	13.9 人/日	14.5 人/日	14.4 人/日

⑤障害児相談支援事業（平成29年10月1日開始）

障害児通所支援の利用希望申請があった障害児について、障害児支援利用計画の作成及びモニタリングを行う。

○事業実績 計画 346 件、モニタリング 196 件

⑥一時保護事業

障害や発達に課題のある子どもの保護者が、疾病等により介護することが困難な場合、日中一時的に保護を行っている。

○事業実績 延利用人数 378 人 利用時間合計 2,015 時間 35 分

第4章 困窮から守られる暮らし（生活援護課）

第1 困窮から守られる暮らし

1 生活保護

(1) 生活保護の目的

生活保護制度は、憲法第25条に規定する理念に基づき、生活に困窮するすべての国民にその困窮の程度に応じて保護を行い、最低限度の生活を保障し、併せて自立の助長を目的としている。

(2) 保護の適用

生活保護は、自分の収入だけで生活を営むことができない人に対して、最低限度の生活を保障する制度である。

国が定める保護の基準によって計算した最低生活費と、保護を受けようとする世帯の収入を比べ、収入が最低生活費を下回る場合に、その不足分について保護を行うものである。

(3) 保護の種類

保護の種類には、生活、住宅、教育、介護、医療、出産、生業、葬祭の8扶助があり、必要に応じて、それぞれの扶助を行う。

- 生活扶助 衣食、その他日常生活に必要な費用（食費・光熱水費・衣料・介護保険料等）
- 住宅扶助 住宅を維持するのに必要な費用（家賃・間代・地代・家屋補修費等）
- 教育扶助 義務教育に必要な費用（学用品費・給食費・交通費等）
- 介護扶助 介護サービスを受けるのに必要な費用（自己負担金等）
- 医療扶助 病気治療に必要な費用（医療費・移送費等）
- 出産扶助 出産に必要な費用（分娩費・衛生材料費等）
- 生業扶助 事業の開始、技能修得、就職の支度及び高等学校等の就学に必要な費用
- 葬祭扶助 葬祭に必要な費用（火葬料・納骨料等）

扶助別保護人員

年度	区分	保護世帯数と保護人員 (各年度月平均)	扶助別保護人員(延)											
			生活	住宅	教育	介護	医療	出産	生業	葬祭	施設	委託	就労	進学
31	世帯数	6,773	71,570	73,669	1,169	15,057	61,308	0	895	239	424	—	44	9
	人員	7,627	80,611	82,828	1,474	15,406	66,854	0	1,014	239	424	—	44	9
2	世帯数	6,867	72,268	74,454	1,146	15,552	60,749	0	777	324	411	78	58	11
	人員	7,673	80,817	83,199	1,474	15,923	65,773	0	855	324	411	78	58	11
3	世帯数	6,885	72,437	75,040	1,072	15,715	62,479	0	654	278	333	152	68	20
	人員	7,657	80,653	83,541	1,349	16,099	67,519	0	722	278	333	152	68	20

※施設は、救護施設、更生施設、宿所提供施設入所者数

※委託は、日常生活支援住居施設への入所を委託した数

※就労は、安定した職業についたことにより生活保護から自立した者に対して就労自立給付金を支給した数

※進学は、大学等に進学したことにより、進学準備給付金を支給した数

(4) 世帯類型別にみた被保護世帯

被保護世帯数の月平均値で、単身者世帯が91.0%とその多くを占めている。世帯類型では高齢世帯(52.6%)と傷病・障害世帯(34.3%)を合わせると86.9%であり、これらの世帯では他の世帯類型と比べて経済的に自立することが困難な状況が見られる。

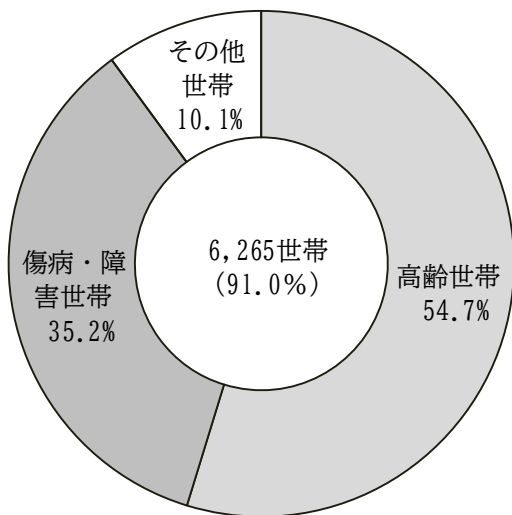
世帯類型別被保護世帯数

区 分	年 度	31	2	3
単身者世帯	高齢世帯	3,433	3,447	3,430
	傷病・障害世帯	2,049	2,134	2,204
	その他世帯	602	636	631
	小 計	6,084	6,217	6,265
二人以上の世帯	高齢世帯	221	208	190
	傷病・障害世帯	185	170	160
	母子世帯	139	132	118
	その他世帯	144	140	152
	小 計	689	650	620
	合 計	6,773	6,867	6,885

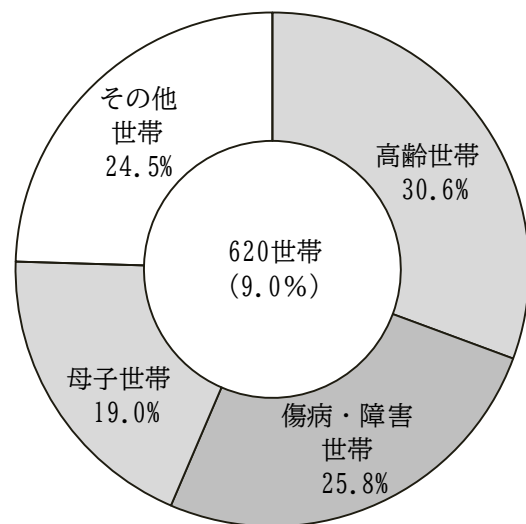
※各年度とも月平均

世帯類型割合

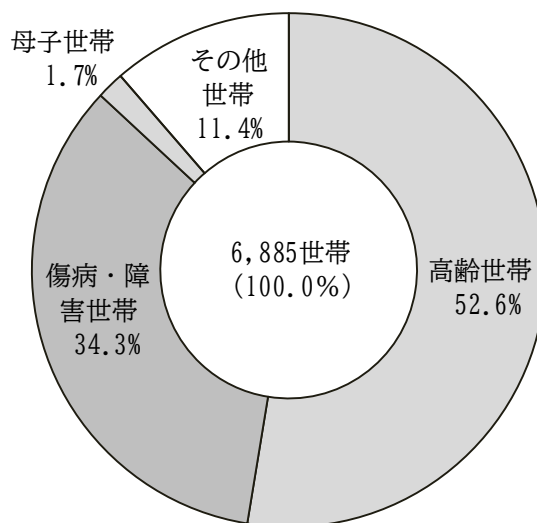
単身者世帯の構成



二人以上の世帯の構成

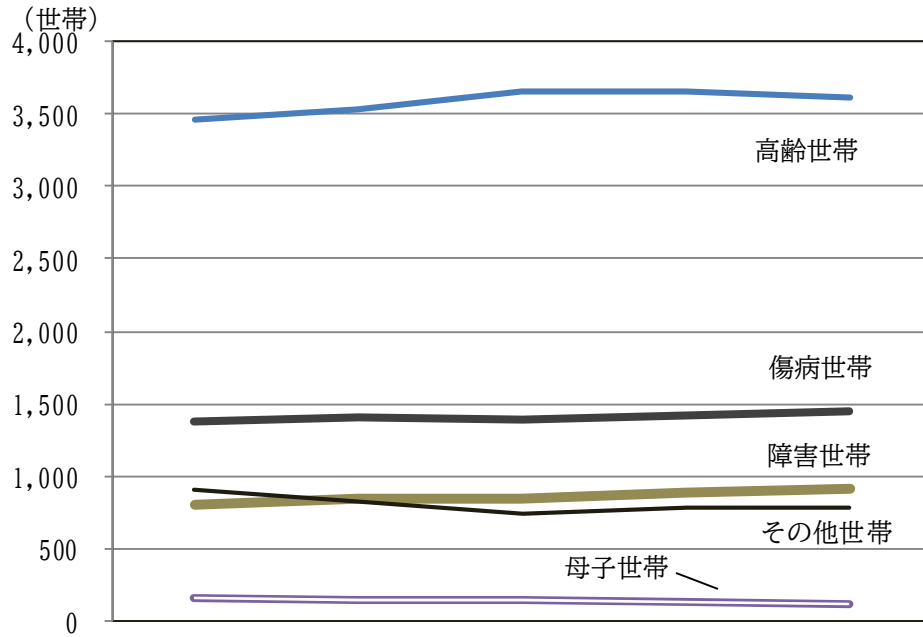


世帯の構成（合算）



(5) 世帯類型別被保護世帯数の推移（各年度月平均）

令和3年度の対前年度全世帯増加率は1.00倍で横ばいである。増加したのは主に「障害世帯」で1.04倍であった。平成26年度から減少に転じた「母子世帯」は、0.89倍と引き続き減少となった。



年度	29	30	31	2	3
高齢世帯	3,467	3,533	3,654	3,655	3,620
障害世帯	795	837	849	884	917
傷病世帯	1,374	1,399	1,385	1,420	1,447
母子世帯	153	142	139	132	118
その他世帯	911	829	746	776	783
合計	6,700	6,740	6,773	6,867	6,885

(6) 受給者の年代別人数の推移（各年1月の受給者数）

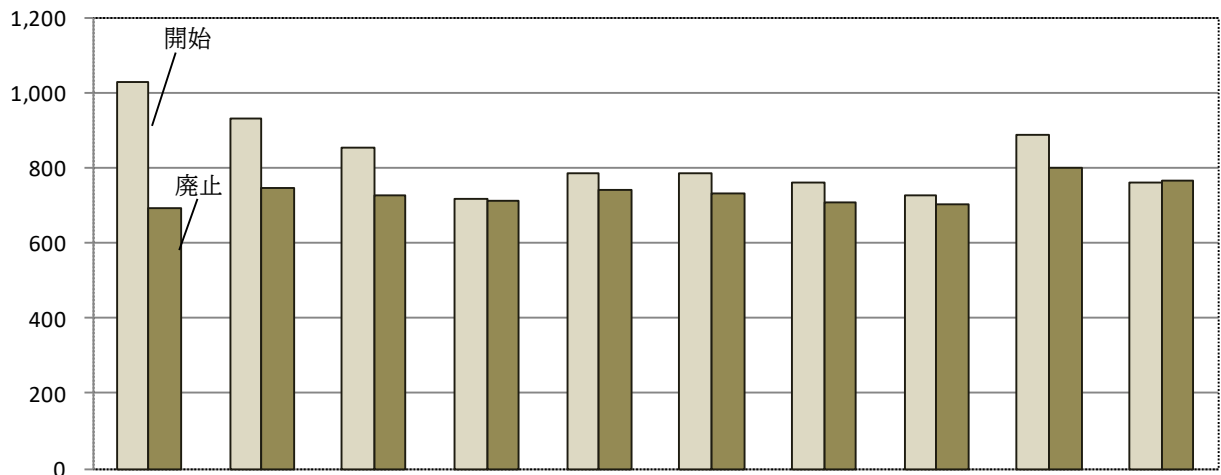
令和4年1月と平成30年1月の比較では、20歳代が1.35倍に増加しており、19歳以下が0.78倍に、60歳代は0.83倍に減少している。

前年度比では、20歳代が1.17倍に、80歳以上が1.05倍に増加し、19歳以下が0.95倍に減少したが、その他の年代はほぼ横ばいであった。

年	30	31	2	3	4
80歳以上	1,152	1,086	1,139	1,157	1,210
70歳代	1,773	1,789	1,902	1,939	1,914
60歳代	1,642	1,611	1,469	1,391	1,366
50歳代	1,085	1,115	1,127	1,172	1,209
40歳代	954	971	959	965	953
30歳代	440	453	454	465	451
20歳代	155	168	168	180	210
19歳以下	318	306	289	261	248

(7) 保護の開始・廃止世帯数の推移

保護の開始と廃止の世帯数



年 度	24	25	26	27	28	29	30	31	2	3
開始世帯数	1,027	932	853	717	787	785	762	729	889	762
廃止世帯数	692	745	727	715	742	734	709	701	802	765
増減数	+ 335	+ 187	+ 126	+ 2	+ 45	+ 51	+ 53	+ 28	+ 87	△ 3

保護開始の理由

年 度	24	25	26	27	28	29	30	31	2	3
世帯主・員の傷病	238	329	294	226	191	226	212	212	181	226
稼働者の死亡・離別	13	22	19	11	11	6	7	18	1	5
収入・手持金の減少	613	430	445	412	494	497	456	433	619	449
その他	163	151	95	68	91	56	87	66	88	82
合 計	1,027	932	853	717	787	785	762	729	889	762

《割合》

世帯主・員の傷病	23.2%	35.3%	34.5%	31.5%	24.3%	28.8%	27.8%	29.1%	20.4%	29.7%
稼働者の死亡・離別	1.3%	2.4%	2.2%	1.5%	1.4%	0.8%	0.9%	2.5%	0.1%	0.7%
収入・手持金の減少	59.7%	46.1%	52.2%	57.5%	62.8%	63.3%	59.8%	59.4%	69.6%	58.9%
その他	15.9%	16.2%	11.1%	9.5%	11.6%	7.1%	11.4%	9.1%	9.9%	10.8%

※その他は、住居がない等

保護廃止の理由

年 度	24	25	26	27	28	29	30	31	2	3
就労自立	67	103	97	88	100	94	86	97	102	107
就労以外の自立	100	101	121	105	106	89	82	100	85	97
死亡	261	259	261	243	276	281	333	321	351	355
失踪	77	82	72	69	62	76	60	42	56	45
転出移管	68	81	64	91	86	83	63	75	113	86
その他	119	119	112	119	112	111	85	66	95	75
合 計	692	745	727	715	742	734	709	701	802	765

《割合》

就労自立	9.7%	13.8%	13.3%	12.3%	13.5%	12.8%	12.1%	13.8%	12.7%	14.0%
就労以外の自立	14.5%	13.6%	16.6%	14.7%	14.3%	12.1%	11.6%	14.3%	10.6%	12.7%
死亡	37.7%	34.8%	35.9%	34.0%	37.2%	38.3%	47.0%	45.8%	43.8%	46.4%
失踪	11.1%	11.0%	9.9%	9.7%	8.4%	10.4%	8.5%	6.0%	7.0%	5.9%
転出移管	9.8%	10.9%	8.8%	12.7%	11.6%	11.3%	8.9%	10.7%	14.1%	11.2%
その他	17.2%	16.0%	15.4%	16.6%	15.1%	15.1%	12.0%	9.4%	11.8%	9.8%

※就労以外の自立とは、就労以外の理由による収入の増加、傷病の治癒、社会保障給付金や仕送りの増加等をいう。

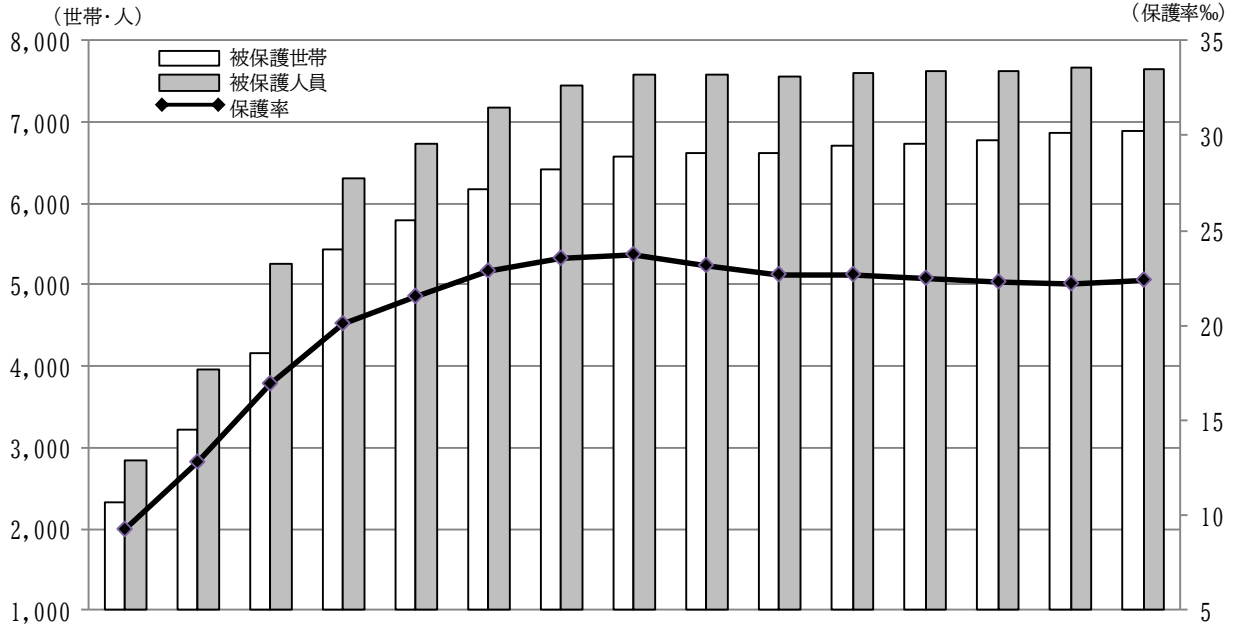
※その他は、指導・指示違反や公訴提起等である。

(8) 保護の推移

令和3年度の中野区の被保護世帯数は月平均6,885世帯、被保護人員は7,657人。

平成26年度以降減少に転じた保護率は前年度より増加して22.4%（人口1,000人に対する割合）となり、23区平均の21.2%を上回っている。

被保護世帯・被保護人員及び保護率



年度	7	12	17	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	2	3
被保護世帯	2,323	3,219	4,159	5,429	5,787	6,175	6,420	6,566	6,620	6,629	6,700	6,740	6,773	6,867	6,885
被保護人員	2,838	3,953	5,265	6,318	6,739	7,179	7,450	7,571	7,572	7,560	7,599	7,618	7,627	7,673	7,657
保護率	9.2	12.8	16.9	20.1	21.5	22.9	23.5	23.7	23.1	22.7	22.7	22.5	22.3	22.2	22.4

※保護停止中の世帯、人員を含む。

※保護率算定の基礎人口は、「東京都の人口(推定)」各年10月1日現在（都総務局）による。ただし、平成27年度、令和2年度は総務省統計局「国勢調査結果」に基づき補正。

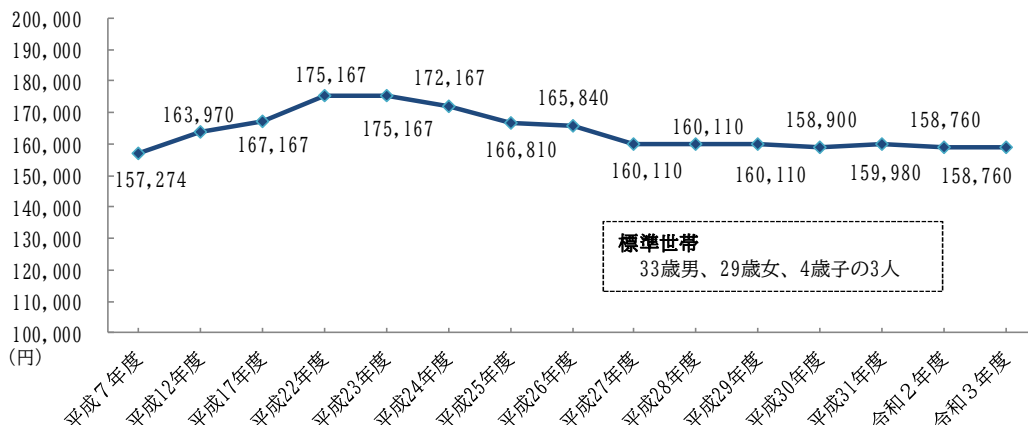
※被保護世帯、被保護人員は年度の月平均世帯、人員

※保護率（%）は、人口1,000人に対する被保護人員の割合（年度内平均）

(9) 保護の基準

保護額には、基本となる金額と、年齢、世帯構成、地域、その他の事情による加算額等があり、国が定めた最低限度の生活を維持できるとされる基準額を保護基準額という。平成16年以降は加算額等の変更のみで、保護基準額の改定はなかったが、平成25年8月から平成27年4月までの3か年で段階的に基準額引下げの見直しが行われ、また、平成30年10月から3か年にわたって同様の見直しが実施されている。

生活保護基準額の推移（標準世帯でみた生活扶助基準額）



(10) 保護施設の利用状況

身体または精神に障害がある等の理由で、居宅では日常生活を営むことが困難な人のために、救護施設、更生施設及び日常生活支援住居施設がある。この他、住宅のない人のための宿所提供施設があり、必要に応じて措置委託している。

施設別利用人数内訳

年度		31		2		3	
施設種別		施設数	人数	施設数	人数	施設数	人数
入 所	救護施設	7	15	7	12	10	13
	更生施設	5	13	6	14	3	6
	宿所提供施設	2	6	2	6	3	6
通 所	更生施設	3	6	5	5	5	7
	授産所	0	0	0	0	0	0
日常生活支援住居施設		—	—	5	14	14	28

※各年4月時点の入所者数

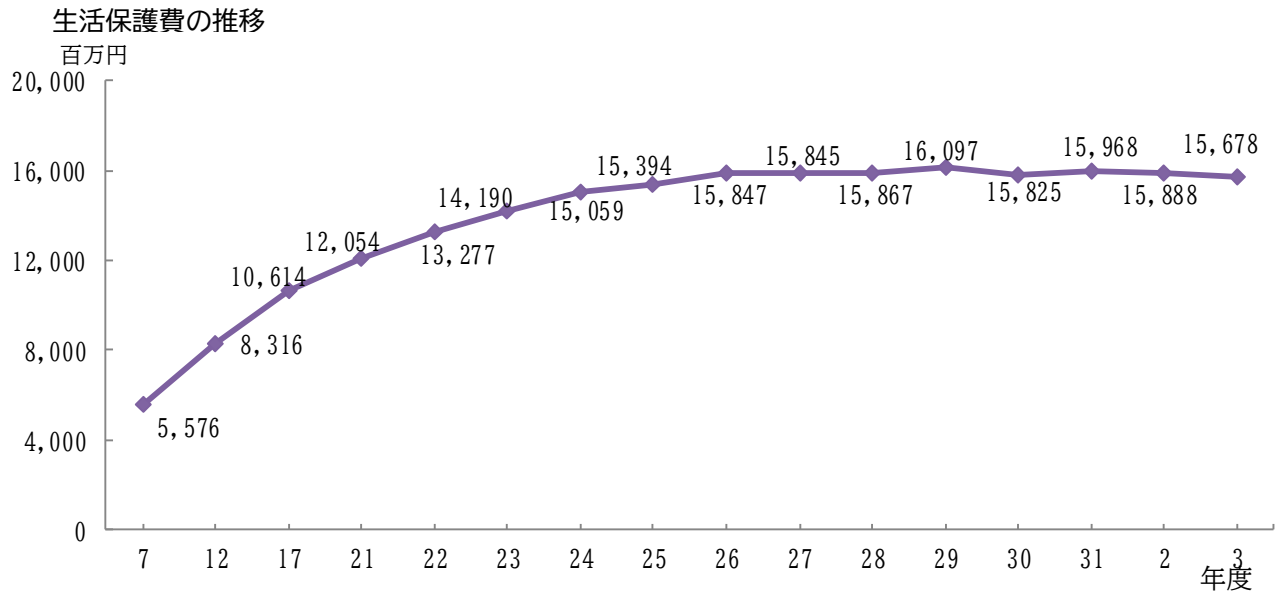
※日常生活支援住居施設は令和2年10月から委託を開始

第2 自立生活を援護する相談

1 生活援護推進

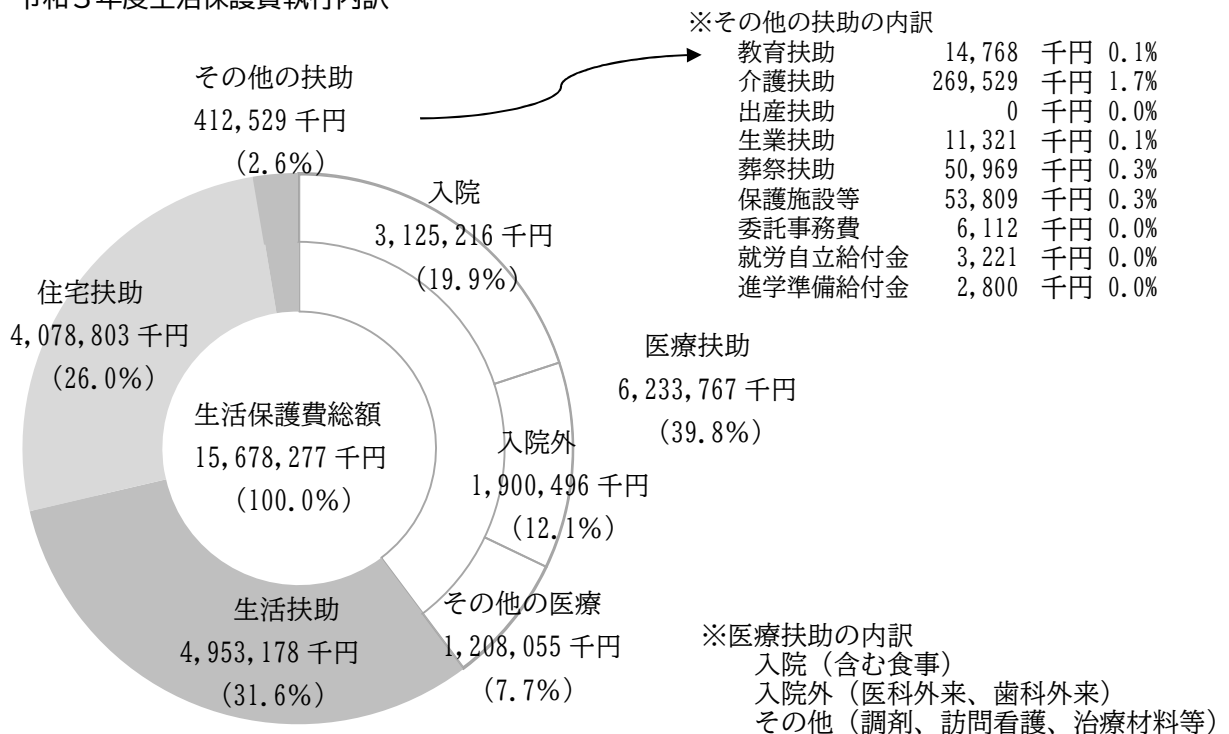
生活保護法に基づく保護費等の執行管理、国や都の負担金や補助金の執行管理を行い、適正運営に努めている。

(1) 保護費の状況



令和3年度の生活保護費は、前年度に比して209,717千円減少した。生活保護受給世帯数は前年度から横ばいであったが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により医療扶助が205,005千円減少したためである。

令和3年度生活保護費執行内訳



(2) 中国残留邦人等支援

平成20年4月から、中国残留邦人及び樺太等残留邦人が老齢基礎年金を満額受給しても生活の安定が十分に図れない場合に、中国残留邦人等とその配偶者を対象に支援給付を行い、安心して生活が送れるよう支援している。令和3年度末現在、10世帯14人が受給している。

中国残留邦人等の支援状況

年 度	29	30	31	2	3
世帯数	13	12	11	10	10
実人員	19	18	16	15	14

また、中国語会話ができる支援相談員を配置して、中国残留邦人等のニーズに応じた助言等を行っている（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律）。

2 生活相談

(1) 生活相談

面接員を配置して経済的困窮者、低所得者の福祉向上のために、生活相談を行っている。

令和3年度の相談件数は令和2年度と比較し9.4%減となった。相談者の世帯類型別の内訳では、傷病・障害世帯が増加し、高齢世帯及びその他世帯が減少している。

①相談者の世帯類型

年 度	31		2		3	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合
高齢世帯	1,373	37.9%	1,441	33.1%	1,280	32.5%
傷病・障害世帯	1,143	31.5%	1,267	29.1%	1,403	35.6%
母子世帯	59	1.6%	83	1.9%	76	1.9%
その他世帯	1,050	29.0%	1,559	35.8%	1,183	30.0%
合 計	3,625	100.0%	4,350	100.0%	3,942	100.0%

②相談の主訴

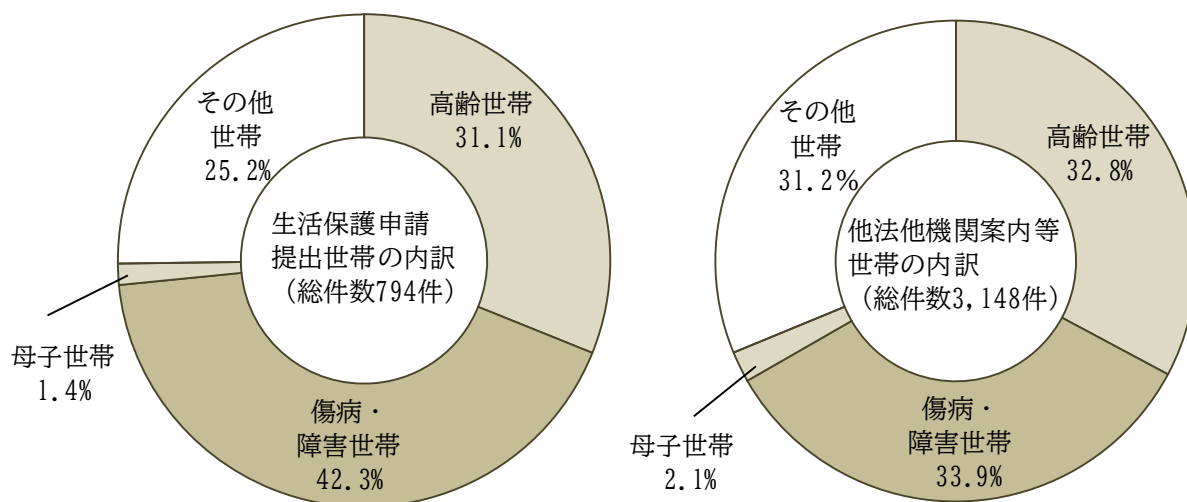
年 度	31		2		3	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合
世帯主の傷病	976	26.9%	905	20.8%	1,162	29.5%
世帯員の傷病	17	0.5%	35	0.8%	70	1.8%
収入減少	379	10.5%	604	13.9%	381	9.7%
手持ち金の減少	891	24.6%	1,075	24.7%	897	22.7%
稼働者との離別	59	1.6%	70	1.6%	136	3.4%
緊急保護入所	28	0.8%	12	0.3%	30	0.8%
交通費等貸付	43	1.2%	139	3.2%	264	6.7%
そ の 他	1,232	34.0%	1,510	34.7%	1,002	25.4%
合 計	3,625	100.0%	4,350	100.0%	3,942	100.0%

※その他は、住居がない等

③生活保護の申請状況

年 度	31		2		3	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合
生活保護の申請	765	21.1%	918	21.1%	794	20.1%
他法他機関案内等	2,860	78.9%	3,432	78.9%	3,148	79.9%
合 計	3,625	100.0%	4,350	100.0%	3,942	100.0%

令和3年度申請状況の内訳



(2) 女性・婦人相談

婦人相談員及び女性相談員を配置し、女性の様々な問題や悩みの相談を受け、その解決のための助言・指導を行っている。

①相談件数 (月別の実人数)

年度	29	30	31	2	3
売春防止法関連	0	0	0	0	0
夫婦間 (DV・その他)	325	485	608	572	474
親族間 (暴力・その他)	50	71	72	83	98
ストーカー・男女関係 (暴力・その他)	27	26	25	46	28
経済・仕事	36	43	31	56	63
医療・妊娠出産	84	75	125	117	94
住居	47	49	50	87	13
その他	50	114	66	70	162
合計	619	863	977	1,031	932

※その他は、障害者・外国籍・犯罪被害者関係など

②一時保護 (緊急を含む)

夫の暴力等により緊急避難を求めてくる女性・母子に対して、その生命・身体の安全と精神の安定を図るため、一時的に施設で保護をしている。

年度	29	30	31	2	3
利用者数	49	56	42	24	17
実世帯数	31	30	21	18	14
母子	15	15	11	4	2
延利用泊数	3,672	2,882	1,987	1,528	1,000

(3) ホームレス対策等

①路上生活者対策

路上生活からの早期の社会復帰を促進するため、特別区と東京都は共同して自立支援事業を実施している。これは、緊急一時保護センター、自立支援センターへの入所を通じて就労による自立を支援するものである。

入所者数

年 度	29	30	31	2	3
緊急一時保護センター	30	22	22	24	11
自立支援センター	28	18	19	16	8

②行旅病人及び行旅死亡人等の取扱い

「行旅病人及び行旅死亡人取扱法」、「墓地、埋葬等に関する法律」に基づき、取扱いは区が行い、経費は東京都が負担している。

取扱件数

年 度	29	30	31	2	3
行旅病人及び行旅死亡人取扱法	0	0	0	0	1
墓地、埋葬等に関する法律第9条	1	4	0	10	7

第3 支援を受けて自立する困窮者等

1 自立支援

(1) 被保護者自立支援

被保護者の自立を促進するため、生活保護法による金銭給付等以外の援護を実施している。

①自立支援プログラム

区 分	内 容	支援者数等		
		31年度	2年度	3年度
就労支援プログラム	①区の就労支援員とハローワーク新宿の就職支援ナビゲーター等が連携する就労支援事業「中野就職サポート※1」を行っている。 ②就労意欲が未形成であったり、生活習慣上の問題等から、直ちに一般就労を目指すことが困難な者に対して、就労に必要な知識や能力向上のための訓練等を行う就労準備支援事業を行っている。	支援者数 376人 就労者数 201人	支援者数 466人 就労者数 197人	支援者数 456人 就労者数 236人
精神保健福祉支援プログラム	精神的疾患が原因で安定した生活を送ることが困難な場合、精神保健福祉士が相談・助言等の支援を行っている。	延支援件数 26,314件	延支援件数 26,738件	延支援件数 30,360件
財産管理支援プログラム	保護費や年金等を自ら管理することが困難な場合、区が委託した事業者が代わって管理し、公共料金等の支払も代行している。	支援者数 139人	支援者数 143人	支援者数 144人
退院促進プログラム	精神科病院に長期入院している場合で、退院を希望する者へ精神保健福祉士が退院に向けて支援を行っている。	退院者数 6人	退院者数 4人	退院者数 4人
高齢者居宅介護支援事業	65歳以上の高齢者世帯を対象に、介護サービスも含め各種の福祉サービスを適正に利用しながら、安定した居宅生活を送れるよう、支援を行っている。	支援世帯数 1,650世帯	支援世帯数 1,650世帯	支援世帯数 1,650世帯
長期入院・入所者支援プログラム	家族や地域の受け入れが整わないため、長期にわたって入院、入所している場合、地域社会に戻って生活ができるよう支援を行っている。	対象者数 399人 支援者数 27人	対象者数 512人 支援者数 38人	対象者数 526人 支援者数 33人
健康管理支援事業	区民健診の受診勧奨及び健康管理指導を行っている。また、健康相談や医療機関の受診にかかる相談等もしている。	延支援件数 1,750件	延支援件数 1,458件	延支援件数 2,297件

※1 中野就職サポート 区と東京労働局・ハローワーク新宿が、実施体制、連携方法等一体的な業務運営の事項を定めた協定を締結し、協定に基づき平成24年2月から生活援護課事務室内で業務を実施している。業務内容は、就職支援ナビゲーターによる職業相談・職業あっ旋・支援プランの作成、求人情報端末による求人情報の提供等である。主な支援対象者は、生活保護受給者、住居確保給付金受給者、児童扶養手当受給者、生活困窮者等である。

②自立促進事業

被保護者が地域の中で自立した生活を送れるように、必要な経費を支給している。

内容	件数
就労支援（被服費支援等）	71件
社会参加活動支援	7件
地域生活移行支援	584件
健康増進支援	2件
次世代支援	40件

③その他の支援

区 分	内容	人数
入浴券配付	前期分	605人
	後期分	570人

(2) 生活困窮者自立支援制度

①自立相談支援事業

就労支援、その他の自立に関する問題について、生活困窮者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行っている。また、家計に問題を抱える生活困窮者に対して、家計改善支援を行う。

年 度	31	2	3
相談者数(人)	688	4,816	1,514

②住居確保給付金事業

離職等により住宅を失ったまたはそのおそれが高い生活困窮者に、有期で住居確保給付金を支給するとともに、ハローワーク等と連携し再就職に向けた支援を行っている。令和2年4月20日より、新型コロナウイルス感染症拡大により増加した生活困窮者支援のため、住居確保給付金の支給対象が拡大された。

年 度	31	2	3
延相談件数(件)	295	4,486	1,344
新規支給決定者数(人)	33	2,149	748

③就労準備支援事業

就労意欲が未形成であったり、生活習慣上の問題等から、直ちに一般就労をめざすことが困難な者に対して、就労に必要な知識や能力向上のための訓練等を行っている。

なお、被保護者を対象とした就労支援プログラムと一体的に実施している。

※支援実績は、第3-1-(1)-①の就労支援プログラムに記載

(3) 資金貸付

①自立生活資金

災害復旧、医療、葬儀などに要する費用の支払いが困難で、支払い期限までに他制度の貸付が受けられない場合などに、資金貸付を行っている（中野区自立生活資金貸付条例）。

貸付限度額

種 類	限度額	
自立生活資金	医療費	70万円
	その他	50万円

貸付及び償還の状況

単位:千円

年 度	31			2			3		
	貸付数	貸付金額	償還金額	貸付数	貸付金額	償還金額	貸付数	貸付金額	償還金額
自立生活資金	0	0	652	0	0	130	0	0	64
応急資金	-	-	194	-	-	174	-	-	96
生業資金	-	-	2,647	-	-	1,489	-	-	2,130
奨 学 金	-	-	7,876	-	-	6,401	-	-	4,858
高齢者等入院資金	-	-	183	-	-	93	-	-	71
女性福祉資金	-	-	4,322	-	-	8,487	-	-	3,813
合 計	0	0	15,874	0	0	16,774	0	0	11,032

※応急小口資金を含む応急資金、生業資金、奨学金、高齢者等入院資金、女性福祉資金の貸付は、平成19年度に自立生活資金に統廃合したため新規の貸付はない。

②受験生チャレンジ支援貸付事業

東京都の事業で、中学3年生・高校3年生のいる世帯を対象に、塾代や高校・大学等の受験料の貸付を行っている。

受験生チャレンジ支援貸付事業利用状況 単位：件

年 度	31	2	3
相談件数	735	438	469
申請件数	119	95	113

③資産活用福祉資金

65歳以上の方または障害者手帳を持つ方が、住み慣れた地域で安心して生活を続けることができるよう、1年以上居住している区内自己所有の住宅及びその敷地を担保に、日常生活費等の資金貸付を行っている（中野区資産活用福祉資金貸付条例）。

貸付条件

貸付対象者	在宅福祉サービスを利用する、次のいずれかに該当する者
	(ア) 65歳以上の高齢者 (イ) 身体障害者（1～3級）、重度知的障害者
貸付限度額	区が認める額（日常生活諸費は月額130,000円）

貸付状況 単位：千円

年 度	31		2		3	
	貸付数	貸付金額	貸付数	貸付金額	貸付数	貸付金額
資産活用福祉資金	1世帯 1人	1,830	1世帯 1人	1,830	1世帯 1人	1,830

④東京都母子及び父子福祉資金

東京都の事業で、20歳未満の子を扶養している母子家庭及び父子家庭が、経済的自立のために必要とする12種類の資金貸付を行っている（母子及び父子並びに寡婦福祉法、東京都母子及び父子福祉資金貸付条例等）

貸付種類（12種類のうち令和3年度に貸付実績のあった資金）

貸付種類	貸付金内容	貸付限度額
修学資金	高校、専修学校（高等課程）修学資金	月額27,000円～52,500円
	短期大学、専修学校（専門課程）修学資金	月額67,500円～131,000円
	大学修学資金	月額71,000円～146,000円
修業資金	仕事をするための知識技能習得	月額68,000円
就学支度資金	私立高校、専修学校（高等課程）就学支度資金	420,000円

貸付及び償還の状況

単位：千円

年 度	31			2			3		
	貸付数	貸付金額	償還金額	貸付数	貸付金額	償還金額	貸付数	貸付金額	償還金額
東京都母子及び父子福祉資金	78件	58,763	134,648	41件	35,586	137,687	20件	12,059	133,763

(4) 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金事業

国の制度により令和3年7月から実施しており、緊急小口資金等の特例貸付を利用できない世帯のうち、収入資産等一定の要件を満たす者に対し、就労による自立を図るため、また、それが困難な場合には円滑に生活保護の受給へつなげるために、原則3か月間支給する。

年 度	前年度
申請件数（件）	1,477
支給決定者数（人）	1,279

第5章 健康を維持推進する暮らし（保健企画課）

第1 生涯を通じた健康づくり

1 保健企画

(1) 生活習慣病予防対策

①糖尿病予防対策事業

35歳から64歳までの区民で、特定健診などの結果、糖尿病予備群と判定された者のうち、医療機関により本事業に参加することが適当であると認定された者を対象としている。

対象者がスポーツジムで様々な運動メニューを体験して日常的な運動習慣を身に付け、食生活を含めた生活習慣を改善できるよう、平成23年度から事業を実施しており、令和3年度は26人が参加した。

②「中野区ウォーキングマップ」の配布

誰もが外に出て体を動かし、楽しみながら健康づくりが出来るよう、中野区認定観光資源、スポーツ施設、公園などを巡る12コースを掲載した「中野区ウォーキングマップ」を平成29年度に作成した。日本語版のほか、多言語（英語・中国語・韓国語）版と合わせ40,000部作成し、平成31年度に日本語版のみ15,000部増刷した。

各マップは区内公共施設で配布しているほか、区ホームページからもダウンロード可能となっている。

(2) 健康づくり支援

①中野区民の健康づくりを推進する会 ※第5期の会期終了をもって会を休会としている

区民に身近な地域で健康づくり活動を行う機会を提供し、全区的な健康づくり区民運動の定着を目指すため、平成23年度に、医療機関等の団体、町会、商店会、スポーツ団体、子ども育成団体、教育機関等から選出された推進員（第5期である令和2年度及び令和3年度は14名）で構成する「中野区民の健康づくりを推進する会」を設置した。平成24年度以降は、この会を中心に「健康づくり研修会」、「なかの健康づくりフェスタ」などの事業を実施してきた。

②中野区健康づくりパートナー

平成24年度に、区民の健康づくりを推進するためのネットワーク拡大と健康づくり区民運動のきっかけづくりを目的に、健康づくり活動を実践する個人や団体、事業者をボランティア登録する健康づくりパートナー制度を創設した。健康づくりパートナーは、主に「中野区民の健康づくりを推進する会」と区が協働で行う健康づくり事業への協力者としての役割を担い、令和3年度は19人の個人と3つの団体が登録している。

③健康づくり普及啓発

年間を通じた健康づくり普及啓発を目的に、パネル展示、健康づくり月間事業などを実施している。

○世界禁煙デー（5月31日）、禁煙週間（5月31日～6月6日）

禁煙に関する普及啓発を目的に、中野駅ガード下ギャラリー「夢通り」でのパネル展示を行った。

○健康づくり月間（1月）

中野区の健康づくり
シンボルマーク・標語 →



中野はげんき応援区

1月の「健康づくり月間」の普及啓発事業として、中野駅ガード下ギャラリー「夢通り」でのパネル展示を行った。

○世界糖尿病デー（11月14日）

糖尿病予防に関する普及啓発を目的に、中野駅ガード下ギャラリー「夢通り」でのパネル展示を行った。

○女性の健康週間（3月1日～3月8日）

女性が自らの健康に目を向け、自らが健康づくりを実践できるよう、中野駅ガード下ギャラリー「夢通り」でのパネル展示を行った。

④健康手帳の交付

区民の自主的な健康管理の推進を目的として、健康診査結果の記録やその他必要事項を記載できる健康手帳を交付している。

交付対象は、健康増進法に基づき、原則として健康教育・健康相談等を受けた区民や特定保健指導を受けた40歳以上の区民としており、希望者には保健所、地域事務所及びすこやか福祉センターで手帳を交付している。

⑤食育推進

食に対する意識や理解を深めるとともに、健全な食生活を身に付けることで区民の健康づくりを推進するため、幅広い年齢層の区民を対象に食育推進事業を実施している。

○マスコットキャラクターを活用した食育の普及啓発

地域団体へ食育マスコットキャラクター「うさごはん」の着ぐるみを貸し出し、食育の普及に努めた。令和3年度の貸出回数は4回。

「うさごはん」をプリントした配布物（シール）を作成し、食育講習会等区内食育事業参加者や区立保育園児等に配布している。



○食育月間（6月）

食育普及啓発を目的とした食育関連のパネル展示を行い、一般区民に広く食育の推進を働きかけている。

○食生活改善普及運動月間（9月）

区役所1階ロビーにて、食に関するパネル展示を行ったほか、食育クイズに参加した区民に対してうさごはんグッズを配布し、広く食生活改善の普及啓発を行った。

○中野区ホームページでのPRの充実

うさごはんカレンダーの壁紙提供（カレンダーは協定による協働事業として専門学校東京テクニカルカレッジの学生が作成）、区のホームページで広く食育運動が地域に浸透するようにPRを行った。

○なかの里・まち連携事業の実施〔所管：産業振興課〕

「なかの里・まち連携 観光・体験交流事業」にて果物等の収穫体験やそば打ち体験を行うことにより、参加者の食への理解を深める機会を設けている。また、区内の物産展にて生産者が販売することにより、野菜の作り方や旬の野菜の栄養などについて直接話をし交流を図りながら販売している。

令和3年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点より、体験交流事業及び物産展等を中止した。

⑥受動喫煙防止対策

令和元年7月に改正健康増進法及び東京都受動喫煙防止条例が一部施行されたことを受け、区

有施設における受動喫煙防止対策を推進した。

令和2年4月に改正健康増進法及び東京都受動喫煙防止条例が全面施行されたことに伴い、区民及び飲食店等の管理権原者等に対し、制度の内容や受動喫煙が健康に及ぼす悪影響について引き続き普及啓発を行うとともに、法令違反の事業者に対する指導等を行っている。

⑦禁煙外来治療費助成事業

禁煙に取り組む区民を支援し、受動喫煙による周囲への健康被害を防止することを目的として、令和元年6月から、禁煙外来治療費助成事業を開始した。

令和3年度は110名の登録申請があり、そのうち34名に助成金を交付した。

第2 健康の自己管理を行う区民

1 がん等健診

各種の健（検）診を行い、がんなどの疾病を早期発見し、早期治療につなげるとともに、健康管理に関する正しい知識の普及を行う。

(1) がん等健診

①健康づくり健診

生活習慣病を早期発見し、早期治療につなげるため、35歳から39歳の区民及び健康保険の対象とならない40歳以上の生活保護受給者等の区民を対象に実施している。

B型及びC型肝炎ウイルス検査は、40歳以上で過去に肝炎ウイルス検査を受診したことのない区民を対象に実施している。

健康づくり健診受診状況

区 分		合 計	35～ 39歳	40～ 44歳	45～ 49歳	50～ 54歳	55～ 59歳	60～ 64歳	65～ 69歳	70～ 74歳	75歳 以上	前年度 合 計
受診者数	男	906	330	25	43	49	66	79	70	85	159	759
	女	717	183	16	42	39	44	38	32	63	260	839
	合 計	1,623	513	41	85	88	110	117	102	148	419	1,598

健康づくり健診のメタボリックシンドローム判定

区 分		合 計	35～ 39歳	40～ 44歳	45～ 49歳	50～ 54歳	55～ 59歳	60～ 64歳	65～ 69歳	70～ 74歳	75歳 以上	前年度 合 計
受診者数		1,623	513	41	85	88	110	117	102	148	419	1,598
結果 判定	該当者	311	22	3	30	19	29	42	34	40	92	310
	予備群	225	43	11	17	20	25	30	16	21	42	221
	非該当	1,085	448	27	38	49	56	45	52	86	284	1,067
	判定不能	2	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0

※ 判定は、腹囲の基準値を上回り、リスク要因である血糖・血圧・中性脂肪の3項目のうち、2項目以上が基準値を上回る場合を「該当者」、1項目の場合は「予備群」としている。

肝炎ウイルス検査受診状況

区 分		合 計	40～ 44歳	45～ 49歳	50～ 54歳	55～ 59歳	60～ 64歳	65～ 69歳	70～ 74歳	75歳 以上	前年度 合 計	
受診者数	男	1,207	256	110	111	95	105	198	153	179	1,167	
	女	1,334	226	120	152	107	125	221	167	216	1,170	
	合 計	2,541	482	230	263	202	230	419	320	395	2,337	
結果	B型	陰性	2,514	480	226	260	201	227	416	315	389	2,322
		陽性	27	2	4	3	1	3	3	5	6	15
	C型	陰性	2,534	481	229	262	202	229	419	320	392	2,329
		陽性	7	1	1	1	0	1	0	0	3	8

②乳がん検診

乳がんを早期発見し、早期治療につなげるため、40歳以上の女性を対象に視触診検査や乳房X線検査（マンモグラフィ検査）を隔年検診として実施している。

乳がん検診受診状況

区 分	合 計	40～	45～	50～	55～	60～	65～	70歳	前年度	
		44歳	49歳	54歳	59歳	64歳	69歳	以上		合 計
視触診検査受診者数	4,681	524	615	673	601	488	421	1,359	5,094	
乳房X線検査受診者数	5,584	678	803	871	735	597	496	1,404	4,419	
総合判定結果	異常なし	4,989	589	696	763	668	543	457	1,273	3,963
	要精検	595	89	107	108	67	54	39	131	456

乳がん検診精密検査受診状況

区 分	合 計	40～	45～	50～	55～	60～	65～	70歳	前年度	
		44歳	49歳	54歳	59歳	64歳	69歳	以上		合 計
受診者数	406	65	61	52	41	32	28	127	327	
結果	異常なし	226	37	24	25	28	17	16	79	190
	乳がん	15	1	2	1	0	0	1	10	10
	乳がんの疑い	5	1	0	0	1	0	0	3	4
	その他疾患	160	26	35	26	12	15	11	35	123

③胃がん検診

胃がんを早期発見し、早期治療につなげるため、40歳以上の区民を対象に胃部X線検査を隔年検診として実施している。令和2年度より、50歳から59歳までの区民を対象に胃内視鏡検査を胃部X線検査との選択制・隔年検診として開始し、令和4年度より、69歳まで拡大した。

また、透視台上で指示に従って動けない等の理由で検診車での検診が困難で障害者手帳を持つ者に対しては、個別検査（内視鏡検査）を実施している。

胃がん検診（胃部X線検査・個別検査）受診状況

区 分	合 計	40～	45～	50～	55～	60～	65～	70歳	前年度		
		44歳	49歳	54歳	59歳	64歳	69歳	以上		合 計	
胃部X線検査	受診者数	男	940	43	79	47	52	87	108	524	687
		女	1,444	85	149	118	115	163	168	168	990
		合計	2,384	128	228	165	167	250	276	1,170	1,677
	結果	異常なし	2,317	126	226	161	166	243	270	1,125	1,636
	要精検	67	2	2	4	1	7	6	45	41	
個別検査	受診者数	男	4	0	1	0	0	1	1	1	3
		女	0	0	0	0	0	0	0	0	2
		合計	4	0	1	0	0	1	1	1	5
	結果	異常なし	0	0	0	0	0	0	0	0	2
	要治療	4	0	1	0	0	1	1	1	3	

胃がん検診（胃内視鏡検査）受診状況

区 分		合 計	50～ 54歳	55～ 59歳	60歳 ※特例措置	前年度 合計※	
胃内視鏡検査	受診者数	男	124	52	58	14	110
		女	309	148	139	22	225
		合計	433	200	197	36	335
結果	異常なし	428	198	195	35	331	
	要精検	5	2	2	1	4	

※ 新型コロナウイルス感染症拡大の影響による特例措置で、令和2年度の検診を感染予防対策により受診を控えた方について、年齢上限により受診機会が失われないよう特例措置を設けた。

※ 令和2年12月から実施

胃がん検診（胃部X線検査・個別検査・胃内視鏡検査）精密検査受診状況

区 分		合 計	40～ 44歳	45～ 49歳	50～ 54歳	55～ 59歳	60～ 64歳	65～ 69歳	70歳 以上	前年度 合計
受診者数	男	21	0	2	3	1	2	3	10	18
	女	18	0	2	1	2	1	2	10	14
	合計	39	0	4	4	3	3	5	20	32
結果	異常なし	11	0	1	1	1	2	0	6	8
	胃がん	1	0	0	0	0	0	0	1	1
	胃がんの疑い	1	0	0	0	0	0	0	1	1
	その他疾患	26	0	3	3	2	1	5	12	22

④子宮頸がん検診

子宮頸がんを早期発見し、早期治療につなげるため、20歳以上の女性を対象に子宮頸がん検診を隔年検診として実施している。

子宮頸がん検診受診状況

区 分	合 計	20～ 24歳	25～ 29歳	30～ 34歳	35～ 39歳	40～ 44歳	45～ 49歳	50～ 54歳	55～ 59歳	60～ 64歳	65～ 69歳	70歳 以上	前年度 合計
受診者数	7,994	295	829	849	755	848	908	826	737	506	451	990	8,324
結果	異常なし	7,778	274	788	808	721	830	878	818	729	502	449	981
	要精検	216	21	41	41	34	18	30	8	8	4	2	9

子宮頸がん検診精密検査受診状況

区 分	合 計	20～ 24歳	25～ 29歳	30～ 34歳	35～ 39歳	40～ 44歳	45～ 49歳	50～ 54歳	55～ 59歳	60～ 64歳	65～ 69歳	70歳 以上	前年度 合計
受診者数	180	16	28	48	25	14	22	13	4	2	3	5	152
結果	異常なし	56	5	1	13	6	5	11	6	3	0	3	48
	異形成	91	7	18	29	12	7	10	5	0	2	0	73
	子宮がん	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	確定できず	32	4	9	6	7	2	1	2	1	0	0	30

⑤大腸がん検診

大腸がんを早期発見し、早期治療につなげるため、40歳以上の区民を対象に便潜血反応検査（2日法）を実施している。

大腸がん検診受診状況

区 分		合 計	40～ 44歳	45～ 49歳	50～ 54歳	55～ 59歳	60～ 64歳	65～ 69歳	70歳 以上	前年度 合 計
受診者数	男	9,802	517	546	646	657	704	1,099	5,633	9,844
	女	16,640	536	734	932	1,011	1,267	1,911	10,249	16,323
	合計	26,442	1,053	1,280	1,578	1,668	1,971	3,010	15,882	26,167
結 果	異常なし	24,333	994	1,216	1,498	1,567	1,857	2,815	14,386	23,966
	要精検	2,109	59	64	80	101	114	195	1,496	2,201

大腸がん検診精密検査受診状況

区 分		合 計	40～ 44歳	45～ 49歳	50～ 54歳	55～ 59歳	60～ 64歳	65～ 69歳	70歳 以上	前年度 合 計
受診者数	男	448	19	21	24	17	18	46	303	303
	女	562	20	30	32	30	35	65	350	386
	合計	1,010	39	51	56	47	53	111	653	689
結 果	異常なし	144	14	14	13	9	7	14	73	100
	大腸がん	37	1	1	2	0	2	3	28	25
	その他疾患	829	24	36	41	38	44	94	552	564

⑥眼科検診

緑内障や糖尿病網膜症、加齢黄斑変性など失明の恐れのある疾患の早期発見、早期治療を図るため、45・55・65歳の区民を対象に矯正視力検査、屈折検査、精密眼圧検査、細隙燈顕微鏡検査及び精密眼底検査を実施している。

眼科検診受診状況

区 分		合 計	45歳 ※46歳 ※特例措置	55歳 ※56歳 ※特例措置	65歳 ※66歳 ※特例措置	前年度 合 計
受診者数	男	342	111	103	128	355
	女	723	200	237	286	693
	合計	1,065	311	340	414	1,048
結 果	異常なし	708	237	234	237	688
	有所見者数	357	74	106	177	360
	糖尿病網膜症	1	0	1	0	1
	緑内障	6	1	1	4	11
	緑内障の疑い	145	45	45	55	161
	その他	188	26	55	107	209

※ 有所見項目は重複所見あり。

※ 新型コロナウイルス感染症拡大の影響による特例措置で、令和2年度の検診を感染予防対策により受診を控えた方について、年齢上限により受診機会が失われないよう特例措置を設けた。

⑦胃がんハイリスク診査

ピロリ菌感染の有無と胃粘膜萎縮の程度を検査し、胃がんの発生リスクを知ることで、より効果的に胃がんの予防や早期発見を図ることを目的として、40歳以上で過去に胃がんハイリスク診査を未受診の区民を対象に実施している。

胃がんハイリスク診査受診状況

区 分		合 計	40～ 44歳	45～ 49歳	50～ 54歳	55～ 59歳	60～ 64歳	65～ 69歳	70歳 以上	前年度 合 計	
受診者数	男	1,478	255	138	135	106	127	172	545	2,499	
	女	2,152	254	161	194	152	132	232	1,027	3,564	
	合計	3,630	509	299	329	258	259	404	1,572	6,063	
結 果	異常なし	A	2,314	411	233	247	191	167	243	822	3,543
	要精検	B	798	70	50	62	44	64	107	401	1,546
		C	429	24	13	18	15	25	48	286	801
		D	89	4	3	2	8	3	6	63	173

※ 2018年度より40歳以上の未受診の区民が受診可能な申込制の検診となった。

胃がんハイリスク診査結果判定について

結果判定	異常なし	要精検			
	A	B	C	D	
血清ペプシノゲン値	陰性	陰性	陽性	陽性	
ピロリ菌抗体値	陰性	陽性	陽性	陰性	
胃がん発生のリスク	低 → 高				

胃がんハイリスク診査精密検査受診状況

区 分		合 計	40～ 44歳	45～ 49歳	50～ 54歳	55～ 59歳	60～ 64歳	65～ 69歳	70歳 以上	前年度 合 計
受診者数	男	265	32	22	22	17	23	45	104	325
	女	352	25	15	25	14	26	47	200	440
	合計	617	57	37	47	31	49	92	304	765
結 果	異常なし	24	7	3	6	1	2	1	4	25
	胃がん	9	0	0	0	0	0	2	7	15
	胃がんの疑い	3	0	0	0	0	0	0	3	16
	その他疾患	581	50	34	41	30	47	89	290	709

⑧がん検診等の普及啓発

ア がん検診の普及啓発及び受診率向上に関する協定

平成22年度に、がん検診の受診率向上を目的に、区民と接する機会を多く持つ民間企業と連携し、がん検診の普及啓発及び受診率向上に向けた取組を推進するため、民間企業2社（アフラック、西武信用金庫）と「がん検診の普及啓発及び受診率向上に関する協定」を締結した。

さらに、平成26年4月には新渡戸文化学園と、平成29年9月にはキングス・ガーデン東京と協定を締結した。

これらの協定締結企業等とは、がん征圧月間、ピンクリボン運動月間に、区のお知らせ板、関係施設等に掲示するがん検診啓発用ポスターや町会・自治会掲示板に掲示するチラシの作成などについて協働で取り組んだ。

今後も、がん検診受診率向上に向けて民間企業等との連携を図るため、定期的に協定企業の募集を行う。

イ がんに関する普及啓発

がん征圧月間（9月）には、新渡戸文化学園の協力により、がんを知るパネル展を区役所及び中野駅ガード下ギャラリー「夢通り」で開催した。また、ピンクリボン運動月間（10月）には、区役所で乳がんに関するパネル展を開催したが、令和2年度からは新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、例年実施している顕微鏡での細胞観察コーナーや自己触診法を学ぶミニ講座等のイベントを中止した。

(2) 成人歯科健診

生活習慣病対策の一環として、歯周病等の予防及び早期発見・早期治療を推進するため、35歳から75歳の区民を対象に口腔内診査、だ液判定・咀嚼力判定、ブラッシング指導、義歯等に関する指導及び相談を実施している。

成人歯科健診受診状況

区 分		合 計	35～ 39歳	40～ 44歳	45～ 49歳	50～ 54歳	55～ 59歳	60～ 64歳	65～ 69歳	70～75歳 ※76歳 ※特例措置	前年度 合 計
受診者数	男	2,117	81	314	286	255	248	248	258	427	2,246
	女	3,643	159	512	455	449	435	448	475	710	3,529
	合計	5,760	240	826	741	704	683	696	733	1,137	5,775
結果	異常なし	994	38	138	135	132	118	112	125	196	1,008
	要指導	451	11	47	53	57	50	56	72	105	460
	要精検	4,315	191	641	553	515	515	528	536	836	4,307

※ 新型コロナウイルス感染症拡大の影響による特例措置で、令和2年度の検診を感染予防対策により受診を控えた方について、年齢上限により受診機会が失われないよう特例措置を設けた。

(3) 後期高齢者健康診査

東京都後期高齢者医療広域連合の委託を受け、後期高齢者医療制度加入者向けに、日常生活機能の維持、介護予防に着目した健診を実施している。

長寿（後期高齢者）健診受診状況

区 分		合 計	前年度 合 計
受診者数	男	5,041	5,298
	女	9,545	9,659
	合計	14,586	14,957

長寿（後期高齢者）健診のメタボリックシンドローム判定

区 分		合 計	前年度 合 計
受診者数		14,586	14,957
結果 判 定	該当者	2,494	2,683
	予備群	2,013	2,022
	非該当	10,066	10,252
	判定不能	13	0

※ 判定は、腹囲の基準値を上回り、リスク要因である血糖・血圧・中性脂肪の3項目のうち、2項目以上が基準値を上回る場合を「該当者」、1項目の場合は「予備群」としている。

第3 国保データヘルス計画に基づく保健事業

1 特定健診・保健指導

(1) 特定健診・保健指導

①国保特定健診

40歳以上75歳未満の中野区国民健康保険被保険者を対象に、内臓脂肪型肥満（メタボリックシンドローム）に着目した健診を実施している。

国保特定健診受診状況

区 分	合 計	40～	45～	50～	55～	60～	65～	70～	前年度 合 計	
		44歳	49歳	54歳	59歳	64歳	69歳	74歳		
受診者数	男	7,274	609	623	684	709	765	1,351	2,533	7,041
	女	10,380	519	656	806	853	1,244	2,125	4,177	9,661
	合計	17,654	1,128	1,279	1,490	1,562	2,009	3,476	6,710	16,702

国保特定健診のメタボリックシンドローム判定

区 分	合 計	40～	45～	50～	55～	60～	65～	70～	前年度 合 計	
		44歳	49歳	54歳	59歳	64歳	69歳	74歳		
受診者数		17,654	1,128	1,279	1,490	1,562	2,009	3,476	6,710	16,702
結 果 判 定	該当者	2,732	98	133	184	250	321	586	1,160	2,681
	予備群	2,174	124	176	195	179	237	443	820	2,140
	非該当	12,743	905	970	1,111	1,133	1,451	2,444	4,729	11,881
	判定不能	5	1	0	0	0	0	3	1	0

※ 判定は、腹囲の基準値を上回り、リスク要因である血糖・血圧・中性脂肪の3項目のうち、2項目以上が基準値を上回る場合を「該当者」、1項目の場合は「予備群」としている。

②国保特定保健指導

国保特定健診の健診結果を踏まえて、「情報提供」「動機付け支援」「積極的支援」の3つのレベルに階層化し、被保険者の健康状態やライフスタイルに応じた生活習慣の改善を促す保健指導を実施している。

国保特定健診の特定保健指導階層結果

区 分	合 計	40～	45～	50～	55～	60～	65～	70～	前年度 合 計	
		44歳	49歳	54歳	59歳	64歳	69歳	74歳		
特定健診受診者		17,654	1,128	1,279	1,490	1,562	2,009	3,476	6,710	16,702
階 層 結 果	情報提供	15,479	923	1,023	1,242	1,333	1,751	3,077	6,130	14,575
	動機付け支援	1,527	86	124	107	96	135	399	580	1,447
	積極的支援	648	119	132	141	133	123	-	-	680

国保特定健診の特定保健指導実施状況

区 分	合 計	動機付け支援	積極的支援	前年度合計
対象者数	1,929	1,309	620	1,971
初回面接のみ	99	71	28	82
支援終了者	67	48	19	123
実績評価のみ	30	21	9	48

※ 国は特定保健指導の対象者の把握にあたり、メタボリックシンドロームの診断基準とは異なる判定値を決めている。腹囲の基準値を上回り、血液検査に加え、服薬歴・喫煙等のリスク要因の数により階層化している。

※ 初回面接のみは、3年度に開始し4年度に終了する予定の人数。支援終了者は、3年度に開始及び終了した人数。実績評価のみは、2年度に開始し3年度に終了した人数。

2 国保保健事業

(1) 国保保健事業

①糖尿病性腎症重症化予防事業

被保険者の糖尿病性腎症重症化予防によるQOLの向上及び医療費削減を目的とし、特定健診結果やレセプトから糖尿病性腎症が疑われる被保険者に対し保健指導を実施している。

実施状況

年度	参加人員	終了人員
令和2年度	30名	27名
令和3年度	30名	25名

②生活習慣病ハイリスク者に対する受療勧奨事業

特定健診結果やレセプトから生活習慣病が疑われる被保険者に対し医療機関への受療勧奨と保健指導を実施している。

○実施状況

受療勧奨・保健指導実施人数 600名

③ジェネリック医薬品利用促進事業

医療費削減を目的とし、レセプトデータから後発医薬品のある先発医薬品を服薬している者を抽出し、対象者に年3回医療費差額通知を発送している。

実施状況

年度	1回目	2回目	3回目
令和2年度	3,026通	3,526通	3,495通
令和3年度	3,135通	3,592通	3,577通

④重複服薬指導事業

過剰服薬による健康被害の防止と医療費削減を目的とし、複数の医療機関から計60日以上の同薬効の処方を受けている月が年に3ヶ月以上ある者に適正量の服薬を促す通知を発送する。

○実施状況

発送数 186件

第4 安心できる地域医療体制の整備

1 地域医療

(1) 地域医療機関誘致

今後、さらに進展する超高齢社会に対応するため、地域包括ケアシステムを構築することが重要である。特に、在宅医療や在宅介護などに関する支援をより一層充実させるために、かかりつけ医をサポートする病診連携の推進や医療従事者の育成など、地域医療の後方支援を行う医療機関の必要性が益々高くなっていく。

また、昨今の新型コロナウイルス感染症の感染拡大によって、医療機関相互の役割分担の明確化や入院患者の受け入れなどに関する円滑な連携の実施等、地域医療の提供に関する課題が明らかとなったが、将来において発生する可能性がある新興感染症に対して、的確な対策を講じるためにも、感染症に係る地域医療の拠点となる医療機関が欠かせない。

区は、区民の生命と健康を守り、安心・安全に暮らせる地域社会を創出するため、区内における医療提供体制をより強固なものとすることを目的として、改訂が予定されている地域医療構想及び令和6年度から施行予定の第8次保健医療計画に基づき、医療機関誘致の検討を進めていく。

(2) 救急医療体制支援

① 休日医療・歯科医療拠点事業

ア 休日診療

日曜、国民の祝日、年末年始の休診日に医療機関が当番制で診療を行うことにより、急病時でも区民が安心して医療を受けられる体制を確保する。中野区医師会に委託して実施している。

《診療時間》 午前9時～午後5時

《当番医》 1休日6か所。原則として南北各3か所に配置している。なお、往診は行わない。

実施状況

	実施日数	延実施医療機関数	利用状況（延利用人数）				
			合計	すぐに手術が必要な者または病院移送を要する者	当日診療を必要とする者	平日でも診療可能な者	
令和2年度	年度実績	72	432	6,637	327	5,086	1,224
	1医療機関1日あたりの平均			15.4	0.8	11.8	2.8
令和3年度	年度実績	72	432	8,906	331	7,068	1,507
	1医療機関1日あたりの平均			20.6	0.8	16.4	3.5

イ 休日歯科診療

国民の祝日、年末年始の休診日に歯科医療機関が当番制で歯科診療を行うことにより、急病時でも区民が安心して医療を受けられる体制を確保する。中野区歯科医師会に委託して実施している。

《診療時間》 午前9時～午後5時

《当番医》 1休日2か所。原則として南北各1か所に配置している。ただし、12月30日、31日及び1月2日については、3か所配置している。

実施状況

		実施 日数	延実施 医療機 関数	利用状況（延利用人数）		
				合 計	当日診療を 必要とする 者	平日でも診 療可能の者
令和2年度	年度実績	22	47	264	264	-
	1医療機関1日あたりの平均			5.6	5.6	-
令和3年度	年度実績	22	47	242	242	-
	1医療機関1日あたりの平均			5.1	5.1	-

ウ 休日調剤薬局

日曜、国民の祝日、年末年始の休診日に調剤薬局が当番制で応急調剤を行うことにより、急病時でも区民が安心して薬の処方を受けられる体制を確保する。中野区薬剤師会に委託して実施している。

《調剤時間》 午前9時～午後5時30分

《当番薬局》 令和2年度から、当番薬局数を1休日あたり2か所から3か所に増やした。
ゴールデンウィーク、年末年始については、4か所配置している。

《調剤センター》 中野区薬剤師会に調剤センターを置き、当番薬局の薬剤不足等に対応している。

実施状況

		実 施 日 数	延実施 薬局数	利用状況（延利用人数）					
				合 計	内科	小児科	外科	歯科	その他
令和2年度	年度実績	72	227	3,220	2,440	377	0	20	383
	1薬局1日あたりの平均			14.2	10.7	1.7	0.0	0.1	1.7
令和3年度	年度実績	72	227	3,948	2,872	715	1	13	347
	1薬局1日あたりの平均			17.4	12.7	3.1	0.0	0.1	1.5

エ 歯科医療拠点事業

日曜における歯科急病患者の歯科救急電話相談及び歯科診療を実施することにより、日曜の歯科診療を確保し区民の健康を守る。平成26年度から中野区歯科医師会に委託して実施している。平成26年度はスマイル歯科診療所で実施し、平成27年度からは区内歯科診療所の当番制により実施している。

《実施医療機関》 区内歯科診療所 1か所

《実 施 内 容》 祝日、年末年始を除く毎週日曜日

歯科診療 午前9時～午後5時

歯科救急電話相談 午前9時～正午

実施状況

		実 施 日 数	延実施 医療機 関数	利用状況（延利用人数）	
				歯科救急 電話相談	歯科診療
令和2年度	年度実績	50	50	21	89
	1日あたりの平均			0.4	1.8
令和3年度	年度実績	50	50	28	85
	1日あたりの平均			0.6	1.7

②小児初期救急医療体制

ア 小児初期救急医療事業

一般診療所等の診療時間終了後の小児救急医療体制の整備を図るため、準夜間における小児初期診療（診療科目は小児科）を医療機関に委託して通年実施している。

《委託医療機関》 新渡戸記念中野総合病院
《所在地》 中野区中央四丁目59番16号
《対象者》 原則として満15歳以下の小児
《診療時間》 午後7時～午後10時

利用状況

	実施日数	延患者数	1日平均患者数	電話相談件数
令和2年度	350	255	0.7	514
令和3年度	365	405	1.1	950

イ 小児初期救急医療事業推進協議会

当該事業の円滑かつ継続的な運営を確保し、その推進を図るため、関係機関等の協力を得て協議会を設置している。令和3年度は新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から書面にて1回開催した。

(3) 新型コロナウイルス感染症対策に伴う医療機関支援

①新型コロナウイルス感染症区内病院病床確保補助金給付事業

令和3年度に新型コロナウイルス感染症の変異株（デルタ株）による感染が拡大した際、病床不足等による医療体制の逼迫が顕著となった。このことから、次の感染拡大に備え、医療機関が新型コロナウイルス感染症患者の病床を、それまでに最大確保した1日あたりの病床数を超えて増やした場合、東京都新型コロナウイルス感染症医療提供体制緊急整備事業病床確保支援事業に上乘せして区の補助金を支給する事業を開始した。

令和3年12月から事業を実施し、確保した医療機関に対し、計180床分を支給した。

②新型コロナウイルス感染症在宅療養者への配薬事業に対する支援事業

令和3年度に新型コロナウイルス感染症の変異株（デルタ株）の感染拡大により新型コロナウイルス感染症病床が逼迫したことを受け、区内でも自宅療養を余儀なくされたケースが急増したため、中野区薬剤師会及び中野区薬剤師会会員薬局に対し、新型コロナウイルス感染症在宅療養者への即時的速やかな投薬を可能とするための支援を令和3年7月27日より実施した。

《令和3年度の支援内容》

ア コーディネート料

中野区医師会の当番往診医等から投薬が必要と診断された新型コロナウイルス感染症在宅療養者について、中野区医師会や中野区薬剤師会会員薬局との配薬調整を行う中野区薬剤師会への支援

○実施状況 1日あたり5,000円 97日分

イ 配薬支援料

中野区薬剤師会から依頼を受け、新型コロナウイルス感染症在宅療養者宅への配薬を行う中野区薬剤師会会員薬局への支援

※令和3年9月以降は、日本薬剤師会から個別薬局に対する支援が区の補助額相当分増額され、令和4年3月以降は、診療報酬の算定対象となったため、区の支援は令和3年8月末までと

なっている

○実施状況 1件あたり2,500円 136件

《令和4年度の支援内容》

令和4年度においても、中野区薬剤師会から中野区薬剤師会会員薬局への配薬調整を行う必要が引き続き生じているため、コーディネート料に対する支援を実施する。

第6章 健康不安のない地域社会（保健予防課）

第1 健康危機から守られる地域社会

1 予防対策

(1) 定期予防接種（予防接種法第2条）

定期予防接種対象者

対象疾病		接種対象
A類疾病	ジフテリア	生後3月から生後90月及び11歳以上13歳未満
	百日せき	生後3月から生後90月
	破傷風	生後3月から生後90月及び11歳以上13歳未満
	急性灰白髄炎（ポリオ）	生後3月から生後90月
	麻疹	生後12月から生後24月及び小学校就学前1年間
	風しん	生後12月から生後24月及び小学校就学前1年間
	日本脳炎	生後6月から生後90月及び9歳以上13歳未満 ただし、平成7年4月2日から平成19年4月1日までの間に生まれた者については20歳未満
	BCG（結核）	1歳未満
	H i b感染症	生後2月から生後60月
	肺炎球菌感染症	生後2月から生後60月
	ヒトパピローマウイルス感染症	小学6年生から高校1年生相当の女子
	水痘	生後12月から生後36月
	B型肝炎	1歳未満
	ロタウイルス	1価 出生6週0日後から出生24週0日後まで 5価 出生6週0日後から出生32週0日後まで
風しん抗体検査・風しん5期	昭和37年4月2日から昭和54年4月1日生まれの男性	
B類疾病	インフルエンザ	(1)65歳以上 (2)60歳以上65歳未満で、心臓・じん臓又は呼吸器の機能に自己の身の日常生活活動が極度に制限される程度の障害を有する者及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する者
	肺炎球菌感染症（高齢者）	(1)65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳の誕生日を迎える者 (2)インフルエンザ接種対象者(2)と同様の者

定期予防接種は、一定の年齢者に期日または期間を定めて実施するものであり、「A類疾病」と「B類疾病」に分けられる。対象疾病及び接種対象者は上表のとおりで、委託医療機関において接種する個別接種方式で実施している。

急性灰白髄炎（ポリオ）の予防接種は、経口生ポリオワクチンが使用されてきたが、平成24年9月から不活化ポリオワクチンでの接種になり、さらに平成24年11月からは原則としてジフテリア・百日せき・破傷風・不活化ポリオの四種混合ワクチン（DPT-I-PV）での接種となった。

予防接種法の改正により、A類疾病に平成25年4月からH i b（ヒブ）感染症、肺炎球菌感染症（小児）、ヒトパピローマウイルス感染症（子宮頸がん）の3疾病が、平成26年10月から水痘が、平成28年10月からB型肝炎が、令和2年10月からロタウイルスが追加された。

ヒトパピローマウイルス感染症の接種については、平成25年6月14日から積極的勧奨が差し控えられていたが、令和4年4月に再開された。なお、積極的勧奨の差し控えにより接種機会を逃した平成9年4月2日から平成18年4月1日までの間に生まれた女子については、キャッチアップ接種の対象者として、令和4年4月1日から令和7年3月31日までの3年間、ヒトパピローマウイルス感染症の定期接種を受けられることになった。

日本脳炎の予防接種は、接種後に重い副反応があった事例をきっかけに平成17年度から平成21年度まで積極的な勧奨を差し控えられてきたが、現在は通常通りの接種が可能である。なお、この影響により予防接種を受ける機会を逸した平成7年4月2日から平成19年4月1日生まれまでの者については、20歳未満の間、また、平成19年4月2日から平成21年10月1日までに生まれた1期対象期間中未接種の者も9歳から13歳未満の間であれば平成28年4月から定期予防接種の対象者としている。

定期予防接種実施状況（中野区民実績分）

単位：人

対象疾病	期別	回次	2			3		
			対象者数	委託実施数	接種率(%)	対象者数	委託実施数	接種率(%)
ロタウイルス（1価）	第1回	—	1,421	530	37.3%	2,296	1,095	47.7%
	第2回	—	1,421	424	29.8%	2,296	1,094	47.6%
計			2,842	954	33.6%	4,592	2,189	47.7%
ロタウイルス（5価）	第1回	—	1,421	613	43.1%	2,296	1,237	53.9%
	第2回	—	1,421	509	35.8%	2,296	1,210	52.7%
	第3回	—	1,421	394	27.7%	2,296	1,177	51.3%
計			4,263	1,516	35.6%	6,888	3,624	52.6%
B型肝炎	第1回	—	2,290	2,322	101.4%	2,296	2,348	102.3%
	第2回	—	2,290	2,371	103.5%	2,296	2,322	101.1%
	第3回	—	2,290	2,299	100.4%	2,296	2,121	92.4%
計			6,870	6,992	101.8%	6,888	6,791	98.6%
H i b感染症	1期初回	1	2,299	2,343	101.9%	2,262	2,363	104.5%
		2	2,299	2,415	105.0%	2,262	2,350	103.9%
		3	2,299	2,439	106.1%	2,262	2,338	103.4%
	1期追加	—	2,172	2,372	109.2%	2,120	2,126	100.3%
計			9,069	9,569	105.5%	8,906	9,177	103.0%
肺炎球菌感染症	1期初回	1	2,299	2,332	101.4%	2,262	2,351	103.9%
		2	2,299	2,382	103.6%	2,262	2,338	103.4%
		3	2,299	2,397	104.3%	2,262	2,326	102.8%
	1期追加	—	2,172	2,288	105.3%	2,120	2,147	101.3%
計			9,069	9,399	103.6%	8,906	9,162	102.9%
D P T（ジフテリア・百日せき・破傷風）	1期初回	1	2,330	0	0.0%	2,237	0	0.0%
		2	2,330	1	0.0%	2,237	0	0.0%
		3	2,330	1	0.0%	2,237	1	0.0%
	1期追加	—	2,171	0	0.0%	2,148	0	0.0%
D P T－I P V（ジフテリア・百日せき・破傷風・急性灰白髄炎（ポリオ））	1期初回	1	2,330	2,372	101.8%	2,237	2,354	105.2%
		2	2,330	2,397	102.9%	2,237	2,346	104.9%
		3	2,330	2,383	102.3%	2,237	2,291	102.4%
	1期追加	—	2,171	2,291	105.5%	2,148	2,184	101.7%
計			9,161	9,445	103.1%	8,859	9,176	103.6%
DT（ジフテリア・破傷風）	2期	—	1,879	1,418	75.5%	1,817	1,253	69.0%
急性灰白髄炎（ポリオ）	初回	1	2,330	0	0.0%	2,237	1	0.0%
		2	2,330	1	0.0%	2,237	0	0.0%
		3	2,330	0	0.0%	2,237	0	0.0%
	追加	—	2,171	7	0.3%	2,148	1	0.0%
計			9,161	8	0.1%	8,859	2	0.0%
MR（麻しん・風しん混合）	1期	—	2,244	2,242	99.9%	2,266	2,162	95.4%
麻しん	1期	—	2,244	0	0.0%	2,266	0	0.0%
風しん	1期	—	2,244	0	0.0%	2,266	0	0.0%
計			2,244	2,242	99.9%	2,266	2,162	95.4%
MR（麻しん・風しん混合）	2期	—	2,096	2,004	95.6%	2,097	2,054	97.9%
麻しん	2期	—	2,096	0	0.0%	2,097	0	0.0%
風しん	2期	—	2,096	0	0.0%	2,097	0	0.0%
計			2,096	2,004	95.6%	2,097	2,054	97.9%
日本脳炎	1期初回	1	2,194	2,923	133.2%	2,116	1,687	79.7%
		2	2,194	3,030	138.1%	2,116	1,729	81.7%
	1期追加	—	2,151	2,694	125.2%	2,118	1,404	66.3%
	2期	—	1,872	1,639	87.6%	1,979	772	39.0%
計			8,411	10,286	122.3%	8,329	5,592	67.1%

対象疾病	期 別	回 次	2			3		
			対象者数	委託実施数	接 種 率 (%)	対象者数	委託実施数	接 種 率 (%)
ヒトパピローマウイルス感染症	第1回	—	851	138	16.2%	824	170	20.6%
	第2回	—	851	101	11.9%	824	110	13.3%
	第3回	—	851	54	6.3%	824	65	7.9%
計			2,553	293	11.5%	2,472	345	14.0%
水痘 (みずぼうそう)	初回	—	2,096	2,264	104.2%	2,266	2,166	95.6%
	追加	—	2,172	2,272	104.6%	2,141	2,044	95.5%
計			4,345	4,536	104.4%	4,260	4,210	98.8%

※定期予防接種のうちBCGの接種実施状況は130ページに掲載。

平成31年4月から、国の追加的対策で、風しん抗体検査・風しん5期の定期接種が開始された。対象者は、抗体保有率の低い昭和37年4月2日から昭和54年4月1日生まれの男性である。実施期間は令和4年3月末までであったが、対象者の抗体保有率90%の目標を達成するため、令和7年3月末まで延長されている。

風しん抗体検査・風しん5期定期接種実施状況		対象者数	種類	委託実施数	接種率(%)
風しん抗体検査・風しん5期定期接種	昭和37年4月2日～昭和54年4月1日生まれの男性	20,610	抗体検査	2,165	10.5%
			予防接種	425	2.1%

※上記対象者は、令和3年度クーポン発送の対象者。

委託実施数は、昭和47年4月2日～昭和54年4月1日生まれで、申請により実施した件数を含む。

高齢者を対象としたインフルエンザ予防接種は期間を設定して平成13年12月から、肺炎球菌感染症は平成26年10月から委託医療機関において実施している。

肺炎球菌感染症の対象者は、65歳の者及び60歳～65歳未満で一定の障害のある者である。特例として、令和2年4月1日から令和6年3月31日までの間、各年度末時点で65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳となる者も対象としている。いずれも、これまでに1回でも23価肺炎球菌ワクチンを接種したことがある者は対象外である。

高齢者インフルエンザ予防接種実施状況（中野区民実績分）			対象者数	委託実施数	接種率(%)
インフルエンザ	65歳以上	昭和31年12月31日以前に生まれ、接種日に65歳以上の者	68,795	36,235	52.7
	60～65歳未満	特定の障害のある者	126	40	31.8
合 計			68,921	36,275	52.6
前 年 度 合 計			69,006	44,597	64.6

※令和2年度は、東京都の特別補助事業の実施に伴い、対象者全員について自己負担免除とした。

高齢者肺炎球菌予防接種実施状況（中野区民実績分）			対象者数	委託実施数	接種率(%)
肺炎球菌感染症	令和4年3月31日現在65歳の者		11,229	2,359	21.0
	(特例対象) 令和4年3月31日現在70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳の者				
	60～65歳未満	特定の障害のある者	100	7	7.0
合 計			11,329	2,366	20.9
前 年 度 合 計			11,173	2,691	24.1

(2) 任意予防接種費用助成

①中野区任意予防接種費用助成

任意予防接種を受ける乳幼児の保護者に対し、医療機関へ支払う予防接種費用の一部を助成している。平成29年4月から、流行性耳下腺炎の助成回数を1回から2回に拡大し、平成29年10月から、小児インフルエンザ予防接種の助成を実施している。

平成30年4月から平成31年3月までの1年間に限り、B型肝炎予防接種の助成を行った。対象は、定期予防接種の対象とならなかった平成24年4月2日から平成28年3月31日までに生まれたB型肝炎3回未接種者で、未接種回数分である。

なお、ロタウイルス予防接種は令和2年10月1日から定期予防接種に移行し、令和2年度は、定期予防接種の対象とならない令和2年7月31日までに生まれた子に対し、任意予防接種の費用助成を実施した。令和3年度は、令和2年度中に接種し令和3年9月30日までに請求があった分のみ、費用助成を実施した。

任意予防接種費用助成（中野区小児任意予防接種費用助成要綱）

対象疾病	助成対象者	助成回数	助成額	助成実績
流行性耳下腺炎	1歳以上小学校就学前の幼児	2回	4,000 円	3,689 件
ロタウイルス	生後6週から32週までの乳児	1回	6,000 円	11 件
インフルエンザ	生後6月以上小学校就学前の乳幼児	2回	1,000 円	13,142 件

②麻しん風しん（MR）混合ワクチン

2歳から19歳未満までのMR予防接種を1回も接種を行っていない者（定期予防接種対象年齢の者を除く）及び小学校1年生から19歳未満までのMR予防接種を1回行ったことがある者についても任意予防接種（公費負担）を行っている。

任意予防接種（公費負担）実施状況

対象疾病	接種対象者	助成件数
MR（麻しん・風しん混合）	1期（生後12月以上24月未満）と2期（小学校就学前の1年間）の対象年齢の間の幼児	7
麻しん		0
風しん		0
MR（麻しん・風しん混合）	小学1年生から19歳未満までの者	21
麻しん		0
風しん		0

③風しんワクチン接種支援事業

免疫のない女性が妊娠初期に風しんウイルスに感染して先天性風しん症候群（CRS）児が出生することを防ぐことを目的として、平成25年3月18日から予防接種の費用に対する一部助成を行っている。また、平成26年度からは風しん抗体検査の費用について全額助成を行っている。

平成30年12月から助成対象者を拡大した。平成31年4月から抗体検査の結果により予防接種も全額助成を行っている。

なお、平成31年4月から国の追加的対策の風しん抗体検査・風しん5期定期接種の対象者（昭和37年4月2日から昭和54年4月1日生まれの男性）は風しんワクチン接種支援事業の対象から除く。

風しん抗体検査及び予防接種支援事業

助成対象者			助成内容	助成実績
女性	19歳以上	妊娠を予定または希望している者 妊婦健診等で風しんの抗体価が低 かった者	抗体検査	322 件
			予防接種	327 件
	19歳以上	妊娠を予定または希望している19 歳以上の女性もしくは妊婦と同居 している者	抗体検査	6 件
			予防接種	2 件
男性	19歳以上	妊娠を予定または希望している19 歳以上の女性もしくは妊婦と同居 している者	抗体検査	447 件
			予防接種	118 件
男性	30歳～59歳	妊娠を予定または希望している19 歳以上の女性もしくは妊婦と同居 していない者	抗体検査	30 件
			予防接種	16 件

男女別の計

助成対象者	助成内容	助成実績
女性	抗体検査	328 件
	予防接種	329 件
男性	抗体検査	477 件
	予防接種	134 件

(3) 臨時予防接種（予防接種法第6条）

新型コロナウイルスワクチン接種事業

新型コロナウイルス感染症のまん延予防のため、予防接種法附則第7条の特例規定に基づき実施し、同法第6条第1項の予防接種とみなして同法の各規定（同法第26条及び第27条を除く）が適用された。

①接種区分（令和4年8月1日時点）

ア 初回接種（1・2回目接種）

接種対象：12歳以上の者

接種期間：令和3年2月17日から令和4年9月30日まで

ワクチン	1回目と2回目の接種間隔	接種対象年齢
ファイザー社	3週間	12歳以上
モデルナ社	4週間	12歳以上
アストラゼネカ社	4～12週間	原則40歳以上
武田社（ノババックス）	3週間	18歳以上

イ 追加接種（3回目接種）

接種対象：12歳以上で、2回目接種を完了した日から一定期間経過した者

接種期間：令和3年12月1日から令和4年9月30日まで

ワクチン	2回目接種からの接種間隔	接種対象年齢
ファイザー社	5か月以上	12歳以上
モデルナ社	5か月以上	18歳以上
武田社（ノババックス）	6か月以上	18歳以上

ウ 追加接種（4回目接種）

接種対象：3回目接種を完了した日から5か月以上経過した下記の者

(ア) 60歳以上の者

(イ) 18歳～59歳で、基礎疾患のある者または重症化リスクが高いと医師が認める者

(ウ) 医療従事者及び高齢者施設等の従事者

接種期間：令和4年5月25日から令和4年9月30日まで

ワクチン	3回目接種からの接種間隔
ファイザー社	5か月以上
モデルナ社	5か月以上

エ 小児接種（5歳～11歳）

接種対象：5歳～11歳の者

接種期間：令和4年2月21日から令和4年9月30日まで

ワクチン	1回目と2回目の接種間隔	接種対象年齢
ファイザー社小児用	3週間	5～11歳

②中野区新型コロナウイルスワクチン接種実施計画

新型コロナウイルスワクチン接種の体制整備や接種実施に関する手順等を明確にするため、令和3年3月に、想定されるワクチンやワクチン接種体制、ワクチン接種スケジュール、ワクチンの接種想定と接種体制、副反応への対応、予約方法、広報・相談体制を定めている。

③新型コロナウイルスワクチン接種実施状況（中野区民実績分）

<一般接種率>

年代	接種率（令和4年4月1日時点）			対象者数 （※）
	1回目接種済	2回目接種済	3回目接種済	
65歳以上	92.6%	92.1%	81.0%	67,613
60～64歳	90.0%	89.4%	64.6%	16,071
18～59歳	82.7%	81.8%	36.3%	213,025
12～17歳	72.7%	70.7%	0.0%	10,358
合計	84.9%	84.1%	46.4%	307,067

<小児接種率>

年代	接種率（令和4年4月1日時点）		対象者数 （※）
	1回目接種済	2回目接種済	
5～11歳	7.5%	0.1%	13,936
計	7.5%	0.1%	13,936

（※）令和4年1月1日時点住基情報より対象者数算出

④ワクチン接種

令和3年度は、中野サンプラザ、中野区医師会館及び区内15カ所の区民活動センターにおける集団接種と、約140の医療機関での個別接種にて実施。

(4) 予防接種による健康被害の救済措置

予防接種法第15条により健康被害に対する救済補償が法制化されている。

予防接種健康被害の救済措置

給付項目	根拠規定	給付人員	原因予防接種名
医療費・医療手当	予防接種法第16条第1項第1号	2	急性灰白髄炎 BCG
障害年金	予防接種法第16条第1項第3号	2	百日せき第1期 急性灰白髄炎

(5) 国民健康・栄養調査（健康増進法第10条）

国民健康・栄養調査は、国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基礎資料として、国民の身体状況、栄養摂取量及び生活習慣の状況を明らかにするものであり、国からの委託を受け例年秋に行っている。令和3年度は、「健康日本21（第二次）」における「地域格差の把握」を調査テーマとして拡大調査の実施予定であったが、新型コロナウイルス感染拡大のため中止となった。

(6) 骨髄移植ドナー支援事業

骨髄・末梢血幹細胞の提供者（ドナー）とドナーが勤務する事業所の負担を軽減し、より多くの骨髄・末梢血幹細胞移植を実現できるよう、平成29年4月から、公益財団法人日本骨髄バンクが実施する骨髄バンク事業で骨髄・末梢血幹細胞の提供を完了した者及びドナーが勤務する事業所に対し、助成金を交付する事業を実施している。

助成件数

年度	ドナー	事業所
2	1	0
3	2	1

(7) 原子爆弾被爆者助成（原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律、東京都原子爆弾被爆者等の援護に関する条例）

広島市及び長崎市に投下された原子爆弾の傷害作用により、今なおその健康や生活上特別な影響を受けている被爆者の状況に鑑み、国は健康の管理、医療の給付及び特別手当等の支給を行っている。また、東京都は、介護手当及び健康診断受診奨励金の支給や、被爆者の子に対する健康診断及び医療費の助成等の制度を独自に実施している。区は申請の窓口を設け経由事務を行っている。

申請書・届出書受理状況

申請書・届出書の名称	件数
健康診断受診奨励金支給申請書	0
一部負担金相当額支給申請	3
医療費助成認定申請	1
居住地変更届	7
精密検査受診交通費支給申請書	0
葬祭料支給申請書	1
その他	22
合 計	34
前年度の合計	22

(8) 小児精神障害者入院医療費助成（東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則）

児童精神保健の向上と児童福祉の増進を図るため、東京都は、18歳未満の小児精神病の入院治療費のうち医療費の自己負担額を公費負担している。区は申請の窓口を設け経由事務を行っている。

申請件数

年度	申請件数
2	1
3	3

(9) 特定疾患等に係る医療費助成（難病の患者に対する医療等に関する法律、東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則）

難病はその性格上、長期の療養を要し多額の医療費を必要とするため、患者本人はもとより、家族

に対しても精神面、介護面及び経済面等において深刻な負担を与える。その負担軽減を図るため、東京都が医療券を交付し、医療費の自己負担額を助成している。現在の難病医療費助成制度は令和3年11月1日から国の指定難病すべての338疾病、4 特定疾患治療研究事業及び2 特殊医療が対象とされている。このほか、東京都の単独疾病として8疾病が医療費助成の対象とされている。また、B型・C型ウイルス肝炎に対するインターフェロン治療も医療費助成の対象とされている。区は申請の窓口を設け経由事務を行っている。ただし、令和2年度は新型コロナウイルス感染症対策として申請要件が緩和されたため申請数が減ったが、令和3年度は例年並みに戻った。

特定疾患等に係る医療費助成申請件数

区 分	医療費助成申請件数	
	合計	新規(再掲)
総 数	3,401	445
国の対象疾病 計	2,456	303
1 球脊髄性筋萎縮症	3	0
2 筋萎縮性側索硬化症(ALS)	20	0
3 脊髄性筋萎縮症	3	0
4 原発性側索硬化症	2	0
5 進行性核上性麻痺	26	0
6 パーキンソン病	301	0
7 大脳皮質基底核変性症	9	0
8 ハンチントン病	5	0
9 神経有棘赤血球症	0	0
10 シャルコー・マリー・トゥース病	2	0
11 重症筋無力症	58	0
12 先天性筋無力症候群	0	0
13 多発性硬化症/視神経脊髄炎	76	14
14 慢性炎症性脱髄性多発神経炎/多発性運動ニューロパチー	13	1
15 封入体筋炎	0	0
16 クロウ・深瀬症候群	0	0
17 多系統萎縮症	17	3
18 脊髄小脳変性症(多系統萎縮症を除く)	57	5
19 ライソゾーム病	8	2
20 副腎白質ジストロフィー	1	0
21 ミトコンドリア病	2	0
22 モヤモヤ病	28	2
23 プリオン病	0	0
24 亜急性硬化性全脳炎	1	0
25 進行性多巣性白質脳症	0	0
26 HTLV-1関連脊髄症	0	0
27 特発性基底核石灰化症	0	0
28 全身性アミロイドーシス	8	0
29 ウルリッヒ病	0	0
30 遠位型ミオパチー	2	0
31 ベスレムミオパチー	0	0
32 自己貧食空胞性ミオパチー	0	0
33 シュワルツ・ヤンベル症候群	0	0
34 神経線維腫症	9	1
35 天疱瘡	5	0
36 表皮水疱症	0	0
37 膿胞性乾癬(汎発型)	6	0
38 ステイーブンス・ジョンソン症候群	0	0
39 中毒性表皮壊死症	0	0
40 高安動脈炎	7	1
41 巨細胞性動脈炎	10	2
42 結節性多発動脈炎	6	0
43 顕微鏡的多発血管炎	21	4
44 多発血管炎性肉芽腫症	5	0
45 好酸球性多発血管炎性肉芽腫症	14	2
46 悪性関節リウマチ	11	1
47 バージャー病(ピュルガー病)	1	0
48 原発性抗リン脂質抗体症候群	2	0
49 全身エリテマトーデス(SLE)	154	11
50 皮膚筋炎/多発性筋炎	68	9
51 全身性強皮症	36	1
52 混合性結合組織病	17	2
53 シェーグレン症候群	57	9
54 成人スチル病	16	2
55 再発性多発軟骨炎	0	0
56 ベーチェット病	30	3
57 特発性拡張型心筋症	48	3
58 肥大型心筋症	18	2
59 拘束型心筋症	0	0
60 再生不良性貧血	14	1
61 自己免疫性溶血性貧血	3	1
62 発作性夜間ヘモグロビン尿症	1	0
63 特発性血小板減少性紫斑病	31	7
64 血栓性血小板減少性紫斑病	0	0
65 原発性免疫不全症候群	4	0
66 IgA腎症	42	19
67 多発性嚢胞腎	27	3
68 黄色靭帯骨化症	10	2
69 後縦靭帯骨化症	55	17
70 広範椎管狭窄症	8	1
71 特発性大腿骨頭壊死症	29	6
72 下垂体性ADH分泌異常症	13	2
73 下垂体性TSH分泌亢進症	0	0
74 下垂体性PRL分泌亢進症	6	2
75 クッシング病	2	0
76 下垂体性ゴナドトロピン分泌亢進症	0	0
77 下垂体性成長ホルモン分泌亢進症	7	0
78 下垂体前葉機能低下症	39	4
79 家族性高コレステロール血症(ホモ接合体)	0	0
80 甲状腺ホルモン不応症	1	1
81 先天性副腎皮質酵素欠損症	2	0
82 先天性副腎低形成症	0	0
83 アジソン病	0	0
84 サルコイドーシス	40	9
85 特発性間質性肺炎	32	11
86 肺動脈性肺高血圧症	11	0
87 肺静脈閉塞症/肺毛細血管腫症	0	0
88 慢性血栓性肺高血圧症	11	2
89 リンパ脈管筋腫症(LAM)	1	0
90 網膜色素変性症	50	1
91 バッド・キアリ症候群	2	0
92 特発性門脈圧亢進症	2	0
93 原発性胆汁性胆管炎	25	0
94 原発性硬化性胆管炎	4	0
95 自己免疫性肝炎	15	3
96 クローン病	116	13
97 潰瘍性大腸炎	419	49
98 好酸球性消化管疾患	6	3
99 慢性特発性偽性腸閉塞症	1	0
100 巨大膀胱短小結腸腸管蠕動不全症	0	0
101 腸管神経節細胞減少症	0	0
102 ルピンシュタイン・テイビ症候群	0	0
103 CFC症候群	0	0
104 コステロ症候群	0	0
105 チャージ症候群/チャージ連合	0	0
106 クリオピリン関連周期熱症候群	0	0
107 若年性特発性関節炎	4	1
108 TNF受容体関連周期性症候群	0	0
109 非典型溶血性尿毒症症候群	0	0
110 プラウ症候群	0	0
111 先天性ミオパチー	4	0
112 マリネスコ・シェーグレン症候群	0	0
113 筋ジストロフィー	20	4
114 非ジストロフィー性ミオトニー症候群	0	0
115 遺伝性周期性四肢麻痺	1	0
116 アトピー性脊髄炎	0	0
117 脊髄空洞症	2	0
118 脊髄髄膜瘤	0	0
119 アイザックス症候群	0	0

120	遺伝性ジストニア	0	0	180	A T R - X 症候群	0	0
121	神経フェリチン症	0	0	181	クルーゾン症候群	0	0
122	脳表ヘモジデリン沈着症	1	1	182	アペール症候群	0	0
123	禿頭と変形性脊椎症を伴う常染色体劣性白質脳症	0	0	183	ファイファー症候群	0	0
124	皮質下梗塞と白質脳症を伴う常染色体優性脳動脈症	1	1	184	アントレー・ビクスラー症候群	0	0
125	神経軸索スフェロイド形成を伴う遺伝性びまん性白質脳症	0	0	185	コフィン・シリス症候群	0	0
126	ペリー症候群	0	0	186	ロスモンド・トムソン症候群	0	0
127	前頭側頭葉変性症	3	1	187	歌舞伎症候群	0	0
128	ピッカースタッフ脳幹脳炎	0	0	188	多脾症候群	1	1
129	痙攣重積型（二相性）急性脳症	0	0	189	無脾症候群	0	0
130	先天性無痛無汗症	0	0	190	鰓耳腎症候群	0	0
131	アレキサンダー病	0	0	191	ウェルナー症候群	2	0
132	先天性核上性球麻痺	0	0	192	コケイン症候群	0	0
133	メビウス症候群	0	0	193	プラダー・ウィリ症候群	2	1
134	中隔視神経形成異常症/ドモルシア症候群	0	0	194	ソトス症候群	0	0
135	アイカルディ症候群	0	0	195	ヌーナン症候群	0	0
136	片側巨脳症	0	0	196	ヤング・シンプソン症候群	0	0
137	限局性皮質異形成	0	0	197	1 p36欠失症候群	0	0
138	神経細胞移動異常症	0	0	198	4 p欠失症候群	0	0
139	先天性大脳白質形成不全症	0	0	199	5 p欠失症候群	0	0
140	ドラベ症候群	0	0	200	第14番染色体父親性ダイソミー症候群	0	0
141	海馬硬化を伴う内側側頭葉てんかん	0	0	201	アンジェルマン症候群	0	0
142	ミオクロニー欠伸てんかん	0	0	202	スミス・マギニス症候群	0	0
143	ミオクロニー脱力発作を伴うてんかん	0	0	203	22q11.2欠失症候群	0	0
144	レノックス・ガストー症候群	0	0	204	エマヌエル症候群	0	0
145	ウエスト症候群	0	0	205	脆弱X症候群関連疾患	0	0
146	大田原症候群	0	0	206	脆弱X症候群	0	0
147	早期ミオクロニー脳症	0	0	207	総動脈幹遺残症	0	0
148	遊走性焦点発作を伴う乳児てんかん	0	0	208	修正大血管転位症	0	0
149	片側痙攣・片麻痺・てんかん症候群	0	0	209	完全大血管転位症	0	0
150	環状20番染色体体症候群	0	0	210	単心室症	5	2
151	ラスムッセン脳炎	0	0	211	左心低形成症候群	0	0
152	P C D H 19 関連症候群	0	0	212	三尖弁閉鎖症	1	0
153	難治頻回部分発作重積型急性脳炎	0	0	213	心室中隔欠損を伴わない肺動脈閉鎖症	0	0
154	徐波睡眠期持続性棘徐波を示すてんかん性脳症	0	0	214	心室中隔欠損を伴う肺動脈閉鎖症	1	0
155	ランドウ・クレフナー症候群	0	0	215	ファロー四徴症	2	1
156	レット症候群	0	0	216	両大血管右室起始症	0	0
157	スタージ・ウェーバー症候群	0	0	217	エプスタイン病	0	0
158	結節性硬化症	4	0	218	アルポート症候群	1	0
159	色素性乾皮症	1	0	219	ギャロウェイ・モワト症候群	0	0
160	先天性魚鱗癬	0	0	220	急速進行性糸球体腎炎	2	1
161	家族性良性慢性天疱瘡	0	0	221	抗糸球体基底膜腎炎	2	1
162	類天疱瘡（後天性表皮水疱症を含む。）	9	5	222	一次性ネフローゼ症候群	47	5
163	特発性後天性全身性無汗症	1	1	223	一次性膜性増殖性糸球体腎炎	2	1
164	眼皮膚白皮症	0	0	224	紫斑病性腎炎	4	0
165	肥厚性皮膚骨膜症	0	0	225	先天性腎性尿崩症	0	0
166	弾性線維性仮性黄色腫	0	0	226	間質性膀胱炎（ハンナ型）	0	0
167	マルファン症候群	3	1	227	オスラー病	1	0
168	エーラス・ダンロス症候群	1	0	228	閉塞性細気管支炎	0	0
169	メンケス病	0	0	229	肺胞蛋白症（自己免疫性又は先天性）	0	0
170	オクシピタル・ホーン症候群	0	0	230	肺胞低換気症候群	0	0
171	ウィルソン病	2	0	231	α1-アンチトリプシン欠乏症	0	0
172	低ホスファターゼ症	0	0	232	カーニー複合	0	0
173	VATER症候群	0	0	233	ウォルフラム症候群	0	0
174	那須・ハコラ病	0	0	234	ペロキシソーム病（副腎白質ジストロフィーを除く。）	0	0
175	ウィーバー症候群	0	0	235	副甲状腺機能低下症	1	0
176	コフィン・ローリー症候群	0	0	236	偽性副甲状腺機能低下症	0	0
177	ジュベール症候群関連疾患	0	0	237	副腎皮質刺激ホルモン不応症	0	0
178	モワット・ウィルソン症候群	0	0	238	ビタミンD抵抗性くる病/骨軟化症	2	1
179	ウィリアムズ症候群	0	0	239	ビタミンD依存性くる病/骨軟化症	0	0

240	フェニルケトン尿症	2	0
241	高チロシン血症1型	0	0
242	高チロシン血症2型	0	0
243	高チロシン血症3型	0	0
244	メープルシロップ尿症	0	0
245	プロピオン酸血症	0	0
246	メチルマロン酸血症	0	0
247	イソ吉草酸血症	0	0
248	グルコーストランスポーター1欠損症	0	0
249	グルタル酸血症1型	0	0
250	グルタル酸血症2型	0	0
251	尿素サイクル異常症	0	0
252	リジン尿性蛋白不耐症	0	0
253	先天性葉酸吸収不全	0	0
254	ポルフィリン症	1	1
255	複合カルボキシラーゼ欠損症	0	0
256	筋型糖原病	0	0
257	肝型糖原病	0	0
258	ガラクトース-1-リン酸ウリジルトランスフェラーゼ欠損症	0	0
259	レシチンコレステロールアシルトランスフェラーゼ欠損症	0	0
260	シトステロール血症	0	0
261	タンジール病	0	0
262	原発性高カイロミクロン血症	0	0
263	脳髄黄色腫症	0	0
264	無βリポタンパク血症	0	0
265	脂肪萎縮症	0	0
266	家族性地中海熱	2	1
267	高IgD症候群	0	0
268	中條・西村症候群	0	0
269	化膿性無菌性関節炎・壊疽性膿皮症・アクネ症候群	0	0
270	慢性再発性多発性骨髄炎	1	0
271	強直性脊椎炎	15	2
272	進行性骨化性線維異形成症	0	0
273	肋骨異常を伴う先天性側弯症	0	0
274	骨形成不全症	2	1
275	タナトフォリック骨異形成症	0	0
276	軟骨無形成症	0	0
277	リンパ管腫症/ゴーハム病	0	0
278	巨大リンパ管奇形(頸部顔面病変)	0	0
279	巨大静脈奇形(頸部口腔頭びまん性病変)	0	0
280	巨大動静脈奇形(頸部顔面又は四肢病変)	0	0
281	クリッペル・トレノネー・ウェーバー症候群	0	0
282	先天性赤血球形成異常性貧血	0	0
283	後天性赤芽球癆	1	0
284	ダイヤモンド・ブラックファン貧血	0	0
285	ファンconi貧血	0	0
286	遺伝性鉄芽球性貧血	0	0
287	エプスタイン症候群	0	0
288	自己免疫性後天性凝固因子欠乏症	2	1
289	クローンカイト・カナダ症候群	0	0
290	非特異性多発性小腸潰瘍症	1	0
291	ヒルシュスブルグ病(全結腸型又は小腸型)	0	0
292	総排泄腔外反症	0	0
293	総排泄腔遺残	0	0
294	先天性横隔膜ヘルニア	0	0
295	乳幼児肝巨大血管腫	0	0
296	胆道閉鎖症	2	1
297	アラジール症候群	1	0
298	遺伝性膀胱炎	0	0
299	嚢胞性線維症	0	0

300	I g G 4 関連疾患	7	0
301	黄斑ジストロフィー	0	0
302	レーベル遺伝性視神経症	0	0
303	アッシュャー症候群	0	0
304	若年発症型両側性感音難聴	1	0
305	遅発性内リンパ水腫	0	0
306	好酸球性副鼻腔炎	67	29
307	カナバン病	0	0
308	進行性白質脳症	0	0
309	進行性ミオクローヌステんかん	0	0
310	先天異常症候群	0	0
311	先天性三尖弁狭窄症	0	0
312	先天性僧帽弁狭窄症	0	0
313	先天性肺静脈狭窄症	0	0
314	左肺動脈右肺動脈起始症	0	0
315	ネイルパテラ症候群(爪膝蓋骨症候群)/LMX1B関連腎症	0	0
316	カルニチン回路異常症	0	0
317	三頭酵素欠損症	0	0
318	シトリン欠損症	0	0
319	セピアプテリン還元酵素(SR)欠損症	0	0
320	先天性グリコシルホスファチジルイノシトール(GPI)欠損症	0	0
321	非ケトーシス型高グリシン血症	0	0
322	β-ケトチオラーゼ欠損症	0	0
323	芳香族L-アミノ酸脱炭素酵素欠損症	0	0
324	メチルグルタコン酸尿症	0	0
325	遺伝性自己炎症疾患	0	0
326	大理石骨病	0	0
327	特発性血栓症(遺伝性血栓症素因によるものに限る。)	0	0
328	前眼部形成異常	0	0
329	無虹彩症	0	0
330	先天性気管狭窄症/先天性声門下狭窄症	1	0
331	特発性多中心性キャスルマン病	5	1
332	膠様滴状角膜ジストロフィー	0	0
333	ハッチンソン・ギルフォード症候群	0	0
334	脳クレアチン欠乏症候群※	0	0
335	ネフロン癆※	0	0
336	家族性低βリポタンパク血症1(ホモ接合体)※	0	0
337	ホモシスチン尿症※	0	0
338	進行性家族性肝内胆汁うっ滞症※	0	0
※令和3年11月1日より追加			
都の対象疾病計		945	142
悪	悪性高血圧	0	0
髄	原発性骨髄線維症	5	2
母	母班症	2	0
石	肝内結石症	2	0
好	古典的特発性好酸球增多症候群	2	0
気	びまん性汎細気管支炎	1	0
遺	遺伝性QT延長症候群	0	0
脈	網膜脈絡膜萎縮症	0	0
ス	スモン	1	0
劇	劇症肝炎	0	0
瘧	重症急性瘧炎	0	0
固	先天性血液凝固因子欠乏症	26	2
人	人工透析を必要とする腎不全	709	90
肝	B型・C型ウイルス肝炎	197	48

国・東京都 前年度合計		1,364	555
-------------	--	-------	-----

(10) 給食施設等適正指導

健康増進法第18条及び第20条から第24条に基づき、特定給食施設（1回100食以上または1日250食以上を配食）及びその他の給食施設に対し、給食施設の栄養管理が適切に行われ、利用者の健康増進が図られるよう施設の特성에応じた栄養管理方法について指導する。

①特定給食施設及びその他の施設の届出数と指導状況

給食施設

施設分類	管理栄養士または栄養士	施設数											延指導数
		合計	学校		病院	介護医療院	老人福祉施設	児童福祉施設	社会福祉施設	事業所	寄宿舍	その他	
			公立	その他									
特定給食施設	配置	79	32	6	5	0	3	28	0	3	0	2	130
	未配置	7	0	0	0	0	0	4	0	3	0	0	15
その他の施設	配置	73	0	0	3	0	6	48	2	2	1	11	220
	未配置	55	0	1	0	0	2	10	4	15	2	21	94
合計		214	32	7	8	0	11	90	6	23	3	34	459
前年度		215	33	7	7	1	11	87	6	24	3	36	443

②特定給食施設従事者の講習会

特定給食栄養管理業務の円滑な運営と管理栄養士・栄養士・調理師の資質向上を図るため、特定給食施設従事者を対象に行政上必要な事項の伝達を目的とする講習会を行っている。

栄養管理者講習会の実施状況

年度	29	30	31	2	3
開催回数	4	4	4	7	4
受講者数	174	157	168	121	224

※令和3年度は、新型コロナウイルス感染拡大のため予定していた第2回特定給食施設管理者講習会は中止。

③特別用途食品・保健機能食品・機能性表示食品に関する相談

特別用途食品は、販売に供する食品について、乳幼児用、妊産婦用、病者用等の特別な用途に適する旨の表示をした食品のことをいう。また、保健機能食品制度は、消費者が安心して食生活の状況に応じた食品の選択ができるよう、適切に情報提供することを目的としている。これらの制度に関わる相談業務を行っている。

令和3年度の相談・指導件数は0件。

④食品の表示に関する相談及び指導（健康増進法第65条（虚偽誇大広告の禁止）、食品表示法（保健事項））

食品の表示は、品質に関する情報を消費者に正しく提供するという重要な役割を果たしている。健康増進法第65条（虚偽誇大広告の禁止）及び食品表示法（保健事項）は、販売に供する食品が健康の保持増進に影響を与えるものとして、適切に情報提供することを目的としており、食品販売業者等を対象に相談及び指導・助言を行っている。また、区外食品販売業者等による違反疑いの表示を発見した際は迅速に該当自治体へ被疑情報の回付により適正表示指導を依頼している。

令和3年度の相談・指導件数は15件。

2 大気汚染医療費助成

(1) 大気汚染医療費助成

大気汚染の影響を受けると推定される疾病（気管支ぜん息、慢性気管支炎、ぜん息性気管支炎、肺気しゅ（続発症を含む））の罹患者に、東京都が医療費を助成し、健康障害の救済を図る。

新規申請は18歳未満の罹患者に限定され、18歳の誕生日が属する月の末日まで助成される。

現在認定を受けて医療券を持っている者で、生年月日が平成9年4月1日以前の者は更新申請のみ可能である。

平成30年度から、平成9年4月1日以前生まれで認定を受けている方には月額6千円の自己負担制度が導入された。

①申請要件

次のいずれにも該当することが条件とされる。

- 対象疾病に罹患していること。
- 18歳未満であること。
- 東京都内に引き続き1年以上（3歳未満は6か月以上）住所を有していること。
- 申請日以降に喫煙しないこと。
- 健康保険等に加入していること。

②申請の受付

保健予防課及び各すこやか福祉センターで新規及び更新に係る認定申請書の受付を行う。

③認定審査

毎月1回開催する大気汚染障害者認定審査会で認定の適否を審査し、医療費助成対象者の認定を行う。

④医療券の交付

医療費助成対象として認定した申請者に医療券（原則2年間有効）を交付する。

⑤東京都への進達

認定審査会の結果と医療券の交付状況を東京都に進達する。

各年度末現在認定者数

単位：人

年 度	29	30	31	2	3
新規認定者	15	16	13	11	12
更新認定者	1,860	1,643	1,408	1,289	1,161
合 計	1,875	1,659	1,421	1,300	1,173

認定者数内訳（疾病別、年齢別）

単位：人

年 齢	0～17歳	18・19歳	20～39歳	40～59歳	60～74歳	75歳以上	合計
気管支ぜん息	23	0	137	441	298	274	1,173
慢性気管支炎	0	0	0	0	0	0	0
ぜん息性気管支炎	0	0	0	0	0	0	0
肺気しゅ	0	0	0	0	0	0	0
合 計	23	0	137	441	298	274	1,173

第2 結核の早期発見・拡大防止・患者支援

1 結核予防

平成19年に感染症法が改正され、結核は二類感染症として位置付けられた。感染症法に基づいて、必要な健康診断等地域における予防対策をすすめている。

(1) 予防接種及び健康診断（予防接種法第2条第2項及び感染症法第53条の2）

①予防接種

乳幼児の重症結核を予防するため、1歳未満児に対してBCG接種を行っている。なお、平成24年度までは定期予防接種の対象が6か月未満児であったため、6か月以上1歳未満児に対しては任意接種（公費負担）として行った。

BCG集団接種は、中野区医師会に委託し中野区保健所において実施していたが、個別接種が可能な医療機関の増加による個別接種件数の伸びに伴い、平成29年度をもって終了とした。

令和3年度現在、個別接種のみ実施している。

BCG接種（中野区民実績分）

年 度	BCG接種者数
2	2,248
3	2,283

②事業所、学校、施設等における健康診断（感染症法第53条の2）

病院、診療所、助産所、学校及び施設（介護老人保健施設、社会福祉法第2条第2項第1号及び第3号から6号までに規定する施設）の長には、従事者、新入生（小中学校を除く）及び65歳以上の入所者に対し健康診断の実施及び報告が義務付けられている。

また、区には上記に該当しない65歳以上の区民に対して健康診断の実施が義務付けられている。

定期結核健診報告

区分	対 象 施設数	報 告 施設数	対象者数	受診者数		経過 観察	発 見 患者数	報 告 率(%)	受 診 率(%)	前年度	
				直接撮影	喀痰検査					報告率	受診率
従事者	事業所	583	216	1,945	1,705	10	0	37	88	56	86
	学 校	72	20	2,181	1,961	21	0	28	91	57	88
	施 設	17	9	475	439	0	0	53	92	63	94
生徒・学生	高等学校	14	9	2,077	2,001	0	0	64	96	57	99
	短 大	2	1	246	244	0	0	50	99	33	97
	大 学	4	2	929	859	0	0	50	92	100	64
	各種学校	22	13	1,039	1,039	0	0	59	100	38	99
施設入所者(65歳以上)	17	7	381	378	0	0	41	99	71	97	
区民	65歳以上	-	-	55,195	25,226	0	0	-	46	-	44
	その他	-	-	-	27	0	0	-	-	-	-
	(再掲) 結核健診	-	-	-	26	-	0	-	-	-	-

※令和3年度は、健診機会のない区在住・在勤者を対象とした結核健診を3回実施した。

(2) 結核対策推進事業（感染症法第53条の2第3項）

①日本語学校就学生等健康診断

上記（1）の定期健康診断が義務付けられていない日本語学校を対象に、学校に在学する外国人留学生の健康の確保、結核のまん延防止を目的として、健康診断を無料で実施している。しかし、令和3年度も新型コロナウイルス感染症の影響で海外からの就学生が激減したため、健診数も令和2年度と同様少数であった。

日本語学校就学生等健康診断

単位：人

年度	学校数	延受診者数	健診内容	結果			発見患者数
			胸部X線	異常なし	要経過観察	要精密	
31	3	229	229	228	0	1	0
2	1	8	8	8	0	0	0
3	1	27	27	27	0	0	0

②結核対策特別促進事業

健康保険に加入していない、定期的な健康診断を受けにくい等の結核ハイリスクグループに対して、健康診断を無料で実施している。ただし、平成31年度から申し込みはない。

結核対策特別促進事業

年度	実施回数	延受診者数	健診内容	結果			発見患者数
			胸部X線	異常なし	要経過観察	要精密	
31	0	0	0	0	0	0	0
2	0	0	0	0	0	0	0
3	0	0	0	0	0	0	0

③区立小・中学校の結核精密健診（区教育委員会から受託）

区立小・中学校の児童・生徒に対して、学校ごとに問診票での調査及び内科健診を行い、精密検査の必要な生徒・児童を選定している。その中から保健所長において必要と認められた児童・生徒に胸部エックス線検査を実施している。

区立小・中学校の結核健診

年度	学校数	延受診者数	検診内容	結果			発見患者数
			胸部X線	異常なし	要経過観察	要精密	
31	23	68	68	68	0	0	0
2	14	91	91	91	0	0	0
3	18	44	44	44	0	0	0

(3) 患者管理（感染症法第53条の12）

発見された結核患者が、確実に治療を完了し早期に社会復帰できるように支援を行うとともに、周囲への感染防止に努めている。保健所長は医師からの届出及び病院管理者からの届出に基づき、所管区域内に居住する結核患者について、病状、受療状況及び生活環境等を把握する。届出後すみやかに、保健師による保健指導、家族等に対する健康診断等、患者に対する支援を行っている。

結核総登録者数、病型別、年齢階層別（令和3年12月31日現在）

単位：人

年齢階層別	登録者総数	活動性結核								不活動性結核	活動性不明	(別掲)潜在性結核感染症	
		合計	肺結核活動性						肺外結核活動性			治療中	観察中
			小計	喀痰塗抹陽性			その他の結核菌陽性	菌陰性					
				計	初回治療	再治療							
合計	103	26	20	13	12	1	6	1	6	53	24	3	9
0歳～4歳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
5歳～9歳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
10歳～14歳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
15歳～19歳	1	1	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0
20歳～29歳	11	2	1	0	0	0	1	0	1	7	2	0	1
30歳～39歳	18	0	0	0	0	0	0	0	0	11	7	1	2
40歳～49歳	9	5	5	4	4	0	1	0	0	4	0	0	3
50歳～59歳	12	2	1	0	0	0	1	0	1	6	4	0	1
60歳～69歳	10	3	3	2	2	0	1	0	0	3	4	0	2
70歳以上	42	13	9	7	6	1	2	0	4	22	7	2	0
(再掲)80歳以上	27	5	3	2	2	0	1	0	2	17	5	2	0
前年・合計	114	34	25	17	15	2	6	2	9	59	21	8	13

活動性結核新登録者数、病型別、性別・年齢階層別（令和3年1月1日から令和3年12月31日まで） 単位：人

年齢階層別	活動性結核								(別掲) 潜在性 結核 感染症
	合計	肺結核活動性						肺外結核 活動性	
		小計	喀痰塗抹陽性			その他の 結核菌 陽性	菌陰性・ その他		
			計	初回 治療	再治療				
合計	40	32	19	17	2	11	2	8	6
男	30	26	16	14	2	9	1	4	4
女	10	6	3	3	0	2	1	4	2
0歳～4歳 男	0	0	0	0	0	0	0	0	0
女	0	0	0	0	0	0	0	0	0
5歳～9歳 男	0	0	0	0	0	0	0	0	0
女	0	0	0	0	0	0	0	0	0
10歳～14歳 男	0	0	0	0	0	0	0	0	0
女	0	0	0	0	0	0	0	0	0
15歳～19歳 男	0	0	0	0	0	0	0	0	0
女	1	1	0	0	0	0	1	0	0
20歳～29歳 男	0	0	0	0	0	0	0	0	1
女	2	1	0	0	0	1	0	1	0
30歳～39歳 男	1	1	0	0	0	0	1	0	0
女	0	0	0	0	0	0	0	0	1
40歳～49歳 男	4	4	3	3	0	1	0	0	2
女	1	1	1	1	0	0	0	0	0
50歳～59歳 男	4	3	1	1	0	2	0	1	0
女	1	0	0	0	0	0	0	1	0
60歳～69歳 男	6	5	2	2	0	3	0	1	0
女	0	0	0	0	0	0	0	0	0
70歳以上 男	15	13	10	8	2	3	0	2	1
女	5	3	2	2	0	1	0	2	1
(再掲) 男	7	6	3	3	0	3	0	1	1
80歳以上 女	3	2	1	1	0	1	0	1	1
前年・合計	41	32	18	16	2	12	2	9	20

登録患者の年間異動

単位：人

年	前年 末登録 数	新登録患者数			転 入	除外							当 年 末 登 録 数
		合計	新登録			死亡			治 癒	転 出	転 症	そ の 他	
			活動性 肺結核	肺外結核 活動性		合計	結核 死亡	そ の 他					
2	123	41	32	9	18	55	1	9	33	12	0	0	114
3	114	40	32	8	22	58	2	11	30	13	0	2	103

※各年1月1日から12月31日まで

結核登録者の年次推移

①新登録患者（人）及び罹患率（人口10万対）の年次推移（各年1月1日から12月31日まで）

年度	27	28	29	30	31	2	3
新登録患者数	69	60	60	44	48	41	40
罹患率	21.31	18.05	17.89	13.02	14.04	11.98	11.66
人口※	323,776	332,432	335,377	338,069	341,985	342,116	343,190

※各年10月1日現在の推計人口

②新登録患者数：年次別登録時活動性の分類（各年1月1日から12月31日まで）

単位：人

年度	合計	肺結核活動性						肺外結核活動性	(別掲)潜在性結核感染症
		肺結核活動性計	喀痰塗抹陽性			その他の結核菌陽性	菌陰性その他		
			小計	初回登録	再治療				
27	69	50	20	20	0	21	9	19	18
28	60	50	17	16	1	28	5	10	20
29	60	49	19	16	3	23	7	11	22
30	44	36	22	19	3	8	6	8	24
31	48	36	10	10	0	20	6	12	21
2	41	32	18	16	2	12	2	9	20
3	40	32	19	17	2	11	2	8	6

③活動性結核登録者数（人）及び有病率（人口10万対）の年次推移（各年12月31日現在）

年度	27	28	29	30	31	2	3
活動性全結核	45	37	35	32	33	34	26
有病率	13.90	11.13	10.44	9.47	9.65	9.94	7.58
活動性肺結核	34	31	30	23	23	25	20
有病率	10.50	9.33	8.95	6.80	6.73	7.31	5.83
人口※	323,776	332,432	335,377	338,069	341,985	342,116	343,190

※各年10月1日現在の推計人口

結核についての保健師活動実績（延べ件数）

年度	家庭訪問	所内相談	電話相談	文書連絡	関係機関連絡
30	118	185	688	136	2,358
31	60	126	1,383	1,440	1,908
2	59	61	263	102	762
3	56	63	300	98	651

(4) 結核患者服薬支援事業（DOTS事業）

結核のまん延を防止し、近年問題となっている多剤耐性菌の発生を防ぐためにも、結核患者が確実に治療完了することが重要である。

従前の保健所における服薬支援事業に加え、さらに支援を充実させるため、中野区薬剤師会に委託して「中野区結核患者直接服薬支援（DOTS）事業」を平成19年5月から開始した。

新たに発生した結核患者のうち必要と認められ、本人の同意が得られた者について、来局または訪問により薬剤師が服薬確認と相談に応じている。

中野区薬剤師会DOTS実施状況

実施薬局	実施対象者	実施延べ件数		
		来局	訪問	合計
4	10	29	30	59

(5) 管理健診（感染症法第53条の13）

結核登録患者のうち、医療が必要にもかかわらず治療を放置している者、治療終了後医療機関において医師の管理下にない者等を対象に、必要に応じて精密検査を実施し、その病状の経過を的確に把握するための患者管理を行っている。

管理健診受診状況

単位：人

受診者 延 数	検 査		結 果						
	胸 部 X 線	喀 痰 検 査	異 常 な し	要経過 観 察	要 精 密				
					異 常 な し	要経過 観 察	要 医 療		
				異 常 な し			要経過 観 察	医 療 終 了 後 再 発	そ の 他
64	64	0	62	1	1	0	0	0	1

(6) 接触者への対応（感染症法第15条）

患者が発生した場合、感染源や感染経路を確認し、また、その患者からの感染拡大を食い止めることは対策の基本であり、関係者への積極的疫学調査を行い、家族や接触者に対して健康診断を実施している。

平成19年の法改正に伴い、従来の胸部エックス線検査とツベルクリン反応検査に加え、IGRA検査が導入され、潜在性結核感染症が発見されている。

接触者健診実施状況

単位：人

区 分	受診者 延 数	検 査				結 果			潜在性 結核 感染症 治療	発 見 患 者 数
		胸部 X線	ツベル クリン 反応	IGRA 検査	喀 痰 検 査	異 常 な し	要経過 観 察	要精密		
家 族	55	14	0	41	0	48	2	5	4	1
接 触 者	236	113	0	123	0	222	4	10	0	0

(7) 医療費公費負担

結核は長期の治療を要する感染症であり、その治療には多額の費用を必要とする。患者の負担を軽減し、治療の徹底及び適正な医療の普及を図るため、感染症診査協議会（平成19年3月までは「結核の診査に関する協議会」）において、就業制限（感染症法第18条）、入院の延長（同法第20条）及び一般患者に対する医療（同法第37条の2）の公費負担申請に関する必要な事項を審議し、その審査に基づき医療費を公費負担している。

①一般患者に対する医療費公費負担（感染症法第37条の2及び第42条）

適正な医療の普及と患者の医療費負担を軽減することを目的として、結核医療に要する費用についてその95%を医療保険と公費で負担する。

なお、自己負担分5%については、東京都医療費助成制度が適用される場合がある。

②勧告入院患者に対する医療費公費負担（感染症法第37条及び第42条）

結核を感染させるおそれが著しいために感染症指定医療機関に入院することを勧告した患者に対して、感染予防と徹底した治療を行うことを目的として、その医療に要する費用の全額を医療保険と公費で負担する（所得割が56万4千円を超える者は月額2万円を限度に自己負担額が生じる）。

結核医療費公費負担診査状況

単位：件

区 分	合 計	被用者保険		国民健康保険	生活保護	その他	後期高齢	
		本人	家族					
勧告入院	申請	22	3	0	5	4	0	10
	承認	22	3	0	5	4	0	10
一般患者	申請	78	16	4	26	7	1	24
	承認	78	16	4	26	7	1	24
合 計	申請	100	19	4	31	11	1	34
	承認	100	19	4	31	11	1	34
前年度・合計	申請	110	29	1	28	18	0	34
	承認	110	29	1	28	18	0	34

結核医療費公費負担支払状況

単位：円

区分	合 計		支 払 基 金 分		国 保 連 合 会 分		療 養 費 分	
	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額
37条	77	10,896,625	31	7,367,876	46	3,528,749	0	0
37条の2	459	1,614,176	163	905,328	296	708,848	0	0
合 計	536	12,510,801	194	8,273,204	342	4,237,597	0	0
前年度・合計	643	16,363,119	235	12,154,595	408	4,208,524	0	0

※ 感染症法第37条 ： 勧告入院患者に対する医療
 感染症法第37条の2： 上記以外の結核患者の医療

(8) 結核指定医療機関（感染症法第38条）

結核治療における医療費の公費負担医療を担当する医療機関の指定は、平成23年度までは都道府県知事の権限であり、区は申請の受理及び届出の審査を行っていた。

平成23年8月30日公布の地域主権改革第2次一括法により、平成24年度からは区に事務移譲され、結核指定医療機関の指定、変更、辞退の届出の受理、審査及び指定書の交付を行うこととなった。

また、結核指定医療機関の状況は、医療費公費負担を審査するうえで必要なことから、社会保険診療報酬支払基金及び東京都国民健康保険団体連合会に指定状況を報告している。

結核指定医療機関申請状況

単位：件

新規申請	変更申請	辞退申請
10	5	8

2 感染予防

感染症法による疾病類系

類 型	感 染 症 名 等	性 格	主な対応・措置
一類	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう（天然痘）、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱	感染力、罹患した場合の重篤性等に基づく総合的な観点からみた危険性が極めて高い感染症	原則入院 特定業務への就業制限 消毒等の対物措置
二類	急性灰白髄炎(ポリオ)、結核、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（SARS）、中東呼吸器症候群（MERS）、鳥インフルエンザ（H5N1）、鳥インフルエンザ（H7N9）	感染力、罹患した場合の重篤性等に基づく総合的な観点からみた危険性が高い感染症	状況に応じて入院 特定業務への就業制限 消毒等の対物措置
三類	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス	感染力、罹患した場合の重篤性等に基づく総合的な観点からみた危険性が高くないが、特定の業務への就業によって集団発生を起しうる感染症	特定業務への就業制限 消毒等の対物措置
四類	E型肝炎、A型肝炎、黄熱、狂犬病、ジカウイルス感染症、デング熱、鳥インフルエンザ（H5N1及びH7N9を除く）、日本脳炎、マラリアなど44疾病	人から人への感染はほとんどないが、動物や飲食物等の物件を介して感染するため、動物や物件の消毒、廃棄などの措置が必要となる感染症	動物の措置を含む消毒等の対物措置
五類	アメーバ赤痢、ウイルス性肝炎（E型・A型を除く）、後天性免疫不全症候群、梅毒、風しん、麻しん、インフルエンザ（鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く）など48疾病	国が感染症発生動向調査を行い、その結果等に基づいて必要な情報を一般国民や医療関係者に提供・公開していくことによって、発生・拡大を防止すべき感染症	感染症発生状況の収集、分析とその結果の公開
新型インフルエンザ等感染症	新型インフルエンザ 再興型インフルエンザ 新型コロナウイルス感染症 再興型コロナウイルス感染症	国民が免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある新型または再興型のインフルエンザ、新型または再興型のコロナウイルス	状況に応じて入院 特定業務への就業制限 消毒等の対物措置
指定感染症	政令で一年以内の期間に限定して指定される感染症	既知の感染症のうち上記一～三類に分類されない感染症において、一～三類に準じた対応の必要性が生じた感染症	一～三類感染症に準じた 入院対応や消毒等の対物措置を実施(政令で規定)
新感染症	(当初) 都道府県知事が厚生労働大臣の技術的指導・助言を得て個別に応急対応する感染症 (要件指定後：所見特定) 政令で症例などの要件を指定した後に、一類感染症と同様の扱いをする感染症	人から人に伝染すると認められる疾病であって、既知の感染症と病状等が異なり、その伝染力及び罹患した場合の重篤度から判断した危険性が極めて高い感染症	(当初) 都道府県知事が厚生労働大臣の技術的指導・助言を得て、個別に応急対応 (政令指定後) 政令で症例等の要件を指定した後に、一類感染症に準じた対応

※新型コロナウイルス感染症が新型インフルエンザ等感染症に指定された(令和3年2月13日付)

平成19年4月1日に「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（以下「感染症法」）が改正され、結核予防法が廃止となり結核が二類に加わると同時に細菌性赤痢や腸チフスなど従来の二類感染症が三類に変更されるなど疾病の類型について見直された。

その後、平成20年5月12日には新興感染症としての流行が懸念される鳥インフルエンザ（H5N1）を二類感染症に追加。平成25年5月6日には鳥インフルエンザ（H7N9）が、同7月26日には中東呼吸器症候群（MERS）が指定感染症に定められ、平成27年1月21日にはそれぞれ二類感染症に変更された。平成28年2月15日にはジカウイルス感染症が四類感染症に追加され、平成30年1月1日には百日咳が五類感染症の全数報告に、風しんが直ちに届け出なければならない五類感染症に定められる等、随時所要の改正がなされた。

新型コロナウイルス感染症は令和2年2月1日には指定感染症（二類相当）に指定され、その後令和3年2月13日には「新型インフルエンザ等感染症」に指定された。

（1）感染症発生動向

①全数届出集計

感染症患者発生届出数の推移

類	疾患名	2年	3年	4年
		(2.1～ 2.12)	(3.1～ 3.12)	(4.1～ 4.3)
一類	—	発 生	届 出	な し
二類	結核	63	48	16
新型インフルエンザ等感染症	新型コロナウイルス感染症	2,046	10,018	22,011
三类	細菌性赤痢	0	0	0
	腸管出血性大腸菌感染症	9	15	0
四类	E型肝炎	1	1	0
	A型肝炎	0	0	0
	レジオネラ	1	1	0
五類	アメーバ赤痢	4	1	0
	ウイルス性肝炎(B型肝炎)	2	1	0
	カルバペネム耐性腸内細菌科細菌感染症	4	2	0
	クロイツフェルト・ヤコブ病	0	1	0
	劇症型溶血性レンサ球菌感染症	1	1	0
	後天性免疫不全症候群	9	9	0
	侵襲性インフルエンザ菌感染症	0	0	0
	侵襲性肺炎球菌感染症	3	1	0
	水痘(入院例)	0	0	0
	梅毒	13	21	3
	百日咳	14	0	0
	風しん	2	0	0
	麻しん	0	0	0

※各分類とも、発生届出のあったもののみ掲載。

※新型コロナウイルス感染症については令和2年からは新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム（HER-SYS）において担当保健所として担当した患者数を計上

②定点報告疾患報告数

東京都指定による定点医療機関からの報告。区内の定点数は、表「中野区の定点数」に掲載。

中野区の定点数

区 分	箇所数	届出時期
インフルエンザ定点	10	週報(次の月曜)
小児科定点	6	週報(次の月曜)
眼科定点	1	週報(次の月曜)
基幹定点	0	週報(月曜)・月報(翌月初日)
S T D 定点	2	月報(翌月初日)

週単位、月単位の定点医療機関からの報告数

単位：件

疾 患 名		3年	4年		
		(3.1~3.12)	(4.1~4.3)		
週	インフルエンザ・小児科定点	インフルエンザ	0	0	
		R S ウイルス	215	0	
		咽頭結膜熱	15	1	
		A 群溶血性レンサ球菌咽頭炎	129	17	
		感染性胃腸炎	846	590	
		水痘	26	7	
		手足口病	73	6	
		伝染性紅斑	5	0	
		突発性発疹	183	19	
		ヘルパンギーナ	12	3	
		流行性耳下腺炎	11	6	
		不明発疹症	2	0	
		M C L S (川崎病)	4	0	
	報	眼科定点	急性出血性結膜炎	0	0
流行性角結膜炎			0	0	
基幹定点		細菌性髄膜炎	0	0	
		無菌性髄膜炎	0	0	
		マイコプラズマ肺炎	0	0	
月	S T D 定点	性器クラミジア感染症	91	18	
		性器ヘルペスウイルス感染症	6	2	
		尖圭コンジローム	9	2	
		淋菌感染症	56	15	
		トリコモナス症	5	1	
	報	基幹定点	メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症	0	0
			ペニシリン耐性肺炎球菌感染症	0	0
			薬剤耐性緑膿菌感染症	0	0
			感染性胃腸炎(病原体がノドウイルスであるものに限る)	0	0

(2) 緊急時防疫対応

①患者発生時防疫対応（新型コロナウイルス感染症を除く）

医師からの患者発生届出等により、保健所は発生所在地へ急行し、患者家族及び接触者・同行者に対し健康調査を行う。感染源・感染経路と病原菌保有者の調査を行い、消毒・保健指導を実施することにより疾病のまん延防止に努めている。

患者発生時防疫措置検査状況（第二類、第三類感染症）

項目	検査数	陽性数	陽性率
患者（保菌者）関係者	18	0	0 %
患者および全治経過者	26	3	11.5 %
海外渡航関係者	0	0	0 %
合計	44	3	6.8 %
前年度・合計	37	5	14 %

②新型インフルエンザ等対策行動計画の策定

「中野区新型インフルエンザ等対策行動計画」は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成25年4月施行）を根拠とする中野区における計画であり、平成26年6月に策定した。

新型インフルエンザ等の国内発生が確認された場合で、政府及び東京都において「新型インフルエンザ等対策本部」が設置された場合には、区条例を根拠とした区対策本部を設置し、本行動計画に基づき、全庁をあげての実施体制をとることとしている。

③新型コロナウイルス感染症の流行対策

令和2年当初から始まった国内感染・流行に対処するため、新型コロナウイルス感染症が指定感染症（二類相当）に指定され、令和3年2月13日から新型インフルエンザ等感染症に指定された。行政検査の実施、患者の勧告入院、積極的疫学調査とクラスター対策等の防疫対応を実施中である（詳細は142ページ「(5) 新型コロナウイルス感染症対応」を参照のこと）。

(3) エイズ等性感染症対策

①エイズに関する相談・検査

エイズに対する不安を取り除き正しい知識を普及するため、昭和62年2月からエイズ相談とHIV検査を実施している。

平成21年度からはNPO法人への委託によるHIV即日検査・相談を開始し、休日の検査・相談実施による受検機会の拡大とともに、若い世代や同性愛者等のハイリスク行動・ターゲットグループへの普及啓発と感染予防のための行動変容を促す個別相談の体制を強化した。

HIV即日検査・相談は偶数月の第1日曜日に年6回実施していたが、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う緊急事態宣言などの影響のため、募集人数や回数などを縮小して実施。また、通常検査・相談についても募集人数や回数などを縮小して対応をした。平成22年度から受託してきた公益財団法人エイズ予防財団の特例検査委託が平成25年度をもって廃止されたため、平成27年度からは委託の受検定員を50人から70人に増員実施している。

エイズに関する相談、検査については全て匿名・無料でやっている。

HIV通常検査・相談実施状況

年 度	相談件数			電話相談			来所相談			検査件数			検査陽性者	
	合計	男	女	合計	男	女	合計	男	女	合計	男	女	男	女
2	492	331	161	130	87	43	362	244	118	184	124	60	2	0
3	348	237	111	42	29	13	362	208	98	155	104	51	1	0

※相談件数は電話相談と来所相談の合計。

HIV即日検査・相談実施状況

年 度	相談件数			電話相談			来所相談			検査件数			検査陽性者	
	合計	男	女	合計	男	女	合計	男	女	合計	男	女	男	女
2	461	384	77	270	223	47	191	161	30	191	161	30	2	0
3	538	442	96	345	280	65	193	162	31	193	162	31	3	0

※相談件数は電話相談と来所相談の合計。

②エイズ・キャンペーン

エイズに関する正しい知識の普及に努め、H I V（エイズウイルス）への感染予防はもとより、エイズ患者やH I V感染者への差別・偏見のない地域社会づくりを目指している。

○H I V検査・相談の実施について、区報、ホームページ等による情報提供を行った。

○世界エイズデーに併せてレッドリボン運動の実施及び展示啓発を行った。

○人権週間に併せてH I V/エイズについての展示啓発を行った。

○例年成人のつどいで新成人を対象に啓発パンフレットを配布していたが、成人のつどいの延期に伴い、令和3年度は配布しなかった。

③その他の性感染症検査実施状況

近年、若い人たちの間に性器クラミジア・淋菌・梅毒・ヘルペスなどの性感染症（S T I）が流行している。都内での感染増加やS T IにかかるとH I Vに感染しやすくなることを考慮し、H I V通常検査・相談と同時に、無料の梅毒検査及びクラミジア抗体検査を実施している。

梅毒検査

区 分		合計	男	女
検査者数	R P R法	155	104	51
	T P L A法	6	5	1
陽性者数		4	4	0

性器クラミジア感染症検査

区 分		合計	男	女
検査者数		155	104	51
陽性者数	I g A 抗体	28	19	9
	I g G 抗体	43	34	9

(4) 肝炎対策（肝炎ウイルス検査）

過去の血液製剤投与によるC型肝炎ウイルス感染、集団予防接種を原因とするB型肝炎ウイルス感染の問題を契機に、肝炎ウイルス感染の早期発見を促すため、平成19年6月から無料の肝炎ウイルス検査を実施している。これまでに区民健診、職場健診等で肝炎ウイルス検査を受けたことがない区民を対象としている。

また、近年になって性感染症としてのB型肝炎が懸念されているため、平成27年度からH I V通常検査・相談と同時に無料のB型肝炎ウイルス検査を実施することとした。

令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い回数など縮小して実施した。

C型肝炎ウイルス検査（平成15年改定C型肝炎ウイルス検査判定区分による）

区 分	合計	男	女
検査者数	59	34	25
陽性者数	0	0	0

B型肝炎ウイルス（HBs抗原）検査

区 分	合計	男	女
検査者数	214	138	76
陽性者数	3	3	0

(5) 新型コロナウイルス感染症対応

令和元年12月に、中華人民共和国湖北省武漢市において最初の患者が発見されて以来、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）は世界中に拡大し、令和2年1月30日に世界保健機関（WHO）が「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態」を宣言した。

中野区では令和2年2月7日に「帰国者・接触者電話相談センター」を設置、区民や医療機関、事業所等からの相談に対応している。また、4月29日に中野区医師会と協同で「中野区PCR検査センター」を開設し、患者の早期発見と感染拡大防止に務めた。

令和2年2月26日に区内で最初に検査陽性者が発生した以降は、患者発生に伴う積極的疫学調査と患者の療養先（医療機関・宿泊療養施設）の調整、自宅厚接触者への健康観察や必要な検査や受診調整、また、区内施設において患者が発生した場合には、クラスター対策を目的に感染源の推定、濃厚接触者の特定、適切な感染管理についての指導や助言を実施してきた。

令和3年度は、変異株の出現による感染の波（第4・5・6波）が繰り返し生じた。重症化リスクの高い変異株や、より感染力の高い変異株による流行にみまわれたが、患者の病態に応じた入院・施設への搬送を行うと同時に、酸素濃縮器やパルスオキシメーター等の配送を通じ、自宅療養者や自宅待機者への患者支援を24時間体制で行った。

令和4年1月からは、感染力が増強された変異株オミクロン株によるこれまでにない感染者数の爆発を受け、国の対策の再整備を受け、都が開設した新たな患者への支援機関の協力のもと、増え続ける患者の対応を引き続き行った。

①新型コロナウイルス感染症を巡る動き

新型コロナウイルス感染症 国・都・区における状況と保健医療対策

令和2年	1月	16日	【国】国内初の感染者を確認
		24日	【都】都内初の感染者を確認
		29日	【国】湖北省在留邦人に対し、チャーター便による帰国を開始 【都】帰国者・接触者電話相談センターを設置 【区】健康危機管理連絡調整会議を立上げ
	2月	1日	【国】新型コロナウイルスを指定感染症、検疫感染症へ指定
		3日	【区】健康危機管理対策本部の設置
			【国】クルーズ船（ダイヤモンド・プリンセス号）が横浜港沖に到着
		7日	【区】帰国者・接触者外来での診療開始 【区】帰国者・接触者電話相談センターの設置
		13日	【国】新型コロナウイルス感染症を原因とする国内初の死者を公表
		19日	【国】クルーズ船（ダイヤモンド・プリンセス号）の乗客下船開始
		26日	【国】国民に対し、イベント自粛を要請 【区】区内における初の陽性者届出
	27日	【国】全国の学校に休校を要請	
	3月	6日	【国】PCR検査の保険診療適用が開始
	4月	7日	【国】東京都に対し緊急事態宣言を発令（4月7日～5月25日）
		7日	【都】宿泊療養施設1号をオープン
24日		【区】自宅待機者にパルスオキシメーター配布を開始	
29日		【区】PCR検査センター開設	
5月	1日	【国】「新しい生活様式」を提言 【区】ゴールデンウィーク中も相談・検査体制を維持	
	13日	【国】抗原定性検査キットの承認	
7月	3日	【国】接触確認アプリ（COCOA）の機能開始	
	9日	【都】モニタリング会議を公開で開始	
	13日	【都】感染症対策部が発足	
8月	3日	【区】HER-SYSを導入	
9月	16日	【都】診療・検査医療機関の指定開始	
	16日	【区】診療・検査医療機関へのHER-SYS ID振り出し開始	
	29日	【国】全世界の新型コロナウイルス感染症による死亡者数が100万人を超える	
10月	1日	【都】東京iCDCが発足	
	30日	【都】発熱相談センターの開設	
12月	25日	【国】国内初の変異株感染者を確認	
令和3年	1月		【都】都内初の変異株感染者を確認
		8日	【国】東京都に対し2回目の緊急事態宣言を発令（1月8日～3月21日） 【区】新型コロナウイルスワクチン接種担当を設置
		20日	【区】新型コロナウイルス感染症感染拡大防止対策チームが始動
		25日	【都】自宅療養者フォローアップセンター事業の区部導入開始
		27日	【国】世界の感染者数が1億人を超える
	2月	1日	【都】平日夜間も含めた夜間入院相談窓口の設置
		3日	【国】新型インフルエンザ等対策特別措置法、感染症法、検疫法の一部改正を公布（2月13日施行）
		17日	【国】新型コロナウイルスワクチンを承認
	3月		【国】アルファ株、デルタ株等、変異株の世界的伝播拡大
		4日	【都】医療従事者等ワクチン接種開始
		5日	【区】新型コロナウイルスワクチン接種実施計画を策定
	4月	25日	【国】東京都に対し3回目の緊急事態宣言を発令（4月25日～6月20日）
		28日	【区】新型コロナウイルスワクチン接種を開始

令和3年	7月	【国】変異株デルタ株への置き換わりが急速に進行
	12日	【国】東京都に対し4回目の緊急事態宣言を発令（7月12日～9月30日）
	23日	【国】オリンピック競技大会（7月23日～8月8日）
	8月	24日 【国】パラリンピック競技大会（8月24日～9月5日）
	11月	18日 【区】新型コロナウイルスワクチン追加接種実施計画確定
	12月	1日 【区】医療従事者への新型コロナウイルスワクチン追加接種（3回目接種）を開始
令和4年	1月	【国】変異株オミクロン株による新規陽性者が急増
	11日	【区】新型コロナウイルスワクチン追加接種（3回目接種）を開始
	13日	【区】新型コロナウイルスワクチン小児接種実施計画策定
	21日	【国】東京都に対しまん延防止等重点措置を発令（1月21日～3月21日まで延長）
	31日	【都】自宅療養サポートセンター（うちさぼ東京）の開設
	2月	【区】第5週（1月31日～2月6日）の感染者数が3,339人／週と過去最多
	8日	【区】新型コロナウイルス宿泊・自宅療養証明書の電子申請受付開始
3月	12日 【区】新型コロナウイルスワクチン小児小児接種（5歳～11歳）を開始	

②中野区新型コロナ受診相談電話（旧：帰国者・接触者相談センター）における相談件数

単位：件

年度	31	2	3
件数	2,184	18,772	14,704

③中野区PCR検査センターにおける検査件数

令和2年4月29日より設置

単位：件

年度	31	2	3
件数	—	6,600	5,423

④個人に対する積極的疫学調査の実施件数

単位：件

年度	31	2	3
件数	7	3,877	12,573

⑤施設等に対する積極的疫学調査の実施件数

単位：件

施設種別	31	2	3
医療機関	—	37	37
介護・高齢者施設	—	61	217
障害者施設	—	2	74
児童福祉施設	—	27	122
園・学校関連	—	84	227
企業	1	143	79
飲食店	—	33	14
中野区関連	—	17	10
シェアハウス等	—	—	22
その他	—	—	1
合計	1	404	803

第3 地域でその人らしく生きるための精神保健支援・自殺対策

1 精神保健支援

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（以下、「精神保健福祉法」という）や障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、「障害者総合支援法」という）に基づき、地域住民の精神的健康の保持・増進、精神障害者の早期治療の促進を図るとともに、精神障害者の社会復帰及び自立と社会経済活動への参加と促進に向けて取り組んでいる。

中野区の精神保健支援は、保健所保健予防課（精神保健支援係）実施の事業（「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進・支援事業」、「自殺対策」等）のほか、地域における個別相談対応は、住まいに身近な地域支えあい推進部すこやか福祉センター（区内4カ所に設置）で実施している。

(1) 自殺対策の推進（自殺対策基本法）

自殺は、健康問題や多重債務等の経済的な問題、家庭問題等の様々な問題が複雑に関係しており、社会問題として取り組まなければならない課題である。区では、平成21年度から自殺に関する正しい知識の普及啓発や、様々な問題に対応するための相談窓口の周知を行っている。また、相談を受ける職員・関係機関等に対して、自殺の危険性を察知し、セーフティネットとしての役割を担うためのゲートキーパー養成研修等を実施している。

平成28年に国の自殺対策基本法の一部が改正され、各都道府県及び区市町村に対して、地域自殺対策計画の策定が義務付けられた。このことを受けて、中野区ではさらに自殺対策を全区的な取組とするため、平成30年度に中野区自殺対策審議会を設置し、平成31年度に「中野区自殺対策計画～いのちを守り、つまづいても再出発できるまち中野～」を策定した。

令和3年度の主な取組

①自殺対策メール相談（自殺ハイリスク者を対象としたメール相談）事業

中野区は20～40代に自殺者が多い傾向があり、これらの若年層は電話や通話による相談が苦手とされる。このため、若年層を対象とした相談ツールとして本事業を開始した。

インターネット上で自殺関連用語の検索に連動して表示される広告を活用、自殺のハイリスク者に対してメールによる相談を行い、自殺の中断・感情や行動の変化につながるよう支援する。

実績（令和3年4月～令和4年3月）

新規受付者数	138人
相談者数 （新規受付者数のうち継続相談に至った数）	95人
感情や行動の変化率 （感情の変化・援助要請行動・援助要請意図のいずれかの変化が認められた相談者の率）	35.8%

②中野区自殺対策審議会

自殺対策を全区的な取組として推進するため、専門家や関係者の総合的・専門的な視点から、自殺対策について検討することを目的としている。

開催年月日	参加委員	議題
令和3年11月29日	13人	第2期中野区自殺対策審議会委員の委嘱 第2期中野区自殺対策審議会委員、事務局の紹介 会長・副会長の選出 諮問

③人材育成事業

「自殺は誰にでも起こりうる危機」であるという認識を区民が持てるように、自殺予防のために求められる理解と援助について、理解を深めることを目的とする。また支援者による早期発見、適切な関係機関への確実なつなぎから、自殺対策の推進を図る。

実施年月日	会場	対象	参加人員	内容
令和3年4月1日 ～ 令和4年3月31日	動画配信 (YouTube)	一般区民 区職員	805人	第1部「コロナ禍での生活への影響について」、第2部「悩んでいる人にどう気づくか」、第3部「悩んでいる人にどうかかわるか・事例」、第4部「ストレスにどう対処するか」
令和3年9月24日	中野区役所/ オンライン	地域関係者	8人/24人	テーマ：「コロナ時代の、“いのち”を守る～ゲートキーパー研修～」講演会（対面/オンライン）
令和3年11月30日	オンライン	介護事業者	53人	テーマ：「介護拒否をする人への対応～高齢者うつと認知症の理解と対応について～」講義

④普及啓発事業

より多くの区民にとって、自殺対策が自分自身にも関わることであるという認識を持てるよう、普及啓発活動を行う。また生きづらさを抱えた人への支援として相談窓口の周知を図る。

開催年月	開催内容
令和3年9月、令和4年3月 (自殺対策強化月間に合わせて実施)	区報特集記事掲載、区役所ロビーパネル展示、駅前ガード下展示、横断幕掲示、区立図書館特別企画展示
令和4年1月	成人のつどい案内状にQRコードを掲載（リーフレット掲載サイト）
令和4年3月	中野区内中学校の卒業生にリーフレット配布

(2) 精神保健に係る申請等（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第22条、23条、33条）

精神障害またはその疑いのある者のうち、精神保健指定医の診察と必要な保護を要する状態にあることを知った者は、東京都知事に対してその措置をとるよう申請をすることができる（法第22条）。また、警察官は職務を執行するにあたり、精神障害のために自傷、他害のおそれがある者を発見したときは、直ちに最寄りの保健所に通報することになっている（法第23条）。さらに精神障害のある者の医療保護入院に際して、保護義務者がいないときまたはその意思を表示することができないときは、その者の居住地または現在地を管轄する区長が保護義務者となることができる（法第33条第3項）。保健所は、これらの申請や通報の受理の経由事務と、同意事務を行っている。

申請通報同意件数

年度	22条申請	23条通報	33条同意	同意解除
2	0	57	38	37
3	0	74	33	30

※なお、自立支援医療・精神保健福祉手帳等申請は障害福祉課及びすこやか福祉センター併設の相談支援事業所にて受理を行っている。

(3) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進・支援事業

平成29年2月に国が示した「これからの精神保健医療のあり方に関する検討会報告書」概要を元に精神障害者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしができるよう、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合い、教育が包括的に確保されたシステムの構築を推進するため、区でも下記の事業を令和元年度より実施している。

①措置入院者等退院後支援

措置入院者に対し、退院後に措置入院を繰り返すことなく地域で安定したその人らしい生活を送れることを目指し、入院中に本人の同意を得て退院後の支援計画を作成、地域で支援者につなぐとともに必要な保健福祉サービス等の調整を行っている。

令和3年度は、対象となる措置入院は20件であり、うち本事業利用者は11件だった。

②医療中断予防訪問等事業

地域生活において様々な課題を抱え、精神科医療の必要が高いにも関わらず未治療や治療中断となり非自発的入院を繰り返している者、自ら周囲に支援を求めることが困難な者等を対象とする事業である。精神保健相談員を含めた保健所職員と関係機関職員等が連携し、多職種チームとして訪問等を実施し、アセスメント及び支援を行うことで、適切な医療の導入及び関係者等のネットワーク構築を図り、地域においてその人らしい生活が送れるようになることを目的としている。

令和3年度事業利用・新規受理ケース2件、事例検討ケース実4件、その他相談件数延べ12件となっている。令和4年度も引き続き関係機関等へ事業利用紹介、周知に務めていく。

③地域精神保健連絡協議会

地域において精神障害者が安心して生活していくことができるよう地域の保健・医療連携の体制を整備していく。令和3年度は新型コロナウイルス感染拡大防止を考慮し、書面による開催を1回行った。

④精神障害者等対応研修会

区の保健師・庁内職員、関係機関等の職員を対象に、精神保健福祉に関わる人材育成を目的として研修を実施し、様々な症状や背景を持つ精神障害者の対応等について知識と対応力の向上を図ることを目的としている。

第7章 衛生的で環境にやさしい暮らしの推進（生活衛生課）

第1 衛生的で安心な生活環境が守られるまち

1 生活衛生・環境

(1) 防除指導

①ねずみ・衛生害虫等の防除相談

蚊、ハチ等の生活に密着する害虫の防除についての相談対応や、区民の自主防除に関しての支援相談を行っている。また、ねずみの駆除に関しては食物管理等の指導や相談対応を行い、必要に応じて粘着シートを配布している。

年度	29	30	31	2	3
ハチ	518	708	387	315	393
ねずみ	233	418	171	247	188
衛生害虫等	756	797	293	436	413
合計	1,507	1,923	851	998	994

②ねずみ・衛生害虫等の普及啓発

パネル展示等により、ねずみや衛生害虫の防除方法等の知識の普及に努めている。

中野駅ガード下ギャラリーパネル展示

年度	29	30	31	2	3
防除知識展示回数(回)	2	2	2	2	2
防除知識展示日数(日)	58	44	54	54	54

③スズメバチの巣の除去

ハチの相談に対しては、対応方法の指導を行っている。ただし、特に危険なスズメバチについては、区民の依頼により、委託事業者による巣の除去を実施している。

年度	29	30	31	2	3
スズメバチの巣の除去	83	63	121	80	96

(2) あき地の除草対策

あき地が適正に管理され、区民が健康で安全な生活を送れるように、雑草が繁茂しているあき地の所有者に対し除草指導を行っている。なお、所有者自身があき地の雑草を除去できないときは、区が有料で受託し除草を行っている。

あき地受託除草状況

年度	29	30	31	2	3
受託除草箇所数(箇所)	6	6	2	11	5
受託除草面積(m ²)	573.35	575.28	116.38	1,121.02	525.15

(3) カラス危害対策等

①カラスの危害対策

繁殖期のカラスの危害を防止するため、緊急を要する場合に、巣の撤去やヒナの捕獲を行っている。また、餌やり防止などの啓発活動を実施し、環境の悪化防止に取り組んでいる。

カラスの相談件数、巣の撤去数、ヒナの捕獲数

年度	29	30	31	2	3
相談受付件数(件)	173	167	76	82	97
巣の撤去数(個)	3	3	2	1	2
ヒナの捕獲数(羽)	6	4	2	0	4

②ハクビシン・アライグマの被害対策

ハクビシン等による住み着き、ふん尿、庭の果実荒らし等の被害に対し、安全及び生活衛生の確保の必要性から、箱わな設置方式による駆除事業を行っている。

ハクビシン・アライグマ相談件数、箱わな設置回数、駆除頭数

年度	29	30	31	2	3
相談受付件数(件)	187	93	133	185	325
箱わな設置回数(回)	58	88	83	112	109
ハクビシン等駆除(頭)	13	13	20	20	16

2 ペットとの共生推進

(1) 狂犬病の予防・畜犬登録

狂犬病の発生と犬による人畜等への危害を防止するため、飼い犬の登録とともに、狂犬病予防定期集合注射を実施している。

令和4年6月に改正動物の愛護及び管理に関する法律が施行され、ブリーダーやペットショップ等で販売される犬や猫について、マイクロチップ装着及び環境大臣指定登録機関への情報登録が義務化された。登録情報が指定登録機関から通知されることによって狂犬病予防法に基づく登録申請とみなされ、装着されたマイクロチップは鑑札とみなされるため、従来の鑑札とマイクロチップ識別番号による飼い犬の登録管理を行う。

狂犬病予防定期集合注射 実施頭数

単位：頭

年度	29	30	31	2	3
実施頭数	1,509	1,525	1,500	504	1,195

飼い犬の登録（鑑札の交付件数）

単位：件

年度	29	30	31	2	3
新規交付	649	748	703	891	928
再交付	113	135	129	149	131
合計	762	883	832	1,040	1,059

畜犬登録頭数

単位：頭

年度	29	30	31	2	3
畜犬登録数	9,170	9,258	9,224	9,184	9,263

狂犬病予防注射済票交付件数

単位：件

年度	29	30	31	2	3
新規交付	6,614	6,703	6,601	6,635	6,888
再交付	15	29	19	36	33
合計	6,629	6,732	6,620	6,671	6,921

年度	29	30	31	2	3
廃犬頭数	682	597	519	669	553

年度	29	30	31	2	3
咬傷犬被害数	12	3	7	5	7

(2) ペットの適正飼養

① ペットの適正飼養

犬及び猫の正しい飼い方についてのパンフレットを配布するなどのPRを実施し、区民からの相談や苦情について対応を行っている。また「東京都動物の愛護及び管理に関する条例」に基づき、広く区民に対し、動物の適正飼養について相談や苦情に対応するとともに正しい知識の普及に努めている。新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、犬の飼い方教室、猫の飼い方教室、ペット相談会は、開催を中止した。

年度	29	30	31	2	3
犬の苦情・相談件数	308	427	582	695	760
猫の苦情・相談件数	355	433	214	241	477
合計	663	860	796	936	1,237

愛護動物適正飼養の普及啓発

年度	29	30	31	2	3
犬の飼い方教室(回)	2	2	2	-	-
犬の飼い方教室参加者数(人)	46	40	50	-	-
猫の飼い方教室(回)	2	2	2	-	-
猫の飼い方教室参加者数(人)	35	55	42	-	-
ペット相談会(日)	2	2	2	4	-
ペット相談会参加者数(人)	9	10	16	31	-
愛護動物適正飼養展示日数(日)	29	26	18	21	15

② 飼い主のいない猫の管理事業への助成

人と愛護動物が共生できる地域社会の実現に資するため、人と愛護動物との共生に関する普及啓発を行っている。また、飼い主のいない猫を「地域猫」として見守るための不妊去勢手術やルール作りを行う町会・自治会に対する助成事業を行っている。

年度	29	30	31	2	3
団体数	6	6	5	8	5

第2 食品衛生に不安のない暮らし

1 食品衛生

食品衛生は、食品に起因する衛生上の危害の発生を防止し、区民の食生活の安全と健康の保護を図ることを目的としている。

食品衛生監視として、食品関係施設の許認可、監視指導、違反食品や苦情・食中毒事件への対応を行っている。

また、食品の安全確保対策として、食品取扱者に対する業態別講習会や消費者参加による懇談会・パネル展示などの開催、区報・ホームページなども使って広く衛生知識の普及啓発を図っている。

これらの事業は毎年度策定する「中野区食品衛生監視指導計画」に基づいて実施されている。

(1) 食品衛生監視

①食品衛生関係施設と監視指導

食品関係の製造販売等の営業者は、食品衛生法、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律、食品製造業等取締条例及び東京都ふぐの取扱い規制条例等に基づく許認可を得て営業を行っている。これらの許認可営業施設に対しては、飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止するため、施設の改善と食品の取扱いについて、監視及び指導を実施している。このほか、表示を要する食品及び添加物については、食品表示法により指導取締を実施している。

これらの通常の監視指導のほか、夏期・歳末等食中毒が多発しやすい時期には、特別監視指導を実施することにより、食品衛生の徹底に努めている。

平成30年6月の食品衛生法改正により、令和3年6月1日に新たな食品衛生法に基づく許可・届出制度が開始された。改正前の食品衛生法は、経過措置期間が設けられていることから、改正前の食品衛生法に基づく許可と改正後の食品衛生法に基づく許可・届出施設が存在している。また、同年5月末で東京都食品製造業等取締条例が廃止され、これに基づく許可・届出制度も廃止となった。

また、食品衛生法改正により、食品衛生管理の国際基準である HACCP（ハサップ）に沿った衛生管理が制度化され、令和3年6月1日から本施行した。HACCP の導入に際しては、事業者の状況や食品ごとの特性等を踏まえつつ、実現可能な方法で着実に取組を進めていくことが重要であり、中野区の食品事業者も一般衛生管理に加え HACCP に沿った衛生管理を実施することとなる。このことから、HACCP に沿った衛生管理の実現に向け、監視指導時のリーフレット配布や講習会を通じた積極的な情報提供を行い、HACCP の円滑な導入に向けて食品事業者等を支援している。

令和3年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、講習会、普及啓発活動を一部中止したことにより、例年と比較し件数が減少した。また、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、新たにテイクアウトやデリバリーを始めた事業者に対し監視指導等を行った。

令和3年度の根拠法令別の許可、届出件数、廃業数、営業所数及び監視指導件数等は、次表（ア）～（コ）のとおりである。これらの監視指導の総件数（※1）は2,150件、監視指導軒数（※2）は1,312軒だった。

※1 監視指導件数：許可業種及び届出業種ごとに計上。スーパーマーケット等、複数許可等を有した施設を監視した場合、有している許可等の数を計上した数値となる。

※2 監視指導軒数：複数許可等を有した施設を監視した場合でも1施設として計上した数値

(ア) 改正前食品衛生法第52条に規定する許可業種の許可件数、廃業数、営業所数及び監視指導件数

業種(*1)	許可件数(*2)		廃業数	営業所数	監視指導件数
	新規	更新			
飲食店営業	105	68	607	3,341	640
喫茶店営業	3	3	55	172	9
菓子製造業	9	4	68	349	73
あん類製造業	-	-	-	1	-
アイスクリーム類製造業	2	-	2	36	13
乳類販売業	5	7	460	-	19
食肉処理業	-	-	3	17	6
食肉販売業	7	5	225	104	48
食肉製品製造業	-	-	1	6	1
魚介類販売業	8	5	222	90	75
魚肉ねり製品製造業	-	-	-	1	-
食品の冷凍・冷蔵業	-	-	1	3	2
清涼飲料水製造業	-	-	-	2	-
乳酸菌飲料製造業	-	-	-	1	-
冰雪販売業	-	-	1	-	-
食用油脂製造業	-	-	-	1	-
みそ製造業	-	-	-	2	-
酒類製造業	-	-	-	2	-
豆腐製造業	-	-	2	10	16
めん類製造業	-	1	2	6	6
そうざい製造業	4	1	5	55	18
かん詰又はびん詰食品製造業	-	-	-	1	-
添加物製造業	-	-	-	1	-
平成31年度	460	449	506	5,597	3,289
令和2年度	664	584	549	5,712	2,826
令和3年度	143	94	1,654	4,201	926

*1 その他の業種（中野区内に許可施設がない業種）

マーガリン又はショートニング製造業、納豆製造業、冰雪製造業、
乳処理業、乳製品製造業、集乳業、魚介類せり売営業、食品の放射線照射業、
特別牛乳さく取処理業、ソース類製造業、しょう油製造業

*2 許可件数は許可申請中または保留のものは含まない。

(イ) 改正後食品衛生法第55条に規定する許可業種の許可件数、廃業数、営業所数及び監視指導件数

業種(*1)	許可件数(*2)		廃業数	営業所数	監視指導件数
	新規	更新			
飲食店営業	596	-	4	592	636
調理機能を有する自動販売機	1	-	-	1	1
食肉販売業	16	-	-	16	23
魚介類販売業	12	-	-	12	15
食肉処理業	2	-	-	2	2
菓子製造業	40	-	-	40	39
アイスクリーム類製造業	-	-	-	-	-
清涼飲料水製造業	-	-	-	-	-
食肉製品製造業	-	-	-	-	-
水産製品製造業	-	-	-	-	-
食用油脂製造業	-	-	-	-	-
みそ又はしょうゆ製造業	-	-	-	-	-
酒類製造業	-	-	-	-	-
豆腐製造業	2	-	-	2	3
麺類製造業	3	-	-	3	6
そうざい製造業	14	-	-	14	13
冷凍食品製造業	-	-	-	-	-
漬物製造業	1	-	-	1	1
密封包装食品製造業	-	-	-	-	-
食品の小分け業	-	-	-	-	-
添加物製造業	-	-	-	-	-
令和3年度	687	-	4	683	739

*1 その他の業種

魚介類競り売り営業、集乳業、乳処理業、特別牛乳搾取処理業、食品の放射線照射業、乳製品製造業、冰雪製造業、液卵製造業、納豆製造業、複合型そうざい製造業、複合型冷凍食品製造業

*2 許可件数は許可申請中または保留のものは含まない。

(ウ) 改正後食品衛生法第57条に規定する届出業種の届出件数、廃業数、営業所数及び監視指導件数

業種	届出件数	廃業数	営業所数	監視指導件数
魚介類販売業（包装）	7	-	7	-
食肉販売業（包装）	17	-	17	1
乳類販売業	139	12	127	7
氷雪販売業	1	-	1	-
コップ式自動販売機（自動洗浄・屋内設置）	32	-	32	-
弁当販売業	17	1	16	2
野菜果物販売業	34	-	34	4
米穀類販売業	16	-	16	-
通信販売・訪問販売	3	-	3	-
コンビニエンスストア	203	26	177	52
百貨店、総合スーパー	59	1	58	57
自動販売機による販売業 （コップ式自動販売機（自動洗浄・屋内設置） 及び営業許可の対象となる自動販売機を除く。）	60	-	60	3
その他食料・飲料販売業	349	14	334	32
添加物製造・加工業 （法第13条第1項の規定により規格が 定められた添加物の製造を除く。）	-	-	-	-
いわゆる健康食品の製造・加工業	2	-	2	-
コーヒー製造・加工業 （飲料の製造を除く。）	12	-	12	-
農産保存食料品製造・加工業	1	-	1	-
調味料製造・加工業	15	-	15	5
糖類製造・加工業	-	-	-	-
精穀・製粉業	6	-	6	-
製茶業	2	-	2	-
海藻製造・加工業	1	-	1	-
卵選別包装業	-	-	-	-
その他食料品製造・加工業	5	-	5	1
行商	7	-	7	-
集団給食施設	112	-	112	26
器具容器包装の製造・加工業 （合成樹脂製に限る）	-	-	-	-
露店、仮設店舗等における飲食の提供うち、 営業とみなされないもの	-	-	-	-
その他	1	-	1	-
公衆衛生に与える影響が少ない営業	17	-	17	-
令和3年度	1,118	54	1,063	190

(エ) 東京都食品製造業等取締条例許可業種の許可件数、廃業数、営業所数と監視指導件数

業種	許可件数		廃業数	営業所数	監視指導件数
	新規	更新			
行商(弁当等人力販売業)	-	-	16	-	-
行商(その他)	-	-	1	-	-
つけ物製造業	-	-	5	-	-
製菓材料等製造業	-	-	1	-	-
粉末食品製造業	-	-	3	-	-
そう菜半製品等製造業	-	-	17	-	-
調味料等製造業	-	-	13	-	-
魚介類加工業	-	-	2	-	-
食料品等販売業	7	-	480	-	34
卵選別包装業	-	-	1	-	-
平成31年度	43	43	39	527	412
令和2年度	47	48	42	532	336
令和3年度	7	-	539	-	34

(オ) 東京都食品製造業等取締条例（給食施設）の届出件数、廃業数、営業所数及び監視指導件数

年度	届出件数	廃業数	営業所数	監視指導件数
31	25	16	214	165
2	21	30	205	19
3	5	210	-	99

(カ) 東京都ふぐの取扱い規制条例の届出件数、廃業数、営業所数及び監視指導件数

区分	届出件数	廃業数	営業所数	監視指導件数
ふぐ取扱所	-	-	46	35
ふぐ加工製品取扱所	7	7	82	54
平成31年度	5	10	128	126
令和2年度	9	9	128	99
令和3年度	7	7	128	89

(キ) 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する許可件数、廃止数、営業所数及び監視指導件数

年度	許可件数	廃止数	営業所数	食鳥処理 衛生管理者数	監視指導件数
31	1	1	8	8	5
2	-	1	7	7	1
3	-	-	7	7	-

(ク) 食品衛生法施行細則第16条、第17条の届出件数、廃業数、営業所数及び監視指導件数

年度	届出件数	廃業数	営業所数	監視指導件数
31	136	158	3,342	2,433
2	77	128	3,291	1,482
3	9	3,296	4	73

(ケ) 中野区行事における臨時営業等の取扱要綱に基づく届出

年度	届出数	臨時出店数	啓発・指導件数
31	159	1,383	692
2	6	71	142
3	14	98	49

(コ) 食品衛生許可営業所数の推移

年度	31	2	3
食品衛生法関係	5,597	5,712	5,947
食品製造業等取締条例関係	527	532	-
食鳥処理の事業の規制及び 食鳥検査に関する法律関係	8	7	7
東京都ふぐの取扱い規制条例関係	128	128	128
届出給食関係	214	205	-
食品衛生法施行細則第16条、17条	3,342	3,291	4
合 計	9,816	9,875	6,086

②試験検査

ア 現場簡易検査

業種別一斉監視及び重点監視の際、簡易で効率的・科学的な検査方法として、スタンプスプレット法※等による現場簡易検査を実施している。この検査の結果、調理従事者や食品販売業者等の食品の取扱状況や調理器具・調理施設の衛生管理、食品等の汚染度合いを科学的データとして迅速に把握し、営業者に対する衛生指導を行っている。

※スタンプスプレット法……スタンプラバーディスクにより、器具や手指、食品などの表面に付着する細菌を採取し、これを培地上に塗布することにより、検査対象の汚染度を測定する方法。

検査件数内訳

業種	検査軒数	検査件数	大腸菌群		
			適	不良	
飲食店営業	仕出弁当	64	71	70	1
	集団給食	74	74	74	-
	すし屋	34	34	33	1
	その他	-	-	-	-
魚介類販売業	15	15	14	1	
豆腐製造業	2	2	2	-	
給食施設	学校	3	3	3	-
	保育園	3	3	3	-
	その他	14	14	14	-
その他	-	-	-	-	
平成31年度	530	530	522	8	
令和2年度	191	191	183	8	
令和3年度	209	216	213	3	

判定基準：次の値以上の検出を不良とした。

大腸菌群 手指、食器類 101個
まな板 1,001個

イ 収去検査

食品衛生行政を実効あるものにするためには、食品の科学的な検査が不可欠である。収去検査は、飲食店及び食品販売店から食品等を持ち帰り、細菌、添加物等の科学的分析を行う検査方法で、分析には、試験項目、内容により中野区保健所で行うものと東京都健康安全研究センターに委託して行うものがある。

(ア) 収去検査（中野区保健所実施検査）

検体名	検体数	細菌検査		化学検査	
		適	不良又は 要注意	適	不良又は 要注意
魚介類・魚介類加工品	18	14	-	4	-
食肉・卵及びその加工品	9	8	-	1	-
乳・乳製品	9	8	1	-	-
野菜・果実・農産加工品	39	11	2	26	-
菓子類	33	8	-	25	-
清涼飲料水・氷雪	-	-	-	-	-
そうざい類	272	253	4	15	-
その他	20	-	-	20	-
合計	400	302	7	91	-

*「その他」には容器・包装、相談、苦情、参考品の検査を含む。

(イ) 収去検査（東京都健康安全研究センター委託実施検査）検体数

検査区分	年度	総数	細菌検査	菌型検査	ウイルス検査	化学検査等
一般検査	31	-	-	-	-	-
	2	-	-	-	-	-
	3	2	-	-	-	2
食中毒検査	31	127	76	25	26	-
	2	277	156	47	65	9
	3	109	68	6	33	2

* 化学検査等には真菌・寄生虫・害虫検査を含む。

③違反食品等調査及び処置

食品衛生法に違反する食品等が発見された場合、これを迅速に排除するため、流通状況の調査や販売の停止、自主回収等を指導している。通常、違反の処理は広域な調査が必要となるため、東京都を始め他道府県と連絡をとりながら実施している。

(ア) 違反食品等調査及び処置状況

発成年月	対象食品	違反内容	探知	処置
令和3年4月	スナップエンドウ	食品衛生法第13条 (残留農薬)	東京都からの通知	調査結果を都に報告
令和3年4月	さやえんどう	食品衛生法第13条 (残留農薬)	東京都からの通知	調査結果を都に報告
令和4年3月	マンゴージュース	食品衛生法第13条 (添加物)	東京都からの通知	調査結果を都に報告

(イ) 東京都食品安全条例に基づく自主回収報告状況（区内）

年度	報告数
31	1
2	-
3	-

(ウ) 食品等の自主回収（リコール）制度報告状況（区内）

年度	報告数
3	3

④食中毒事件及び処置

区民や病院等から食中毒の届け出を受けると、ただちに原因食品、原因施設、対象者の調査を行い、その結果に基づき、被害の拡大を防止するための措置をとっている。

また、原因施設や対象者が区外の場合は、東京都を通じ、他の区市町村等へ施設や対象者の調査を依頼している。同様に、区内の施設や対象者の調査を依頼されることもある。

(ア) 区内の施設が原因となったもの

発生日月	原因施設	原因食品	患者数	原因物質	営業停止日数
令和3年8月14日	飲食店	当該店舗にて調理提供された食品	4	腸管出血性大腸菌	7
令和4年1月11日	飲食店	当該店舗にて調理提供された食品	1	アニサキス	1

(イ) 区民が被害を受けたが原因施設が不明なもの（令和3年度は該当無し）

発生日月	原因施設	原因食品	患者数	原因物質
-	-	-	-	-

(ウ) 食中毒関連調査件数及び調査対象者数

年 度	件数	調査対象者数	施設調査数
31	43	74	19
2	28	134	9
3	23	39	9

⑤営業者への衛生知識の普及

食品関係営業者に対する衛生知識の普及向上を図り、感染症、食中毒等の事故を防止するため、区内の全業態の事業者を対象とした食品取扱者衛生講習会など、各種の講習会等を開催している。令和3年度は、学校給食・保育園給食従事者及び各食品関係施設従事者に対する講習会を新型コロナウイルス感染症対策を講じ、実施した。

営業者への衛生知識の普及

実 施 形 態	回数	延受講人員
全業態一括講習会	-	-
営業許可更新者に対する講習会	-	-
食品業者業種別講習会	-	-
学校給食従事者に対する講習会	3	71
保育園給食従事者に対する講習会	1	109
新規食品事業者に対する講習会	-	-
自主的衛生管理支援学習会	-	-
各食品関係施設従事者講習会	2	64
平成31年度	30	1,664
令和2年度	5	142
令和3年度	6	244

⑥苦情処理

苦情は、食品そのものに関するものと、営業施設及び取り扱いに関するものに大別できる。さらにその中には、購入した食品が腐敗していた、カビが発生していたなど原因が明確なものと、原因がわからず、それを明らかにするために様々な調査や検査を行わなければならない場合がある。

また、これらの苦情が食中毒事件の探知、違反食品の発見に結びつくこともある。

苦情処理

(単位：件)

年度	合計	異物混入	腐敗・変敗	かびの発生	異味・異臭	変色	変質	食品等の取扱い	表示	有症苦情 (食中毒の疑い)	施設・設備不良	安全性への疑義	その他
31	73	5	1	1	4	4	0	10	0	19	17	0	12
2	87	13	0	0	1	0	0	13	1	24	7	0	28
3	68	8	1	4	3	0	0	5	1	19	6	0	21

(2) 安全確保

①消費者への衛生知識の普及

消費者に対する衛生知識の普及啓発を図り、食品による事故の防止や食品の安全性などに対する理解を深めるため、講習会や相談を実施している。また、事業者、消費者および行政の関係者間で情報交換を行うリスクコミュニケーションも開催している。令和3年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、意見交換会、街頭相談等は中止とした。

消費者への衛生知識の普及

実施形態	回数	延受講人員
一般区民向け講習会	-	-
意見交換会、懇談会等	-	-
街頭相談	-	-
平成31年度	6	2,002
令和2年度	1	3
令和3年度	-	-

②中野駅ガード下ギャラリーパネル展示、食の安全安心展

消費者、食品関係事業者の別に関わらず、広く衛生知識の普及啓発を図り、食中毒等の事故の防止や食品の安全性などに対する理解を深めるためのパネル展示を行っている。

中野駅ガード下ギャラリーパネル展示

年度	展示回数	延展示日数
31	2	55
2	2	54
3	2	54

食の安全安心展

年度	展示回数	延展示日数
31	1	6
2	-	-
3	1	3

第3 安全・快適・清潔な暮らし

1 医薬環境衛生

(1) 医務薬事

①医療施設

病院・診療所・歯科診療所・助産所・施術所・歯科技工所及び衛生検査所等の医療施設に関する開設・廃止等の届出受理及び許認可事務、並びにこれらの施設への監視指導を実施している。

《根拠法規》 医療法、中野区専属薬剤師を置かなければならない診療所の基準に関する条例、保健師助産師看護師法、あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師に関する法律、柔道整復師法、歯科技工士法、臨床検査技師等に関する法律

医療施設数及び監視件数

		開設届	変更届	廃止数	施設数	監視指導等件数	
令和3年度合計		83	228	46	1,626	152	
医科	*病院(20床以上)	0	2	0	8	0	
	診療所	合計	20	98	11	328	48
		有床	0	0	1	7	0
		無床	20	98	10	321	48
歯科	診療所	合計	9	35	10	248	53
		有床	0	0	0	0	0
		無床	9	35	10	248	53
助産所	合計	0	0	0	15	0	
	有床	0	0	0	2	0	
	無床	0	0	0	13	0	
施術所	あん摩・はり・きゅう	20	42	8	314	28	
	柔道整復	15	50	8	169	19	
	出張施術者	16	0	9	505	0	
歯科技工所		3	1	0	39	4	
衛生検査所		0	0	0	0	0	
令和2年度		70	258	77	1,589	102	
平成31年度		96	225	51	1,566	150	

※都知事の所管事務であり、保健所では救急医療機関認定に関する調査を行っている。

※施設数は、開設日、変更日、廃止日を基準に計上している。

②薬事衛生

ア 薬局及び医薬品販売業等

医薬品、医薬部外品、化粧品及び医療機器の品質、有効性及び安全性を確保するため、薬局及び医薬品販売業者等に対して、開設許可、各種届出の受理及び監視指導を行っている。また、消費者に対しては、薬の知識や情報提供など各種の相談に応じている。

(ア) 監視指導

薬局及び医薬品販売業者等による医薬品等の取扱い並びに保管状況、無承認・無許可医薬品の販売及び不正表示・広告などを調査する目的で、これらの施設に立ち入り、監視指導を行っている。

《根拠法規》 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（薬機法）、薬剤師法、特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例、薬局等の行う医薬品の広告の適正化に関する条例

薬事関連施設数及び監視指導件数

業種	許可等件数		廃止数	施設数	監視指導件数		
	新規	更新					
令和3年度合計			132	57	82	1,724	1,008
許可	薬局	13	24	8	177	132	
	薬局製造医薬品製造販売業	0	1	1	8	13	
	薬局製造医薬品製造業	0	1	1	8	13	
	医薬品販売業（店舗販売業）	6	15	2	60	30	
	高度管理医療機器販売業	21	9	8	163	77	
	高度管理医療機器貸与業	17	7	7	125	57	
届出	管理医療機器販売業	44	-	33	817	182	
	管理医療機器貸与業	31	-	22	366	180	
その他	医薬部外品販売業	-	-	-	-	162	
	化粧品販売業	-	-	-	-	162	
令和2年度						870	
平成31年度						864	

※廃止数は、法による廃止後30日以内の届出を含む件数を計上している。

(イ) 収去検査

薬局及び医薬品販売業者等に対する一斉監視において、不良等の疑いのある医薬品等を収去し、試験検査を行っている。

収去検査（東京都健康安全研究センター委託）

検体種別	検体数		
	総数	適	否
令和3年度合計	5	5	0
医薬品	3	3	0
医薬部外品	1	1	0
化粧品	1	1	0
医療機器	0	0	0
令和2年度	5	5	0
平成31年度	5	5	0

イ 麻薬小売業及び向精神薬・覚醒剤原料取扱施設

薬局のうち麻薬小売業の免許を有する施設、向精神薬免許みなし薬局等、覚醒剤原料取扱い薬局に対し、医薬品事故防止のために麻薬等の適切な譲渡、保管管理、取扱い等について監視指導を行っている。また、免許の交付、各種届出の受理を行っている。

《根拠法規》麻薬及び向精神薬取締法、覚醒剤取締法、特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例

麻薬小売業及び向精神薬・覚醒剤原料取扱い施設

業種	免許交付数		廃止数	施設数	監視指導件数		
	新規	更新					
令和3年度合計			11	18	4	489	374
麻薬小売業			11	18	4	135	110
向精神薬免許みなし薬局			-	-	-	177	132
覚醒剤原料取扱い薬局			-	-	-	177	132
令和2年度						363	
平成31年度						294	

※廃止数は、法による廃止後30日以内の届出を含む件数を計上している。

ウ 毒物劇物販売業、毒物劇物業務上取扱者

毒物及び劇物を販売する施設は、保健衛生上の見地から登録制とし、保管管理や取扱い状況に関しての監視指導を実施している。また、業務上毒物劇物を取扱う施設に対しても随時監視指導を実施し、各種届出の受理を行っている。

《根拠法規》 毒物及び劇物取締法

毒物及び劇物取扱施設数及び監視指導件数

業 種	登録件数		廃止数	施設数	監視指導件数
	新規	更新			
令和3年度合計	2	6	10	147	22
一般販売業	1	6	10	73	21
農薬用品目販売業	0	0	0	0	0
特定品目販売業	1	0	0	4	1
要届出 業務上 取扱者	電気めっき業	-	-	0	0
	電気熱処理業	-	-	0	0
	運輸業	-	-	0	0
	しろあり防除業	-	-	0	0
非届出業務上取扱者	-	-	-	70	0
令和2年度					29
平成31年度					25

※廃止後は、法による廃止後30日以内の届出を含む件数を計上している。

エ 家庭用品の監視

一般に市販されている衣類やスプレーなどの化学製品を中心とする家庭用品を試買し、法令で規制されている有害物質の検査を行うとともに、販売者に対して法の普及啓発を行っている。

基準不適合の家庭用品が発見された場合は、販売業者に対し販売禁止及び製品回収等の措置を講ずるよう指導するとともに、不適合品が広域に流通することのないよう卸売・輸入・製造業者の所在地自治体に通報を行っている。

《根拠法規》 有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律

家庭用品試買結果

検 体 種 別			検査項目数			試買 検体数	監視店舗数
			総数	適	否		
令和3年度合計			39	39	0	35	8
内訳	繊維製品	乳幼児用	20	20	0	/	/
		その他	10	10	0		
	家庭用 化学製品	エアゾル製品	4	4	0		
		その他	5	5	0		
令和2年度			42	42	0	36	9
平成31年度			41	41	0	35	7

オ 普及啓発

消費者、開設者並びに施設管理者に対して薬事講習会や相談により情報の提供に努めている。

また、東京都薬物乱用防止推進中野地区協議会の活動支援を通じて、大麻等の薬物乱用を防止するための普及啓発を行っている。

薬事衛生に関する知識の普及啓発

実施形態	回数	延参加人数	対 象
令和3年度合計	56	369	
街頭相談	0	0	消費者
窓口相談	54	54	消費者
講習会※	2	315	営業者（管理者）
令和2年度	55	357	
平成31年度	57	276	

※講習会の開催について、うち1回は書面による開催。

(2) 環境衛生

①環境衛生関係施設と監視指導

環境衛生関係施設の許認可事務を行うとともに、これらの施設の衛生状態を確保するため、環境衛生監視員による立入監視指導を実施している。

《根拠法規》 理容師法、美容師法、クリーニング業法、興行場法、旅館業法、公衆浴場法、温泉法、水道法、墓地及び埋葬等に関する法律、建築物における衛生的環境の確保に関する法律、中野区プールの衛生管理に関する条例、中野区小規模給水施設の衛生管理に関する指導要綱、中野区コインオペレーションクリーニング営業施設衛生指導要綱、中野区コインシャワー営業施設衛生指導要綱

環境衛生関係施設と監視指導

業種	令和3年3月 31日現在	許可(確認)	廃業	令和4年3月 31日現在	監視指導件数
理容所	200	8	8	200	8
美容所	528	34	27	535	34
クリーニング所	264	3	12	255	3
一般	134	1	9	126	1
リネン	1	0	0	1	0
取次	121	2	3	120	2
無店舗取次	8	0	0	8	0
興行場	12	0	0	12	11
常設	12	0	0	12	11
仮設	0	0	0	0	0
旅館業	103	10	9	104	83
旅館・ホテル	66	8	4	70	55
簡易宿所	37	2	5	34	28
下宿	0	0	0	0	0
公衆浴場	36	2	3	35	46
普通	20	2	2	20	37
その他の公衆浴場	16	0	1	15	9
プール	52	4	3	53	17
許可	11	0	3	8	15
届出	41	4	0	45	2
水道施設	2,458	6	44	2,420	0
専用水道	2	0	0	2	0
簡易専用水道	363	4	6	361	0
小規模給水施設	2,093	2	38	2,057	0
温泉利用施設	4	0	0	4	0
墓地等	44	0	0	44	0
墓地	41	0	0	41	0
納骨堂	3	0	0	3	0
火葬場	0	0	0	0	0
特定建築物	82	3	0	85	0
3,000-10,000㎡	55	1	0	56	0
10,000㎡超	27	2	0	29	0
コインオペレーション クリーニング	128	2	0	130	20
コインシャワー	9	0	0	9	0
総数	3,920	72	106	3,886	222

②営業施設の理化学及び細菌学的検査

ア 理容所・美容所

利用者と従業員の健康被害を防止するため、施設の二酸化炭素の濃度等を測定し室内環境基準が達成されるよう指導している。空気環境測定が必要な施設に加えて、新規開設施設の測定も行っている。

理美容所空気検査

年度	延検査施設数	検査結果（施設数）	
		適	不適
30	33	33	0
31	34	34	0
2	34	34	0
3	42	42	0

イ 興行場

映画館等の興行場は、多数の人が集まるため、場内空気の換気機能に重点を置き、二酸化炭素の濃度測定や落下細菌数等の検査を行い、施設の衛生保持を指導している。

興行場空気検査

年度	延検査施設数	検査箇所数	検査結果（施設数）	
			適	不適
30	13	22	11	1
31	11	19	10	1
2	12	21	12	0
3	11	19	11	0

ウ 公衆浴場

公衆浴場は「中野区公衆浴場法施行条例」に基づき、普通公衆浴場（いわゆる銭湯）とその他の公衆浴場（サウナ風呂等）に分類されている。循環浴槽を持つ公衆浴場に対し、衛生基準項目について調査し、その結果に基づいて衛生保持を指導している。

（ア）普通公衆浴場

普通公衆浴場について、営業時における浴槽水の水質検査を実施し衛生保持を指導している。

普通公衆浴場浴槽水検査

年度	延検査施設数	検体数	検査結果（施設数）	
			適	不適
30	42	132	17	3
31	50	149	12	8
2	45	140	14	6
3	51	158	10	11

（イ）その他の公衆浴場

その他の公衆浴場について、浴槽水の水質検査を実施し衛生保持を指導している。令和2年度のサウナ・スポーツ施設の検査は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止とした。

その他公衆浴場浴槽水検査

区分	年度	延検査施設数	検体数	検査結果（施設数）	
				適	不適
サウナ・スポーツ施設	30	7	22	5	1
	31	6	21	6	0
	2	0	0	0	0
	3	7	23	5	1
高齢者福祉施設	30	3	3	3	0
	31	3	3	3	0
	2	3	3	3	0
	3	3	3	3	0

エ プール

プールは、経営するにあたって許可を受けることが必要な営業プールと届出が必要な学校プールに分類される。プール病などの感染防止を図るため水質検査を実施し、施設が衛生的に管理されるよう指導している。令和2年度の検査は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止とした。

プール水質検査

年度	延検査施設数	検体数	検査結果（施設数）	
			適	不適
30	12	36	8	2
31	13	36	7	3
2	0	0	0	0
3	14	38	6	4

③衛生的環境の確保

ア 環境衛生に関する相談件数

【営業関係施設等】理容所、美容所、クリーニング所、旅館業、住宅宿泊事業、興行場、特定建築物、墓地など環境衛生関係施設についての相談を受けている。

【飲料水】安全な飲料水を確保するため、貯水槽の衛生的管理や井戸水の利用について相談を受けている。

【住宅等の室内環境】一般住宅やマンションなどのシックハウス症候群をはじめとした室内環境についての相談を受けている。

環境衛生に関する相談件数

年度	営業関係施設等	飲料水	住宅等の室内環境	総数
30	1,954	24	4	1,982
31	1,531	30	5	1,566
2	886	29	3	918
3	835	13	8	856

イ レジオネラ症対策

近年、全国的にレジオネラ症の感染事例が報告されている。そこで、レジオネラ症の発生を予防するため、感染源となりうる設備を有する公衆浴場、社会福祉施設、プールなどの施設を対象として、自主管理の強化、衛生管理の指導、水質検査等を実施している。

レジオネラ属菌検査

区分	年度	延検査施設数	延検査件数	検査結果（延検査件数）	
				適	不適
公衆浴場	30	52	154	147	7
	31	55	169	152	17
	2	45	140	124	61
	3	56	174	149	25
社会福祉施設	30	3	3	3	0
	31	3	3	3	0
	2	3	3	3	0
	3	3	3	3	0
プール	30	12	36	33	3
	31	11	24	23	1
	2	0	0	0	0
	3	14	27	23	4

ウ ビル衛生管理講習会について

建築物における衛生的環境の確保に関する法律に規定される特定建築物（多数の人が利用する事務所、店舗等で延べ面積3,000㎡以上の建築物）のうち、3,000㎡～10,000㎡のものについては区が、10,000㎡を超えるものについては東京都のビル衛生検査担当が指導を行っている。

毎年1回、特定建築物の所有者及び管理技術者に対して、法令内容の解説、管理方法等の情報提供を目的とした5区共同（中野区、豊島区、杉並区、板橋区、練馬区）の講習会を実施している。

第4 ブロックビル衛生管理講習会

年度	参加施設数	受講者数
30	26	25
31	27	28
2	55	55
3	20	20

エ 環境衛生に関する啓発事業

環境衛生に関する情報の提供、意識の向上を図り、一般区民や営業施設関係者等を対象とした各種講習会を開催している。

環境衛生啓発事業

年度	回数	延受講人数
30	8	116
31	9	163
2	4	102
3	3	70

④旅館業法について

旅館とは、宿泊料を受けて人を宿泊させる施設であり、新たに旅館を営業する場合は、旅館業法に基づく許可が必要である。近年、自宅の一部やマンションの空き室などを宿泊場所として提供する「民泊サービス」が増加しているが、当該サービスについては、同法に基づく許可を受けると、住宅宿泊事業法に基づく届出を行う必要がある。区は、同法に基づく開設相談、衛生管理の監視指導、苦情対応を行っている。

【旅館業・住宅宿泊事業関係】相談・苦情対応の状況

年度	開設相談	苦情件数	その他の問い合わせ
30	1,303	250	261
31	904	225	182
2	186	20	218
3	131	141	131

⑤住宅宿泊事業法について

平成30年6月15日に住宅宿泊事業法が施行された。同法は、事業者の届出制度を確立することにより、事業者の適正な運営を確保しつつ、国内外からの観光旅客の来訪及び滞在を促進し、国民生活の安定向上及び国民経済の発展に寄与することを目的としている。

区は、同法に基づく「中野区住宅宿泊事業の適正な実施の確保に関する条例」を制定し、良好な住環境の確保を図るため、以下のとおり区独自のルールを定めている。

ア 住居専用地域における平日の「民泊」禁止

住居専用地域（※）を事業の実施を制限する区域（制限区域）と定め、この区域内では、平日の期間（月曜日の正午～金曜日の正午。ただし、祝日等の正午から翌日の正午までの期間は除く）は、原則として事業の実施を禁止している。

※住居専用地域＝都市計画法に定める第一種・第二種低層住居専用地域、第一種・第二種中高層住居専用地域

イ 制限区域内での許可制度

家主同居型（ホームステイ型）で必要な要件を満たす事業者は、区長の許可を受けることにより、制限区域内であっても一定の条件を付した上で平日に事業を実施することが認められる。

住宅宿泊事業の届出（許可）件数

年度	新規	廃止	施設数
31	96(1)	36(2)	191(21)
2	8(1)	55(1)	144(21)
3	5(0)	14(1)	135(20)

【参考】施設別衛生指導基準

区分	衛生基準		指導基準	
	項目	基準値	項目	基準値
理・美容所 (室内空気)	二酸化炭素	5000ppm以下	一酸化炭素 温度 湿度	10ppm以下 17℃～28℃ (冷房時の外気温との差が7℃以内) 40%～70% (衛生管理要領)
興行場 (室内空気)	二酸化炭素 浮遊粉じん 落下細菌数 照度	1500ppm以下 0.2mg/m ³ 以下 30個以下 20ルクス以上 (区条例・規則) (上映中は0.2ルクス以上)		
公衆浴場 (浴槽水)	濁度 過マンガン酸カリウム消費量 大腸菌群 レジオネラ属菌	5度以下 25mg/l以下 1個/ml以下 検出されないこと (区条例)		
特定建築物 (室内空気)	温度 相対湿度 気流 二酸化炭素 一酸化炭素 浮遊粉じん等	18℃～28℃ 40%～70% 0.5m/sec以下 1000ppm以下 6ppm以下 0.15mg/m ³ 以下		
プール (プール水及 びプール屋内 空気)	水素イオン濃度 濁度 過マンガン酸カリウム消費量 残留塩素 大腸菌 一般細菌 レジオネラ属菌 二酸化炭素	pH5.8～8.6 2度以下 12mg/l以下 遊離残留塩素として0.4mg/l以上 100ml中検出されないこと 1ml中200CFU以下 検出されないこと 1500ppm以下 (区規則)		

2 試験検査

保健所検査室では、感染症予防、食品衛生及び環境衛生等に係る細菌、化学検査を行っている。
また、病原体迅速診断法（PCR法）による細菌及びノロウイルスなどの迅速検査を導入し、感染症、食中毒対策等の充実・強化に努めている。

(1) 衛生検査

①腸内細菌検査

患者発生時における関係者検便をはじめ、食品衛生担当から依頼された有症苦情相談のふん便検査を実施している。

検査件数

搬入区分		総数	赤痢菌	パラチフス菌・チフス菌・大腸菌	腸管出血性病原性大腸菌	黄色ブドウ球菌	サルモネラ	セレウス菌	ウエルシュ菌	カンピロバクター	腸炎ビブリオ	その他のビブリオ	エルシニア	エロモナス	プレジオモナス	ノロウイルス	ロタウイルス	アデノウイルス
合計		179 (16)	-	-	44 (3)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	45 (12)	45	45 (1)
保健予防	小計	179 (16)	-	-	44 (3)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	45 (12)	45	45 (1)
	三類患者関係者	44 (3)	-	-	44 (3)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	その他	135 (13)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	45 (12)	45	45 (1)
食品衛生	小計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	食中毒、苦情相談等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
前年度・合計		142	-	-	67	30	-	-	-	31	-	-	-	-	-	12	1	1

※（ ）内は陽性者数

②食品細菌検査

食品衛生法に基づき食品衛生監視員が収去した食品について、食中毒菌や汚染指標菌（一般細菌・大腸菌群）の検査を実施している。

また、区民からの食品依頼検査、苦情・相談に係る検査も行っている。

検査件数

搬入区分	合計	一般細菌	大腸菌群	黄色ブドウ球菌	サルモネラ	大腸菌	セレウス菌	ウエルシュ菌	カンピロバクター	腸炎ビブリオ	腸管出血性大腸菌6血清群	その他
合計	3,843	301	301	301	309	301	300	292	242	28	1,468	—
食品衛生	3,843	301	301	301	309	301	300	292	242	28	1,468	—
依頼検査	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
前年度・合計	1,153	112	112	110	112	112	103	103	70	35	234	50

※腸管出血性大腸菌6血清群（0157、026、0103、0111、0121、0145）

③貸おしぼり検査

貸おしぼりの衛生を確保するため、おしぼり業者への衛生指導の一環として、環境衛生監視員が抜き取りしたおしぼりについて官能検査や細菌検査を行っている。平成28年度以降は区内に貸おしぼり事業者がないため、検査を実施していない。

④食品化学検査

食品の安全を確保するため、食品衛生監視員が収去した食品等について、食品の性状や添加物の検査を実施している。また、同時に食品衛生検査施設管理基準（GLP）で定められたコントロール検体も処理している。

そのほか、区民からの食品依頼検査、苦情・相談に係る検査を行っている。

検査件数

搬入区分	総数		食品衛生		その他		備考
			収去検査及び苦情検査		食品依頼検査等		
	項目	細項目	項目	細項目	項目	細項目	
合計	266	1,530	266	1,530	—	—	
着色料	64	768	64	768	—	—	許可及び不許可酸性タール色素
保存料	(14) 78	390	(14) 78	390	—	—	ソルビン酸ほか4細項目
人工甘味料	(5) 74	296	(5) 74	296	—	—	サッカリンほか3細項目
漂白剤	(6) 26	26	(6) 26	26	—	—	
発色剤	—	—	—	—	—	—	
酸化防止剤1	8	24	8	24	—	—	BHA、BHT、TBHQ
酸化防止剤2	—	—	—	—	—	—	アスコルビン酸、エリソルビン酸
酸化防止剤3	(2) 8	8	(2) 8	8	—	—	EDTA・CaNa ₂
食肉検査	—	—	—	—	—	—	ニコチン酸ほか3細項目
過酸化水素	—	—	—	—	—	—	
プロピレングリコール	—	—	—	—	—	—	
油脂変敗	5	15	5	15	—	—	粗脂肪、酸価、過酸化物価
栄養成分等	—	—	—	—	—	—	
水分含量	—	—	—	—	—	—	
その他	3	3	3	3	—	—	pH
品目数	91		91		—		
前年度	品目数	70		70			
	合計	208	1,181	208	1,181	—	—

※（ ）内は定量検査件数の再掲

⑤水質検査

生活利用水（プール水・浴槽水）の衛生を確保するため、化学・細菌検査を行っている。

検体別件数

搬入総数	総数	プール水	浴槽水		その他
			自主検査	行政	
合計	221	38	44	139	-
生活衛生	221	38	44	139	-
その他	-	-	-	-	-
前年度・合計	170	-	43	97	30

検査項目別検査件数

検査項目	総数	生活衛生			その他	
		プール水	浴槽水			
			自主	行政		
合計	738	195	44	499	-	
細菌	小計	394	96	44	254	-
	一般細菌	35	35	-	-	-
	大腸菌	34	34	-	-	-
	大腸菌群	121	-	-	121	-
	レジオネラ属菌	204	27	44	133	-
化学	小計	344	99	-	245	-
	pH値	35	33	-	2	-
	濁度	152	33	-	119	-
	有機物等	157	33	-	124	-
前年度・合計	425	-	43	352	30	



第3部 社会福祉法人、福祉団体



第1章 中野区社会福祉協議会

1 目的

中野区社会福祉協議会は社会福祉法第109条に設立の根拠をもつ団体で、社会福祉を目的とする事業の企画及び実施、社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助、社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡調整及び助成、その他の事業を行っている。

昭和28年10月に任意団体として設立され、昭和37年11月、社会福祉法人の認可を受けている。

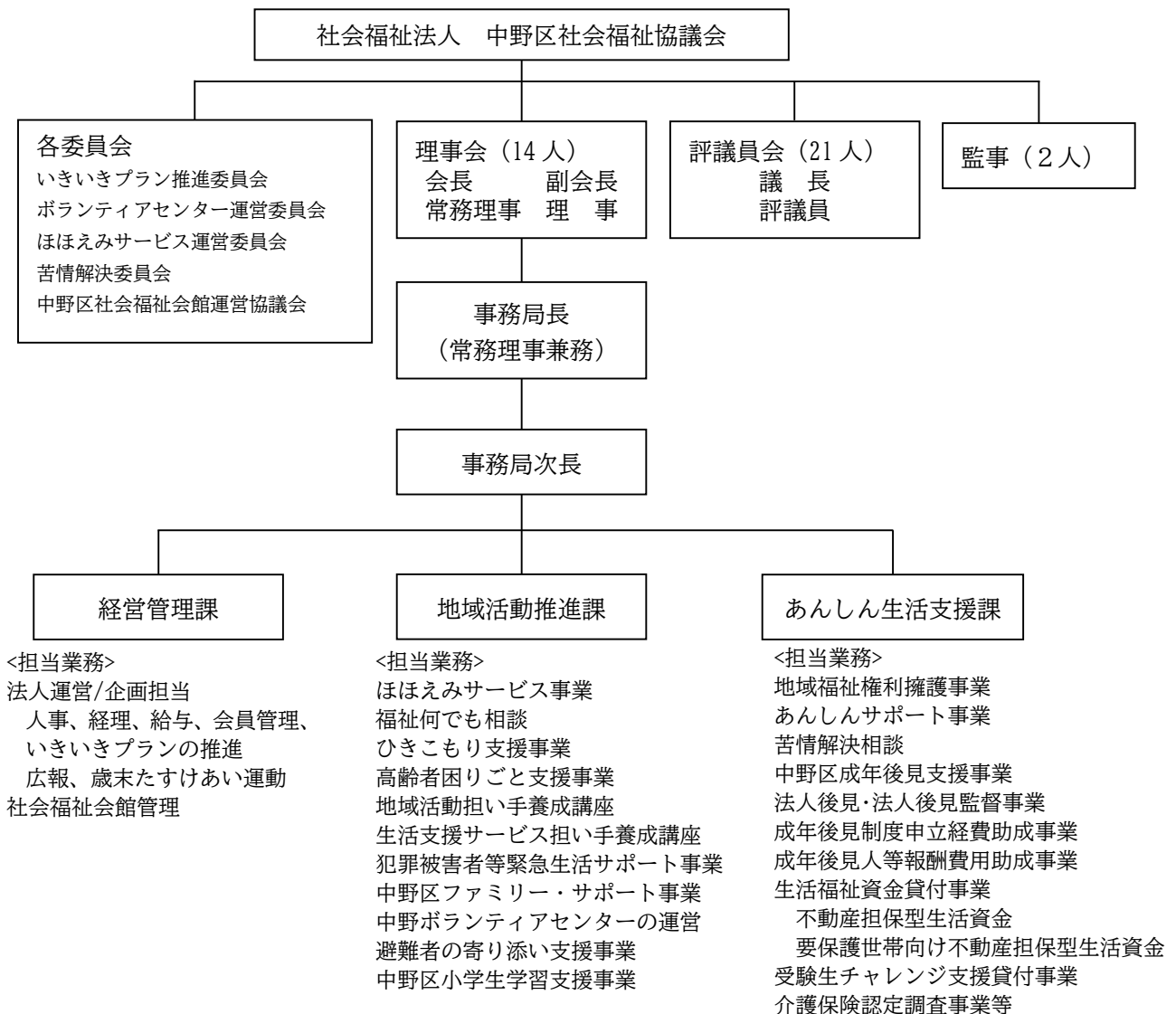
2 事業所

〒164-0001 中野区中野五丁目68番7号 スマイルなかの4階
 電話：5380-0751 ファクシミリ：5380-0750

3 組織

評議員会（議決機関）、理事会（執行機関）、監事（監査機関）、各委員会（執行機関）、事務局から構成される。また、会員制度をとっており、普通会员、団体会員、特別会員合わせて約3,000人が会員登録をしている。

○職員：50人（令和4年4月1日現在／常勤職員25人、非常勤職員22人、臨時職員3人）



4 事業の内容

(1) 連絡調整

行政機関、中野区町会連合会、中野区民生児童委員協議会、社会福祉法人（令和元年8月5日中野区内社会福祉法人等連絡会発足）、中野区介護サービス事業所連絡会等の団体との連携を密にして地域福祉の向上を図る。

中野区内社会福祉法人等連絡会の協働事業プロジェクトとして、社会福祉法人武蔵野療園しらさぎ桜苑と中野区社会福祉協議会で常時食料支援を行う「相談支援型フードパントリー」を実施した。延約500件の食糧支援を行った。

(2) 普及宣伝

講座の開催、ボランティアグループや福祉施設一覧、地域の居場所情報一覧等の作成、全戸配布広報紙「ハピネスなかの」の発行やリーフレットの配布、ホームページ、フェイスブック、中野社協公式LINEなどを活用しながら普及宣伝に取り組んでいる。

[URL] <https://www.nakanoshakyo.com>

(3) 調査研究

社会福祉について、各種資料、情報の収集を行っている。

(4) 委員会活動

いきいきプラン推進委員会、ボランティアセンター運営委員会、ほほえみサービス運営委員会、苦情解決委員会、中野区社会福祉会館運営協議会があり、それぞれの事業目的にそって運営されている。

(5) 事業助成

「歳末たすけあい運動～地域活動いきいき募金～」を原資に、町会・自治会、区内福祉施設、ボランティアグループやNPO法人、障害者団体等が行う各種事業に対して事業費の一部を助成している。コロナ禍における活動の工夫などをまとめて、各団体へ情報提供を行った。

(6) 地域福祉活動の推進

平成31年度からいきいきプラン第2期実施計画が始まり、「MEをWEにする」をキャッチフレーズに、重点目標を新たに2つ設定し、コロナ禍においてもつながりづくりを中心に取り組みを進めている。

特に、生活困窮者支援の一環として、5か所の地域で「中野つながるフードパントリー」を開催し、多くの住民及び関係機関等が参加し、必要な方への食料提供を行った。さらには、コロナ禍で顕在化した外国籍の方の課題に対し、地域の方やボランティアグループと居場所を立ち上げ、日本語教室などの支援をスタートした。

さらに、コロナ禍で人と人が気軽に参加して集まることができにくくなる中、地域の課題が見えにくい状況となっている。今、地域で何が起きていて、どんな課題があるのかを知ることを目的に、オンラインフォーラムを6回開催し、様々な分野で活動している団体・個人から現状を報告してもらい、地域でできることについて一緒に考える場を設けた。

(7) 中野ボランティアセンター（一部、中野区補助事業）

ボランティア活動推進の拠点として昭和59年10月に開設し、相談、啓発、研修、調査、調整などの事業を総合的に実施し、また、ボランティアやNPO団体に活動の場や資料・器材を提供して支援を行っている。

①啓発事業

ボランティア情報紙「そよかぜ」、区内福祉施設・区内ボランティアグループ一覧の発行など

を行っている。

○ボランティア情報紙「そよかぜ」 6,000部発行

②講座

ボランティア養成講座、ボランティアコーディネーター養成研修等の実施。

③活動分野の開拓及び登録・紹介事業

ボランティアの登録、活動紹介、相談調整を行っている。

ア ボランティアの登録

令和2年度	令和3年度	増減
426人（団体4を含む）	406人（団体2を含む）	▲20人

イ ボランティア相談及び紹介件数

相談件数※	957件
紹介件数	62件
計	1,019件

※調整件数含む

ウ ボランティア・地域活動団体相談及び紹介件数

ボランティアグループ	938件
NPO法人	146件
市民活動団体等	501件
施設	242件
学校関係	181件
行政関係	587件
その他（個人・企業等）	4,127件
合計	6,722件

④連携・ネットワーク事業

- 東京都生活協同組合連合会と共催で災害対策の講演会を1回実施
- 障害者団体等自主製品展示即売会 1回 参加団体8団体 来場者数210人
- こどもほっとネットinなかの（中野区内で子どもの貧困問題に取り組むネットワーク）
情報交換会 3回 参加団体延42団体 参加者数延45人
- あつまれボランティア会（オンラインによるボランティア活動・福祉施設との連携）
5回実施 参加者数延78人

⑤活動支援事業

- 車いす、行軍用テント、図書、点字体験用具等を、区民や学校、ボランティアグループ等に無料で貸し出している。
- ボランティア活動室の運営

⑥まちなかサロン事業

身近な地域で様々な世代の人が、気軽に月1回程度集える場を区内32か所（令和4年4月末現在）に広げている（新型コロナウイルス感染症の影響により休止しているサロンも含む）。

⑦東日本大震災復興支援の取組

- 区内避難者への寄り添い支援事業（避難者の孤立化防止事業）
（東京都社会福祉協議会補助事業）
- 交流事業 サロン「来らっせしらさぎ」の開催 42回、延864人参加
さぎろくはたけ365 48回、延291人参加
- 専門相談 弁護士相談 相談者件数 5件
健康相談（保健師） 相談件数 50件
高齢者相談 相談件数 9件
心の相談 相談件数 35件
- その他 中野社協が把握している避難世帯へ全戸訪問を実施。
ネットワーク会議（オンライン）の開催 2回（7月、3月）

⑧被災地支援の取組

- 宮城県東松島市との連携 相互支援活動に関する協定に基づき情報交換を実施。

（8）生活困窮者自立支援事業（小学生学習支援事業 しいの木塾）（中野区受託事業）

平成27年度より、中野区の受託事業として、中野区在住の小学6年生で就学援助を受けている世帯の中で、希望する世帯の子どもを対象として実施。令和3年度からは、学習支援スタッフ・ボランティアの協力を得て、対面での授業を再開した。

○参加実績

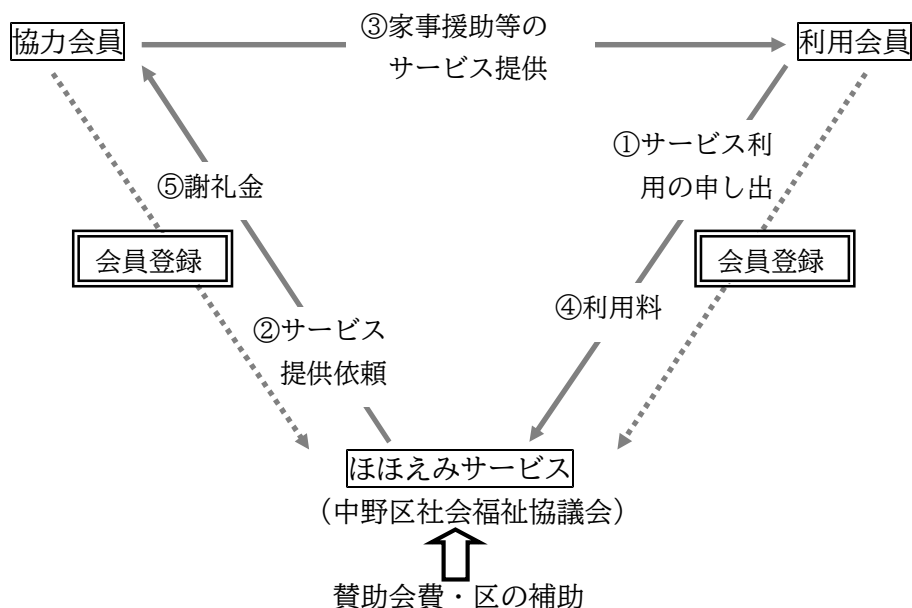
子ども参加人数 59人(途中辞退者3人含む)、スタッフ参加人数 延527人

（9）ほほえみサービス事業（区民参加による有料在宅福祉サービス）（中野区補助事業）

①目的

高齢や障害、病気などで援助を必要としている区民が住み慣れた地域で生活できるよう、区民同士の支え合いによる、有料で家事援助等を行う会員制の在宅福祉サービス組織。平成2年4月に準備室を設置し、同年10月からサービスを開始した。

②サービス提供の仕組み



③サービス内容と利用料 ※令和2年10月1日より、利用料改定

サービス内容	利用料
1. 基本サービス（訪問相談）	会費に含む
2. 家事援助サービス	1時間 900円
3. 外出援助サービス	
4. 介護援助サービス	

④会員状況

- 利用会員 617世帯
- 協力会員 252人
- 賛助会員 50人

⑤利用実績

- 利用世帯 414世帯
- 活動協力会員 170人
- 利用件数 延13,606件
- 利用時間 延20,644時間

※家事援助及び介護援助の料金統一化に伴い、利用件数・利用時間を合算

⑥サービス内容別派遣回数

※家事援助及び介護援助の料金統一化に伴い、サービス内容項目を統合、整理した。

	掃除	食事の支度	外出付き添い	買い物代行	見守り・世話	衣類の洗濯	草むしり	子育て世帯への支援	片付け	その他
件数	6,980	1,695	1,392	1,416	320	577	174	117	150	785

⑦地域活動応援！講座

令和3年度は、7月に開講し、全45講座（オンライン講座21講座含む）を行い、会場での講座受講のほか、オンライン講座も実施した。

- 参加者 実人数 354人、延657人

⑧高齢者生活支援サービス担い手養成講座（中野区受託事業）

平成28年度に中野区より受託。中野区における介護予防・日常生活支援総合事業の住民参加型の活動の担い手を養成するため、地域で住民主体の活動を希望する区民を対象に全12科目からなる生活支援サービス担い手養成講座を実施した。7月から開始し、年度内に2クール実施し、オンライン講座も行った。

- 参加者 実人数 150人、延310人

⑨犯罪被害者等緊急生活サポート事業（中野区受託事業）

- 緊急生活支援協力員数 12人
- サービス提供件数（サービス提供時間） 家事 0件、介護 0件
- 緊急生活支援協力員研修 3回開催、参加人数 延42人

⑩その他

協力会員説明会、協力会員研修会を行う。

(10) 福祉何でも相談

①目的

区民のさまざまな生活上の課題に柔軟に対応し、共に解決に向けて考え、関係機関や区民と一緒に支援を行う。

②相談実績

○新規相談件数 232件

新規相談内容内訳（1件に複数内容有）

ゴミ屋敷や住まいに関すること	52件
地域の社会資源について	60件
病気や健康面に関すること	54件
収入や生活費について	58件
ひきこもり・不登校に関すること	23件
福祉サービスについて	83件
仕事探しや就職に関すること	18件
家族との関係について	30件
その他	83件

※路上生活者の相談はその他に含む

○ひきこもり当事者及び家族の語り合う居場所「カタルーベの会」年12回実施

○カタルーベの会・中野わの会との合同講演会「ひきこもり～親の立場でできること、地域に
もとめられること～」 55名参加

○カタルーベの会との共催事業 「ひきこもりの兄弟姉妹について」 18名参加

○中野わの会との共催事業 「8050問題 お金と住まいの話」 38名参加

※「外国ルーツのこどもの居場所を作ろう」 29名参加

講座をきっかけに居場所づくりを様々な団体及び講座参加者、地域住民と継続して進めた。

(11) ひきこもり支援事業（中野区受託事業）

2022（令和4）年4月、中野区より「ひきこもり支援事業」を受託。福祉何でも相談のこれまでの取り組みを踏まえ、相談窓口の設置、情報発信、アウトリーチ等を通じた継続的支援、居場所づくりや家族への支援、関係機関とのネットワークづくりを進めていく。

(12) 高齢者困りごと支援事業（中野区補助事業）

①目的

電球の交換や家具の移動、荷物の上げ下ろしなど、日常生活におけるちょっとした困りごとを、地域の方の参加と協力を得て解消するとともに、高齢者の方々が地域で安心して生活できるよう援助する。令和3年度は、インターネットを利用したつながりづくりを支援するサポーターを増やすために、サポーター対象の研修会・交流会をオンラインを併用して実施した。

②事業概要

区内在住のおおむね65歳以上の単身、または高齢者世帯を対象に、1人の登録サポーターが30分程度で終了する簡易な作業で専門性・継続性のない活動を、無料で援助するもの。

○登録サポーター数 141人

○相談・問合せ件数 1,779件

○活動内容・件数

電球・電気関係	59件
家具や物の移動	31件
簡単な修理・取り付け	95件
物の整理・片付け	12件
簡単な掃除	28件
その他	34件
合 計	259件

(13) 中野区ファミリー・サポート事業（中野区受託事業）

①目的

仕事と家庭を両立できる環境を整備するとともに、地域の子育て支援を行い、安心して子育てができるように地域の支えあいによる会員制の相互援助活動を支援する。

平成21年度から活動内容を拡充し、これまでの子育て支援活動を一般援助活動とし、新たに仕事をしている人を対象に病児保育や緊急保育を行う特別援助活動を開始している。

令和3年度も新型コロナウイルス感染症の影響を受け、コロナ禍以前の実績に比べると減少傾向である。

②サービス内容

ア 一般援助活動（保育園への送り迎えや子どもの預かりなど）

○年会費 無料

○利用料(1時間) 平日 800円、土曜・日曜・祝日等 1,000円

○会員登録講習会に参加して登録

イ 特別援助活動（集団保育になじまない病児の預かり、緊急時の一時預かりなど）

○年会費 3,000円

○利用料(1時間) 1,200円

○会員登録講習会へ参加後、自宅に職員が訪問して登録

○仕事をしている人が対象

③活動件数・時間

○一般援助活動 4,405件／6,948時間

○特別援助活動 23件／56時間

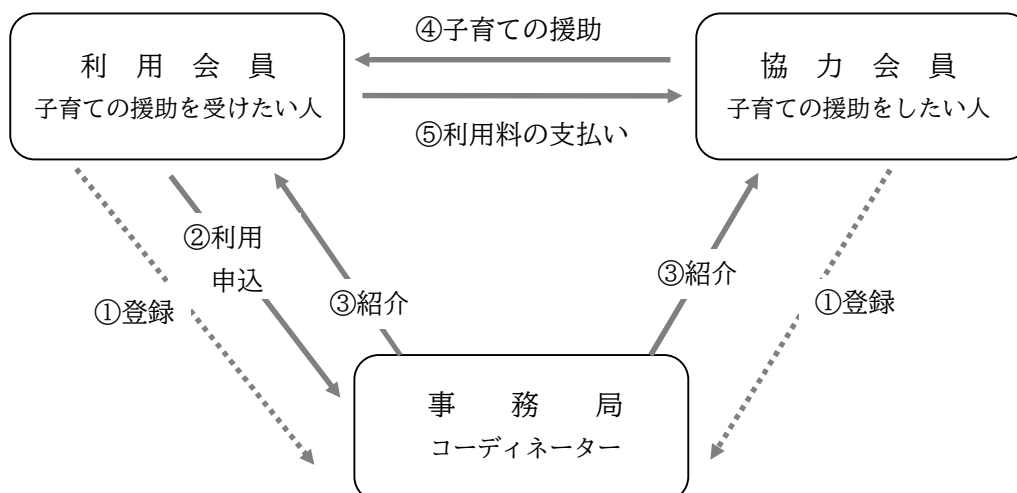
④会員状況 ※（ ）内は特別援助活動会員数

○利用会員 1,574人（104人）

○協力会員 215人（72人）

○両方会員 62人 計 1,851人（176人）

⑤ 中野区ファミリー・サポート事業の仕組み



(14) 介護保険認定調査事業（中野区受託事業）

平成19年4月に東京都の指定市町村事務受託法人の認可を受け、要介護認定調査を専門的に行っている。

○要介護認定調査受託件数 9,414件／実施件数 9,002件

(15) 歳末たすけあい運動～地域活動いきいき募金～

共同募金の一環として、歳末に区民の協力を得て募金を行い、主に区内地域福祉活動の振興のための事業費として配分される。目標額2,000万円を上回る募金結果となった。

○募金総額 20,117,813円

(16) 生活福祉資金貸付事業（東京都社会福祉協議会受託事業）

東京都社会福祉協議会の委託事業で、区社協は受付や調査を担当。低所得世帯や障害者世帯で、貸付とともに必要な援助、指導を受けることにより自立できると認められる世帯に対し、使途に応じて貸付を行う。

令和2年3月下旬から、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少し生活に困窮する世帯へ向け、緊急小口資金等の特例貸付がスタートし、現在も相談受付期間が延長されている。長引くコロナの影響により、生活再建の目途が立たない状態にある方も多く、引き続き福祉事務所、中野くらしサポート等と連携し支援を行う。

○貸付件数 19件（緊急小口資金等特例貸付を除く）

＜内訳＞	緊急小口資金		2件
	教育支援資金	（教育支援費）	11件
		（就学支援費）	5件
	不動産担保型生活資金		1件

○申請件数 26,075件（緊急小口資金等特例貸付）

(17) 受験生チャレンジ支援貸付事業（中野区受託事業）

①目的

中学3年生、高校3年生の子どもを持つ低所得世帯に対して、学習塾の受講料と高校・大学の受験料の貸付を行う事業。進学後、手続きを行うことで返済が免除される。平成27年度より中野区から受託。

②実績

- 塾費用貸付 54件
- 受験料貸付 57件

(18) 応急援護資金

生活に困窮する住所不定者等が日常生活を脅かされる状況にあると認められる場合に当座資金の支給もしくは貸付を行う。令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により大幅に件数が増加した。

- 援護金 中野区福祉事務所扱い 756件
- 貸付金 中野区社会福祉協議会扱い 6件

<参考> 平成28年4月に食糧支援団体（セカンドハーベストジャパン）に登録
食糧支援団体への紹介状の発行枚数 169件

(19) アシストなかの（権利擁護センター）（東京都社会福祉協議会受託事業／一部、中野区補助事業）

①目的

認知症や知的障害、精神障害等により、判断能力が不十分な人々の福祉サービス利用援助事業（地域福祉権利擁護事業）等を行うことにより、区民が安心して自立生活が送れるようにする。

平成11年10月に東京都社会福祉協議会より事業受託、平成16年6月にアシストなかの（権利擁護センター）を設置した。

②事業内容

判断能力の不十分な認知症高齢者、知的障害や精神障害のある人への福祉サービス利用援助、日常的金銭管理サービス、書類預かりサービスを行っている。

また、独自事業として、緊急を要し、行政機関が関与している成年後見申立てケースについて緊急日常金銭管理サービス・書類預かりサービスを行っている。

	新規契約者数	解約者数	年度末契約者数(増減)	生活支援員支援件数	専門員訪問件数	相談援助件数
地域福祉権利擁護事業	18人	29人	97人(-11)	1,545件	1,477件	2,553件
緊急日常金銭管理 書類預かりサービス	0人	0人	0人(0)	0件	0件	0件

(20) あんしんサポート事業（中野区補助事業）

①目的

身寄りのない、協力が得られる親族がいない単身高齢者を対象に、定期的な見守りや日常的な金銭管理や家事援助(ほほえみサービス事業と連携)を実施。平成27年6月から開始。

②実績

- 契約者数 40人
- 支援件数 967件

<内訳>

	定期訪問	あんしん電話	入院パックお届け	金銭管理	入院時支援	賃貸アパート居住支援	死後事務手続き支援	遺言書作成支援
件数	124	805	1	30	7	0	0	0

※あんしんサポート事業説明会 一般区民・福祉関係者向けに実施 23名参加

(21) 苦情解決相談

民間福祉サービスに関する相談窓口を実施している。令和3年度の受付件数は6件であった。

(22) 中野区成年後見支援事業（中野区受託事業）

①目的

成年後見制度の周知や、市民後見人（社会貢献型後見人）の育成等を行い、区民が制度を円滑に利用できるように支援することで判断能力が低下した高齢者や障害のある人の権利を守り、安心して自立した生活が送れるようにする。

平成20年10月に中野区成年後見支援センターを開設した。令和4年度からは、「中野区成年後見制度利用促進計画」に基づき、区とともに成年後見制度利用促進の中心的な役割を果たす中核機関を担っている。

②事業内容・実績

成年後見制度について、説明会などで周知活動を行うとともに、窓口・訪問による相談事業を実施している。令和4年度からは、専門職を交えて支援方針の検討や適切な後見人等候補者の調整を行う「成年後見等支援検討会議」の実施や、後見人等選任後のチーム編成支援、後見人等への定期的なモニタリングを行うなど、成年後見制度の利用促進を図っている。

ア 成年後見制度に関する相談

○新規相談件数 378件

イ 成年後見制度説明会

○成年後見制度申立講座	2回実施	計 49人
○成年後見制度講演会	2回実施	計 60人
○後見人勉強会	2回実施	計 26人
○区民・団体・事業所等からの要請による出張説明会	12回実施	計 220人

ウ 成年後見制度に関するイベント及び関係機関も含めた事業

○全国一斉無料成年後見制度相談会 司法書士による個別相談会 (財団法人リーガルサポート東京支部との共催)	1回実施	9人
○情報交換会（専門職後見人と福祉関係機関）	1回実施	47人
○高齢者・障害者のための巡回無料法律相談 (法テラス・東京弁護士会・東京第一弁護士会・東京第二弁護士会との共催)	1回実施	13人
○すこやか福祉センター圏域職員研修	4回実施	計 32人

エ 市民後見人（社会貢献型後見人）養成講座

○2年間の養成講習の2年目として施設実習や地域福祉権利擁護事業の登録生活支援員としての研修		4人
○後見活動メンバー向け研修	1回実施	6人
○後見活動メンバー向け情報交換会	3回実施	計 38人
○後見活動メンバー登録者		23人

(23) 法人後見・法人後見監督事業（中野区補助事業）

平成22年度から事業開始。後見人がみつきりにくい区民のために法人として後見人を受任し、業務を実施。また法人後見監督事業は、後見人の担い手を広げるために市民後見人（社会貢献型後見人）の後見監督人を中野区社会福祉協議会が受任し業務のサポートを行う。

①事業実績

- 法人後見 0件受任
- 法人後見監督 10件受任中

(24) 成年後見制度申立経費・成年後見人等報酬費用助成事業（中野区補助事業）

平成 27 年度から事業開始。法定後見制度の利用にあたり、成年後見制度の申立経費や成年後見人等への報酬を負担することが困難な者に対して助成を行う。

①成年後見制度申立経費助成

- 助成件数 2件

②成年後見人等報酬費用助成

- 助成件数 10件

第2章 中野区障害者福祉事業団

【一般財団法人 中野区障害者福祉事業団 (愛称：ニコニコ事業団)】

1 目的

一般財団法人中野区障害者福祉事業団は、区内に住所を有する障害のある人に対し、就労に係る相談から適性に応じた雇用促進の推進を図るため、就労機会の開拓から職場定着の支援を進め、併せて福祉活動の向上に寄与することを目的に、就業の援助と福祉サービスの提供などに関する事業を実施している。なお、事業団は、中野区の支援を受けて昭和62年2月に任意団体として設立し、平成28年4月に法人格を取得し、一般財団法人中野区障害者福祉事業団として、従来の事業等を継承して運営をしている。

【運営目標】

就業を希望する障害のある人の就業相談や就職に向けた準備、就職、就職後の支援など総合的な就労支援並びに企業への障害のある人の雇用促進を図ることを主体的に取り組むとともに、障害福祉施設(団体)や障害のある人の社会参加、交流の促進、活動の支援に取り組んでいく。

2 事業所

〒165-0026 中野区新井二丁目8番13号

電話：3388-2941 ファクシミリ：3388-2942

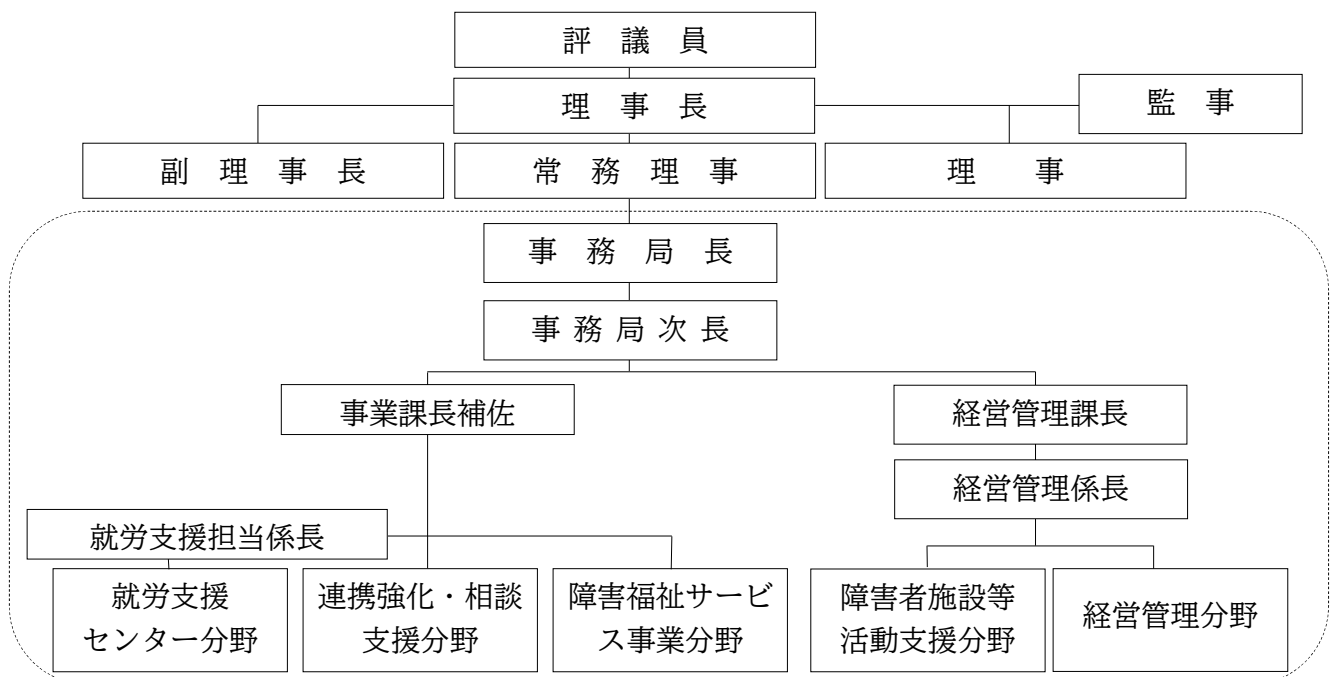
3 組織

事業団は、定款の変更や財務諸表の承認など重要な意思決定を行う評議員会、業務執行の決定及び監督を行う理事会及び事務局により構成し運営を行っている。

また、事業団を財政的に支援する「賛助会員」の制度があり、事業団の運営を支えている。

○配置職員：32人(令和4年4月1日現在/常勤職員11人、契約職員7人、臨時職員14人)

○賛助会員：団体会員10団体、個人会員24人



4 利用登録

区内に住所を有し、働く意欲のある障害のある人、または区内に主たる障害者施設等を有している障害者団体が、事業団に利用登録をすることができる。登録者等には就労に向けた支援、施設の受注支援、社会活動支援等、様々な支援を行っている。

○利用登録数 個人 981人、団体 31団体

5 事業の内容

(1) 就労支援センターに関する事業

区からの委託により、就業を希望する障害のある人の就業相談及び就労の準備のための就業前訓練、就労の場の確保に向けた企業開拓、就労に向けた面接同行、職場実習支援等の就職支援、就労後の定着・生活支援などを就労・生活支援コーディネーターが中心となり関係機関と連携して行っている。

就労支援は、身体障害、知的障害、精神障害の他、発達障害、難病など様々な障害のある人を対象に実施している。

令和3年度は、事業団の支援等により55人が就職した。就職者数の累計は、令和4年3月末で910人となっている。

なお、平成22年度から中小企業への障害のある人の短時間就労などの雇用促進を図るため、「中小企業障害者雇用奨励金」を活用した就労支援を推進している。

①障害のある人の就業相談

○相談件数 1,781件（電話、来所、電子メール相談）

②就労の場の開拓

ハローワークの協力、連携のもと経常的に求人情報を収集し、また、区内中小企業を中心に訪問などを行い、企業での実習や雇用の場の開拓を進め、ネットワーク等を通じて関係機関、団体に実習や求職情報の提供を行っている。

○職場開拓件数 6件

③就職や就労継続のための支援

企業面接の同行支援、職場実習支援、就職調整支援、就労を継続するための定着・生活支援などを進めている。職場実習については、職場実習奨励金を活用して推進している。

また、定着・生活支援の一環として、就職者の交流、余暇支援等を目的に、「たまり場」を開催している他、一般企業等で働く障害のある人（定着支援対象者）を対象に勤続年数等に応じた勤続表彰を実施している。

○職場実習支援等件数 32件

○職場実習奨励金利用状況 14か所、26人

○就職者数 55人

障害別内訳	身体障害のある人	2人
	知的障害のある人	18人
	精神障害のある人	29人
	障害手帳無しの人	6人

○定着・生活支援 支援対象者数 401人、支援件数 6,463件

○にこカフェ（たまり場）の開催 定例会及び研修会 1回（毎月最終金曜日）、延27人参加
スポーツ大会 0回

※令和3年度のにこカフェは、新型コロナウイルス感染症拡大防止の理由から1回のみ開催となった。

④障害者のための就職準備フェア

障害のある人の就労を目指して、職場実習や企業就労にチャレンジするため、ハローワーク新宿、東京障害者職業センター、新宿区・杉並区の就労支援機関と共同して毎年度開催している。

令和3年度においては、新型コロナウイルス感染症拡大防止の理由により、集客形式のセミナーから内容を変更し、「企業で働く方からのメッセージ」というテーマで障害のある人が働く企業に取材を行い、DVD版として映像化して、中野区・新宿区・杉並区の3区の障害者就労施設等に配布した。

⑤なかの障害者就労支援ネットワークの運営

平成11年4月に、障害福祉施設が就労支援等に関し連携して取り組むためにネットワークを発足。区内障害者関係機関・施設等で構成し、事業団が事務局として運営にあっている。

ネットワークでは、運営会議や雇用就労部会、共同受注部会を設置して就労支援や共同受注の様々な連携、協働の取組をしている。雇用就労部会においては、新型コロナウイルス感染症拡大防止の話題を中心に各所の取組や工夫などの意見交換会などを行ってきた。また、共同受注部会においては、区内障害者就労施設の受注の安定確保を目指した意見交換や中野区役所1階ロビーを活用した自主生産品等の物品販売会を開催した。

⑥区役所等職場体験実習

区役所及び、中野区社会福祉協議会の事務室等において、事務補助等の職場体験を行っている。

実施状況

○中野区役所 6回実施、11人参加

○中野区社会福祉協議会 0回実施、0人参加

※社会福祉協議会実習は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の理由から中止

(2) 障害者就労施設等との連携事業

①障害者就労施設等の仕事の受注、分配

○区立公園(36か所)、児童遊園(15か所)の清掃・除草や区有施設(9施設)の建物内・外の定期清掃の他、屋外除草作業(3か所)などの仕事を区から一括受注し、障害者就労施設等に分配している。

○平成23年5月から区内障害者就労施設の工賃向上を図るため、専任の受注開拓員を配置し、民間企業等からの受注促進を図る共同受注促進事業を区から受託し、令和3年度は、延べ26社、262件の受注を獲得し、各障害者就労施設に分配している。

○上記の他、封入・封かん等の軽作業を区から受注し、各障害者就労施設に分配している。

②「福祉売店 ふれあいショップアザレア」の運営

障害者就労施設等から作業製品の販売を事業団が受託して、中野区役所1階の「福祉売店ふれあいショップアザレア」で販売しているほか、障害者就労施設からの売店内における出張販売等にも積極的に協力している。

○販売委託施設・団体数 20団体 ほか民間会社 7社

○主な販売品目：織物、カードケース、革製品、和紙製品、ジュエリー、菓子、パン、小物類など

※福祉売店の職員は、原則健常者及び障害のある人とのペア制による勤務体制を心掛けている。

(3) 特別支援学校・障害者就労施設連携強化に係わる相談支援事業

障害者相談支援事業所「わ・らいふ」の運営

平成28年8月1日に指定特定相談支援事業所として開設。相談支援事業所を開設した事により、平成28年10月から特別支援学校・障害者就労施設等連携事業を区から受託している。

この事業は、就労支援の業務経験が豊富な相談支援専門員を配置し、特別支援学校高等部に在籍する生徒に対して、授業中の見学等とおしてアセスメントを行い、在学中に課題解決に取り組みながら卒業後における進路の選択肢を拡げていくことが一つの目的である。

さらに、就労継続支援B型事業所等の障害者就労施設に在籍する一般就労希望者に対し、アセスメント等を行いながら就労への意識付けをさらに高め、個々の適正な能力に合った移行先を目指す支援を行っている。

○総合相談	248件		
○計画相談支援	43件		
○モニタリング	69件		
○特別支援学校高等部訪問	計19回	延	158人対応
○生徒の実習先見学同行	計8回		8人対応
○就労継続支援B型事業所訪問	10事業所	延	38人対応
○事業所関係者等面談人数			38人対応
○企業訪問件数			0件
○B型事業所からの就職者数			2人

(4) 障害福祉サービス事業

多機能型事業所「ワーカライズ ニコ」の運営

平成29年4月1日から就労移行支援事業所「ワーカライズ ニコ」（定員14人）と自立訓練（生活訓練）事業所「ここね」（定員6人）の計20人規模による多機能型事業所の運営を開始した。

令和2年12月1日からは、「ワーカライズ ニコ」の利用定員8名と「ここね」の利用定員12名の計20名規模による多機能型事業所運営に変更している。

○開所日数	ワーカライズ ニコ	240日	ここね	240日
○年間利用延べ人数	ワーカライズ ニコ	1,105人	ここね	1,084人
○実習件数	ワーカライズ ニコ	10件	ここね	0件
○就職活動	ワーカライズ ニコ	47件		
○就職者数	ワーカライズ ニコ	3人	ここね	0人
○職場定着支援	ワーカライズ ニコ	16件	ここね	0件

(5) 障害者の社会活動等の推進に関する事業

①障害者社会活動センター運営（区受託事業）

障害のある人の自主的な活動を援助するための障害者社会活動センター（スマイルなかの内）の管理や施設（多目的室、会議室、和室等）の貸出を行っている。

※障害者社会活動センター管理業務の職員には、障害のある人を採用している。

②視覚障害者のための情報提供サービス（区受託事業）

視覚に障害のある登録者に、「なかの区報」など行政広報紙の音声情報をデージーCDまたはCDに録音し、無料で配付している。

③障害者団体の研修事業に対するバス派遣事業（区補助事業）

障害のある人やその家族の団体、障害者就労施設等が実施する研修、訓練などの活動でバスを利用する場合に、バスを雇いあげて派遣している。

- 助成対象登録団体 13団体
- 利用団体、バス派遣台数 4団体、5台

※令和3年度は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で9団体から利用辞退の申出を受けた。

④障害者の交流・社会参加を促進する事業（区補助事業）

障害のある人とない人の交流を促進し、理解啓発を図るため、交流事業を実施している。

- ユニークダンスを楽しむ区民の集い（隔年開催）

中野区産業振興センター大体育室を会場として、ダンスを通じた集いを開催している。

《平成30年度》平成30年12月2日（日）開催、参加者数 284人

※令和2年度及び3年度は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響から実行委員会の判断で中止とした。

- 区民ふれあいの集い

障害のある人とない人が分け隔てなく親しみ、触れ合う機会が得られるよう、「東北復興大祭典なかの」に「ふれあい商店」を出店し、区内障害者施設・団体の自主製品や被災地商品等を販売するとともに、障害に対する理解の啓発、復興支援、地域交流等のふれあいを創出する事業を実施した。この事業の売上金の一部は、中野区をとおして被災地域に寄付をしている。

開催日 令和元年10月26日（土）～10月27日（日）の2日間

販売会場 中野駅北口暫定広場

従事者数 2日間計66人

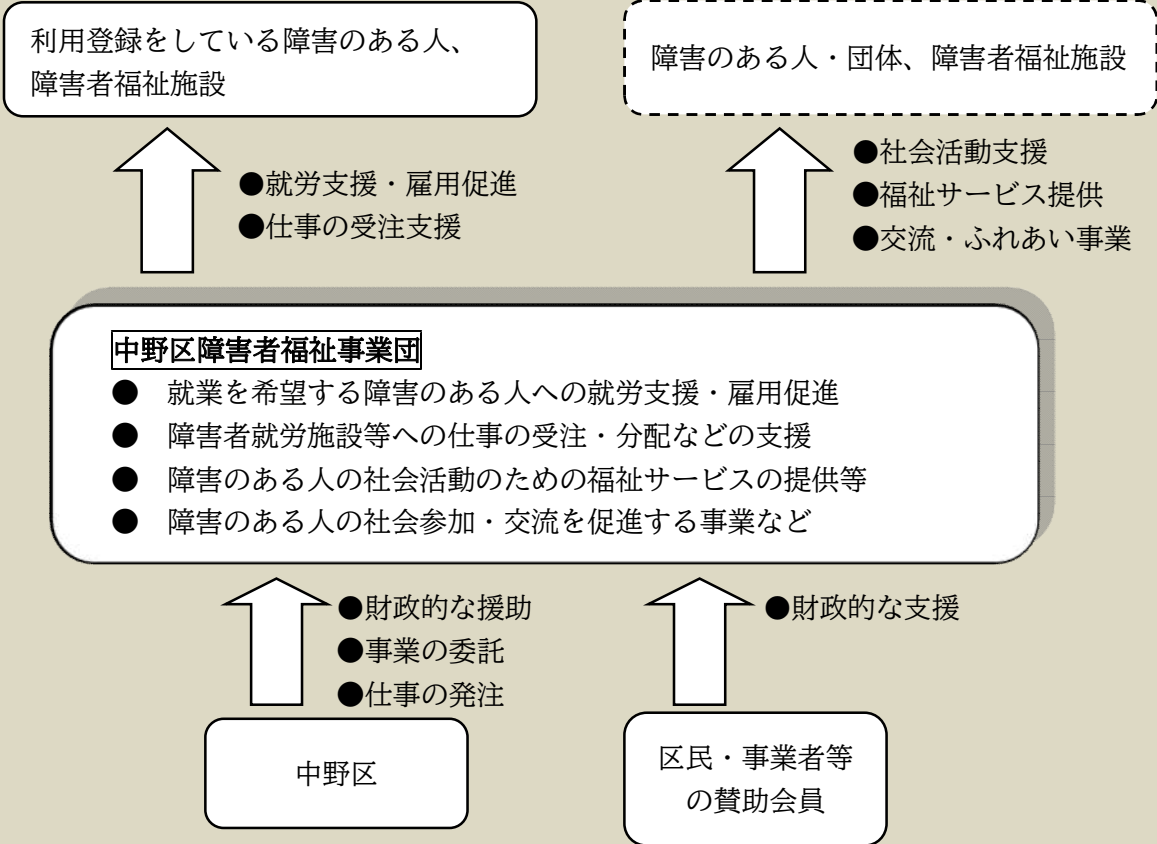
※令和2年度及び3年度は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響から中止とした。

（6）広報活動や情報提供にかかわる事業

障害のある人の就労や社会参加の促進、活動の支援に関する各種情報の提供や事業団活動のPRを行っている。

- 「ホームページの運用」
〔URL〕 <http://www.sfj-city-nakano.or.jp>
- 「事業団だより」の発行 年2回発行

【 事業団の事業の全体像 】





第4部 資料及び統計



1 予算と決算

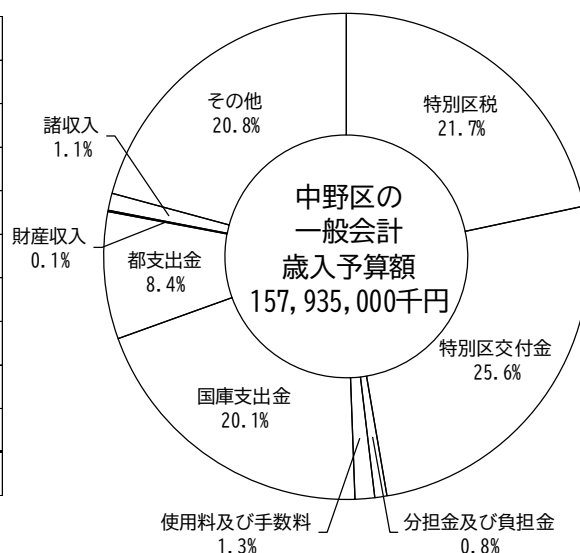
(1) 令和4（2022）年度と令和3（2021）年度当初予算額

①一般会計歳入（区）

単位：千円

款	R4当初予算	R3当初予算
特別区税	34,245,457	33,428,588
特別区交付金	40,500,000	32,700,000
分担金及び負担金	1,277,341	1,121,573
使用料及び手数料	2,049,915	1,912,933
国庫支出金	31,699,328	30,304,059
都支出金	13,336,222	13,018,458
財産収入	164,141	207,868
諸収入	1,792,910	1,380,195
その他	32,869,686	33,167,326
合計	157,935,000	147,241,000

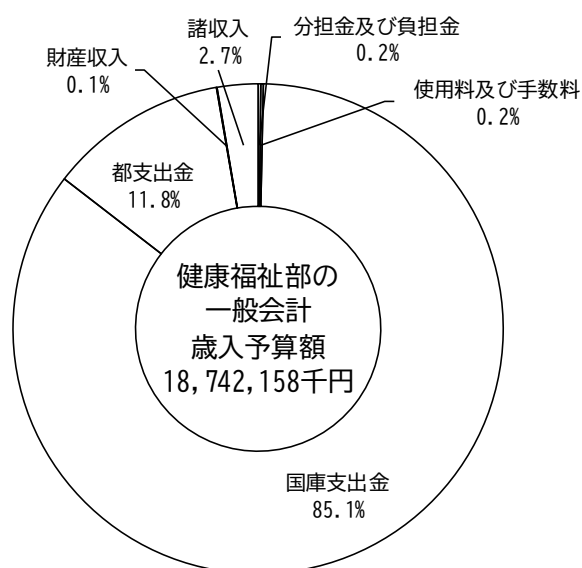
その他は、地方譲与税、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、自動車取得税交付金、環境性能割交付金、地方特例交付金、交通安全対策特別交付金、寄付金、繰入金、繰越金、特別区債



②一般会計歳入（健康福祉部）

単位：千円

款	R4当初予算	R3当初予算
分担金及び負担金	31,789	31,472
使用料及び手数料	32,349	33,741
国庫支出金	15,954,000	16,012,170
都支出金	2,210,662	2,127,062
財産収入	10,073	8,650
諸収入	503,285	380,138
合計	18,742,158	18,593,233

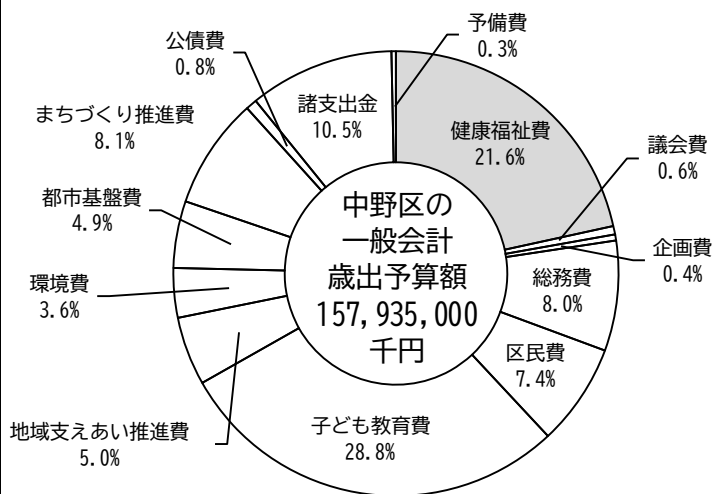


③一般会計歳出（区）

単位：千円

款	R4当初予算	R3当初予算
健康福祉費	34,056,051	31,534,576
議会費	992,787	873,063
企画費	677,574	2,025,927
総務費	12,634,624	8,756,785
区民費	11,713,484	11,446,620
子ども教育費	45,467,021	55,253,768
地域支えあい推進費	7,859,598	7,001,159
環境費	5,692,015	5,280,861
都市基盤費	7,683,070	6,462,545
まちづくり推進費	12,728,724	9,866,890
公債費	1,300,609	1,462,629
諸支出金	16,629,443	6,776,177
予備費	500,000	500,000
合計	157,935,000	147,241,000

※人件費含む

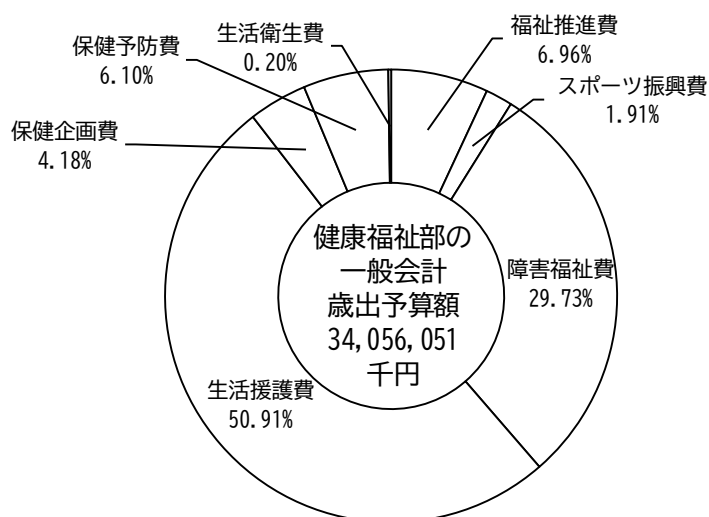


④一般会計歳出（健康福祉部）

単位：千円

	R4当初予算	R3当初予算
福祉推進費	2,371,966	790,887
スポーツ振興費	650,477	793,324
障害福祉費	10,124,344	8,517,360
生活援護費	17,338,627	18,684,417
保健企画費	1,424,807	856,440
保健予防費	2,079,057	1,604,552
生活衛生費	66,773	287,596
合計	34,056,051	31,534,576

※人件費含む



(2) 令和3(2021)年度決算額と令和4(2022)年度当初予算額

①一般会計歳入(健康福祉部)

単位：円

科 目	R3予算現額	R3決算額	R4当初予算額
合 計	18,593,233,000	21,680,812,898	18,742,158,000
11 分担金及び負担金	31,472,000	29,182,672	31,789,000
1 負担金	31,472,000	29,182,672	31,789,000
12 使用料及び手数料	33,741,000	30,844,893	32,349,000
1 使用料	5,016,000	3,658,973	4,606,000
2 手数料	28,725,000	27,185,920	27,743,000
13 国庫支出金	16,012,170,000	18,885,354,925	15,954,000,000
1 国庫負担金	15,783,178,000	16,532,636,743	15,587,598,000
2 国庫補助金	226,795,000	2,351,348,822	364,270,000
3 国庫委託金	2,197,000	1,369,360	2,132,000
14 都支出金	2,127,062,000	2,246,214,349	2,210,662,000
1 都負担金	1,644,933,000	1,614,206,472	1,692,422,000
2 都補助金	480,337,000	631,630,277	516,453,000
3 都委託金	1,792,000	377,600	1,787,000
15 財産収入	8,650,000	9,018,260	10,073,000
1 財産運用収入	8,650,000	9,018,260	10,073,000
19 諸収入	380,138,000	480,197,799	503,285,000
2 預金利子	1,000	510	1,000
3 貸付金元利収入	9,239,000	11,031,621	8,130,000
4 受託事業収入	189,843,000	184,879,402	206,986,000
6 雑入	181,055,000	284,286,266	288,168,000

②一般会計歳出（健康福祉部）

令和3（2021）年度決算

単位：円

科 目	R3予算現額	R3決算額
合 計	37,768,483,000	33,346,717,811
1 福祉推進費	788,987,000	731,396,393
1 福祉推進費	288,525,000	271,401,053
2 健康福祉企画費	5,479,000	2,105,981
3 高齢者専門相談費	156,298,000	145,217,395
4 地域福祉推進費	338,553,000	312,624,885
5 社会福祉法人指導費	132,000	47,079
2 スポーツ振興費	788,473,000	702,561,596
1 スポーツ活動費	243,405,000	193,409,190
2 スポーツ環境整備費	510,597,000	485,643,822
3 オリンピック・パラリンピック推進費	34,471,000	23,508,584
3 障害福祉費	8,583,457,000	8,262,253,166
1 障害者施策推進費	497,332,000	484,504,891
2 在宅福祉費	1,331,738,000	1,263,896,534
3 認定給付費	5,756,678,000	5,612,578,495
4 障害者相談費	1,512,000	1,242,764
5 障害者支援費	52,048,000	42,381,817
6 障害者施設費	944,149,000	857,648,665
4 生活援護費	19,711,513,000	18,020,679,605
1 生活保護費	18,323,923,000	17,042,842,483
2 生活相談費	111,540,000	88,628,331
3 自立支援費	1,276,050,000	889,208,791
5 保健企画費	902,933,000	791,455,765
1 保健企画費	136,707,000	131,555,525
2 区民健診費	665,664,000	591,144,245
3 医療連携費	100,562,000	68,755,995
6 保健予防費	6,712,066,000	4,579,959,730
1 保健予防費	6,674,231,000	4,552,154,730
2 結核予防費	28,918,000	19,959,392
3 精神保健支援費	8,917,000	7,845,608
7 生活衛生費	281,054,000	258,411,556
1 衛生環境費	265,290,000	246,459,869
2 食品衛生費	4,527,000	2,092,989
3 医薬環境衛生費	11,237,000	9,858,698

令和4（2022）年度予算

単位：円

科	目	R4当初予算額
合	計	34,056,051,000
1	福祉推進費	2,371,966,000
	1 福祉推進	1,647,813,000
	2 健康福祉企画	10,083,000
	3 高齢者専門相談	159,917,000
	4 地域福祉推進	554,021,000
	5 社会福祉法人指導	132,000
2	スポーツ振興	650,477,000
	1 スポーツ活動	155,645,000
	2 スポーツ環境整備	494,832,000
3	障害福祉費	10,124,344,000
	1 障害者施策推進	111,451,000
	2 在宅福祉	1,344,131,000
	3 認定給付	5,985,804,000
	4 障害者相談	1,436,000
	5 障害者支援	46,453,000
	6 障害者施設	1,006,741,000
	7 子ども発達支援	1,628,328,000
4	生活援護費	17,338,627,000
	1 生活援護	16,778,432,000
	2 自立支援	560,195,000
5	保健企画費	1,424,807,000
	1 保健企画	654,591,000
	2 区民健診	677,260,000
	3 医療連携	92,956,000
6	保健予防費	2,079,057,000
	1 保健予防	2,036,620,000
	2 結核・感染症予防	32,462,000
	3 精神保健支援	9,975,000
7	生活衛生費	66,773,000
	1 衛生環境	50,554,000
	2 食品衛生	3,984,000
	3 医薬環境衛生	12,235,000

2 保健福祉のあゆみ

西暦	年度	記事（区分 = ○福祉一般その他 ◇高齢者福祉 ◆障害者福祉 ▲児童福祉 ☆計画・調査 ●保健一般その他 □母子保健 ■精神保健 ▽感染症対策 ▼成人・高齢保健 △食品・環境衛生対策 ◎国民健康保険）
1991	3	<ul style="list-style-type: none"> ○老人保健法改正（老人訪問看護） ○資産活用福祉資金貸付制度開始 ◇弥生高齢者福祉センター開設 ◇弥生、東中野高齢者在宅サービスセンター開設 ◇在宅高齢者短期保護事業（ミドルステイ）開始（2000年廃止） ◇痴呆性高齢者短期保護事業区実施（1994年廃止） ▲緊急一時保育事業開始 ●飼い猫の去勢・不妊手術助成開始（1996年廃止） ●高齢者入院見舞共済会設置 ▼眼科検診開始 ☆第2期福祉審議会「中野区の地域福祉を総合的に展開するための福祉施設の体系的整備と運営のあり方について」答申 ☆中野区保健推進計画策定
1992	4	<ul style="list-style-type: none"> ○地域型福祉サービス推進担当配置（1997年廃止） ◇松が丘高齢者福祉センター開設 ◇松が丘、南中野高齢者在宅サービスセンター開設 ◇老人性白内障眼鏡等助成開始 ◇住宅改造サービス開始 ◆精神薄弱者生活寮（やよい荘）開設 ◆第二杉の子作業所移転 ◆重度障害者毎日給食サービス試行開始 ◆重度障害者訪問給食サービス開始 ●休日薬局開始 □訪問給食サービス開始 ▼地域健康づくり支援開始 ☆中野区長期計画・実施計画策定 ☆第3期福祉審議会「老人福祉法等に基づく老人保健福祉計画の意を反映した（仮称）中野区地域福祉総合推進計画策定にあたっての基本的考え方について」答申 ☆福祉サービス意向調査実施
1993	5	<ul style="list-style-type: none"> ◇ヘルパー養成講座開設（1999年廃止） ◆知的障害者グループホーム援助開始 ▽エイズキャンペーン開始 ▽結核サーベイランス開始 △食品安全委員会設置 △食品総合相談窓口開始 ☆福祉プラン21（中野区地域福祉総合推進計画）策定
1994	6	<ul style="list-style-type: none"> ○児童権利条約発効 ○障害者基本法施行 ○精神保健法改正（精神障害者手帳） ○新ゴールドプラン策定 ○エンゼルプラン策定 ○福祉サービス事業団発足

西暦	年度	記事（区分 = ○福祉一般その他 ◇高齢者福祉 ◆障害者福祉 ▲児童福祉 ☆計画・調査 ●保健一般その他 □母子保健 ■精神保健 ▽感染症対策 ▼成人・高齢保健 △食品・環境衛生対策 ◎国民健康保険）
1994	6	◇特別養護老人ホームしらさぎホーム開設 ◇高齢者デイホームしらさぎホーム開設 ◇高齢者在宅サービスセンターしらさぎホーム開設 （2003年高齢者在宅サービスセンターしらさぎホームと統合） ◆生活実習所（かみさぎこぶし園）開設 ●ペット相談開始 ●予防接種法改正 ●地域保健法施行
1995	7	○障害者プラン策定（国） ○社会福祉会館（スマイルなかの）開設 ◆精神障害者社会復帰センター開設 ◆第四杉の子作業所開設 ◆精神障害者保健福祉法改正 ◆障害者社会活動センター開設 ●障害児（者）歯科医療事業開始 ▼咽頭がん検診開始 △環境保健サーベイランス開始（1999年廃止） ☆第4期福祉審議会「中野区における子育て・子育て支援のあり方について」提言 ☆寝たきり高齢者等訪問歯科診療需要調査実施
1996	8	◇特別養護老人ホーム小淀ホーム開設 ◇高齢者デイホーム小淀ホーム開設 ●母体保護法施行 ☆中野区保健福祉審議会設置（1997年1月発足、中野区福祉審議会及び中野区保健所運営協議会を廃止） ☆乳幼児の養育実態と保育需要調査実施 ☆福祉サービス意向調査実施
1997	9	○福祉部組織改正 ○中部保健福祉センター開設 ○児童福祉法改正 ◇在宅介護支援センターしらさぎホーム開設（2003年廃止） ◇24時間巡回型ホームヘルプサービス開始 ●要介護高齢者等訪問歯科医療開始 ●緊急一時入院病床確保事業開始 ●健康づくり協力モデル店の支援開始 ●医療監視指導開始 ●薬事衛生開始 ●薬事法改正 ●臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律改正 ■精神障害者グループホーム運営費助成開始 ☆福祉プラン21（中野区地域福祉総合推進計画）改定 ☆第二次中野区長期計画、'97中野区実施計画策定 ☆中野区保健推進計画（第一次改定）策定

西暦	年度	記事（区分 = ○福祉一般その他 ◇高齢者福祉 ◆障害者福祉 ▲児童福祉 ☆計画・調査 ●保健一般その他 □母子保健 ■精神保健 ▽感染症対策 ▼成人・高齢保健 △食品・環境衛生対策 ◎国民健康保険）
1998	10	○介護保険準備担当課長設置 ◆障害者地域自立生活支援センター開設 ●組織改正 「中野・中野北両保健所」を合併 「中野区保健所」設置 ●かかりつけ医機能推進事業開始 ▼機能訓練事業（B型）開始 △食品衛生推進員制度開始 ☆介護保険事業計画策定に係る要介護者等実態調査
1999	11	○介護保険準備課設置（介護保険準備担当課長廃止） ○新エンゼルプラン策定（国） ●感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行 ●難病患者等ホームヘルプサービス開始 □子育てこころの相談開始 △食中毒発生動向調査実施 ☆第2期保健福祉審議会「介護保険事業計画と関連施策のあり方について」（中間答申） ☆第1期保健福祉審議会「新たな状況変化に対応する地域型保健福祉を発展させるための方策について～介護保険制度への対応を中心に～」答申
2000	12	○ゴールドプラン21策定（国） ○介護保険制度開始 ○介護予防・自立支援事業開始 ○社会福祉法改正 ○余裕教室を活用した高齢者在宅サービスセンターの整備・開設 （桃二高齢者在宅サービスセンター、多田高齢者在宅サービスセンター） ○福祉部組織改正 ◆知的障害者更生施設「かみさぎこぶし園」開設（法内化） ●健康日本21策定（国） ●健やか親子21策定（国） ●難病患者に対する日常生活用具給付開始 ●家庭用品衛生監視開始 ●保健衛生部組織改正 ☆中野区介護保険運営協議会設置 ☆第2期保健福祉審議会「介護保険事業計画と関連施策のあり方について」（追加答申） ☆福祉プラン21（中野区地域福祉総合推進計画）改定 ☆介護保険事業計画策定 ☆要援護高齢者の実態調査
2001	13	◆障害者ケアマネジメント推進事業（試行）実施 ▲乳幼児医療費助成年齢拡大 ▼糖尿病生活習慣改善指導（医療機関）開始 ▼歯周疾患改善指導（医療機関）開始 ■精神障害者地域生活支援センター開設 ◆精神障害者ホームヘルプサービス開始 ○●組織改正（保健福祉部として統合） ☆要介護高齢者等実態調査

西暦	年度	記事（区分 = ○福祉一般その他 ◇高齢者福祉 ◆障害者福祉 ▲児童福祉 ☆計画・調査 ●保健一般その他 □母子保健 ■精神保健 ▽感染症対策 ▼成人・高齢保健 △食品・環境衛生対策 ◎国民健康保険）
2002	14	<ul style="list-style-type: none"> ○改正保健師助産師看護師法施行 ○新障害者プラン策定（国） ◇老人保健医療制度改正 ◆精神障害者居宅生活支援事業法定化 ◆知的障害者授産施設「弥生福祉作業所」開設（法内化） ◆第五杉の子作業所開設 ●小児初期救急診療開始 ☆保健福祉サービス意向調査 ☆第3期保健福祉審議会「中野区保健福祉総合推進計画策定にあたっての基本的な考え方について」（中間答申・答申） ☆介護保険運営協議会「第2期中野区介護保険事業計画の策定について」（中間答申・答申）
2003	15	<ul style="list-style-type: none"> ◇在宅介護支援センター設置か所数増（9か所） ◇区立特別養護老人ホームしらさぎホーム等を福祉サービス事業団立施設へ移行 ◇堀江、鷺宮高齢者福祉センターの運営を社会福祉法人に委託 ◇弥生、松が丘高齢者福祉センターの民営化 ◇老人保健医療制度改正 ◇介護予防メニュー等調査研究モデル事業実施 ◆支援費制度創設 ◆障害者地域自立生活支援センター移転・拡充（相談業務の24時間対応化） ◆身体障害者補助犬法全面施行（公共施設等への補助犬同伴拒否の禁止） ●区民健診のがん検診（大腸がんを除く）に自己負担制度を導入 ●健康危機管理マニュアルの改訂 ●健康増進法施行 ◎健康保険法等の一部改正法施行（老人医療対象年齢の段階的引上げ） ○●健康福祉都市宣言 ○●組織改正（高齢福祉課と障害福祉課設置、保健福祉センター4か所と保健所組織改正） ☆中野区保健福祉総合推進計画策定 ☆第2期中野区介護保険事業計画策定
2004	16	<ul style="list-style-type: none"> ○権利擁護センター「アシストなかの」開設 ○中野区福祉サービス事業団本部移転 ◇高齢者見守りネットワーク「元気でねっと」立ち上げ ◇特別養護老人ホーム優先入所等に関する指針策定 ◇高齢者緊急一時宿泊事業の開始（区内特別養護老人ホームの空床を活用） ◇高齢者会館の運営委託化（しんやまの家、上高田東、東山の3館） ◆社会福祉法人中野障害者援護センター設立 ●健康危機管理図上訓練の初実施 ◎国民健康保険料のコンビニエンスストア収納開始 ○●組織改正（国民健康保険及び環境公害関係事務を保健福祉部に移管、母子保健、母子等医療助成事務及び障害児福祉関係事務を子ども家庭部へ移管） ☆介護保険サービス実態調査

西暦	年度	記事（区分 = ○福祉一般その他 ◇高齢者福祉 ◆障害者福祉 ▲児童福祉 ☆計画・調査 ●保健一般その他 □母子保健 ■精神保健 ▽感染症対策 ▼成人・高齢保健 △食品・環境衛生対策 ◎国民健康保険）
2005	17	<p>○犯罪被害者等基本法施行 ◇認知症高齢者グループホーム開設（弥生町3丁目、単独施設として区内初） ◆発達障害者支援法施行 ◆かみさぎこぶし園の運営を指定管理者による管理に移行 ●食育基本法施行 ●区民健診費用の一部自己負担制拡大（成人健診、大腸がん検診、眼科検診、成人歯科健診）、健診内容の充実 ▽結核予防法の改正施行（ツベルクリン反応検査廃止とBCG接種時期変更） △薬事事務の拡大（薬局、薬種商、医療機器の一部など 都特例条例による委譲） ○●組織改正（環境公害関係事務、シルバー人材センター関係事務を区民生活部へ移管） ☆保健福祉サービス意向調査（高齢者調査、障害者調査、健康意識調査） ☆保健福祉に関する意識調査（初年度以降毎年度実施） ☆第4期保健福祉審議会「中野区保健福祉総合推進計画の改定にあたり盛り込むべき基本的な考え方について」（答申） ☆介護保険運営協議会「第3期中野区介護保険事業計画の策定について」（答申） ☆中野区保健福祉総合推進計画2005 策定 ☆第3期中野区介護保険事業計画 策定</p>
2006	18	<p>◇介護保険法改正（区内4つの日常生活圏域の設定、地域包括支援センター8か所の設置、地域支援事業、地域密着型サービスの創設など） ◇高齢者虐待防止・養護者支援法施行 ◇高齢者会館の委託化推進（東中野いこいの家、若宮の2館） ◇堀江、鷺宮高齢者福祉センターの運営を指定管理者による管理に移行 ◇介護保険料のコンビニエンスストア収納開始 ◇高齢者虐待対応連絡会の設置 ◆障害者自立支援法施行 ◇多田、桃二高齢者在宅サービスセンターの運営を指定管理者による管理に移行、南中野高齢者在宅サービスセンターの民営化 ◆知的障害者生活寮（やまと荘、やよい荘）の運営を指定管理者による管理に移行 ◆知的障害者通所施設「ふらっとなかの」開設 ◆第1期中野区障害福祉計画 策定 ●自殺対策基本法施行 ●健康づくり連携推進会議の設置 △第4期食品安全委員会「中野区の食品安全・安心確保対策のための基本方針」に盛り込むべき基本的な考え方について～食育の前提となる子どもの食の安全策の推進を中心に（答申） ◎東京都後期高齢者医療広域連合の設立 ○●組織改正（健康・高齢分野及び経営分野の再編、地域ケア分野の設置）</p>

西暦	年度	記事（区分 = ○福祉一般その他 ◇高齢者福祉 ◆障害者福祉 ▲児童福祉 ☆計画・調査 ●保健一般その他 □母子保健 ■精神保健 ▽感染症対策 ▼成人・高齢保健 △食品・環境衛生対策 ◎国民健康保険）
2007	19	<ul style="list-style-type: none"> ○民間福祉サービス紛争調定制度を開始 ◇高齢者会館の委託化推進（本一、鷺六の2館） ◇江古田の森保健福祉施設「東京総合保健福祉センター 江古田の森」開設 ◇中野区高齢者虐待対応マニュアルの策定 ◆中野区障害者自立支援協議会の設置 ●がん対策基本法施行 ●中野区健康づくり行動プランの策定 ▽中野区新型インフルエンザ対応マニュアルの策定 △中野区ペットとの共生を考える懇談会『中野区における「ペットとの共生」のための提言』 ◎☆中野区特定健康診査等実施計画の策定 ☆保健福祉審議会と介護保険運営協議会の審議組織を統合（保健福祉審議会に統合）
2008	20	<ul style="list-style-type: none"> ○犯罪被害者等相談支援事業の開始 ○福祉資金の自立生活資金への再編（生業資金、奨学金、入院資金、女性福祉資金の廃止） ○東京都生活安定化総合対策事業（チャレンジ支援貸付事業など）の開始 ◇高齢者会館の委託化推進（上高田、野方の2館） ◇堀江、鷺宮高齢者福祉センターの運営を指定管理者から業務委託に移行 ◆義務教育通学等支援事業の開始 ●後期高齢者医療制度、特定健診・特定保健指導の開始 ●東京警察病院の開院 ●東京都大気汚染医療費助成制度の拡充 ●中野区健康づくりシンボルマーク・標語の制定 ●中野区食育マスコットキャラクター「うさごはん」の制定 ○仲町小学校跡施設活用整備に関する基本計画案策定 ○中野区成年後見支援センター（社会福祉協議会）の開始 ☆保健福祉サービス意向調査（高齢者福祉・介護保険、障害福祉） ☆第5期保健福祉審議会「中野区保健福祉総合推進計画・障害福祉計画の改定にあたり、同計画に盛り込むべき基本的な考え方」（答申） ○新型自立支援センター「（仮称）中野寮」検討委員会報告書 ☆第5期保健福祉審議会「第4期中野区介護保険事業計画の策定にあたり、同計画に盛り込むべき基本的な考え方、また、高齢者を支えるための方策について」（第二次答申） ☆中野区保健福祉総合推進計画、第4期中野区介護保険事業計画及び第2期中野区障害福祉計画の策定（合冊版） ◇高齢者困りごと支援事業（社会福祉協議会）の開始 ◇中野区介護従事者処遇改善臨時特例基金創設

西暦	年度	記事（区分 = ○福祉一般その他 ◇高齢者福祉 ◆障害者福祉 ▲児童福祉 ☆計画・調査 ●保健一般その他 □母子保健 ■精神保健 ▽感染症対策 ▼成人・高齢保健 △食品・環境衛生対策 ◎国民健康保険）
2009	21	◇松が丘、弥生、堀江、鷺宮高齢者福祉センターの運営を指定管理者による管理に移行 ◇高齢者会館の委託化推進（昭和、白鷺の2館） ◆障害者福祉会館の運営を指定管理者による管理に移行 ◆知的・身体障害者向けグループホーム及び短期入所事業施設（中野第二江原寮）の開設 ○中野富士見中学校跡の活用方針地域説明会（すこやか福祉センター移行予定） ◇入浴困難高齢者支援入浴事業の開始 ◆精神障害者向けグループホーム（オリーバ）の開設 ◆日中一時支援事業の推進（中野江原短期入所） ▽新型インフルエンザ発生に伴う健康危機管理体制の強化 ◇介護従事者定着支援事業の実施 ◇短期入所生活介護（ショートステイ）整備補助事業の創設 ▽「新型インフルエンザワクチン接種」助成及び集団接種の実施 ○バリアフリーマップ（中野区公式ホームページ内）の公開
2010	22	◇宮園高齢者会館の移転（東部地域センター内） ◇高齢者会館の委託化推進（南部、沼袋の2館） ■精神障害回復者社会生活適応訓練（デイケア）の民間委託化（4保健福祉センター） ○生活保護被保護者退院促進事業の実施 ○中部すこやか福祉センターの開設（中部保健福祉センターの廃止） ◆中部すこやか障害者相談支援事業所の開設（中部すこやか福祉センター内） ◇東中野地域包括支援センター移転開設（旧宮園高齢者会館内） ●中野区ピンクリボンの実施 ●中野区がん健診普及啓発及び受診率向上に関する協定締結 ○高齢者居宅介護支援事業の実施（4月） ○居宅生活移行等支援事業の実施（11月）
2011	23	○中野区地域支えあい活動の推進に関する条例施行 ○新型自立支援センター中野寮の開設 ▲キッズ・プラザ桃花及びキッズ・プラザ武蔵台の開設 ▲緑野学童クラブ及び平和の森学童クラブの開設（沼袋、丸山及び野方学童クラブ並びに桃花及び武蔵台学童クラブの分室の廃止） ○北部、南部及び鷺宮すこやか福祉センターの開設（北部、南部及び鷺宮保健福祉センターの廃止） ◇高齢者会館の委託化推進（宮園、若宮いこいの家の2館） ◆仲町就労支援事業所の開設（社会福祉会館内の精神障害者社会復帰センターが障害者自立支援法に基づく事業所として中部すこやか福祉センター内に開設） ◎国民健康保険料に係る賦課方式「旧ただし書き方式」への移行 ☆保健福祉サービス等に関する意識及び意向調査（高齢者福祉・介護保険、障害福祉） △生食用食肉を取り扱う施設に対する緊急監視の実施 ○区民活動センター開設 ▲弥生保育園分園の設置（中野区弥生町5-5-2） ●糖尿病予防対策事業（運動実技指導・栄養指導）の実施 ○見守り対象者名簿の提供及び24時間緊急時連絡態勢の実施 ○北部すこやか福祉センターの総合相談窓口機能の拡充（時間延長、地域包括支援センター併設）

西暦	年度	記事（区分 = ○福祉一般その他 ◇高齢者福祉 ◆障害者福祉 ▲児童福祉 ☆計画・調査 ●保健一般その他 □母子保健 ■精神保健 ▽感染症対策 ▼成人・高齢保健 △食品・環境衛生対策 ◎国民健康保険）
2011	23	<p>☆第6期保健福祉審議会「保健福祉総合推進計画の改定及び介護保険事業計画、障害福祉計画の策定にあたり盛り込むべき基本的な考え方について」（答申）</p> <p>○ハローワークとの連携による「中野就職サポート」事業の実施</p> <p>●健康づくり・スポーツ推進モデル事業の実施</p> <p>●中野区民の健康づくりを推進する会の設置</p> <p>☆第6期保健福祉審議会「保健福祉総合推進計画の改定及び介護保険事業計画、障害福祉計画の策定にあたり盛り込むべき基本的な考え方について」（最終答申）</p> <p>☆中野区保健福祉総合推進計画2012、第5期中野区介護保険事業計画及び第3期障害福祉計画の策定</p> <p>○犯罪被害者等緊急生活サポート事業の実施</p>
2012	24	<p>◆中野福祉作業所の運営を指定管理者による管理に移行</p> <p>◆北部すこやか障害者相談支援事業所の開設（北部すこやか福祉センター内）</p> <p>◆障害者虐待防止センター機能の設置（障害福祉分野内）</p> <p>◇桃二高齢者在宅サービスセンターの廃止（2012年4月1日）</p> <p>◎☆中野区第二期特定健康診査等実施計画の策定</p> <p>●中野区健康づくりパートナー制度の実施</p> <p>●中野区健康づくり行動プランの改定</p> <p>●中野区在宅療養推進協議会の設置</p> <p>●中野区摂食・えん下機能支援推進協議会の設置</p> <p>△浅漬け製造を行う施設に対する立ち入り調査の実施</p> <p>◇◆中野区高齢者・障害者虐待対応連絡会の設置（改組）</p> <p>◇松が丘及び弥生高齢者福祉センターの廃止（高齢者会館機能を確保し民間に貸し付け）</p>
2013	25	<p>▽予防接種法改正（子宮頸がん予防等3ワクチンの定期予防接種化）</p> <p>○社会福祉法改正（一部社会福祉法人の都から区への所轄庁変更）</p> <p>○地域支えあい推進会議の開催</p> <p>●中野区新型インフルエンザ等対策本部条例施行</p> <p>◆障害のある人などが、災害発生時や緊急時などに必要とする支援や配慮などをあらかじめ記入するヘルプカードの作成・配布</p> <p>◇多田高齢者在宅サービスセンターの廃止（2013年4月1日）</p> <p>◇堀江及び鷺宮高齢者福祉センターの廃止（堀江は高齢者会館機能を確保し民間に貸し付け、鷺宮は高齢者会館を26年度に新設）</p>
2014	26	<p>◆弥生福祉作業所の運営を指定管理者による管理に移行</p> <p>○就労意欲喚起等事業の実施</p> <p>☆中野区新型インフルエンザ等対策行動計画の策定</p> <p>◇医療介護総合確保推進法施行</p> <p>☆保健福祉サービス等に関する意識及び意向調査（高齢者福祉・介護保険、障害福祉）</p> <p>○臨時福祉給付金、子育て世帯臨時特例給付金の給付</p> <p>☆第7期保健福祉審議会「保健福祉総合推進計画の改定及び介護保険事業計画、障害福祉計画の策定にあたり盛り込むべき基本的な考え方について」（答申）</p> <p>●全国健康保険協会（協会けんぽ）東京支部と覚書の締結</p> <p>▲中野区子ども発達センターたんぼぼ、中野区放課後デイサービスセンターみずいろ開設</p> <p>◇鷺宮高齢者会館の開設</p> <p>◆難病の患者に対する医療等に関する法律施行</p>

西暦	年度	記事（区分 = ○福祉一般その他 ◇高齢者福祉 ◆障害者福祉 ▲児童福祉 ☆計画・調査 ●保健一般その他 □母子保健 ■精神保健 ▽感染症対策 ▼成人・高齢保健 △食品・環境衛生対策 ◎国民健康保険）
2014	26	<p>☆第7期保健福祉審議会「保健福祉総合推進計画の改定及び介護保険事業計画、障害福祉計画の策定にあたり盛り込むべき基本的な考え方について」（最終答申）</p> <p>☆保健福祉審議会は、所管事項に健康増進を追加し、名称を健康福祉審議会に変更</p> <p>☆中野区健康福祉総合推進計画2015、第6期中野区介護保険事業計画及び第4期障害福祉計画の策定</p> <p>▽予防接種法施行令改正(水痘等2ワクチンの定期予防接種化、2014年10月1日)</p> <p>○鷺宮すこやか福祉センターの移転</p> <p>△飼い主のいない猫対策助成事業開始</p>
2015	27	<p>○生活困窮者自立支援法施行</p> <p>○自立相談支援事業の実施</p> <p>○学習支援事業、就労準備支援事業の実施</p> <p>◆鷺宮すこやか障害者相談支援事業所の開設（鷺宮すこやか福祉センター内）</p> <p>○在宅療養（摂食・えん下機能）支援事業の実施</p> <p>○在宅医療介護連携推進協議会の設置</p> <p>○中部スポーツ・コミュニティプラザの開設</p> <p>○臨時福祉給付金、子育て世帯臨時特例給付金の給付</p> <p>○地域ケア会議の開催</p> <p>◆かみさぎこぶし園において、東京都重症心身障害児（者）通所事業を追加</p> <p>○社会福祉法改正</p> <p>△薬事事務の拡大（高度管理医療機器販売業、法改正により権限委譲）</p>
2016	28	<p>◆障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）施行</p> <p>◆一般財団法人中野区障害者福祉事業団設立</p> <p>○臨時福祉給付金、年金生活者等支援臨時福祉給付金（高齢者向け、障害・遺族年金受給者向け）の給付</p> <p>◇認知症初期集中支援チームの設置</p> <p>◇生活支援コーディネーターを配置</p> <p>○南部スポーツ・コミュニティプラザの開設</p> <p>○南部すこやか福祉センターの移転</p> <p>◇南中野地域包括支援センターの移転（南部すこやか福祉センター内）</p> <p>◆南部すこやか障害者相談支援事業所の開設（南部すこやか福祉センター内）</p> <p>○中野区スポーツ・健康づくり推進計画の策定</p> <p>▽予防接種法改正（B型肝炎ワクチン予防接種の定期接種化）</p> <p>▲中野区療育センターゆめなりあ開設</p> <p>◆重症心身障害児（者）在宅レスパイト事業の実施</p> <p>●中野区地域医療検討会の設置</p> <p>◆中野区における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領の策定</p> <p>☆中野区地域包括ケアシステム推進プランの策定</p> <p>●後期高齢者医療保険料のコンビニエンスストア収納開始</p>
2017	29	<p>◇介護予防・日常生活支援総合事業の開始</p> <p>○臨時福祉給付金（経済対策分）の給付</p> <p>●骨髄移植ドナー支援事業の開始</p> <p>☆健康福祉サービス等に関する意識及び意向調査（高齢福祉・介護保険、障害福祉）</p> <p>●総合東京病院において、小児初期救急医療事業を開始</p> <p>◆中野区障害者差別解消審議会設置</p>

西暦	年度	記事（区分 = ○福祉一般その他 ◇高齢者福祉 ◆障害者福祉 ▲児童福祉 ☆計画・調査 ●保健一般その他 □母子保健 ■精神保健 ▽感染症対策 ▼成人・高齢保健 △食品・環境衛生対策 ◎国民健康保険）
2017	29	<p>☆若年性認知症実態調査</p> <p>◎中野区国民健康保険糖尿病性腎症重症化予防事業の開始</p> <p>☆第8期健康福祉審議会「健康福祉総合推進計画の改定及び介護保険事業計画、障害福祉計画、障害児福祉計画の策定にあたり盛り込むべき基本的な考え方について」（答申）</p> <p>☆第8期健康福祉審議会「健康福祉総合推進計画の改定及び介護保険事業計画、障害福祉計画、障害児福祉計画の策定にあたり盛り込むべき基本的な考え方について」（最終答申）</p> <p>●中野区ウォーキングマップの作成</p> <p>☆中野区健康福祉総合推進計画2018、第7期中野区介護保険事業計画、第5期中野区障害福祉計画及び第1期中野区障害児福祉計画の策定</p> <p>◎☆中野区国民健康保険保健事業実施計画（データヘルス計画）、中野区第三期特定健康診査等実施計画の策定</p> <p>◆中野福祉作業所の廃止</p> <p>▲総合東京病院において、病児保育事業（医療機関併設型）を開始</p>
2018	30	<p>○地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律施行</p> <p>◆障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律施行</p> <p>◎国民健康保険制度改革による国保広域化</p> <p>○中野区ユニバーサルデザイン推進条例施行</p> <p>◆障害者多機能型通所施設「コロニーもみじやま支援センター」開設</p> <p>○在宅療養相談窓口の設置</p> <p>●知的障害者文化スポーツ事業の実施</p> <p>○中野区自殺対策審議会設置</p> <p>●医療介護情報連携システム（通称：なかのメディ・ケアネット）導入</p> <p>△食品衛生法改正</p> <p>△住宅宿泊事業法施行</p>
2019	31	<p>○●組織改正（データヘルス計画に基づく保健事業及び衛生関係事務を健康福祉部に移管、高齢者サービス及び高齢者支援基盤整備関係事務を地域支えあい推進部へ移管、生涯学習及び文化財保護関係事務を区民部へ移管）</p> <p>■保健予防課に精神保健支援係を新設（4月）</p> <p>◇▼◎医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律の成立に伴う高齢者の特性を踏まえた保健事業ガイドラインの改定</p> <p>●中野区禁煙外来治療費助成事業の実施（6月）</p> <p>○鷺宮スポーツ・コミュニティプラザの開設（鷺宮体育館の廃止）</p> <p>◆精神障害者地域生活支援拠点事業の開始</p> <p>◎国民健康保険料の、ペイジーによるATMやインターネットバンキングでの収納、モバイルレジ（スマートフォンの専用アプリ）によるクレジットカード収納の開始</p> <p>◇認知症高齢者等個人賠償責任保険事業の開始（2月）</p> <p>●総合東京病院における小児初期救急医療事業を中止（3月）</p>

西暦	年度	記事（区分 = ○福祉一般その他 ◇高齢者福祉 ◆障害者福祉 ▲児童福祉 ☆計画・調査 ●保健一般その他 □母子保健 ■精神保健 ▽感染症対策 ▼成人・高齢保健 △食品・環境衛生対策 ◎国民健康保険）
2020	2	<ul style="list-style-type: none"> ●後期高齢者医療被保険者証のカード化 ○中野区再犯防止推進計画策定 ◇地域・社会資源把握支援システム導入 ○中野区犯罪被害者等支援条例施行 ○犯罪被害者等弁護士費用助成など犯罪被害者等支援事業の拡充 ○中野区立総合体育館の開設 ○中野区手話言語条例施行 ◆中野区障害者の多様な意思疎通の促進に関する条例施行 ◆総合東京病院から看護職員の派遣をうけ、障害者支援施設江古田の森において、短期入所医療的ケア実施事業を開始 ○中野区災害弔慰金等支給審査委員会設置 ○生活困窮者家計改善支援事業実施 ●改正健康増進法・東京都受動喫煙防止条例全面施行（4月） ◎●国民健康保険被保険者及び後期高齢者医療保険被保険者のうち、新型コロナウイルス感染症に感染又は感染が疑われる被用者に対する傷病手当金の支給申請受付開始（7月） ◎●◇新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した世帯等の国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料の減免（7月） ▽予防接種法施行令改正（ロタウイルスの定期予防接種化、2020年10月1日） ▽定期接種実施要領改正（生ワクチン同士を除く、接種期間の制限撤廃、2020年10月1日） ▽新型コロナウイルス感染症発生に伴う健康危機管理体制の強化 ▽PCR検査センターの設置 ○□若年性認知症相談窓口を設置（11月） ☆暮らしの状況と意識に関する調査（12月） ▽感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律改正、新型インフルエンザ等対策特別措置法改正（2月） ◎●◇国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料のPayPay、LINE Payでの収納開始（3月） ○居宅生活移行等支援事業の廃止（3月） ☆健康福祉サービス等に関する意識及び意向調査（高齢福祉・介護保険、障害福祉） ☆第9期健康福祉審議会「健康福祉総合推進計画の改定及び介護保険事業計画、障害福祉計画、障害児福祉計画の策定にあたり盛り込むべき基本的な考え方について」（答申） ☆第9期健康福祉審議会「健康福祉総合推進計画の改定及び介護保険事業計画、障害福祉計画、障害児福祉計画の策定にあたり盛り込むべき基本的な考え方について」（最終答申） ☆中野区高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画、中野区障害者計画・第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画の策定

西暦	年度	記事（区分 = ○福祉一般その他 ◇高齢者福祉 ◆障害者福祉 ▲児童福祉 ☆計画・調査 ●保健一般その他 □母子保健 ■精神保健 ▽感染症対策 ▼成人・高齢保健 △食品・環境衛生対策 ◎国民健康保険）
2021	3	<p>○地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律施行 ▽新型コロナウイルスワクチン接種開始（4月） ○学習支援事業を子ども・教育政策課に移管（4月） ◎国民健康保険被保険者証等の記号番号に2桁の個人別識別番号を追記（4月） ○新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金事業の実施（7月） ◎●◇国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料のau PAY、J-Coin Pay、d払いでの収納開始（7月） △改正食品衛生法完全施行 ○医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律施行（9月） ◎●国民健康保険および後期高齢者医療保険におけるオンライン資格確認本格運用開始（10月） ◎●マイナンバーカードの保険証利用の本格運用開始（10月） ☆中野区地域福祉計画、中野区成年後見制度利用促進計画、中野区スポーツ・健康づくり推進計画の策定（10月） ▲中野区子ども・若者支援センター開設（11月） ☆中野区地域包括ケア総合アクションプランの策定（3月） ◎☆中野区国民健康保険保健事業実施計画（データヘルス計画）の中間評価の策定（3月）</p>
2022	4	<p>○中野区成年後見制度連携推進協議会設置 ◎●未就学児に係る国民健康保険料均等割額の減額賦課 ○ひきこもり相談窓口の設置（4月） ▲中野区児童相談所開設（4月） ●全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の一部の施行、及び関係政省令の公布に伴い、後期高齢者医療制度の一部負担金の負担割合に「2割」を導入（10月予定）</p>

3 世帯と人口

中野区の人口は、昭和40年代の約38万人をピークに年々減少を続け、平成7年～9年には30万6千人まで落ち込んだが、平成24年からは毎年増加した。令和3年10月1日現在の推計では343,190人となっており、平成23年に減少して以来、10年ぶりの減少となった。

性別年代別の人口構成（1月1日現在、住民基本台帳人口）は、平成16年まで男女とも20歳代の人口が多かったが、平成17年から30歳代が20歳代を上回った。令和3年は30歳代が総人口の17.6%を占めており、次に40歳代の16.2%、20歳代の15.6%が続く。

また、年齢3区分別構成割合は、年少人口9.1%、生産年齢人口70.5%、高齢人口20.4%となっている。年少人口割合と高齢人口割合はともに前年より0.1ポイント上昇し、生産年齢人口割合は0.2ポイント低下した。

全国・東京都・中野区の人口推移

単位：人

年次	全国	東京都	中野区
2000（平成12）年 *	126,925,843	12,064,101	309,526
2005（平成17）年 *	127,767,994	12,576,601	310,627
2010（平成22）年 *	128,057,352	13,159,388	314,750
2015（平成27）年 *	127,094,745	13,515,271	328,215
2017（平成29）年	126,918,546	13,773,187	336,460
2018（平成30）年	126,748,506	13,888,986	339,700
2019（令和元）年	126,555,078	14,004,097	344,196
2020（令和2）年 *	126,146,099	14,047,594	344,880
2021（令和3）年	125,502,290	14,011,487	343,190

*印の年は国勢調査による人口。それ以外の年は総務省統計局及び東京都の推計人口。（各年10月1日現在）

自然動態・社会動態の推移

単位：人

年次	自然動態		社会動態	
	出生	死亡	転入	転出
2000（平成12）年 *	1,978	2,208	30,221	29,668
2005（平成17）年 *	1,983	2,343	27,220	27,539
2010（平成22）年 *	2,293	2,616	26,015	26,526
2015（平成27）年 *	2,632	2,711	32,710	28,874
2017（平成29）年	2,602	2,686	30,817	29,742
2018（平成30）年	2,525	2,737	31,511	29,873
2019（令和元）年	2,354	2,794	33,290	30,129
2020（令和2）年 *	2,435	2,783	31,475	30,765
2021（令和3）年	2,387	2,909	30,574	31,572

*印の年は国勢調査による集計。それ以外の年の集計は以下のとおり。

【自然動態】平成29年までは「人口動態統計」（東京都福祉保健局）による集計。

平成30年以降は「人口動態統計年報速報（概数）」（東京都福祉保健局）による。

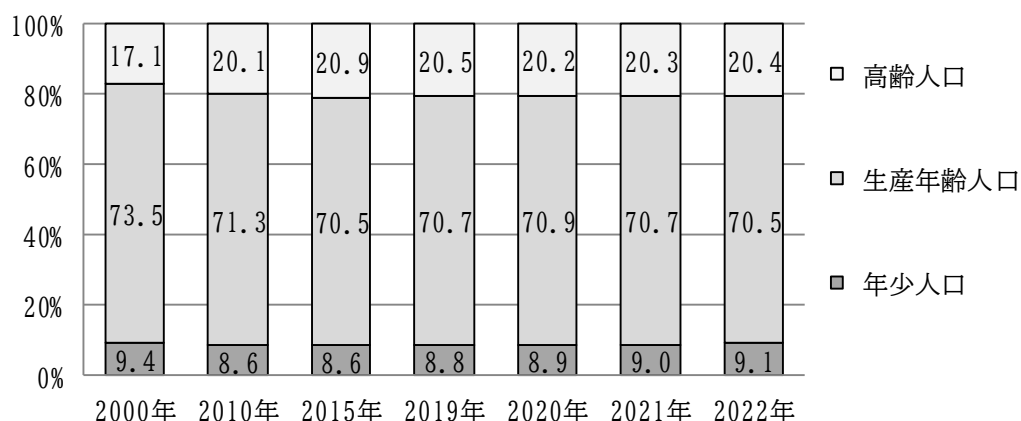
【社会動態】「中野区統計書 2022年」による集計。

年齢別人口推移（各年1月1日 住民基本台帳人口）

単位：人

年齢	2000年	2010年	2015年	2019年	2020年	2021年	2022年（令和4年）		
	（平成12年）	（平成22年）	（平成27年）	（平成31年）	（令和2年）	（令和3年）	総数	男	女
総数	294,594	299,562	316,625	331,658	335,234	334,632	332,017	167,199	164,818
年少人口	27,851	25,766	27,311	29,258	29,658	30,189	30,267	15,534	14,733
生産年齢	216,432	213,573	223,224	234,427	237,684	236,588	234,137	122,960	111,177
高齢人口	50,311	60,223	66,090	67,973	67,892	67,855	67,613	28,705	38,908
0～4	9,277	9,180	10,648	11,522	11,477	11,362	11,014	5,696	5,318
5～9	8,642	8,270	8,433	9,524	9,705	10,093	10,247	5,239	5,008
10～14	9,932	8,316	8,230	8,212	8,476	8,734	9,006	4,599	4,407
15～19	13,033	9,023	9,704	10,244	10,254	9,574	9,210	4,670	4,540
20～24	27,397	19,371	19,298	22,700	22,987	21,834	20,437	10,149	10,288
25～29	33,355	31,124	30,674	31,722	32,528	31,904	31,256	16,025	15,231
30～34	27,310	30,599	31,606	31,091	30,790	30,484	29,749	15,835	13,914
35～39	21,307	28,158	28,925	28,884	28,956	28,951	28,523	15,580	12,943
40～44	17,492	23,488	27,437	27,521	27,449	27,150	26,611	14,518	12,093
45～49	18,840	19,403	23,683	26,400	26,991	27,252	27,113	14,433	12,680
50～54	21,668	16,156	19,592	22,682	23,456	23,719	25,215	13,204	12,011
55～59	19,088	17,196	15,964	18,254	19,066	20,140	19,952	10,390	9,562
60～64	16,942	19,055	16,341	14,929	15,207	15,580	16,071	8,156	7,915
65～69	16,121	16,313	17,926	16,573	15,287	14,698	14,049	6,958	7,091
70～74	13,204	13,963	15,029	15,538	16,415	17,006	17,255	8,206	9,049
75～79	9,404	12,569	12,428	13,090	13,347	12,946	12,530	5,482	7,048
80～84	6,159	9,192	10,320	10,637	10,367	10,131	10,393	3,983	6,410
85～89	3,600	5,232	6,512	7,419	7,585	7,887	7,979	2,715	5,264
90歳以上	1,823	2,954	3,875	4,716	4,891	4,996	5,215	1,334	3,881
100歳以上再掲	34	109	148	150	149	191	192	27	165

※「住民基本台帳法の一部を改正する法律」が平成24年7月9日に施行され、外国人も住民基本台帳に記載されるようになったため、平成25年分より日本人と外国人を合算した数となっている。



4 衛生統計

(1) 人口動態統計

出生、死亡、死産、婚姻、離婚の届書から人口動態事象を数理的に把握し、人口及び厚生行政施策の基礎資料を得ることを目的として、人口動態調査を行っている。

随時届け出られる上記の届書から、区民部が調査票を作成し、健康福祉部に提出する。健康福祉部ではその内容の審査及び取りまとめを行い、東京都福祉保健局を経て厚生労働省統計情報部へ提出している（統計法 基幹統計）。

中野区における年次推移（人、件数）

（各年1月～12月）

年次	出生	<再掲>		<再掲>		周産期死亡			死産			自然増加	婚姻	離婚
		低体重児	死亡	乳児死亡	新生児死亡	総数	妊娠満22週以後の死産	早期新生児死亡	総数	自然死産	人工死産			
12	1,978	203	2,208	4	3	9	7	2	68	28	40	△ 230	2,295	690
17	1,983	196	2,343	6	3	7	5	2	72	32	40	△ 360	2,456	603
22	2,293	226	2,616	5	2	10	8	2	53	24	29	△ 323	2,792	620
27	2,632	266	2,711	6	4	7	5	2	49	20	29	△ 79	2,863	553
1	2,354	223	2,794	1	1	6	5	1	66	24	42	△ 440	2,934	595
2	2,435	205	2,783	1	1	7	6	1	45	18	27	△ 348	2,465	523
3	2,387	259	2,909	5	1	7	6	1	49	15	34	△ 522	2,289	457

※低体重児は、出生体重が2,500g未満の児

中野区における年次推移（率）

（各年1月～12月）

年次	出生率	低体重児率	死亡率	乳児死亡率	新生児死亡率	周産期死亡率	死産率	自然増加率	婚姻率	離婚率	合計特殊出生率
12	6.4	102.6	7.1	2.0	1.5	4.5	33.2	△ 0.7	7.4	2.23	0.77
17	6.5	98.8	7.7	3.0	1.5	3.5	35.0	△ 1.2	8.1	1.98	0.75
22	7.3	98.6	8.3	2.2	0.9	4.3	22.6	△ 1.0	8.9	1.97	0.89
27	8.3	101.1	8.5	2.3	1.5	2.7	18.3	△ 0.2	9.0	1.74	1.03
1	6.9	94.7	8.2	0.4	0.4	2.5	27.3	△ 1.3	8.6	1.74	0.93
2	7.5	84.2	8.5	0.4	0.4	2.9	18.1	△ 1.1	7.6	1.60	0.97
3	7.0	108.5	8.5	2.1	0.4	2.9	20.1	△ 1.5	6.7	1.33	0.96

※新生児死亡は乳児死亡の再掲。

※出生率・死亡率・婚姻率・離婚率は人口千対

低体重児率・乳児死亡率・新生児死亡率は出生千対

周産期死亡率・死産率は出産千対

人口動態年次推移（全国、都、区部、中野）

年次	区分	出生		死亡		乳児死亡		新生児死亡		死産					
		実数	率	実数	率	実数	率	実数	率	総数		自然死産		人工死産	
										実数	率	実数	率	実数	率
12	全国	1,190,547	9.5	961,653	7.7	3,830	3.2	2,106	1.8	38,393	31.2	16,200	13.2	22,193	18.1
	都	100,209	8.3	83,849	7.0	354	3.5	200	2.0	2,995	29.0	1,364	13.2	1,631	15.8
	区部	65,224	8.0	59,101	7.3	234	3.6	128	2.0	2,034	30.2	908	13.5	1,126	16.7
	中野	1,978	6.4	2,208	7.1	4	2.0	3	1.5	68	33.2	28	13.7	40	19.6
17	全国	1,062,530	8.4	1,083,796	8.6	2,958	2.8	1,510	1.4	31,818	29.1	13,502	12.3	18,316	16.7
	都	96,542	7.8	93,599	7.6	257	2.7	129	1.3	2,839	28.6	1,293	13.0	1,546	15.6
	区部	64,171	7.7	65,153	7.9	176	2.7	89	1.4	1,916	29.0	872	13.2	1,044	15.8
	中野	1,983	6.5	2,343	7.7	6	3.0	3	1.5	72	35.0	32	15.6	40	19.0
22	全国	1,071,304	8.5	1,197,012	9.5	2,450	2.3	1,167	1.1	26,560	24.2	12,245	11.2	14,315	13.0
	都	108,135	8.4	104,238	8.1	212	2.0	95	0.9	2,587	23.4	1,143	10.3	1,444	13.1
	区部	73,740	8.5	72,069	8.3	136	1.8	59	0.8	1,828	24.2	805	10.7	1,023	13.5
	中野	2,293	7.5	2,616	8.6	5	2.2	2	0.9	53	22.6	24	10.4	29	12.5
27	全国	1,005,656	8.0	1,290,428	10.3	1,916	1.9	902	0.9	22,621	22.0	10,858	10.6	11,763	11.4
	都	113,194	8.6	111,673	8.5	189	1.7	89	0.8	2,407	20.8	1,142	9.9	1,265	10.9
	区部	80,619	9.0	75,960	8.5	133	1.6	63	0.8	1,742	21.2	809	9.8	933	11.3
	中野	2,632	8.3	2,711	8.5	6	2.3	4	1.5	49	18.3	20	7.6	29	11.0
1	全国	865,239	7.0	1,381,093	11.2	1,654	1.9	755	0.9	19,454	22.0	8,997	10.2	10,457	11.8
	都	101,818	7.6	120,870	9.0	146	1.4	59	0.6	2,303	22.1	966	9.3	1,337	12.8
	区部	73,454	7.6	81,032	8.4	110	1.5	49	0.7	1,674	22.3	685	9.1	989	13.2
	中野	2,354	6.9	2,794	8.2	1	0.4	1	0.4	66	27.3	24	9.9	42	17.4
2	全国	840,835	6.8	1,372,755	11.1	1,512	1.8	704	0.8	17,278	20.1	8,188	9.5	9,090	10.6
	都	99,661	7.4	121,219	9.0	135	1.4	61	0.6	2,076	20.4	955	9.4	1,121	11.0
	区部	72,621	7.8	80,955	8.7	97	1.3	40	0.6	1,520	20.5	698	9.4	822	11.1
	中野	2,435	7.5	2,783	8.5	1	0.4	1	0.4	45	18.1	18	7.3	27	10.9
3	全国	811,604	6.6	1,439,809	11.7	1,398	1.7	657	0.8	16,277	19.7	8,086	9.8	8,191	9.9
	都	95,402	7.1	127,578	9.5	160	1.7	68	0.7	1,975	20.3	895	9.2	1,080	11.1
	区部	69,343	7.2	85,422	8.8	115	1.7	51	0.7	1,451	20.5	634	9.0	817	11.5
	中野	2,387	7.0	2,909	8.5	5	2.1	1	0.4	49	20.1	15	6.2	34	14.0

※令和3年は、厚生労働省「令和3年（2021）人口動態統計月報年計（概数）の概況」、及び中野区集計（概数）。

(各年1月～12月)

周産期死亡						婚姻		離婚		自然増加		合計特 殊出生 率
総数		妊娠第22週以 後の死産		早期新生児 死亡		実数	率	実数	率	実数	率	
実数	率	実数	率	実数	率							
6,881	5.8	5,362	4.5	1,519	1.3	798,138	6.4	264,246	2.10	228,894	1.8	1.36
566	5.7	423	4.2	143	1.4	87,360	7.2	27,032	2.24	16,360	1.4	1.07
359	5.5	265	4.1	94	1.4	61,995	7.6	19,151	2.36	6,123	0.8	—
9	4.5	7	3.5	2	1.0	2,295	7.4	690	2.23	△ 230	△ 0.7	0.77
5,149	4.8	4,058	3.8	1,091	1.0	714,265	5.7	261,917	2.08	21,266	△ 0.2	1.26
461	4.8	370	3.8	91	0.9	85,382	6.9	26,984	2.19	2,943	0.2	1.00
296	4.6	234	3.6	62	1.0	61,898	7.5	19,018	2.29	△ 982	△ 0.1	0.95
7	3.5	5	2.5	2	1.0	2,456	8.1	603	1.98	△ 360	△ 1.2	0.75
4,515	4.2	3,637	3.4	878	0.8	700,214	5.5	251,378	1.99	△ 125,708	△ 1.0	1.39
424	3.9	352	3.2	72	0.7	91,196	7.1	26,335	2.05	3,897	0.3	1.12
282	3.8	239	3.2	44	0.6	68,035	7.8	18,868	2.18	1,671	0.2	1.08
10	4.3	8	3.4	2	0.9	2,792	9.1	620	2.03	△ 323	△ 1.0	0.89
3,729	3.7	3,064	3.0	665	0.7	635,096	5.1	226,198	1.80	△ 284,772	△ 2.2	1.45
367	3.2	307	2.7	60	0.5	87,166	6.6	24,135	1.84	1,521	0.1	1.24
260	3.2	219	2.7	41	0.5	66,960	7.2	17,436	1.88	4,659	0.5	1.22
7	2.7	5	1.9	2	0.8	2,863	9.0	553	1.74	△ 79	△ 0.2	1.03
2,955	3.4	2,377	2.7	578	0.7	599,007	4.8	208,496	1.69	△ 515,854	△ 4.2	1.36
308	3.0	258	2.5	50	0.5	86,059	6.4	22,707	1.69	△ 19,052	△ 1.4	1.15
219	3.0	178	2.4	41	0.6	67,298	7.0	16,310	1.69	△ 7,578	△ 0.8	1.13
6	2.5	5	2.1	1	0.4	2,934	8.6	595	1.74	△ 440	△ 1.3	0.93
2,664	3.2	2,112	2.5	552	0.7	525,507	4.3	193,253	1.57	△ 531,920	△ 4.3	1.33
296	3.0	252	2.5	44	0.4	73,931	5.5	20,783	1.54	△ 21,558	△ 1.6	1.12
203	2.8	179	2.5	24	0.3	57,796	6.2	14,873	1.61	△ 8,334	△ 0.9	1.12
7	2.9	6	2.5	1	0.4	2,465	7.6	523	1.60	△ 348	△ 1.1	0.97
2,741	3.4	2,236	2.7	505	0.6	501,116	4.1	184,386	1.50	△ 628,205	△ 5.1	1.30
282	2.9	233	2.4	49	0.5	69,808	5.2	19,606	1.46	△ 32,176	△ 2.4	1.08
199	2.9	161	2.3	38	0.5	54,376	5.6	13,829	1.43	△ 16,079	△ 1.7	—
7	2.9	6	2.5	1	0.4	2,289	6.7	457	1.33	△ 522	△ 1.5	0.96

(2) 出生統計

令和3年の出生数は2,387人で、前年より48人減少し、令和2年は4年ぶりに増加に転じたが、再び減少となった。出生数が死亡数を下回るのは変わらず、平成29年以降、出生数が死亡数を下回っている。なお、出生率（人口千対）は7.0で、前年より0.5ポイント低下した。

合計特殊出生率は、昭和50年頃から低下し続け、平成16年・17年には0.75まで落ち込んだが、平成18年からは徐々に上昇し始め、平成28年には1.06となった。その後は徐々に下降し、令和3年は0.96で、前年より0.01ポイント低下した。なお、東京都は1.08、全国は1.30となっている。

※合計特殊出生率：15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの。一人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生涯の間に生むとした場合の子どもの数。

出生児数、性・出生児の体重・妊娠期間別

(令和3年1月～令和3年12月)

区 分		件 数	満27週 以下	満28 ～31週	満32 ～35週	満36 ～39週	満40 ～43週	満44週 以上	不 詳	
総 数	総 数	2,387	9	11	51	1,738	578	0	0	
	男	1,246	4	7	29	921	285	0	0	
	女	1,141	5	4	22	817	293	0	0	
低 体 重 児	総 数	259	9	11	43	185	11	0	0	
	男	118	4	7	23	79	5	0	0	
	女	141	5	4	20	106	6	0	0	
	1,000g未満	総数	12	9	2	1	0	0	0	0
		男	5	4	1	0	0	0	0	0
		女	7	5	1	1	0	0	0	0
	1,000～1,499g	総数	7	0	6	1	0	0	0	0
		男	6	0	5	1	0	0	0	0
		女	1	0	1	0	0	0	0	0
	1,500～1,999g	総数	34	0	3	20	11	0	0	0
		男	16	0	1	12	3	0	0	0
		女	18	0	2	8	8	0	0	0
	2,000～2,499g	総数	206	0	0	21	174	11	0	0
		男	91	0	0	10	76	5	0	0
		女	115	0	0	11	98	6	0	0
2,500～2,999g	総数	1,048	0	0	7	886	155	0	0	
	男	485	0	0	5	416	64	0	0	
	女	563	0	0	2	470	91	0	0	
3,000～3,499g	総数	898	0	0	1	587	310	0	0	
	男	529	0	0	1	377	151	0	0	
	女	369	0	0	0	210	159	0	0	
3,500～3,999g	総数	171	0	0	0	75	96	0	0	
	男	106	0	0	0	46	60	0	0	
	女	65	0	0	0	29	36	0	0	
4,000～4,499g	総数	11	0	0	0	5	6	0	0	
	男	8	0	0	0	3	5	0	0	
	女	3	0	0	0	2	1	0	0	
4,500g以上	総数	0	0	0	0	0	0	0	0	
	男	0	0	0	0	0	0	0	0	
	女	0	0	0	0	0	0	0	0	
不 詳	総数	0	0	0	0	0	0	0	0	
	男	0	0	0	0	0	0	0	0	
	女	0	0	0	0	0	0	0	0	

※中野区の集計（概数）

ア 低体重児の出生状況

出生体重が2,500g未満の低体重児の割合（出生千対）は、毎年100前後の割合で推移していたが、令和3年は108.5と近年と比べて高い割合となっている。

低体重児出生推移

区分	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
出生数	1,978	1,983	2,293	2,632	2,525	2,354	2,435	2,387
低体重児	203	196	226	266	238	223	205	259
出生割合	102.6	98.8	98.6	101.1	94.3	94.7	84.2	108.5

イ 母の年齢と出生順位

母の年齢階級別出生数は、平成8年には25～29歳、30～34歳、35～39歳の順であったが、平成9年からは、30～34歳、25～29歳、35～39歳の順となった。平成22年からは、30～34歳、35～39歳、25～29歳の順となっており、30歳代以上の出生数が増加傾向にある。

出生順位別の出生数では、第1子62.3%、第2子31.2%、第3子以上 6.5%となっている。

母の年齢階級別、出生順位数

(令和3年1月～令和3年12月)

出生順位	総数	第1子	第2子	第3子	第4子	第5子以上	不詳
総数	2,387	1,488	744	129	19	7	0
15歳未満	0	0	0	0	0	0	0
15～19	7	7	0	0	0	0	0
20～24	56	43	12	1	0	0	0
25～29	473	376	85	12	0	0	0
30～34	952	603	296	50	1	2	0
35～39	695	352	273	51	15	4	0
40～44	194	101	74	15	3	1	0
45～49	10	6	4	0	0	0	0
50歳以上	0	0	0	0	0	0	0
不詳	0	0	0	0	0	0	0

※中野区の集計（概数）

(3) 死亡統計

令和3年の中野区の死亡数は2,909人で、前年より126人増加した。死亡率（人口千対）は8.5で前年と同様であった。年齢階層で見ると65歳以上の死亡数は全体の88.0%、特に80歳以上は63.9%と死亡数の6割を占めている。

ア 死因統計

死亡者数、主要死因（死因分類）・年齢階級別

年 齢	総 数	男 女 別	再 掲																	04100 糖 尿 病	5100 血の 管認 性知 及症 び詳 細不 明		
			01200 結 核	02100 悪 性 新 生 物	再 掲																		
			02102 食 道	02103 胃	02104 結 腸	02105 直移 腸行 S部 状及 結び 腸直 腸	02106 肝 及 び 肝 内 胆 管	02107 胆 の の う 他 及 の 胆 道	02108 膵	02109 喉 頭 の 悪 性 新 生 物	02110 気 及 管 び ・ 肺 気 管 支	02112 乳 房	02113 子 宮	02114 卵 巢	02115 前 立 腺	02119 白 血 病	02121 C45 中 皮 腫 そ の 他						
総数	2,909	計 2,909	0	825	30	71	84	33	50	24	92	3	147	49	19	11	33	35	3	49	37	51	
		男 1,523	0	492	23	51	41	23	36	10	52	2	100	0	0	0	33	25	3	28	27	25	
		女 1,386	0	333	7	20	43	10	14	14	40	1	47	49	19	11	0	10	0	21	10	26	
0歳	5	2 3																					
1-4	0																						
5-9	1	1																					
10-14	1	1	1																				
15-19	1	1																					
20-24	10	4 6																				1	
25-29	6	4 2																					
30-34	8	7 1	1																				
35-39	17	9 8	2 1	1										1							1	1	
40-44	27	17 10	5 3			1			1		1							1				1	
45-49	40	26 14	5 9				1				1			1	3	2			1			1	
50-54	55	37 18	9 9			1	1	2						3		2					2		
55-59	81	53 28	18 19			3	1	2		2		3						1	1		2	1	
60-64	96	72 24	27 11			1	3	3	2	3		2		3				2	2		1	2	
65-69	136	96 40	45 30			3	3	6	4		2	7		8	8			1	1		4	3	
70-74	279	192 87	71 49			4	10	4	7	6		11		8	11	3	1	5	3	1	2	7	4
75-79	287	202 85	85 25			5	11	6	4	2	2	8	2	28				1	3	2	6	3	2
80-84	375	229 146	73 44			4	11	1	1	5	1	5		29				4	2		1	4	2
85-89	595	299 296	64 71			2	5	8	2	7	2	4		10				7	1		7	1	5
90-94	533	189 344	37 39			5	3	1	3	1	3			7				7	2		2	2	7
95-99	280	71 209	10 21			1	3	1	2		2			3				2					5
100-	76	12 64	4 2				1	1			1			3	1			3	1		2		3
不詳	0																						

※死因分類は、平成7年1月からWHOが定めた第10回修正国際疾病分類を基準とした「選択死因分類」を摘要

主な死因の死亡率（人口10万対）は、悪性新生物(240.4)、心疾患(125.3)、老衰(100.2)、脳血管疾患(54.2)、肺炎(31.5)の順で前年同様だった。

悪性新生物では、肺がん、大腸がん、膵がん、胃がんが多く、心疾患では虚血性心疾患が、脳血管疾患では脳梗塞が多くなっている。また、年齢階層別の主な死因をみると、若年層では自殺が多く、中高年では悪性新生物、年齢が高くなるにつれ心疾患、脳血管疾患が多くなっている。

(令和3年1月～令和3年12月)

09100	09200	再掲				09300	再掲			09400	10100	10200	10400	10500	10600	再掲 10601	11300	14200	18100	20100	20200	20200 U07.1	その 他の 全死 因
		09202	09203	09206	09207		09301	09302	09303														
高血 圧性 疾患	心 疾高 患血 圧性 を 除 く	急 性 心 筋 梗 塞	虚 血 性 心 疾 患	不 伝 導 系 障 害 及 び 心 不 全	脳 血 管 疾 患	く も 膜 下 出 血	脳 内 出 血	脳 梗 塞	大 動 脈 瘤 及 び 解 離	イ ン フ ル エ ン ザ	肺 炎	慢 性 閉 塞 性 肺 疾 患	喘 息	そ 疾 の 患 他 の 呼 吸 器 系 の	誤 嚥 性 肺 炎	肝 疾 患	腎 不 全	老 衰	不 慮 の 事 故	自 殺	20200 コ 症 口 2 ナ 0 ウ 1 イ 9 ル ※ ス 感 1 染		
25	430	44	169	35	135	186	22	63	99	44	0	108	28	2	163	104	55	41	344	73	48	83	471
15	200	22	93	12	55	87	13	23	49	21	0	60	23	0	96	59	46	21	110	42	24	54	285
10	230	22	76	23	80	99	9	40	50	23	0	48	5	2	67	45	9	20	234	31	24	29	186
																							2
																							3
																							1
																					1		
										1											1		2
																					1	1	2
																					1	2	2
	1	1				1	1													1		1	3
						1	1													1	1	1	3
																	1				1	1	4
1	2		2			1			1								1				2	2	4
	2				2	1			1												3	1	1
	3	1	2			3	2		1								3			1	5	1	4
	2	2				2	2		1								2			1	1	1	1
	1			1		3	2	1	1	3		1				1				3	3	3	8
	2	1	1			4		4				1				4				4	4	5	10
						1	1					1				1				1	1	4	4
1	14	2	9	1	2	2	1	1							1		6	1		3	1	3	11
	3		1			3	1	2								2					1	1	3
	15	1	11		3	6			6	2					1		5			3		2	14
	2		1			2		1	1				1									2	3
	21	8	8	2		9	2	4	3	2		4	2		8	5	8	4		5	2	4	41
1	6	1	5			6	1	3	2	3		3			4					4	1	3	6
	17	1	11		5	6		3	3	4		9	11		14	5	5	2	2	1	2	6	32
	15	2	8		3	4		4	2	2		2	1	1	4	1	1	2	5	3	3	15	
3	29	1	13	2	13	12		2	9	1		10	8		21	13	3	4	17	2	2	4	34
3	24	2	13	2	5	10	1	7	2	3		7			5	2	3	4	5	1	7	24	
2	47	3	14	5	15	22	3	5	14	5		21	2		20	10	1	5	30	11	1	7	55
3	53	7	24	3	17	22		10	12	6		12	1		21	13	1	4	35	4		5	51
	23		7	1	12	15	1	3	10	2		11			22	17		3	39	4		2	22
2	71	4	20	9	28	26	2	7	17	8		8			21	18	2	9	91	10		4	42
	8	1	1	1	4	3		1	2			3			9	9	1	2	20			1	9
1	41	4	2	8	17	15	2	3	10			13	2		10	9	2	71	3			2	23
	2				1					1									2				1
	12	2	2		8	5		1	4	1		2		1	2	2			28				7

※中野区の集計（概数）

※注1 「コロナウイルス感染症2019、ウイルスが同定されたもの」を指す（「疾病及び関連保健問題の国際統計分類第10回改訂」より）

死因順位別年次推移

年次	区分	第1位	第2位	第3位	第4位	第5位
53	全 国	脳血管疾患 (146.2)	悪性新生物 (131.3)	心疾患 (93.3)	肺炎及び 気管支炎 (30.3)	不慮の事故 (26.2)
	東京都	悪性新生物 (119.0)	脳血管疾患 (112.2)	〃 (71.7)	〃 (25.8)	自 殺 (15.8)
	中野区	〃 (124.8)	〃 (111.0)	〃 (66.6)	〃 (24.4)	慢性肝疾患 (18.0)
63	全 国	悪性新生物 (168.4)	心疾患 (129.4)	脳血管疾患 (105.5)	肺炎及び 気管支炎 (51.6)	不慮の事故 (24.8)
	東京都	〃 (158.4)	〃 (106.1)	〃 (89.3)	〃 (48.7)	〃 (16.0)
	中野区	〃 (154.5)	〃 (116.5)	〃 (104.1)	〃 (49.5)	腎炎及び ネフローゼ (14.9)
10	全 国	悪性新生物 (226.7)	心疾患 (114.3)	脳血管疾患 (110.0)	肺 炎 (63.8)	不慮の事故 (31.1)
	東京都	〃 (216.3)	〃 (106.2)	〃 (96.6)	〃 (59.7)	自 殺 (23.1)
	中野区	〃 (242.0)	〃 (102.5)	〃 (91.0)	〃 (72.4)	〃 (26.5)
20	全 国	悪性新生物 (272.2)	心疾患 (144.4)	脳血管疾患 (100.8)	肺 炎 (91.5)	不慮の事故 (30.2)
	東京都	〃 (249.6)	〃 (122.2)	〃 (82.5)	〃 (75.6)	老 衰 (22.2)
	中野区	〃 (231.0)	〃 (130.5)	〃 (79.9)	〃 (69.0)	自 殺 (24.5)
30	全 国	悪性新生物 (300.7)	心疾患 (167.6)	老 衰 (88.2)	脳血管疾患 (87.1)	肺 炎 (76.2)
	東京都	〃 (255.8)	〃 (136.5)	〃 (71.0)	〃 (65.4)	〃 (59.3)
	中野区	〃 (222.1)	〃 (125.1)	〃 (64.8)	〃 (60.9)	〃 (54.1)
1	全 国	悪性新生物 (304.2)	心疾患 (167.9)	老 衰 (98.5)	脳血管疾患 (86.1)	肺 炎 (77.2)
	東京都	〃 (254.2)	〃 (137.8)	〃 (78.6)	〃 (66.2)	〃 (60.9)
	中野区	〃 (223.4)	〃 (133.6)	〃 (71.0)	〃 (55.3)	〃 (48.2)
2	全 国	悪性新生物 (306.6)	心疾患 (166.6)	老 衰 (107.3)	脳血管疾患 (83.5)	肺 炎 (63.6)
	東京都	〃 (253.8)	〃 (135.8)	〃 (86.4)	〃 (65.0)	〃 (48.3)
	中野区	〃 (224.8)	〃 (127.4)	〃 (68.7)	〃 (59.0)	〃 (35.4)
3	全 国	悪性新生物 (310.7)	心疾患 (174.8)	老 衰 (123.8)	脳血管疾患 (85.2)	肺 炎 (59.6)
	東京都	〃 (255.1)	〃 (140.8)	〃 (103.7)	〃 (66.2)	〃 (43.5)
	中野区	〃 (240.4)	〃 (125.3)	〃 (100.2)	〃 (54.2)	〃 (31.5)

死因の分類は、昭和54年から平成6年まで第9回修正国際疾病分類に、平成7年から平成28年まで第10回修正国際疾病分類「ICD-10（2003年版）」に、平成29年は「ICD-10（2013年版）」に準拠。「誤嚥性肺炎」は平成29年より死因順位に用いる分類項目に追加された。（ ）内は死亡率、人口10万対比。

年次	区分	第6位	第7位	第8位	第9位	第10位
53	全国	老 衰 (28.4)	自 殺 (17.6)	高血圧性疾患 (16.4)	肝硬変 (14.0)	糖尿病 (8.5)
	東京都	不慮の事故 (14.2)	高血圧性疾患 (13.4)	肝硬変 (11.9)	老 衰 (11.3)	// (7.9)
	中野区	自 殺 (16.4)	肝硬変 (12.8)	不慮の事故 (12.2)	// (12.2)	// (7.5)
63	全国	老 衰 (21.6)	自 殺 (18.7)	慢性肝疾患及び肝硬変 (13.9)	腎炎及びネフローゼ (13.0)	高血圧性疾患 (8.4)
	東京都	自 殺 (15.2)	慢性肝疾患及び肝硬変 (14.1)	腎炎及びネフローゼ (11.8)	老 衰 (10.1)	糖尿病 (7.6)
	中野区	// (14.9)	不慮の事故 (12.4)	慢性肝疾患及び肝硬変 (10.9)	糖尿病 (10.6)	高血圧性疾患 (7.6)
10	全国	自 殺 (25.4)	老 衰 (17.1)	腎不全 (13.3)	肝疾患 (12.9)	糖尿病 (10.0)
	東京都	不慮の事故 (19.5)	肝疾患 (14.9)	// (11.3)	老 衰 (10.3)	// (9.8)
	中野区	// (20.6)	// (13.8)	老 衰 (10.2)	腎不全 (9.5)	大動脈瘤及び解離 (9.2)
20	全国	老 衰 (28.5)	自 殺 (24.0)	腎不全 (17.9)	肝疾患 (12.9)	慢性閉塞性肺疾患 (12.3)
	東京都	自 殺 (22.1)	不慮の事故 (20.5)	肝疾患 (13.7)	腎不全 (13.1)	糖尿病 (10.5)
	中野区	老 衰 (22.6)	// (20.0)	// (13.4)	// (13.0)	慢性閉塞性肺疾患 (11.5)
30	全国	不慮の事故 (33.2)	誤嚥性肺炎 (31.0)	腎不全 (21.0)	①血管性及び詳細不明 (16.5)	自殺 (16.1)
	東京都	誤嚥性肺炎 (22.4)	不慮の事故 (21.9)	自殺 (15.2)	腎不全 (14.9)	大動脈瘤及び解離 (14.8)
	中野区	// (20.7)	自殺 (16.9)	不慮の事故 (15.4)	①血管性及び詳細不明 (13.9)	肝疾患 (12.7)
1	全国	誤嚥性肺炎 (32.6)	不慮の事故 (31.7)	腎不全 (21.5)	①血管性及び詳細不明 (17.3)	アルツハイマー病 (16.8)
	東京都	// (22.3)	// (21.7)	// (15.4)	// (14.5)	自殺 (14.3)
	中野区	// (22.8)	// (21.0)	// (14.0)	// (14.0)	肝疾患 (12.9)
2	全国	誤嚥性肺炎 (34.6)	不慮の事故 (30.9)	腎不全 (21.8)	アルツハイマー病 (16.9)	①血管性及び詳細不明 (16.9)
	東京都	// (25.7)	// (23.1)	// (15.4)	自殺 (14.9)	肝疾患 (14.4)
	中野区	// (23.4)	// (21.3)	自殺 (17.2)	肝疾患 (16.4)	①血管性及び詳細不明 (14.3)
3	全国	誤嚥性肺炎 (40.3)	不慮の事故 (31.2)	腎不全 (23.4)	アルツハイマー病 (18.7)	①血管性及び詳細不明 (18.2)
	東京都	// (30.5)	// (20.8)	// (17.1)	自殺 (15.8)	// (14.7)
	中野区	// (30.3)	// (21.3)	肝疾患 (16.0)	①血管性及び詳細不明 (14.9)	自殺 (14.0)

令和3年について、全国分は厚生労働省「令和3年(2021)人口動態統計月報年計(概数)の概況」、東京都分は東京都福祉保健局「人口動態統計年報速報(概数)令和3年」、中野区分は区の集計(概数)による。

①血管性及び詳細不明の認知症

※新型コロナウイルス感染症 全国(13.6)、東京都(20.8)、中野区(24.2)

イ 新生児・乳児死亡

乳児死亡とは、生後1年未満の死亡であり、このうち4週未満の死亡を新生児死亡、1週未満の死亡を早期新生児死亡という。乳児の生存は、母体の健康状態、養育条件などの影響を強く受けるので、乳児死亡率は、地域及び社会全体の保健水準を反映する重要な指標のひとつと考えられている。

令和3年の中野区の乳児死亡数は5人で、乳児死亡率は2.1であった。

全国の乳児死亡率は1.7、東京都は1.7となっている。

乳児死亡数、生存期間・死因（疾病分類・小分類）別（概数） （令和3年1月～令和3年12月）

主 な 死 因	総 数	乳児死亡			
		総 数	新生児死亡		28日以上 1年未満
			0～6日 早期新生 児死亡	7～27日 後期新生 児死亡	
総 数	5	1	1	0	4
Ba26 出生児仮死	1	1	1	0	0
Ba45 その他のすべての疾患	4	0	0	0	4

ウ 周産期死亡

周産期死亡とは、妊娠満22週以後の死産と生後1週未満の早期新生児死亡をあわせたものをいい、周産期死亡率は出産（出生数＋妊娠満22週以後の死産数）千人当たりの周産期死亡数で表す。

これらの2つの死亡は母体の健康状態に強く影響を受けるため「出生をめぐる死亡」という意味で重要な指標の一つである。日本は世界的にみても低率国の中に属している。

中野区の妊娠満22週以後の死産数は6件、早期新生児死亡は1件、周産期死亡率は2.9とすべて前年と同様であった。

周産期死亡数、母の年齢階級別（概数） （令和3年1月～令和3年12月）

	総数	15歳 未満	15～ 19	20～ 24	25～ 29	30～ 34	35～ 39	40～ 44	45～ 49	50歳 以上	年齢 不詳
総 数	7	0	0	0	1	3	3	0	0	0	0
妊娠満22週以後の死産	6	0	0	0	1	2	3	0	0	0	0
早期新生児死亡	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0

エ 死産

死産とは、妊娠満12週以後の死児の出産をいい、自然死産と人工死産に分けられる。

令和3年の死産数は49件で、前年より4件増加した。

母の年齢階級別では、20代後半から30代にかけてが最も多くなっている。

死産数、妊娠期間・性・自然－人工別（概数）

（令和3年1月～令和3年12月）

自然－人工別	総 数				妊娠満12～27週				妊娠28週以上			
	総数	男	女	不詳	総数	男	女	不詳	総数	男	女	不詳
総 数	49	18	13	18	43	17	8	18	6	1	5	0
自然死産	15	5	5	5	9	4	0	5	6	1	5	0
人工死産	34	13	8	13	34	13	8	13	0	0	0	0

死産数、母の年齢階級別（概数）

（令和3年1月～令和3年12月）

自然－人工別	総数	15歳	15～	20～	25～	30～	35～	40～	45～	50歳	年齢
		未満	19	24	29	34	39	44	49	以上	不詳
総 数	49	0	4	4	11	11	11	8	0	0	0
自然死産	15	0	0	1	1	3	7	3	0	0	0
人工死産	34	0	4	3	10	8	4	5	0	0	0

オ 人工妊娠中絶

保健所では母体保護法指定の医師から人工妊娠中絶実施報告（区民以外を含む）を受けている。

人工妊娠中絶の件数は、平成15年の1,385件をピークに年々減り続けている。令和3年は86件で、前年より20件減少した。

人工妊娠中絶報告数（年齢階級・妊娠週数別内訳）

（令和3年1月～令和3年12月）

妊娠週(月) 数	総数	20歳	20～	25～	30～	35～	40～	45歳
		未満	24歳	29歳	34歳	39歳	44歳	以上
	86	8	18	22	21	8	8	1
満7週以内(第2月以内)	51	3	8	15	12	6	6	1
満11週以内(第3月以内)	19	2	5	5	4	2	1	0
満15週以内(第4月以内)	2	0	0	0	2	0	0	0
満19週以内(第5月以内)	8	0	5	1	2	0	0	0
満21週以内(第6月以内)	6	3	0	1	1	0	1	0

5 スポーツ施設概要

(1) 総合体育館（キリンレモン スポーツセンター）

所在地：新井三丁目37番78号

電話：5860-0024

開設年月日：令和2(2020)年10月1日

規模：地下2階 地上3階 延床面積 12,491㎡

施設	規模	内容
メインアリーナ	1,750㎡ (39m×45m)	バスケットボールコート2面 観客席
サブアリーナ	800㎡ (21m×38m)	バスケットボールコート1面 観客席
多目的室1	300㎡	壁面ミラー
多目的室2	96㎡	壁面ミラー
武道場1	256㎡	
武道場2	256㎡	
トレーニングルーム	300㎡	クライミングウォール併設
ランニングコース	約190m	
会議室1/会議室2	28㎡/96㎡	定員10人/定員48人
平和資料展示室	70㎡	
カフェ	83㎡	
駐車場		普通車43台、バイク10台

施設利用実績

年度		2			3		
		利用人数 (人)	利用件数 (件)	稼働率 (%)	利用人数 (人)	利用件数 (件)	稼働率 (%)
メインアリーナ	団体利用	11,587	709	52.9	57,182	1,388	67.1
サブアリーナ		7,573	321	58.4	16,108	1,019	69.7
多目的室1		4,132	700	30.1	8,554	2,062	34.9
多目的室2		1,608	263	37.6	6,763	841	57.7
武道場1		6,458	417	37.8	11,647	758	47.0
武道場2		3,384	300	27.8	8,814	683	39.0
会議室1		1,082	102	8.7	1,164	207	12.8
会議室2		770	259	7.4	3,938	545	15.6
トレーニングルーム		個人利用	25,972	170	100.0	37,583	238
ランニングコース	1,235		170	100.0	1,879	238	100.0
個人開放	11,160		1,395	100.0	12,736	1,989	100.0
合計		74,961	4,806	31.2	166,368	9,968	40.9

※利用件数は、各時間帯を1件として、また、メインアリーナ、多目的室1及び会議室2（団体）は1面を1件として算出。

トレーニングルーム及びランニングコースの利用件数は開場日数、利用人数は、延べ人数で算出。

(2) 上高田運動施設

所在地：上高田五丁目6番1号

電話：3385-8900

開設年月日：平成11(1999)年6月1日

施設	規模	内容
野球場	2面 11,137.97㎡	軟式野球、ソフトボール 人工芝、ナイター設備
庭球場	4面 2,716.17㎡	軟式・硬式併用 人工クレイ、ナイター設備
駐車場	1,195.61㎡	32台
会議室	35.77㎡	机8台、椅子24脚、ホワイトボード、卓球台1台

施設利用実績

年度		31			2			3		
		利用人数 (人)	利用件数 (件)	稼働率 (%)	利用人数 (人)	利用件数 (件)	稼働率 (%)	利用人数 (人)	利用件数 (件)	稼働率 (%)
野球場	一般	32,794	3,612	68.3	31,147	3,221	63.7	35,433	3,603	64.6
	団体	19,055	1,403		11,514	732		16,823	1,132	
庭球場	一般	27,046	11,532	94.3	27,411	11,368	96.5	30,697	12,919	95.3
	団体	16,295	3,517		11,971	2,157		13,482	2,447	
会議室	一般	663	135	28.7	601	158	33.3	540	138	29.4
	団体	1,656	174		913	112		1,291	149	
合計		97,509	20,373	83.5	83,557	17,748	84.4	98,266	20,388	83.4

※一般：社会教育団体以外の区民の団体・一般の団体等、団体：社会教育団体

野球場、庭球場ともに1時間を1件として算出。

利用人数は、延べ人数で算出。

(3) 哲学堂運動施設

所在地：松が丘一丁目34番28号

電話：3951-2515

開設年月日：公園 昭和21(1946)年10月26日

野球場・庭球場 昭和21(1946)年10月26日

弓道場 平成7(1995)年4月14日

施設	規模	内容
公園	52,494.08㎡	集会場（霊明閣）、四聖堂、宇宙館 六賢台、無尽蔵、絶対城
野球場	2面 12,858.7㎡	軟式野球、ソフトボール 人工芝、ナイター設備
庭球場	6面 4,357㎡	軟式・硬式併用 人工芝、ナイター設備
弓道場	895㎡	射場、5射立、矢道、指導者室、巻藁室 更衣室、会議室（定員 約20人）

施設利用実績

年度	31			2			3			
	利用人数 (人)	利用件数 (件)	稼働率 (%)	利用人数 (人)	利用件数 (件)	稼働率 (%)	利用人数 (人)	利用件数 (件)	稼働率 (%)	
野球場	一般	9,864	964	47.7	16,398	1,774	50.7	35,160	3,528	52.1
	団体	1,728	114		2,997	194		7,042	382	
庭球場	一般	60,804	24,545	98.7	54,170	20,808	98.1	63,444	24,460	98.3
	団体	2,892	868		1,574	468		1,851	581	
弓道場	一般	6,035	448	100.0	4,718	386	100.0	5,148	450	98.9
	団体	13,830	569		7,457	413		8,570	502	
会議室	一般	251	19	48.1	110	13	46.9	70	6	47.3
	団体	12,176	497		6,784	362		7,770	449	
合計		107,580	28,024	93.1	94,208	24,418	89.9	129,055	30,358	87.0

※一般：社会教育団体以外の区民の団体・一般の団体等、団体：社会教育団体
 野球場、庭球場ともに1時間を1件として算出。
 利用人数は、延べ人数で算出。

(4) 妙正寺川公園運動広場

所在地：松が丘一丁目33番
 電話：3951-2515
 開設年月日：平成10(1998)年2月1日

※中野区と新宿区による共同設置。
 毎月1日～15日は中野区の利用日、16日～月末は新宿区の利用日。

施設	規模	内容
広場	9,600㎡ (競技場 6,000㎡)	野球(小学生以下)、ソフトボール、サッカー ダスト舗装

施設利用実績

年度	31			2			3		
	利用人数 (人)	利用件数 (件)	稼働率 (%)	利用人数 (人)	利用件数 (件)	稼働率 (%)	利用人数 (人)	利用件数 (件)	稼働率 (%)
中野区	15,480	263	49.9	10,951	219	41.2	13,887	256	44.3
新宿区	11,286	221	37.5	7,440	167	34.2	11,320	244	37.5

※新宿区の利用日分は、毎月16日から月末までを集計。
 利用人数は、延べ人数で算出。

(5) 中部スポーツ・コミュニティプラザ

所在地：中央三丁目19番1号

電話：3363-0608

開設年月日：平成27(2015)年4月1日

規模：地上2階 延床面積 1,133 m²

施設	規模	内容
体育館	462.57m ²	バスケットボールコート1面
多目的ルーム	82.40m ²	壁面ミラー (1面)
屋外運動広場	1170.52m ²	フットサルコート1面
トレーニングルーム	198.64m ²	

施設利用実績

年度		31			2			3		
		利用人数 (人)	利用件数 (件)	稼働率 (%)	利用人数 (人)	利用件数 (件)	稼働率 (%)	利用人数 (人)	利用件数 (件)	稼働率 (%)
体育館	団体利用	20,209	1,365	82.0	12,012	1,140	81.1	15,652	1,310	87.9
多目的ルーム	団体利用	9,599	1,414	84.9	6,156	995	70.8	7,499	1,230	82.6
屋外運動広場	団体利用	11,703	1,032	62.0	11,022	771	54.7	14,507	1,123	67.9
トレーニングルーム	個人利用	9,393	306	100.0	8,820	269	100.0	10,991	333	100.0
合計		50,904	4,117	77.7	38,010	3,175	70.7	48,649	3,996	80.4

※利用件数は、各時間帯を1件として算出。

トレーニングルームの利用件数は開場日数。

利用人数は、延べ人数で算出。

(6) 南部スポーツ・コミュニティプラザ

所在地：弥生町五丁目11番26号

電話：5340-7881

開設年月日：平成28(2016)年7月19日

規模：地上2階地下1階 延床面積 2,552.45 m²

施設	規模	内容
体育館	678.15m ²	バスケットボールコート1面
多目的ルーム	87.67m ²	壁面ミラー (1面)
温水プール	630.19m ²	25m×6コース
トレーニングルーム	155.88m ²	

施設利用実績

年度		31			2			3		
		利用人数 (人)	利用件数 (件)	稼働率 (%)	利用人数 (人)	利用件数 (件)	稼働率 (%)	利用人数 (人)	利用件数 (件)	稼働率 (%)
体育館	団体利用	16,622	1,807	90.2	12,094	1,380	90.6	15,059	1,477	90.6
多目的ルーム	団体利用	4,909	1,574	78.5	3,157	1,173	77.0	3,913	1,296	79.4
温水プール	団体利用	1,220	318	35.8	635	293	50.9	810	1,078	33.4
	個人利用	33,983	298	100.0	28,982	264	100.0	34,953	290	100.0
トレーニングルーム	個人利用	30,412	304	100.0	19,294	269	100.0	22,335	297	100.0
合計		87,146	4,301	78.2	64,162	3,379	81.3	77,070	4,438	62.7

※利用件数は、各時間帯を1件として算出。

トレーニングルーム及び温水プールの個人利用件数は開場日数。

利用人数は、延べ人数で算出。

(7) 鷺宮スポーツ・コミュニティプラザ

所在地：白鷺三丁目1番13号

電話：3337-1771

開設年月日：平成31(2019)年4月1日

規模：地下2階 地上2階 延床面積 4,595㎡

施設	規模	内容
体育館	825㎡	バスケットボールコート1面
温水プール	25m×15m	25m×7コース
子ども用プール	100㎡	水深60cm
多目的ルーム	93㎡	フローリング仕上げ、壁面ミラー(1面)
第1会議室	64㎡	定員30人
ミーティングルーム	65㎡	アップライト型ピアノ、防音仕様

施設利用実績

年度		31			2			3		
		利用人数 (人)	利用件数 (件)	稼働率 (%)	利用人数 (人)	利用件数 (件)	稼働率 (%)	利用人数 (人)	利用件数 (件)	稼働率 (%)
体育館	団体利用	6,537	1,255	88.5	3,746	292	77.2	4,569	1,098	94.5
	個人利用	60,800	314	100.0	44,009	276	100.0	57,218	291	100.0
温水プール	団体利用	6,125	6,067	63.1	5,693	200	81.3	7,728	216	83.1
多目的ルーム	団体利用	6,376	1,334	80.1	4,440	603	70.6	4,246	1,082	81.0
第1会議室	団体利用	2,812	974	73.5	2,397	322	57.0	2,420	782	76.9
ミーティングルーム	団体利用	5,019	841	60.6	3,645	767	70.5	3,816	911	77.8
合計		87,669	10,785	68.6	63,930	2,460	72.2	79,997	4,380	83.7

※利用件数は、各時間帯を1件として、また、体育館(団体)は半面を1件として算出。

温水プール(団体)は1コース1時間を1件として算出。温水プール(個人)の個人利用件数は開場日数。

利用人数は、延べ人数で算出。

中野区健康福祉部事業概要

令和4年（2022年）9月

発行／中野区

編集／中野区健康福祉部 福祉推進課 庶務係

〒164-8501 中野区中野 4-8-1

電話 03-3228-8829

ファクス 03-3228-5662

中野区ホームページ <https://www.city.tokyo-nakano.lg.jp>